

# 第1編 総 則

## 第1章 計画の目的と編成

### 第1節 地域防災計画の概要

- 本県の地形は、周囲を3,000m級の峰々に囲まれ急峻な箇所が多く、地震、暴風、豪雨、地滑りなど極めて多種の自然災害が発生しやすい自然条件下にある。
- また、近年の社会・産業構造の多様化に伴い、大規模災害の発生についても、その危険性が指摘されている。
- 災害の軽減には、恒久的な災害対策と災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）の効果的対応が重要であるが、これらは一朝一夕に成せるものではなく、国、地方公共団体、公共機関、住民それぞれが防災に向けて積極的かつ計画的な行動と相互協力の地道な積み重ねにより達成するものである。
- これらを踏まえ、「山梨県地域防災計画」（以下「防災計画」という。）は、災害対策基本法第40条の規定に基づき、本県の防災に関する基本的事項を総合的に定め、住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的に、山梨県防災会議が策定する計画である。
- この防災計画の構成は、5編からなる。

- 第1編 総 則
- 第2編 一般災害編
- 第3編 地 震 編
- 第4編 火 山 編
- 第5編 資 料 編

## 第2章 防災計画の性格

- この防災計画は、県、市町村及び防災関係機関の防災業務の実施責任を明確にするとともに、これら関係機関相互の密接な連絡調整を図るために必要な基本的事項を示すものであり、その実施細目、マニュアル(実践的応急活動要領)等については、別途それぞれの機関の果たすべき役割、地域等の実態を踏まえつつ関係機関が定める。
- この防災計画は、中央防災会議の定める「防災基本計画」、「富士山火山広域防災対策基本方針」、関係省庁の「防災業務計画」及び被害想定調査等を踏まえ、さらに阪神淡路大震災や東日本大震災を教訓に、震度7を視野にいたした見直しを行うものであり、今後必要に応じ修正を加え内容の充実を期すものとする。
- 強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法第13条において、国土強靱化地域計画を国土強靱化地域計画以外の国土強靱化に係る当該都道府県の計画等の指針となるべきものとして定めることができると規定されている。県では平成27年12月に国土強靱化地域計画である「山梨県強靱化計画」を策定した。このため、山梨県強靱化計画の基本目標である、「人命の保護が最大限図られること」「社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること」「県民の財産及び公共施設に係る被害の最小化」「迅速な復旧・復興」を踏まえ、防災計画の作成及びこれに基づく防災対策の推進を図るものとする。
- 指定地方行政機関、指定公共機関及び地方公共団体の防災担当部局はこれら防災計画を効果的に推進するため、他部局との連携また機関間の連携を図りつつ、次の事項を実行するものとする。
  - ・ 各種防災対策のマニュアルの作成や防災訓練等を通じた防災計画の職員への周知徹底
  - ・ 防災対策、マニュアルの定期的な点検
  - ・ 他計画(開発計画等)に対する防災の観点からのチェック
- この防災計画が効果的に推進されるためには、防災関係機関の職員のみならず、県民の防災に関する自覚と自発的協力を得ることが重要であり、指定公共機関及び地方公共団体は、県民等の防災意識の高揚に一層の努力を傾注するものとする。

### 第3章 防災の基本理念及び施策の概要

- 防災とは、災害が発生しやすい自然条件下にあって、人口の集中、高度化した土地利用、増加する危険物等の社会的条件をあわせもつ我が県県土、並びに県民の生命、身体及び財産を災害から保護する、行政上最も重要な施策である。

災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念としていく必要がある。
- いつどこでも起こりうる災害による人的被害、経済被害を軽減し、安全・安心を確保するためには、行政による公助はもとより、個人々の自覚に根ざした自助、身近な地域コミュニティ等による共助が必要である。このため、国が決定した国民運動の推進の主旨を踏まえ、個人や家庭、地域、企業、団体等社会の様々な主体が連携して日常的に減災のための行動と投資を息長く行い、その推進に当たっては、時機に応じた重点課題を設定し課題解決に積極的に取り組むとともに、関係機関等の連携の強化を図ることが必要である。
- 災害対策の実施に当たっては、関係機関はそれぞれの果たすべき役割を的確に実施していくとともに、相互に密接な連携を図るものとする。併せて住民一人一人が自ら行う防災活動や、地域の防災力向上のために自主防災組織や地域の事業者等が連携して行う防災活動を促進することで、関係機関、住民等が一体となって最善の対策を取る必要がある。
- 平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、国内観測史上最大のモーメントマグニチュード9.0を記録し、地震により発生した大津波や原子力発電所の事故は、東北地方及び関東地方の太平洋沿岸部に甚大な被害をもたらした。本県においては、切迫性が指摘されている南海トラフ地震（東海地震）をはじめ、断層型地震などの大規模地震や富士山噴火などの大規模災害の発生が懸念されることから、日頃から県民の生命と暮らしを守るための備えをしておかなければならない。このため、東日本大震災など、多くの大災害の様々な教訓を生かすとともに、本県の地域特性や災害史を踏まえ、災害による被害を最小限にとどめられるよう、具体的な防災施策を実施していく必要がある。
- 男女双方の視点に配慮した防災を進めるため、防災に関する政策等の決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立することが必要である。
- 防災には、時間の経過とともに災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興の3段階があり、それぞれの段階において国、地方公共団体、公共機関、住民等が一体となって最善の対策をとることが被害の軽減につながる。

なお、災害の規模によっては、ハード対策だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから、ソフト施策を可能な限り進め、ハード・ソフトを組み合わせ一体的に災害対策を推進するものとする。
- 災害に対する備えとして、県、市町村、公共機関等の災害予防責任者は、法令又はそれぞれ防災計画の定めるところにより、必要な物資及び資材の備蓄を図るとともに、応援・受援体制の確立に向け、相互応援に対する協定の締結、共同防災訓練の実施その他必要な措置を講じ、円滑な相互応援が図られるよう努めるものとする。

- 新型コロナウイルス感染症流行時の経験も踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する必要がある。

各段階における基本理念及びこれにのっとり実施すべき施策の概要は以下のとおりである。

## 1 災害予防

- ・ 災害に強い県土づくりを実現するため、主要交通・通信機能の強化、治山治水事業及び市街地再開発事業等による災害に強い県土の形成、並びに公共施設、ライフライン機能の安全性の確保等を行う。
- ・ 災害時の災害応急対策及びその後の災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うため、平常時から施設・設備・資機材等の整備・充実、食料・飲料水等の備蓄、関係機関（民間企業、ボランティア、NPO及びNGO等を含む）相互の協力体制の構築に向けた、共同での実践的な訓練や研修、及び協定の締結等を行う。
- ・ 県民の防災活動を促進するため、県民への防災思想・防災知識の普及、防災教育・防災訓練の実施、過去の災害から得られた教訓を伝承する活動の支援、並びに自主防災組織の育成強化、ボランティア活動の環境整備・連携体制の強化、事業継続体制の構築等企業防災の促進等を行う。
- ・ 公共交通機関が運行を停止した場合、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生することから、「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策に対する基本原則や安否確認手段について平常時から積極的に広報するものとする。また、企業等に対して、従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、必要な物資の備蓄等を促すなど、帰宅困難者対策を行なう。
- ・ 複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難となる事象）の発生可能性を認識し、防災体制の構築に努める。

## 2 災害応急対策

- ・ 南海トラフ地震に関連する情報等の伝達、県民の避難誘導及び所管施設の緊急点検等の災害未然防止活動を行う。
- ・ 災害が発生するおそれがある場合は災害の危険予測を、発災直後は被害規模の把握を、それぞれ早期に行うとともに、情報の迅速な収集及び伝達、並びにそのための通信手段の確保を行う。
- ・ 被災による市町村の行政機能の低下等により被災状況の把握等が行えないと認められる場合、県は被災情報の収集に意を用いる。
- ・ 災害応急対策を総合的、効果的に行うため関係機関の活動体制の確立、並びに他関係機関等との連携による応援・受援体制の確立を行う。
- ・ 県は必要に応じ、市町村内における保健衛生活動を円滑に行うための総合調整等に努める。
- ・ 県は必要に応じ、被災都道府県の被災地域内における保健衛生活動及びその活動を円滑に行うための総合調整等の支援に努める。
- ・ 災害の拡大を防止するための消火・水防等の災害防止活動を行う。
- ・ 被災者のニーズに柔軟かつ機敏に対応するとともに、高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者（以下、「要配慮者」という。）に配慮するなど、被災者の年齢、性別、障害の有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応する。
- ・ 被災者に対する救助・救急活動と負傷者に対する迅速かつ適切な医療活動を行う。

- ・ 円滑な救助・救急、医療及び消火活動等を支え、また被災者に緊急物資を供給するため、交通規制、施設の応急復旧、道路啓開等による交通の確保、並びに優先度を考慮した緊急輸送等を行う。
- ・ 被災者について避難先から安全な指定避難所への誘導、指定避難所の適切な運営管理、応急仮設住宅等の提供など避難収容活動の調整等を行う。
- ・ 被災者の生活維持に必要な食料・飲料水及び生活必需品等の調達、供給を行う。
- ・ 被災者の健康状態の把握や福祉的な支援、並びに必要なに応じた救護所の開設、仮設トイレの設置、廃棄物処理等の保健衛生活動、防疫活動、並びに迅速な遺体の処理等を行う。
- ・ 防犯活動等による社会秩序の維持、物価・物資の安定供給のための施策を実施する。
- ・ 被災者の生活確保に資するライフライン、交通施設等の応急復旧を行う。
- ・ 流言・飛語等による社会的混乱を防ぎ、適切な判断と行動を促すため、放送事業者、新聞社等の報道機関及びポータルサイト・サーバー運営業者の協力を求めながら、被災者等への的確な情報伝達を行う。
- ・ 二次災害の危険性を見極め及び必要に応じ住民の避難、応急対策を行うとともに、関係機関は、災害応急対策に従事する者の安全の確保を図るよう十分配慮する。
- ・ ボランティア、義援物資・義援金、県外からの支援等の適切な受け入れを行う。

### 3 災害復旧・復興

- ・ 災害復旧や災害からの復興に必要な事前準備を行う。
- ・ 被災地域の復旧・復興の基本方針の早急な決定と事業の計画的推進を行うとともに、被災者に対して適切な援護を行うことにより、被災地の復興を図る。
- ・ 被災施設の迅速な復旧を行う。
- ・ 二次災害の防止とより快適な都市環境を目指した防災まちづくりを行う。
- ・ 迅速かつ適切ながれき処理を行う。
- ・ 被災者に対する資金援助、住宅確保、雇用確保等による自立的生活再建の支援を行う。
- ・ 被災中小企業の復興等、地域の自立的発展に向けての経済復興の支援を行う。

### 4 国、県、市町村等との連携

- ・ 大規模災害にも対応しうる即応体制を充実強化するため発災時における積極的な情報の収集・伝達・共有体制の強化や、国、都道府県、市町村等との相互応援体制を構築するため、各機関が連携した災害対応の推進を図る。また、相互支援体制や連携体制の整備に当たっては、実効性の確保に留意する。
- ・ 県及び市町村は、国〔内閣府等〕と連携して、避難生活に必要な物資の備蓄、避難所環境の整備、地域のボランティア人材の確保・育成や災害発生時における官民連携の強化など、地域防災力の向上に努めるものとする。

## 第2編 一般災害編

### 第1章 地域防災計画・一般災害編の概要

#### 第1節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

##### 1 防災関係機関の役割

###### (1) 県

県は、市町村を包括する広域的な地方公共団体として、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の公共的団体等の協力を得て防災活動を実施する。

また、市町村及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつ、その調整を行う。

###### (2) 市町村

市町村は、防災の第一次的責任を有する基礎的な地方公共団体として、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の公共的団体等の協力を得て防災活動を実施する。

###### (3) 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と連携して防災活動を実施する。

また、県及び市町村の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置を行う。

###### (4) 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性に鑑み、自ら防災活動を実施する。

また、県及び市町村の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

###### (5) 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には災害応急対策を実施する。

また、県及び市町村その他防災関係機関の防災活動に協力する。

〈注〉

**指定行政機関**： 国の行政機関で内閣総理大臣の指定するもの。

**指定地方行政機関**： 指定行政機関の地方支分部局その他国の地方行政機関で内閣総理大臣の指定するもの。

**指定公共機関**： NTT東日本㈱等の公共的機関及び電気、ガス等の公益的事業を営む法人で内閣総理大臣の指定するもの。

**指定地方公共機関**： 土地改良区等の公共的施設の管理者及び都道府県の地域において電気、ガス等の公益的事業を営む法人で、当該都道府県知事の指定するもの。

##### 2 処理すべき事務又は業務の大綱

###### 第1 県

次の事項を実施するとともに、市町村及び指定地方公共機関が処理すべき防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつその総合調整を行う。

なお、災害時においても、その果たすべき役割を継続できるよう、平時から体制を整備する。

## 1 災害予防

- (1) 防災組織の整備
- (2) 市町村及び防災関係機関の防災事務又は業務の実施についての総合調整
- (3) 防災知識の普及及び教育並びに過去の災害から得られた教訓を伝承する活動の支援
- (4) 防災訓練の実施
- (5) 防災に必要な物資及び資材の備蓄、整備及び点検
- (6) 防災に関する施設の整備、点検
- (7) 過去の災害に係る情報の収集及び整理等
- (8) 前各号のほか、災害応急対策の実施に支障となる状態等の改善

## 2 災害応急対策

- (1) 災害に関する情報の収集、伝達及び広報
- (2) 警報の発令及び伝達、避難の指示並びに、市町村が避難指示を行う際において必要な助言の実施
- (3) 消防、水防その他の応急措置
- (4) 被災者の救出、救助その他の保護
- (5) 被災者等からの相談窓口の設置
- (6) 応急教育の実施
- (7) 被災施設及び設備の応急復旧
- (8) 清掃、防疫その他の保健衛生活動
- (9) 犯罪の予防、交通規則その他の社会秩序維持の措置
- (10) 緊急輸送の確保
- (11) 広域避難及び広域一時滞在に関する協定の締結
- (12) 前各号のほか、災害発生の防ぎよ及び拡大防止のための措置

## 3 災害復旧

- (1) 被災した施設等の原形復旧
- (2) 災害の再発防止
- (3) 前各号のほか、将来の災害に備える措置

## 第2 市町村

市町村は、県に準じた災害予防、災害応急対策及び災害復旧の諸対策を樹立し、災害に対処する。

ただし、災害救助法適用後は知事の補助機関として災害救助にあたるものとする。

なお、災害時においても、その果たすべき役割を継続できるよう、平時から組織の体制及び国（指定地方行政機関）、県等の関係機関との間の連絡体制などを整備する。

## 第3 指定地方行政機関

### 1 関東管区警察局

- (1) 管区内各県警察の災害警備活動及び相互援助の指導・調整
- (2) 他管区警察局及び警視庁との連携
- (3) 管区内防災関係機関との調整
- (4) 管区内各県警察及び防災関係機関等からの情報収集並びに報告連絡
- (5) 警察通信の確保及び統制

## 2 関東管区行政評価局（山梨行政監視行政相談センター）

- (1) 被災者への生活支援情報の提供
- (2) 専用電話を備えた相談窓口の開設
- (3) 特別行政相談所の開設

## 3 関東総合通信局

- (1) 非常通信の確保等及び関東地方非常通信協議会の運営
- (2) 災害時テレコム支援チーム（MIC-TEAM）による災害対応支援
- (3) 災害対策用移動通信機器、臨時災害放送局用設備及び災害対策用移動電源車等の貸出し
- (4) 非常災害時における重要通信の疎通を確保するため、無線局の開局、周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許認可を行う特例措置（臨機の措置）の実施
- (5) 電気通信事業者及び放送局の被災・復旧状況等の情報提供

## 4 関東財務局（甲府財務事務所）

### (1) 立会関係

各災害復旧事業費の査定立合（公共土木施設災害復旧事業費、農林水産業施設災害復旧事業費、公立学校施設災害復旧事業費、公営住宅災害復旧事業費、災害等廃棄物処理事業費、廃棄物処理施設災害復旧事業）

### (2) 融資関係

- ア 地方公共団体に対する災害復旧事業債の貸付
- イ 地方公共団体に対する短期資金の貸付

### (3) 日本銀行甲府支店との協議等に基づく金融上の措置

- ア 預貯金等の払戻し等の特例措置
- イ 手形交換の特別措置
- ウ 休日営業の特例措置
- エ 融資の迅速化及び簡素化の特例措置
- オ 生命保険料及び損害保険料払込みの猶予措置
- カ 保険料支払いの迅速化措置

### (4) 国有財産関係

- ア 地方公共団体が応急措置の用に供する場合における普通財産の無償貸与
- イ 地方公共団体において、小学校・中学校・特別支援学校の施設で、災害による著しい被害がある場合における普通財産の無償貸与
- ウ 災害その他の緊急やむを得ない事態の発生により、応急施設としてその用に供する場合における所管する行政財産の使用許可

## 5 関東信越厚生局

- (1) 管内の情報収集及び伝達に関すること
- (2) 関係機関との連絡調整に関すること

## 6 山梨労働局

- (1) 工場、事業場における爆発、火災及び有毒ガスによる中毒を防止するための監督指導及び特殊設備の安全確保のための検査
- (2) 事業場内労働者の二次災害の防止
- (3) 被災事業場に対する労働保険料の徴収猶予
- (4) 災害復旧工事における安全の確保

## 7 関東農政局(山梨県拠点)

- (1) 災害予防
  - ア ダム、堤防、ひ門等の防災上重要な施設の点検整備等の実施又は指導
  - イ 防災ダム、ため池、湖岸堤防、土砂崩壊防止、農業用河川工作物、たん水防除、農地浸食防止等の施設の整備
- (2) 災害応急対策
  - ア 農業に関する被害状況の取りまとめ及び報告
  - イ 災害時における種もみ、その他営農資材の確保
  - ウ 災害時における生鮮食料品等の供給
  - エ 災害時における農産物、蚕、家畜等に係る管理指導及び病害虫の防除
  - オ 土地改良機械の緊急貸出し及び技術者の把握と動員
  - カ 応急用食料の調達・供給対策
- (3) 災害復旧
  - ア 査定の手やかな実施と必要な場合の緊急査定の実施
  - イ 災害による被害農林漁業者に対する資金の融通

## 8 関東森林管理局(山梨森林管理事務所)

- (1) 国有林野の保安林、保安施設(治山施設)の維持・造成
- (2) 民有林直轄治山事業の実施
- (3) 災害復旧用材(国有林材)の供給

## 9 関東経済産業局

- (1) 生活必需品、復旧資材等防災関係物資の円滑な供給の確保
- (2) 商工鉦業の事業者の業務の正常な運営の確保
- (3) 被災中小企業の振興

## 10 関東東北産業保安監督部

- (1) 火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、電気、ガスなど危険物等の保安の確保
- (2) 鉦山に関する災害防止及び災害時の応急対策

## 11 国土地理院関東地方測量部

- (1) 災害時等における地理空間情報の整備・提供
- (2) 復旧・復興のための公共測量に関する指導・助言
- (3) 地殻変動の監視
- (4) 災害教訓の伝承

## 12 国土交通省関東地方整備局(甲府河川国道事務所、富士川砂防事務所)

管轄する河川、道路について計画、工事及び監理を行うほか、災害対策について下記の事項を行う。

- (1) 防災対策の基本方針等の策定
- (2) 災害予防
  - ア 災害対策の推進
  - イ 危機管理体制の整備
  - ウ 災害、防災に関する研究、観測等の推進
  - エ 防災教育等の実施
  - オ 防災訓練
  - カ 再発防止対策の実施

(3) 災害応急対策

- ア 災害発生直後の情報の収集・連絡及び通信の確保
- イ 活動体制の確立
- ウ 政府本部への対応等
- エ 災害発生直後の施設の緊急点検
- オ 災害対策用資機材、復旧資機材等の確保
- カ 災害発生時における応急工事等の実施
- キ 災害発生時における交通の確保等
- ク 緊急輸送
- ケ 代替輸送
- コ 二次災害の防止対策
- サ ライフライン施設の応急復旧
- シ 地方自治体等への支援
- ス 被災者・被災事業者に対する措置
- セ 災害発生時における広報
- ソ 自発的支援への対応
- タ 緊急を要すると認められる場合、適切な緊急対応の実施

(4) 災害復旧・復興

- ア 災害復旧・復興の基本方針
- イ 災害復興の実施
- ウ 復旧・復興資機材の安定的な確保
- エ 都市の復興
- オ 借地借家制度等の特例の適用
- カ 被災者の居住の安定確保に対する支援
- キ 被災事業者等に対する支援措置
- ク 緊急を要すると認められる場合、適切な緊急対応の実施

**13 関東運輸局(山梨運輸支局)**

- (1) 災害時における輸送実態調査
- (2) 災害時における自動車運送事業者に対する輸送の連絡調整
- (3) 災害時における自動車の応援手配
- (4) 災害による不通区間における迂回輸送、代替輸送等の指導
- (5) 災害時における関係機関との連絡調整

**14 東京航空局(東京空港事務所)**

- (1) 災害時における航空機の輸送に関し、安全確保等の必要な措置
- (2) 遭難航空機の捜索及び救助の調整
- (3) 指定地域上空の飛行規制とその周知徹底

**15 東京管区气象台(甲府地方气象台)**

- (1) 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表を行う
- (2) 気象、地象(地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る)及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説を行う
- (3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努める
- (4) 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行う
- (5) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努める

**16 第三管区海上保安本部**

- (1) 災害予防

- ア 防災訓練への参画
- イ 調査研究
- (2) 災害応急対策
  - ア 警報等の伝達
  - イ 情報の収集
  - ウ 活動体制の確立
  - エ 傷病者、医師等及び援助物資の緊急輸送
  - オ 物資の無償貸与又は譲与
  - カ 関係機関及び地方公共団体の災害応急対策の実施に対する支援
- (3) 災害復旧・復興対策に係る協力

## 17 関東地方環境事務所

- (1) 有害物資等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供
- (2) 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集
- (3) 行政機関等との連絡調整、被災状況・動物救護活動の状況等に関する情報収集、提供等

## 18 南関東防衛局

- (1) 所管財産使用に関する連絡調整
- (2) 災害時における防衛本省及び自衛隊との連絡調整
- (3) 在日米軍が災害対策措置を行う場合の連絡調整支援

## 第4 自衛隊(東部方面特科連隊)

### 1 平素における準備

- (1) 防災関係資料の整備
- (2) 関係機関との連絡・調整
- (3) 災害派遣計画の作成
- (4) 防災に関する教育訓練
- (5) その他
  - ア 防災関係資機材の点検・整備
  - イ 隊員の非常参集態勢の整備

### 2 災害派遣の準備

- (1) 災害派遣初動の準備
- (2) 災害等情報の収集
- (3) 通信の確保
- (4) 要請等の確認及び派遣要領の決定

### 3 災害派遣の実施

要請又は被災の状況に応ずる部隊の派遣

### 4 撤収及び撤収後の措置

## 第5 指定公共機関

### 1 東日本旅客鉄道株式会社(山梨統括センター)、東海旅客鉄道株式会社(静岡支社)

- (1) 災害による不通の場合の列車の迂回運転

- (2) 台風、大雨、豪雨豪雪時における列車運転の混乱防止のための運転規制(安全輸送の確保)
- (3) 災害警備発令基準に基づく警戒
- (4) 災害発生のおそれのある河川の水位観測
- (5) 応急資材の確保及び重機械類の民間借上げ
- (6) 災害時における不通区間の代行又は振替え輸送
- (7) 生鮮食料品及び生活必需物資の輸送確保

## 2 NTT東日本株式会社(山梨支店)、株式会社NTTドコモ(山梨支店)

- (1) 平素から設備自体を物理的に強固にし、災害に強く信頼性の高い通信設備を構築する
- (2) 電気通信システムの一部の被災がほかに重要な影響を及ぼさないよう信頼性の向上を図る
- (3) 災害時に重要通信を疎通させるための手段を確保する
- (4) 災害を受けた通信設備をできるだけ早く復旧する
- (5) 災害復旧及び被災地における情報流通について、お客様、国、地方公共団体、ライフライン事業者及び報道関係機関等と連携を図る

## 3 日本赤十字社(山梨県支部)

- (1) 被災者に対する医療、助産、死体の処理その他の救助の実施
- (2) 応援救護班の体制確立とその整備
- (3) 血液製剤の確保及び供給のための措置
- (4) 赤十字奉仕団(日赤防災ボランティア)による救護活動の連絡調整
- (5) 災害救助等の協力奉仕者の受付及び連絡調整
- (6) 被災者に対する赤十字救援物資の備蓄
- (7) 義援金の募集及び配分

## 4 日本放送協会(甲府放送局)

- (1) 災害対策基本法、気象業務法、日本赤十字社法その他の法令の定める放送又は通信
- (2) 災害対策基本法に定める対策措置

## 5 中日本高速道路株式会社(東京支社)

- (1) 管轄する高速道路等の耐震整備
- (2) 災害時の管轄する高速道路等における輸送路の確保
- (3) 高速道路の早期災害復旧

## 6 日本通運株式会社(山梨支店)

- (1) 安全輸送の確保
- (2) 災害対策用物資等の輸送
- (3) 災害応急活動のための知事の車両借上げ要請に対し、可及的に即応しうる体制の整備

## 7 東京電力パワーグリッド株式会社(山梨総支社)

- (1) 電力供給施設の災害予防措置
- (2) 被災電力供給施設の状況調査とその早期復旧
- (3) 災害発生時及びその前後における電力供給の確保

## 8 日本銀行(甲府支店)

- (1) 災害時における金融緊急措置の実施にかかる金融機関への要請
- (2) 金融機関の支払現金準備に関する措置
- (3) 損傷日本銀行券及び損傷貨幣の引換えのための必要な措置
- (4) 日本銀行代理店、取引銀行との緊密な連絡による国庫事務の円滑な運営

## 9 日本郵便株式会社(甲府中央郵便局)

- (1) 地方公共団体又は郵便事業株式会社が収集した被災者の避難所開設状況及び避難者リスト等の情報の相互提供
- (2) 避難所における臨時の郵便差立箱の設置
- (3) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付
- (4) 被災者が差し出す郵便物及び被災地あて救助用郵便物の料金免除
- (5) 郵便局窓口業務の維持
- (6) 緊急車両等としての車両の提供(車両を所有する場合に限る。)
- (7) 郵便局ネットワークを活用した広報活用
- (8) 株式会社ゆうちょ銀行の非常払い及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱いについて、各社から要請があった場合の取扱い

## 第6 指定地方公共機関

### 1 放送機関(株式会社山梨放送、株式会社テレビ山梨、株式会社エフエム富士)

- (1) 地域住民に対する防災知識の普及と各種予報及び警報の報道
- (2) 地域住民に対する災害発生の情報、対策通報、ニュースの可及的速やかな報道
- (3) 社会事業団体などによる義援金品の募集、配分への協力

### 2 輸送機関(山梨交通株式会社、富士山麓電気鉄道株式会社、富士急バス株式会社、社団法人山梨県トラック協会)

- (1) 安全輸送の確保
- (2) 災害対策用物資等の輸送
- (3) 災害応急活動のための知事の車両借上げ要請に対し、可及的速やかに即応する体制の整備

### 3 ガス供給機関(東京ガス山梨株式会社、吉田ガス株式会社、一般社団法人日本コミュニティガス協会関東支部山梨県部会、社団法人山梨県エルピーガス協会)

- (1) ガス供給施設の耐震整備
- (2) 被災地に対するガス供給の確保
- (3) ガス供給施設の被害調査及び復旧

### 4 医師会(山梨県医師会、各地区医師会)

- (1) 被災者に対する救護活動の実施
- (2) 収容施設の調査、医薬品備蓄状況確認及び調達

### 5 山梨県道路公社

- (1) 有料道路の耐震整備
- (2) 災害時の有料道路における輸送路の確保
- (3) 有料道路の早期災害復旧

## 第7 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

## 1 農業協同組合、森林組合等農林業関係団体

- (1) 市町村が行う農林関係被害調査、応急対策に対する協力
- (2) 農林産物等の災害応急対策に対する指導
- (3) 被災農家に対する資金の融資又はその斡旋
- (4) 農林業生産資材等の確保、斡旋

## 2 商工会議所、商工会等商工業関係団体

- (1) 市町村が行う商工業関係被害調査、応急対策に対する協力
- (2) 災害時における物価安定についての協力
- (3) 救助用物資、復旧資材の確保についての協力、斡旋

## 3 病院等医療施設の管理者

- (1) 避難施設の整備及び避難訓練の実施
- (2) 災害時における収容者の保護及び誘導
- (3) 災害時における病人等の収容及び保護
- (4) 災害時における被災者の収容及び助産

## 4 社会福祉施設の管理者

- (1) 避難施設の整備及び避難訓練の実施
- (2) 災害時における入所者の保護及び誘導

## 5 学校施設の管理者

- (1) 避難施設の整備及び避難訓練の実施
- (2) 災害時における応急教育対策計画の樹立と実施

## 6 公共施設等の施設管理者

- (1) 避難訓練の実施
- (2) 災害時における応急対策

## 7 不動産関係団体（公益社団法人山梨県宅地建物取引業協会、公益社団法人全日本不動産協会山梨県本部、公益社団法人全国賃貸住宅経営者協会連合会）

- (1) 民間賃貸住宅に関する貸し主への協力依頼
- (2) 民間賃貸住宅の情報の提供
- (3) 民間賃貸住宅の円滑な提供

## 第8 その他の公共的団体

### 1 社会福祉協議会（山梨県社会福祉協議会、各市町村社会福祉協議会）

- (1) 災害時のボランティア活動に関する連絡調整
- (2) ボランティアの登録・受付及びその受入体制の確保

### 2 山梨県ボランティア協会

- (1) 災害時のボランティア活動に関する連絡調整
- (2) ボランティアの登録・受付及びその受入れ体制の確保

## 第2節 山梨県の概況

### 1 県土の自然的条件

#### (1) 位置及び面積

東西 東経138° 10′ 49″ (南アルプス市) ～ 139° 08′ 04″ (上野原市) 86.7km

南北 北緯 35° 10′ 06″ (南部町) ～ 35° 58′ 18″ (北杜市) 89.2km

面積 4,465.27平方km (全国総面積の1.2% 全国第32位)

(国土地理院「令和7年全国都道府県市区町村別面積調(令和7年10月1日時点)」)

#### (2) 地 形

県のほぼ中央部には、甲府盆地が位置し、海拔は平均285mである。

甲府盆地を除くと平地はきわめて少なく、県土の約8割が山地であり、盆地の周囲は次のような山地に囲まれている。

東部 関東山地(大菩薩峠) 西部 南アルプス(北岳、甲斐駒ヶ岳等)

南部 御坂山地、富士山 北部 八ヶ岳、奥秩父連峰

周囲の山岳に源を発する諸河川は急勾配で、主要河川に到達するまでの距離は短く、出水期には山地に豪雨が集中するため、下流域に大きな被害をもたらしている。

1級河川 3水系 601河川

富士川水系(笛吹川、釜無川等 駿河湾に注ぐ)

多摩川水系(丹波川、小菅川等 東京湾に注ぐ)

相模川水系(桂川、道志川等 相模湾に注ぐ)

2級河川 9河川 総延長 2,095.6 km

本県の主要湖沼は、富士五湖と四尾連湖で、富士五湖は富士山の噴火ででき、富士山及び周辺山地の降水により涵養されている。四尾連湖は、洪積世中期に生じた火口に降水が自然滞水してできた湖である。

#### (3) 地 質

本県の地質は、基盤をつくる古第三紀四万十層群とこれを不整合に覆う新第三紀御坂層群・富士川層群及び第四紀曾根層群等より構成される。

四万十層群は、赤石山地・秩父山地等の山梨県周辺をつくる山地に露出する。

四万十層群の堆積物は変成作用を蒙り、千枚岩・粘板岩よりなるため剥離性がつよく風化崩壊のため急峻なV字谷をつくり、山地崩壊がおこりやすい。また新第三紀の御坂層群・富士山層群と四万十層群とは断層で接し、西側では、早川に沿って南北に連続する糸魚川・静岡構造線により、北側では桂川に沿う藤の木・愛川構造線によって境界されている。これらの活断層系の存在により崩壊が促進される。

御坂層群・富士川層群は海底火山堆積物であるため、ベントナイト化も激しく、含水膨脹性も高く、その結果地すべり山くずれが発生しやすく、御坂山地・巨摩山地・天子山地では、地すべり、山くずれが多い。また、御坂層群、富士川層群は、今から2,400万年前に始まったグリーンタフ変動帯に属するため、現在も地殻変動が継続し、富士山等の火山活動をはじめ、地震の発生をもたらす断裂系の発達が著しい。

第四紀層は、甲府盆地周辺及び富士川下流域・桂川沿岸に露出するが、半～未固結であるために崩壊をおこすことが多い。また、地震動により液状化を起こしやすい。

#### (4) 気 象

本県の気候は、気温の日変化が大きく、甲府盆地などでは夏の暑さと冬の冷え込みがともに厳しい、降水量は盆地で少なく山地などで多い、風が弱い、空気が乾燥するなど、内陸気候の特性を示す。

気温は盆地や富士川流域南部で高く、富士五湖地方や八ヶ岳山麓などの高冷地といわれる地域で低い。降水量は盆地から八ヶ岳山麓にかけて少なく、年間1,000mm から1,200mmであるが、富士五湖地方や富士川流域南部などは多雨地域で、盆地の2倍以上にあたる2,400mmに達するところがある。風は県内全般に弱いが、寒候期に冬型の気圧配置となると、盆地や八ヶ岳山麓では強い北西の季節風が吹く。盆地を中心に日照時間が多く、全国的にみても多照地域となっており、また、冬から春にかけて空気が乾燥する。

気象災害は、台風によるものが最も多く、次いでひょう害、凍霜害、低気圧と前線によるものの順になっている。近年では大雪のために交通障害などがおこっている。

## 2 本県の社会的条件

### (1) 人口及び産業

本県の人口・世帯数は、80万9,974人、33万8,853世帯（令和2年国勢調査）となっている。

人口は減少傾向にあるが、世帯数については増加傾向にあり、中でも単独世帯の増加が顕著である。また、1世帯当たりの人口は、昭和30年には5.19人であったが、令和2年には2.39人となっている。

年齢階級別人口については、年少人口（0～14歳）及び生産年齢人口（15～64歳）が減少し、老年人口（65歳以上）が増加傾向にある。老年人口の割合は令和2年には31.1%に達しており、全国平均の28.7%を上回っている。

また、産業別に就業者を見ると、農業等第1次産業就業者の急激な減少に伴い、第2次、第3次就業者数比率が増加しつづけ、平成27年には、全体の92.7%が第2次、第3次産業就業者となっている。

### (2) 土地

本県の県土面積は、4,465.27km<sup>2</sup>となっており、その約78%が森林で占められている。人口の増加、都市化の進展、産業経済の活発化に伴い農用地が減少し、住宅地、工業用地などの宅地が増加し続けている。

### (3) 交通網の変化

昭和50年に253,675台であった県内の自動車台数は、平成30年度末には757,546台と世帯あたり約2.3台になり年々増加している。それとともに県内の道路網も、中央自動車道路の全線開通をはじめ精進湖線、バイパスの開通等着実に整備されてきた。

今後も、中部横断自動車道、新山梨環状道路、西関東連絡道路、リニア中央新幹線等の開通で県内の交通状況も大きく変化していくと思われる。

## 3 本県の災害の歴史

「郷土史年表」等による本県の主要な災害(地震災害は除く)は次のとおりである。

- 709 (和銅2. 5. 20) 甲斐など5カ国で、連雨のために被害が出る(続日本紀)
- 765 (天平神護1. 6. 1) 甲斐国が飢饉のため賑給が行われる(続日本紀)
- 781 (天応1. 7. 6) 富士山が噴火し、麓に降った灰で木の葉が枯れる(続日本紀)
- 796 (延暦16. 3. 27) 甲斐・下総2カ国が飢饉のため賑給が行われる(日本後紀)
- 800 (延暦19. 3. 14) 富士山が噴火する(日本紀略)
- 802 (延暦21. 1. 8) 富士山の噴火が駿河・甲斐両国より報告、朝廷は両国に鎮謝と読経を命じる(日本紀略)
- 805 (延暦24. 5. 26) 甲斐・越中・石見3カ国が飢饉のため賑給が行われる(日本後紀)
- 864 (貞観6. 5～) 富士山大噴火、溶岩流が本栖湖を埋める(日本三代実録)
- 937 (承平7. 11) 富士山が噴火し溶岩が湖に流れ込んだことを甲斐国が報告する(日本紀略)

- 1032 (長元 5. 12. 16) 富士山が噴火する(日本紀略)
- 1083 (永保 3. 2. 28) 富士山の火山活動が記録される(扶桑略記)
- 1295 (永仁 3) 大洪水(王代記)
- 1314 (正和 3. 2. 13) 大雪(王代記)
- 1447 (文安 4. 7. 22) 大風が吹き、竹木枯れる(王代記)
- 1450 (宝徳 2) 大疫病起こり人民死す(王代記)
- 1451 (宝徳 3. 9. 16) 大雪降る(王代記)
- 1460 (寛正 1. 4. 14~7. 14) 大雨、三日と照らず(王代記)
- 1473 (文明 5) 甲州大飢饉で死ぬ者が多い(妙法寺記、王代記)
- 1475 (文明 7. 3) 大水が出る(妙法寺記)
- 1476 (文明 8) 大雨が降り、小児疱瘡にて多く死す(王代記)
- 1479 (文明 9) 疱瘡流行(妙法寺記)
- 1481 (文明 13) 疫病が流行して死人が多い(妙法寺記)
- 1482 (文明 14) 大風が度々吹き、作物に被害。人民びやく死。大水が出る(妙法寺記)
- 1483 (文明 15) 疫病流行(妙法寺記)
- 1486 (文明 18) 4月18日、天下に疫病が起こる(塩山向嶽禅庵小年代記) この年、疫病流行(妙法寺記)
- 1487 (長享 1) 疫病流行。大雨(妙法寺記)
- 1489 (長享 3) 疫病流行(妙法寺記)
- 1489 (延徳 1) 日照り、大風、大雨で作物に被害。飢饉(妙法寺記)
- 1492 (明応 1) 大飢饉。6月2日大雨で在所が流れる(妙法寺記)
- 1493 (明応 2. 6) 国中病気起こる(塩山向嶽禅庵小年代記)
- 1495 (明応 4. 7. 13) 大風が吹き作物に被害。飢饉(妙法寺記)
- 1496 (明応 5. 8. 16) 大水と大風で作物被害(妙法寺記)
- 1498 (明応 7. 8. 8) 大雨風、草木が折れる(王代記)
- (明応 7. 8. 28) 大雨と大風、富士北麓地方で土石流、多くの死者が出る。大飢饉(妙法寺記)
- 1499 (明応 8. 1. 2) 正月大風吹く(妙法寺記)
- 1500 (明応 9) 5月18日大風が吹く
- 1501 (明応 10) 土用のうち、夜昼大雨が降り大水が出て作物に被害(妙法寺記)
- 1502 (文亀 2. 8) 大風が吹き作物に被害(妙法寺記)
- 1503 (文亀 3. 8. 30) 霜が降って作物が駄目になる(妙法寺記)
- 1505 (永正 2) 大飢饉(妙法寺記)。天下に疫病多く人民死ぬ(塩山向嶽禅庵小年代記)
- 1508 (永正 5) 大雨により作物に被害(妙法寺記)
- 1510 (永正 7. 12. 25~) 富士北麓に大雪、鹿までが多く死ぬ(妙法寺記)
- 1511 (永正 8) 口痺が流行。大風で被害  
(永正 8. 8) 大水が出て作物に被害(妙法寺記)、大風でお宮の後ろの松が倒れる(王代記)
- 1512 (永正 9. 3. 18~19) 富士北麓地方に大雪、通路がことごとく止まる(妙法寺記)
- 1513 (永正 10) 咳病、唐瘡が流行(妙法寺記)
- 1515 (永正 12. 10. 12) 夜より雪と大雨で大地が凍り、大きな被害。飢饉(妙法寺記)
- 1517 (永正 14. 7. 13) 諸国暴雨洪水(高白斎記)  
(永正 14. 12. 15~17) 富士北麓に大雪が降り、鳥獣までが死に、通路がふさがる(妙法寺記)
- 1518 (永正 15. 6. 1) 富士山頂に嵐、道者 13 人死亡  
(永正 15. 7. 13) 大風が吹き作物に被害  
(永正 15. 8. 26) 大霜が降る。作物不作(妙法寺記)。天下飢饉餓死(高白斎記)
- 1519 (永正 16) 飢饉で餓死(妙法寺記)

- 1520 (永正 17. 8. 13~17) 雨が降り作物に被害  
(永正 17. 11) 大雪  
(永正 17. 12) 雪が 4 尺降る(妙法寺記)
- 1522 (大永 2) 大雨降り、御勅使川・釜無川一つになり、満水で大きな被害(甲州府中聞書)
- 1523 (大永 3) 大飢饉。子供に痘瘡が流行、またイナスリが流行し大概是死ぬ(妙法寺記)
- 1526 (大永 6. 4. 1) 酉刻氷降る(塩山向嶽禅庵小年代記)
- 1527 (大永 7) 春・夏、大疫病が起こる(王代記)
- 1528 (享禄 1) 6 月~8 月、日照り。5 月 16 日に大雨、17 日に洪水となり田畑に大きな被害(妙法寺記)
- 1530 (享禄 3. 6 始め~盂蘭盆前後) 天下に多く疫癘、貴賤上下人民牛馬鹿畜類とも死ぬ(塩山向嶽禅庵小年代記)。流行病で多く死亡(妙法寺記)
- 1532 (天文 1) 春から夏、甲斐国国中ことごとく飢饉、人民餓死(塩山向嶽禅庵小年代記)。子供に痘瘡流行(妙法寺記)
- 1533 (天文 2. 5~8) 大雨が降り作物に被害(妙法寺記)
- 1534 (天文 3) 春、餓死多し。疫病流行(妙法寺記)。春~夏、疫病人多く死す(高白斎記)。6 月 1 日~3 日、富士山に大雪降る(塩山向嶽禅庵小年代記)
- 1535 (天文 4. 2) 大風が吹き人家に被害。疫病が流行して皆死ぬ(妙法寺記)
- 1536 (天文 5. 1. 14) 夜大風が吹き、人家に被害  
(天文 5. 5~7) 雨が降り作物に被害、餓死。疫病流行(妙法寺記)
- 1537 (天文 6) 疫病流行。餓死。子供に痘瘡流行。10 月 16 日より雪が降り寒いこと限りなし(妙法寺記)
- 1538 (天文 7) 正月 17 日夜、大風。2 月 3 月、大風。大麦に被害。餓死(妙法寺記)
- 1539 (天文 8. 12. 15) 大風が吹き、大水が出る(妙法寺記)
- 1540 (天文 9) 春・夏、甲斐国大疫人多く死ぬ(高白斎記)。5 月 6 月、大雨が降る。8 月 11 日、大風、大被害、人家で立っているものはまれだった(妙法寺記)。子時から戌時に至る大風で八本杉、門前門外の木が数多吹き折れ、僧堂などが吹き倒される。河原明神社を倒れた大木が打ち散らす(王代記)
- 1541 (天文 10) 春、餓死。8 月 9 月、度々大風が吹き作物に被害(妙法寺記)
- 1542 (天文 11) 大風が 3 度まで吹く。餓死(妙法寺記)
- 1544 (天文 13) 餓死者多し。秋、農作物できず(妙法寺記)
- 1545 (天文 14) 正月、度々大風が吹く。2 月 11 日、富士山より雪しろが押し出し吉田で被害(妙法寺記)
- 1546 (天文 15. 7. 5) 大雨が降り、山崩れ、田畑を押し流し、作物に被害  
(天文 15. 7. 15) 大風が吹き作物に被害。餓死(妙法寺記)
- 1549 (天文 18) 12 月 9 日 甲斐国大雪五尺、竹木が枯れ、禽獣は悉く寒さで死ぬ(塩山向嶽禅庵小年代記)
- 1550 (天文 19) 6 月より大雨、大水が出る。7 月 8 月、大雨大風、餓死者多し。春、子供に痘瘡流行、多くは死ぬ(妙法寺記)
- 1551 (天文 20) 餓死(妙法寺記)。晦日から元旦、3 日まで大風(塩山向嶽禅庵小年代記)
- 1553 (天文 22. 5~8) 日照り(妙法寺記)
- 1554 (天文 23) 正月~3 月、富士山より雪しろが 11 度出る。病気で死ぬ人が多い。日照り。8 月 13 日、大風が吹き作物に被害。人家はたいてい倒壊(妙法寺記)
- 1557 (弘治 3. 12) 日照り(妙法寺記)
- 1559 (永禄 2) 正月申の日、富士の雪しろ出水し、田畑、集落を押し流す  
(永禄 2. 4. 15) 大きな雹が降り農作物に被害  
(永禄 2. 12. 7) 大雨が降り雪しろ水が出、被害が出る(妙法寺記)
- 1560 (永禄 3. 2. 20) 大雪が降る。6 月より前は日照り。6 月 13 日~10 月、雨が降り続き農作物が穫れず。この年疫病が流行(妙法寺記)

- (永禄3. 8. 2) これより先、信玄釜無川に臨む竜王の地に大規模な堤防を築造し、これが完成した(保坂達家文書)
- 1561 (永禄4. 1~2) 大雪で燃料に困る(妙法寺記)
- 1566 (永禄9) 天下渇水のため死者(王代記)
- 1572 (永亀3. 2) 上吉田村(現富士吉田市)、富士山雪しろ災害を避け、全村が古吉田から現在地に移り屋敷割りを行う(新地割付帳)
- 1577 (天正5. 7. 12) 勝頼が洪水のために破損した釜無川の川除普請に必要な竹木を供出させる(保坂達家文書)
- 1580 (天正8. 3. 9) 穴山信君が甲斐国山の神村水損について人足百姓役等を免除し川除再興を命じる(三井幸丸家文書)
- 1609 (慶長14. 8. 16) 巨摩郡大田和村(現中央市)の堤防が決壊し、疫病のため多くの人が死に、残り二人のみという(甲斐国史)
- 1624 (寛永19. 1. 1) 大雪五尺あまり。前年10月より大雪度々降り、麦を植えることができず、蒔いたものも腐る。国中飢饉、これを己午の飢え死にという(甲斐国歴代譜)
- 1642 (寛永19) 春~夏、冷害凶作で天下飢饉、餓死者が道に満(塩山向嶽禅庵小年代記)
- 1644 (正保1) 秋、御勅使川が氾濫して水下の村に被害(山梨県水害史)
- 1645 (正保2) 笛吹川・御勅使川が出水(山梨県水害史)
- 1653 (承応2. 8. 5) 秋、御勅使川が有野村で決壊、翌年木下21ヵ村で普請することが決められ、幕末まで続く(白根町誌)
- 1654 (承応3) 大雨で諸河川が氾濫する(山梨県水害史)
- 1655 (明暦1. 8. 10) 大暴風、洪水により家が潰され木が倒される(甲斐国歴代譜)
- 1659 (万治2. 1. 26) 甲府伊勢町より出火、町々を焼失する大火、これを九蔵火事と呼ぶ(甲州府中聞書)
- 1660 (万治3. 1. 26) 甲府市伊勢町から出火、20余町324軒を消失し(天正宝永年間記、甲斐国歴代譜)、これより甲府に火消人足の制が定められる(甲府略誌)
- (万治3. 1. 28) 八つ時より夜半まで甲府町中過半を焼く(塩山向嶽禅庵小年代記)
- 1662 (寛文2. 6. 10) 未刻より申刻迄大氷降り、井尻より室伏の間の作毛草木悉く損ずる(塩山向嶽禅庵小年代記)
- 1664 (寛文4. 6. 3) 大雨、洪水、釜無川・荒川より檜材木流れる(甲斐国歴代譜)
- 1674 (延宝2) 朝五つ時より八つ時まで辰巳の大風吹く、国中の家数多吹き損じ、竹木吹き折れる(甲斐国歴代譜)
- (延宝2. 8. 16~17) 釜無川、笛吹川など大洪水、死者、田畑の流失や山崩れもおびただしく、万力差出の水門が破壊(甲陽始末記)
- 1676 (延宝4. 9) 笛吹川洪水、河口湖満水のため人命、土地の損失甚大(山梨県水害史)
- 1681 (天和1) 去る申年より打ち続き国中飢饉(甲斐国歴代譜)
- 1688 (貞享5. 8) 釜無川、笛吹川筋や郡内などに大洪水、甲府盆地各所に水没箇所多く大凶作、10月再び大洪水(山梨県水害史)
- 1699 (元禄12. 8. 15) 大風、諸国大嵐、大杉などが吹き倒れる。甲斐国辰巳の大風、戌の刻より丑の刻まで吹き、民家多数損じ竹木折れ枯れる(塩山向嶽禅庵小年代記、甲斐国歴代譜)
- 1700 (元禄13) 甲斐国内大飢饉、米100俵につき金60から63両替、飢民のため甲府の五か寺で施粥する(甲斐国歴代譜)
- 1701 (元禄14) 大旱渇水、4月17日雨少し降る、5月少し降る、6月19日、20日少し降る。国中渇水で分水、田植えができない(甲斐国歴代譜)。7月19日、8月18日、甲州大満水、川欠け数カ所(甲斐国歴代譜)
- 1707 (宝永4. 11. 23) 未明から富士山大噴火、宝永山が出現する(宝永大噴火)。11月23日より12月8日まで、富士山が焼け出し近国に灰や砂を降らし厚さ丈余となる、あるいは7尺8尺、灰が降る国は日中も暮れのごとし(塩山向嶽禅庵小年代記)

- 1709 (宝永6) 富士山焼けること凄まじくして、近辺をはじめ近国まで砂降る。焼け静まりて後富士の峰東の岨に宝永山ができる(甲斐国歴代譜)
- 1713 (正徳3. 8) 甲斐国に大雨降り満水(甲斐国歴代譜)
- 1723 (享保7. 12. 9) 甲府城内大久保内蔵介方より出火、本丸以下諸櫓などを全焼、市中に延焼して甲府の大半が全焼し、勤番士の居宅も多数罹災(甲府略史)
- 1731 (享保16. 5. 15~24) 雨が数日止まず国内各所に洪水が起こり、河口湖は満水のため船を浅間神社の大鳥居につなぐ(山梨県水害史)
- 1757 (宝暦7. 5. 29) 大雨により笛吹川沿岸の堤防が決壊、荒川の三ッ水門も切れて府中片羽町に浸水(甲陽伝記)
- 1770 (明和7) 大干魃、古今にない旱魃(甲斐古今記)
- 1773 (安永2) 春より甲斐国に限らず疫病流行、諸国に空き家出る(甲斐古今記)
- 1784 (天明4) 甲斐国に限らず日本一統疫病流行(甲斐古今記)
- 1802 (享和2. 4. 22) 甲府に大火災が起こり44町1,964軒を焼く、これを機に町年寄の上申によって「火消覚書」が定められ消防組織が整う(甲府略史)
- 1828 (文政11. 6. 29~ 7. 1) 笛吹川出水して差出の水門を破り、坂下18カ村を剥がして甲府城下までおよぶ(山梨県水害史)、甲府三ッ水門が破れて西青沼、片羽町に浸水(坂田家日記)
- 1885 (明治18. 1) 谷村に大火、百余戸焼失
- 1887 (明治20. 3. 3) 身延村に大火、150棟焼失
- 1888 (明治21. 3. 3) 若神子村に大火、140棟焼失、死傷者3人
- 1892 (明治25. 8) 南巨摩郡下山村に大火、203戸焼失
- 1896 (明治29. 9. 6~12) 台風の大雨により釜無川流域被害甚大、特に御勅使川出水甚だし、死者33人
- 1898 (明治31. 9. 6~8) 県下大水害、死者150人
- 1904 (明治37. 12.) 河口湖増水、湖畔5カ村の耕地ほとんど全滅
- 1907 (明治40. 8. 22~28) 県下大水害、死者233人、家屋全壊・流出5,767戸、浸水家屋15,057戸
- 1910 (明治43. 8. 2~17) 前線と台風による豪雨連日にわたり県下一面大洪水、甲府市を初め盆地南部一帯被害甚大、死者24人
- 1912 (大正1. 9. 22~23) 台風による暴風雨で人畜死傷、家屋倒壊、農作物その他被害甚大、死者54人、家屋全壊2,601戸
- 1920 (大正9. 8. 2~6) 台風の大雨により南都留郡下の被害大、死者18人
- 1922 (大正11. 8. 23~26) 台風の大雨により東山梨郡下の被害大、死者55人
- 1934 (昭和9. 9. 18~21) 室戸台風で県内にも大きな被害、全壊・流失家屋507戸、死者13人
- 1935 (昭和10. 9. 21~26) 前線と台風の大雨により全県下に被害、特に富士川、塩川、荒川、御勅使川筋一帯が激甚、死者39人
- 1936 (昭和11. 9. 26~27) 前線と低気圧の大雨により東山梨郡、東八代郡の笛吹川、金川、日川の流域に被害、死者22人
- 1940 (昭和15. 1. 29) 江草村(現北杜市)の民家から出火、27戸を焼き山林に飛び火
- 1940 (昭和15. 5. 19) 猿橋大火
- 1945 (昭和20. 10. 3~ 11) 前線と台風の大雨により全壊・半壊家屋256戸、浸水家屋6,130戸、死者、行方不明36人
- 1947 (昭和22. 9. 13~15) カスリン台風来襲、死者16人
- 1951 (昭和26. 3. 6) 富士山麓に大雪しろ発生し、忍野村50年来の大被害
- 1952 (昭和27. 6. 24) ダイナ台風が峡南、峡西地方を荒らす
- 1954 (昭和29. 11. 27~28) 低気圧の通過により富士山で大雪崩、死者15人
- 1956 (昭和31. 2. 27) 翌日にかけて県下に大雪、甲府で積雪31cm
- 1958 (昭和33. 5. 13) 50年ぶりの異常寒波による凍霜害、八ヶ岳、富士山などの農作物

- に被害、この年、干天続きで田植用水が不足して県下各地で水争い深刻化
- 1959 (昭和34. 8. 14) 台風7号により前夜から早朝にかけて県下に豪雨、空前の大被害、死者90人
- 1959 ( " 9. 26) 台風15号(伊勢湾台風)来襲、死者15人
- 1962 (昭和37. 1. 22) 上野原町商店街で大火、60戸73世帯を焼く
- 1966 (昭和41. 7. 22) 甲府市の相川等が集中豪雨で氾濫、死者1人、全壊半壊家屋104戸、浸水家屋14,528戸
- ( " 9. 25) 台風26号により足和田村、芦川村、上九一色村等被害、死者175人
- 1973 (昭和48. 4. 2) 昇仙峡で山火事、覚円峰など景勝地を焼く
- 1976 (昭和51. 6. 15) 甲府盆地に降雹、農作物の被害甚大
- 1978 (昭和53. 7. 8) 甲府中心に集中豪雨、戦後最高の日最大1時間降水量73mmを記録  
この年、明治28年の気象観測始まって以来の猛暑で、日最高気温30℃以上連続52日、干ばつ被害32億円
- 1980 (昭和55. 8. 4) 富士山で大落石事故、死者12人
- 1982 (昭和57. 8. 1~3) 台風10号に伴う大雨により県下全域に被害発生、死者7人
- 1983 (昭和58. 8. 15~) 台風5、6号に伴う大雨により県下全域に被害発生、死者2人、河口湖増水
- 1991 (平成3. 8. 20~21) 台風12号を取り巻く雨雲県東部に停滞、東部・富士五湖地方で被害大、大月市で死者・行方不明8人  
( " 9. 18~19) 秋雨前線と台風18号の大雨により県下に被害、特に芦川村の被害大、死者・行方不明2人  
( " 9. ~12) 秋雨前線と相次ぐ台風の来襲で富十五湖増水、湖畔道路冠水、浸水住家13戸
- 1993 (平成5. 6. ~9.) 長雨・低温・寡照により、八ヶ岳・富士山麓標高800m以上の地域の水稲に甚大な冷害、被害額約20億円
- 1997 (平成9. 3. 11~15) 勝沼町の高尾山から出火、戦後最大規模の山林火災、焼失面積374.9ha、被害総額4億7千793万円
- 1998 (平成10. 1. 8~16) 県下に3回にわたり大雪、14日~16日にかけての積雪が、甲府で49cm、山中湖で120cmなどを記録、死者3人、農業関係を中心に大きな被害発生  
被害額約73億19百万円
- 1998 (平成10. 8. 26~31) 停滞前線と台風4号の大雨により、県南部及び東部を中心に大規模な被害が発生  
被害額・約29億9百万円
- 1998 (平成10. 9. 15~16) 台風5号の大雨と強風により、県内全域で被害が発生、死者1人、床上浸水43戸、床下浸水274戸  
被害額・約58億4千8百万円
- 2000 (平成12. 9. 11~17) 9月12日9時まで甲府地方気象台観測史上最大の24時間降雨量294.5mmを記録し、床上浸水103棟、床下浸水532棟、被害総額102億1千8百万円
- 2001 (平成13. 1. 25~28) 28日の積雪が山中105cm、甲府38cmなどを記録、平成10年1月に匹敵する大雪、死者2人
- 2001 (平成13. 9. 8~11) 台風15号の大雨で県南部及び東部で大きな被害発生、被害総額62億81百万円
- 2002 (平成14. 7. 10~11) 台風第6号の大雨により、県中西部をはじめ県下全域で被害発生。床上浸水1棟、床下浸水51棟等 被害総額30億72百万円
- 2003 (平成15. 8. 8. ~9) 台風10号の大雨により、県東部及び中西部をはじめ県下全域で被害が発生。河川増水による死者1名、重軽傷者4名、家屋一部破損3棟等被害総額約10億46百万円
- 2004 (平成16. 10. 8~10) 台風22号の大雨により県中西部で大きな被害発生。住家全壊2棟、

床上浸水 1 棟等 被害総額 19 億 2 千万円

- 2004 (平成 16. 10. 20~21) 台風 23 号の大雨により県下全域で被害発生。河川増水による軽傷者 1 名、住家半壊 2 棟、床上浸水 57 棟、床下浸水 253 棟等 被害総額 23 億 4 千万円
- 2011 (平成 23. 8. 31~9. 6) 台風 12 号の大雨により県南部及び東部を中心に被害が発生。軽傷 1 名、住家半壊 1 棟、住家一部損壊 4 棟、住家床下浸水 13 棟等。大月市瀬戸の山林において約 6ヘクタールの深層崩壊が発生。被害総額約 13 億 2 千万円
- 2011 (平成 23. 9. 19~22) 台風 15 号の大雨により県南部及び東部を中心に被害が発生。住家半壊 1 棟、住家一部損壊 1 棟、住家床上浸水 40 棟・床下浸水 70 棟等。被害総額約 41 億 1 千万円 身延町及び南部町で孤立集落が発生。県消防防災ヘリ「あかふじ」により物資を輸送 JR 身延線が南部町地内で線路盛土が崩落、一部区間が代行バスにより運行。翌年 3 月 17 日に全線復旧。
- 2014 (平成 26. 2. 14~15) 大雪により、県内全域に被害が発生。県では観測史上最大の積雪 (2 月 15 日 9:00 現在で甲府市 114cm、富士河口湖町 143cm)。県内全域で道路が不通、帰宅困難者、孤立地域が多数発生、物流にも影響、死者 5 人、重軽傷者 147 人、住家全壊 13 棟、半壊 32 棟、一部破損 1,799 棟、床下浸水 5 棟等。被害総額約 257 億 4 千万円。
- 2017 (平成 29. 10. 22~23) 台風 21 号の大雨と強風により、県中西部及び東部を中心に被害が発生。住家床上浸水 3 棟、床下浸水 7 棟等。被害総額約 20 億 3 千万円。
- 2018 (平成 30. 9. 30~10. 1) 台風 24 号の大雨と強風により、県内全域に被害が発生。軽傷者 2 人、住家半壊 8 棟、一部破損 83 棟等。被害総額約 49 億円。
- 2019 (令和元. 10. 11~10. 13) 台風 19 号の大雨と強風により、県内全域に被害が発生。軽傷者 1 人、住家全壊 2 棟、半壊 3 棟、一部破損 72 棟、床上浸水 1 棟、床下浸水 6 棟等。被害総額約 95 億円。

## 第2章 災害予防計画

### 第1節 防災組織の充実

#### 1 県の防災組織

##### (1) 山梨県防災会議

ア 設置の根拠 災害対策基本法(昭和36年11月15日法律第223号)  
(都道府県防災会議の設置及び所掌事務)

第14条 都道府県に、都道府県防災会議を置く。

2 都道府県防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 都道府県地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。

二 都道府県知事の諮問に応じて当該都道府県の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。

三 前号に規定する重要事項に関し、都道府県知事に意見を述べること。

四 当該都道府県の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に係る災害復旧に関し、当該都道府県並びに関係指定地方行政機関、関係市町村、関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関相互間の連絡調整を図ること。

五 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

イ 所掌事務

① 地域防災計画の作成とその実施推進

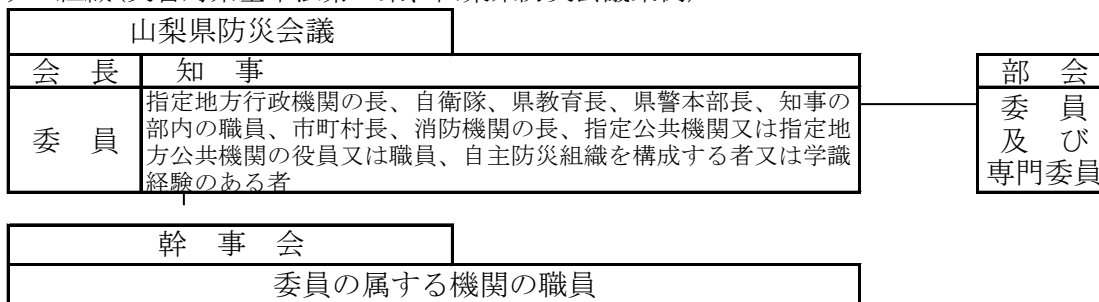
② 知事の諮問に応じ、県域の防災に関する重要事項の審議

③ ②の重要事項に関し、知事に意見を述べること

④ 災害復旧に係る市町村及び関係機関との連絡調整

⑤ その他法令に基づく権限に属する事務

ウ 組織(災害対策基本法第15条、山梨県防災会議条例)



防災対策に男女共同参画の視点を反映するため、女性委員の積極的な登用を推進する。

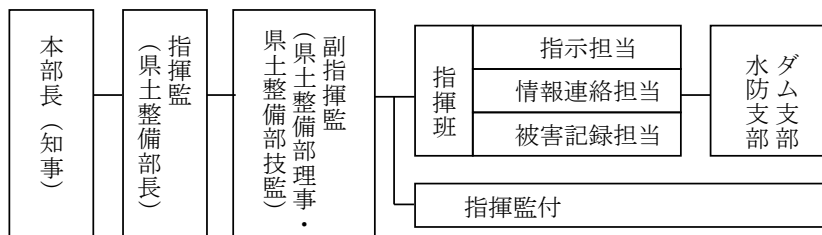
##### (2) 山梨県災害対策本部(第3章第1節参照)

##### (3) 山梨県水防本部

ア 設置の根拠 水防法 第8条

イ 所掌事務 県内各河川の洪水による水災の警戒と防ぎよ

ウ 組織



#### (4) 応急体制の整備

- ・ 県は災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関等から応援を受けることができるよう、受援計画を作成し、受援先などの指定、連絡調整体制、応援機関の活動拠点等、必要な準備を整える。その際、感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮するものとする。また、応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、応援職員等に対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努めるものとする。
- ・ 県は、市町村の受援計画の作成や実効性の確保に向けて、適切な助言を行うなどの支援に努めるものとする。
- ・ 県は、自ら派遣する応援職員が円滑に活動できるよう、資機材や装備品等の整備に努めるものとする。
- ・ 県は、災害対応業務に従事する職員の健康管理等を徹底するものとする。
- ・ 県は、災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の策定により業務継続性の確保を図る。
- ・ 県は、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制の整備を図り、災害対策本部の充実・強化に努めるものとする。
- ・ 県は、発災時に安否不明者の氏名等の公表や安否情報の収集・精査等を行う場合に備え、市町村等と連携の上、あらかじめ一連の手続等について整理し、明確にしておくよう努めるものとする。
- ・ 県は、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。
- ・ 県は、市町村に対して協定を締結すべき相手方などについて適切に助言するよう努めるものとする。

## 2 市町村の防災組織

### (1) 市町村防災会議

災害対策基本法第16条に基づき設置する。

### (2) 市町村災害対策本部

災害対策基本法第23条の2に基づき設置する。

### (3) 市町村水防管理団体

水防法第3条に基づき設置する。

### (4) 応急体制の整備

- ・ 市町村は、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制の整備を図り、災害対策本部の充実・強化に努めるものとする。
- ・ 市町村は、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努めるものとする。
- ・ 市町村は、自ら派遣する応援職員が円滑に活動できるよう、資機材や装備品等の整備に努めるものとする。
- ・ 市町村は、災害対応業務に従事する職員の健康管理等を徹底するものとする。
- ・ 市町村は、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。

## 3 防災関係機関の防災組織

本県の区域を所管し又は県内にある防災関係機関は、災害対策基本法第47条に基づき、

防災計画等の円滑な実施のため、防災組織の充実を図る。

また、防災関係機関は、他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努めるものとする。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。

## 4 自主防災組織

### (1) 設置の目的

災害対策基本法第5条に基づき、「自分たちの地域は自分たちで守る」を基本に、地域住民の自発的防災組織として、町内会、自治会等を単位に組織する。

### (2) 住民の責務

地域住民は、地域の防災訓練への参加や、食料、飲料水その他生活必需物資の備蓄など自発的な防災活動に努めるものとする。

その際、男女のニーズの違いや子育て家庭等のニーズに配慮した対応を行うよう努めるものとする。

### (3) 組織の編成及び活動

自主防災組織は、組織や地域の状況に応じた規約を作成するとともに、災害発生時に効果的な防災活動が行えるよう、地域防災リーダーを中心に平常時から準備、訓練に努めるものとする。

#### ア 構 成

各組織の規約の定めるところによるが、例示すると次のとおりである。なお、自主防災組織を編成する際には、女性の参画の促進に努め、特定の活動が片方の性に偏るなど、性別や年齢等により役割を固定化することがないように配慮するなど、男女共同参画の視点を重視するとともに、リーダーには多様な人材が含まれるように女性をはじめとした多様なリーダーの育成を図ることとする。



#### イ 平常時の活動

##### (ア) 情報の受伝達体制の確立

(イ) 防災知識の普及及び防災訓練の実施並びに過去の災害から得られた教訓の伝承

(ロ) 火気使用設備器具等の整備・点検及び物資等の備蓄

(エ) 必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画書の作成及び、これを地区防災計画の素案として市町村防災会議への提案

#### ウ 災害発生時の活動

(ア) 地域内の被害状況等の情報の収集、住民に対する避難指示の伝達

(イ) 初期消火等の実施

(ロ) 救出・救護の実施及び協力

(エ) 集団避難の実施

(オ) 炊出しや救助物資の配布に対する協力

(カ) 避難所の運営

#### (4) 県及び市町村の指導

- ア 県と市町村とは連携し、自主防災組織や防災士等の多様な主体の育成強化を図り、消防団とこれらの組織との連携などを通じて、地域コミュニティの防災体制の充実を図る。また、資格取得講座の開催や研修会を開催することにより、地域における防災啓発活動や住民主体の防災対策を積極的に推進できる人材を養成するとともに、地域住民が地域の防災訓練など防災活動に参加するように促す。
- イ 衛生や育児・介護のニーズやプライバシーの問題等にきめ細かに対応していく必要があるため、女性の積極的な参画を進める。特に平常時から女性の避難所運営リーダーを育成し、女性の視点から、避難所の運営に必要な設備等を事前に検討するとともに、災害時にも避難所運営において、指導力が発揮できるように努める。
- ウ 市町村は、自主防災組織の未整備な地域における組織化の推進を図る。また、防災資機材等の配備についても計画的に推進し、自主防災組織の育成強化に努める。
- エ 市町村は、それぞれの地区の実情に応じて居住者や事業者が共同して行う防災活動に関して規定した「地区防災計画」を、地区居住者等からの計画提案により作成が進められるように、地区を積極的に支援・助言する。

## 第2節 防災知識の普及・教育及び防災訓練

### 1 防災知識の普及・教育

自らの安全は自らが守るのが防災の基本であり、住民がその自覚を持ち食料・飲料水等の備蓄など、自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。また住民が、災害時には初期消火や近隣の負傷者及び避難行動要支援者の支援、避難所で自ら行動、あるいは市町村等の防災活動に協力するなど防災への寄与が必要となる。このため、県や市町村は、防災に携わる職員の資質を高めることと合わせて、住民に自主防災思想の普及を図っていく。

この際、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めることに加え、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努めるものとする。

また、国及び地方公共団体は、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、住民主体の取組を支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図るものとする。

過去の災害の教訓を踏まえ、全ての国民が災害から自らの命を守るためには、国民一人一人が確実に避難できるようになることが必要である。このため、地域の関係者の連携の下、居住地、職場、学校等において、地域の災害リスクや自分は災害に遭わないという思い込み（正常性バイアス）等の必要な知識を教える実践的な防災教育や避難訓練を実施する必要がある。

#### (1) 防災関係機関の職員に対する防災知識の普及・教育

災害予防責任者は、職員に対し、教育機関その他の関係する公私の団体に協力を求めるなどし、講習会、研修会の開催及び防災に関する印刷物等を配布し、防災知識の普及徹底及び教育を図る。

特に県、市町村職員については、先進自治体等の研究、調査を実施するなど、防災知識の向上を図る。

#### (2) 住民等に対する防災知識の普及

・災害予防責任者は、防災週間や防災関連行事等を通じ、住民に対し水害時のシミュレーション結果等を示しながら、「早期の立ち退き避難が必要な区域」からの迅速で確実な立ち退き避難を求めるなど、その危険性を周知し、普及啓発を図る。

特に気候変動等の影響により今後ますます水害リスクが増加する傾向にあることにかんがみ、住民が水害リスクに向き合い被害を軽減する契機となるよう努める。

ア 広報紙の活用(ハローページに「レッドページ」の掲載)

イ 新聞、テレビ、ラジオ等各種報道媒体の活用

ウ 社会教育の場の活用

エ 県立防災安全センターの活用

オ ハザードマップなど、防災関係資料の作成、配布

カ 防災ビデオ等の貸し出し

キ 防災・気象情報のインターネットへの配信

ク ソーシャルネットワークサービスを利用した防災・気象情報の配信

・国〔国土交通省、気象庁等〕及び地方公共団体は、各地域において、防災リーダーの育成等、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図るものとする。

・国〔内閣府、厚生労働省、国土交通省等〕及び市町村(都道府県)は、防災(防災・減災への取組実施機関)と福祉(地域包括支援センター・ケアマネジャー)の連携により、高齢者の避難行動に対する理解の促進を図るものとする。

・国〔国土交通省、気象庁〕及び地方公共団体は、防災気象情報や避難に関する情報等の防災情報を災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供すること等を通して、受け手側が情報の意味を直感的に理解できるような取組を推進する。

### (3) 幼児、児童、生徒等に対する教育

災害予防責任者は、幼児、児童、生徒等に対し災害に関する過去の教訓を生かした実践的な防災教育を実施するとともに、関係職員、保護者等に対して災害時の避難、保護の措置等について、知識の普及を図る。特に、水害・土砂災害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努めるものとする。

また市町村(県)は、学校における消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努めるものとする。

### (4) 在住外国人に対する教育

県及び市町村は、在住外国人に対して防災教育を実施する。

### (5) 自動車運転者等に対する防災教育

県警察は、自動車の運転者及び使用者に対し、災害時における自動車の運行措置について、各種講習会等により防災教育を実施する。

### (6) 防災上重要な施設の管理者等に対する教育

県、市町村及び防災関係機関は、危険物を有する施設等、防災上重要な施設の管理者に対して災害時の防災教育を実施する。

### (7) 普及内容

ア 防災に対する一般的知識

イ 気象、災害発生原因等に関する知識

ウ 防災計画及びこれに伴う防災体制

エ 災害予防措置

オ 災害危険箇所、適切な避難所、避難路等に関する知識

カ 災害用伝言ダイヤル等、安否情報の確認のためのシステムの効果的、効率的な活用に関する知識

キ 過去の災害に係る教訓

ク 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え

## (8) 県立防災安全センターによる防災知識の普及

展 示 室	地震体験コーナー	震度1から7までの地震、過去に発生した主要な地震、今後発生が想定される地震を体験できるコーナー
	地震の恐怖	突発地震の際の体験装置
	燃焼の経過	アイロンの発火、燃焼拡大を学べる装置
	消火体験コーナー	消火器を使った初期消火の体験ができるコーナー
	情報提供コーナー	各種防災関係情報を提供するコーナー
	耐震木造家屋建築模型	地震に強い家屋、家具取付け方法の模型
	119番通報・災害用伝言ダイヤル171体験コーナー	119番の通報体験と災害用伝言ダイヤル171の利用体験ができるコーナー
	亀裂断層発生システム	直下型地震と横ゆれ地震を組み合わせ、直下型地震の構造を学べる装置
	地震のメカニズム	プレート理論を学べる装置
	地球儀	世界の地震分布、地球の内部を学べる地球儀
	Q & A	防災、消防等の知識を試す装置
	展示品	防災関連品
	視聴覚教室	120人収容、ビデオ、映写装置等
図書、相談室	400冊	
訓練、実習室	応急救急措置、消火実習、危険物爆発実験等	

## (9) 企業防災の促進

・ 企業は、災害時における企業の果たす役割（従業員及び顧客の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域住民への貢献、男女共同参画の視点を重視した対応等）を十分認識して、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）の策定、災害時行動マニュアルの作成、防災体制の整備、事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて、防災活動の推進に努めるものとする。特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者及び建設事業者など災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、関係機関との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努める。

このため、県及び市町村は、こうした取組みに資する情報提供等を進めるとともに、企業の防災意識の高揚を図るため、さまざまな機会を捉え企業防災の必要性及び企業が地域コミュニティの一員として地域の防災活動へ積極的に参加するよう、普及啓発、協力要請を行っていく。

・ 市町村（県）、商工会・商工会議所は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとする。

・ 企業は、豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、また、避難を実施する場合における混雑・混乱等を防ぐため、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

## (10) 災害教訓の伝承

県及び市町村は、過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう地図情報その他の方法により公開に努めるものとする。また、国土地理院と連携して、自然災害伝承碑（災害に関する石碑やモニュメント等）の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。

## 2 防災訓練の実施

県をはじめとする各防災関係機関は、複合的な災害を視野に入れ、災害発生時等に効果的な防災活動が実施できるよう次の訓練を実施する。

また、訓練の実施に当たっては、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦などの要配慮者に十分配慮し、要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。

大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、関係機関と連携して、実践型の防災訓練を実施するよう努めるものとする。

また、感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。

なお、訓練後には事後評価を行い、課題を明らかにするとともに、必要に応じて改善を行う。

### (1) 総合訓練

県は、市町村、学校、自主防災組織及びその他防災関係機関等と合同して、次により総合訓練を実施する。

また、訓練実施にあたっては、周辺都県との広域的な応援訓練の実施に努める。

#### ア 実施時期

「防災週間」の間等(地震防災訓練、富士山火山防災訓練等)

#### イ 実施内容

関係機関と協議により、その都度要綱を定めて実施する。

なお、出来るだけ多くの機関が参加する訓練とする。

#### ウ 訓練重点、事項

情報通信連絡、災害対策本部設置・運営、避難、救出・救護、災害警備、消防、水防、救援物資輸送・調達、防疫・給水、応急復旧、炊き出し等

### (2) 非常通信訓練

有線通信施設の途絶等の事態に備え、次により通信訓練を実施する。

#### ア 参加機関

県、市町村及び関東地方非常通信協議会構成員

#### イ 実施時期及び実施方法

関係機関と協議し、その都度定める。

### (3) 避難訓練

学校、病院、工場、事業場、興業場、百貨店その他消防法第8条により防火管理者の選任義務がある防火対象物の管理者は、避難訓練を行い、人命、身体を災害から保護するよう努めるものとする。

また、防火管理者の選任義務がない防火対象物の管理者も前記に準じて行うものとする。

この場合、外国人、観光客、障害者などの要配慮者に対しても、必要な対策を講ずるよう努め、男女共同参画についても留意するものとする。

なお、学校等(含む保育所、幼保連携型認定こども園)においては、次のことに留意するものとする。

① 災害の種類や規模、発生時間など、様々な場面を想定し、地域の自主防災組織等と連携するなどして訓練を実施する。

② 実施の回数は、年間を通じて季節や他の安全指導との関連及び生徒等の実態を考慮して決定する。

③ 人命、身体の安全の確保を基本とする。

### (4) 防疫訓練

#### ア 職員の訓練

常に防疫作業の習修を図り、随時防疫演習を行う。

#### イ 機材器具等の整備

必要な器具、機材等は計画的に整備し、随時点検を行い、いつでも使用できるよう保管する。

#### (5) 消防訓練

消防関係機関は、消防に関する訓練の実施のほか、必要に応じて消防機関相互の合同訓練を行い、また他の避難訓練と並行して行うものとする。

##### ア 実施時期

火災の起こりやすい季節又は訓練効果のある適当な時期に実施する。

##### イ 実施場所

火災のおそれのある地域又は訓練効果のある適当な場所を選んで行う。

##### ウ 実施方法

あらかじめ作成された火災想定により、訓練場所に最も適した消火活動その他関連活動を実施する。

#### (6) 水防訓練

ア 県は、管内水防団体総合の水防訓練を年1回以上行う。

イ 指定水防管理団体は、年1回以上、県水防指導員の指導により水防訓練を行う。

ウ 演習要領は次のとおりとする。

① 県総合水防演習の要領については、別途定める。

② 指定水防管理団体の演習要領は、県総合水防演習に準じ所轄建設事務所水防支部長と協議のうえ水防管理者が定める。

### 3 防災訓練における通行禁止等

県公安委員会は、県をはじめとする各防災関係機関が行う防災訓練の効果的な実施を図るため、特に必要があると認めるときは、訓練の実施に必要な限度で、区域又は道路の区間を指定して、歩行者又は車両の道路における通行を禁止することができる。

(災害対策基本法第48条第2項)

## 第3節 防災施設及び防災資機材の整備、拡充

### 1 防災施設の整備

#### (1) 県立防災安全センター

県立防災安全センターは、県民に対する防災意識の普及啓発などを実施する防災教育機関であるとともに、大規模災害に対応できる防災資機材や生活必需品を備蓄し、災害時における市町村等への広域的な救援物資の輸送中継拠点としての役割を果たしており、センター機能の充実強化を図る。

##### ①教育・訓練機能の充実

災害を想定した体験をしながら繰り返し学習することにより、来館者の一人ひとりが防災に対する心構えが解るような教育・訓練のための施設・設備の整備を図る。

##### ②備蓄機能の充実

多様化する災害や広域的な災害への対応力を強化するため、防災資機材や災害救助用物資の備蓄を図る。

#### (2) 地域県民センター等（地方連絡本部）

地方連絡本部を設置する各合同庁舎等に、当該地域での大規模災害に迅速に対応するため、防災機材等の備蓄に努める。

#### (3) 土木施設災害対策拠点

災害時の緊急復旧活動及び救援救護活動等を迅速かつ的確に行うとともに近隣都県との相互支援体制を充実するため、各建設事務所管内に防災拠点を整備する。

(拠点機能)

- ① 災害時の人員及び緊急物資の輸送拠点として物資等の搬入、搬出を行う。
- ② 緊急復旧活動に必要な鋼材、盛土材、コンクリート材等の備蓄を行う。
- ③ 緊急輸送道路とのネットワーク化を図る。

**(4) 消防防災航空基地**

消防防災ヘリコプターの安定的な運航体制の確保と航空部隊の広域的な受援体制の確立のため、消防防災航空基地の機能を強化する。

**(5) 防災活動拠点**

ア 災害発生時において、応援部隊の受入、物資の集積、振分、運搬の拠点となる防災活動拠点を次のとおり設定し、災害時の利用形態を想定して、必要に応じた防災機能の強化を図る。

No.	拠点施設名	所在地	管理者	用途
1	小瀬スポーツ公園	甲府市	県	警察、自衛隊、消防、国土交通省
2	富士北麓公園	富士吉田市	県	警察、自衛隊、消防
3	楡形総合公園	南アルプス市	市	自衛隊、消防
4	富士川クラフトパーク	身延町	県	警察、自衛隊、消防
5	山梨県立防災安全センター	中央市	県	自衛隊、消防
6	緑が丘スポーツ公園	甲府市	県・市	自衛隊、消防
7	笛吹川フルーツ公園	山梨市	県	警察、自衛隊、消防
8	曽根丘陵公園	甲府市	県	自衛隊、消防
9	桂川ウェルネスパーク	大月市	県	警察、自衛隊、消防
10	韮崎中央公園	韮崎市	市	警察、自衛隊、消防
11	アイメッセ山梨	甲府市	県	物流事業者等
12	防災道の駅富士川	富士川町	国・市	警察、自衛隊、消防、国土交通省

※警察、自衛隊、消防、国土交通省の使用が無い場合には、県災害対策本部で調整のうえ、ライフライン機関の活動拠点としても使用する。

イ 防災機能を有する道の駅を防災拠点として位置付け、大規模災害時等の広域的な活動拠点としての機能強化に努めるものとする。

**2 防災資機材の整備**

防災資機材等を保管する各機関は、点検責任者を定め、点検整備計画を作成して点検整備を実施するものとする。

**(1) 点検整備を要する主な防災資機材と保管機関**

資機材	保管機関
水防用備蓄資機材	水防管理団体
救助用資機材及び医薬品	各地区医師会、医療機関等
消防・防災用資機材及び施設	県、消防署、消防団
防疫用資機材	保健所、衛生環境研究所、市町村等
給水用資機材	市町村
たん水防除用資機材	県、市町村
災害警備活動用資機材	警察本部、各警察署
災害救助法給与物資	契約団体
備蓄食糧	関東農政局（山梨県拠点）
ライフライン復旧資材	各事業者

**(2) 点検内容**

ア 資機材等

- ・規格ごとの数量の確認
- ・不良品の取替
- ・薬剤等の効果測定
- ・その他

イ 機械類

- ・不良箇所の有無及び故障の整備
- ・不良部品の取替
- ・機能試験の実施
- ・その他

## 第4節 消防予防計画

### 1 消防力の充実強化

#### (1) 自治体消防力等の充実強化

市町村は消防力の充実強化に努めるとともに、県はこれに必要な指導・助言を行う。

##### ア 自治体消防力の充実強化

###### (ア) 消防組織の充実強化

市町村は消防施設・設備の拡充強化に努めるとともに、地域消防の要である消防団の充実強化に向けて、大規模災害等に備えた消防団の車両・資機材・拠点施設の充実、処遇の改善、必要な資格の取得など実践的な教育訓練体制の充実、青年層・女性層を始めとした団員の入団促進等に取り組むものとし、地域住民と消防団員の交流等を通じ、消防団員がやりがいを持って活動できる環境づくりを進めるよう努めるものとする。

また、自主防災組織との連携を強め、初期消火を徹底し、火災の延焼防止を図るものとする。

更に、消防職員の増員と設備の強化を図るとともに消防団との連携を強化し、消防体制の充実を図るものとする。

その際、女性消防団員についても、その能力が発揮できるような環境整備に配慮する。

###### (イ) 消防施設等の整備強化

市町村は「消防力の整備指針」及び「消防水利の基準」に基づき、計画的な消防施設等の整備強化に努めるものとする。

また、大規模災害時に被害を最小限に食い止め、発災直後の初期消火活動や救助活動を円滑に進めるため、施設の耐震化にも努めるものとする。

###### (ウ) 消防職員及び消防団員の教育訓練

市町村は救急業務の高度化に対応するため、消防職員の救急救命士資格の計画的取得を図るとともに、応急手当普及啓発広報車等を活用し、消防団員等の応急手当普及員の養成に努める。

また、消防職員の救助訓練、消防団員の総合訓練等を通じて、救急救助技術等専門的技術の向上を図るものとする。

##### イ 地域の自主防災組織の充実強化

(ア) 市町村は、自主防災組織の育成強化を図り、組織の核となるリーダーに対して研修を実施し、これら組織の日常訓練の実施を促すものとする。

(イ) 市町村は、平常時には自主防災組織の研修、訓練の場となり災害時には避難、備蓄等の拠点となる施設の整備を図るとともに、救助救護資機材の充実を図るものとする。

(ウ) 防火対象物の関係者は、自衛消防組織を整備充実させ、従業員、顧客の安全、経済活動の維持、地域住民への貢献等を十分認識し災害時行動マニュアルの作成、防災対策の整備、防災訓練等を実施し、防災活動の推進を図るものとする。

##### ウ 市町村消防計画の確立

市町村は、消防機関が大規模地震災害に対処できるよう、組織及び施設の整備拡充を図るとともに、消防活動の万全を期することを主眼として

- ① 消防力等の整備
- ② 防災のための調査
- ③ 防災教育訓練
- ④ 災害の予防、警戒及び防ぎょ方法
- ⑤ 災害時の避難、救助及び救急方法
- ⑥ その他災害対策に関する事項

を大綱とした市町村消防計画を策定し、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正するものとする。

## (2) 広域消防応援体制の確立

ア 災害発生時には、災害関係機関相互の連携体制が必要である。

県、市町村は、関東各都県間、関東県庁所在都市間、県内市間等で締結している相互応援協定の内容充実を図る。

イ 県は、市町村の消防の広域化を推進するなど、消防の対応力の強化を図るよう努めるとともに、消防の応援について近隣市町村及び消防本部間等による協定の締結促進を図るなど、消防相互応援体制の整備に努めるものとする。また、デジタル技術の活用による情報収集、分析など指揮支援体制の強化や迅速な進出と効果的な活動に向けた体制整備などにより、緊急消防援助隊を充実強化するとともに、実践的な訓練等を通じて、人命救助活動等の支援体制の整備に努めるものとする。

## 2 火災予防対策の指導強化

### (1) 建築同意制度の効果的活用

市町村は、建築物を新築、増築等計画の段階で防火防災の観点からその安全性を確保できるよう、建築基準法第6条に基づく建築確認申請と同時に消防法第7条に基づく建築同意制度の効果的な運用を行い、建築面から火災予防の徹底を図るものとする。

### (2) 一般家庭に対する指導

市町村は、自主防災組織等各種団体を通じて、一般家庭に対して消火器具、消火用水及び防火思想の普及徹底を図るとともに、住宅用火災警報器の普及・促進を図り、これらの器具等の取扱い方を指導するものとする。

また、初期消火活動の重要性を認識させ火災発生時における初期消火活動の徹底と、防災訓練への積極的な参加促進を図るものとする。

### (3) 防火対象物の防火体制の推進

ア 不特定多数の者が利用する防火対象物は、火災が発生した場合の危険が大きい。このため市町村は、消防法に規定する防火対象物について防火管理者を必ず選任させるものとする。

イ 市町村は、防火管理者に対して消防計画を策定させ、防火訓練の実施、消防用設備等の整備点検及び火気使用等について指導を行うものとする。

### (4) 予防査察の強化指導

ア 市町村は、防火対象物の計画的予防査察を行い、実態を把握するとともに、防火安全対策について適切な指導を行うものとする。

イ 市町村は、管轄内の荒廃地、空家等の関係者に対し、防火管理の万全を期するよう指導するものとする。

### (5) 危険物等の保安確保の指導

市町村は、消防法の規定を受ける危険物施設等の所有者に対し自主保安体制の確立、保安要員の適正な配置、危険物取扱従事者等に対する保安教育を計画的に実施し、当該危険物等に対する保安の確保に努めるよう指導するとともに、これらの施設等について必要の都度、消防法の規定により立入検査を実施し、災害防止上必要な助言又は指導を行うものとする。

なお、市町村は火災予防条例に規定されている少量危険物等の管理及び取扱いについても所有者に対し同様の措置を講ずるよう指導に努めるものとする。

### (6) 危険物取扱者に対する保安教育

県は、消防法の規制を受ける危険物施設等において、同法に基づく危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者に対し、取扱作業の保安に関する講習を実施し、危険物取扱者の資質の向上に努める。

### (7) 消防設備士教育

県は、消防設備士に対し、常に新しい知識、技術を習得させるとともに、消防用設備等の工事又は設備に関する技術向上を図るため、定期的に講習を実施し、消防設備士の資質の向上に努める。

#### (8) 防火防災思想、知識の普及

県及び市町村は、防災関係機関、関係団体及び報道機関等の協力を得て、火災予防週間及び防災週間において各地で開催される消防関連行事のあらゆる機会を通じ、防火防災思想並びに知識の普及を図る。

### 3 林野火災予防対策

#### (1) 林野火災予防思想の普及、啓発

県及び市町村は、県民や入山者の林野に対する愛護精神の高揚、林野火災の出火原因の大半が不用意な火の取扱いという人為的なものであることにかんがみ、山火事予防運動等の機会やSNS等の各種媒体を活用した火の取扱いや不始末による出火の危険性等の周知により、火災予防思想の普及啓発に努めるとともに、林業関係者、林野周辺住民、ハイカー等の入山者等に対する啓発を実施するものとする。なお、啓発に当たっては、多発期や休日前に重点的に行うなど林野火災の発生傾向にも十分留意するものとする。

また、林野火災の未然防止と被害の軽減を図るため、林野火災の発生危険度等に係る情報の発信に努めるとともに、標識板や立看板、防火水槽、簡易防火用水など防火思想の普及と初期消火のための施設の配備を促進するものとする。

#### (2) 林野所有(管理)者に対する指導

県及び市町村は、林野所有(管理)者に対し、防火線の設置、森林の整備、火災多発期における巡視等を積極的にを行い、林野火災の予防対策の確立に努めるよう指導する。

#### (3) 林野火災消防計画の確立

市町村は、防災関係機関と緊密な連絡をとり、次の事項について計画の確立を図るものとする。

##### ア 防火管理計画

- ・特別警戒区域
- ・特別警戒時期
- ・特別警戒実施要領等

##### イ 消防計画

- ・消防分担区域
- ・出動計画
- ・防ぎょ鎮圧計画
- ・他市町村等応援計画
- ・資機材整備計画
- ・防災訓練実施計画
- ・啓発運動推進計画等

#### (4) 自衛消防体制の確立

国、県、恩賜林保護組合等は、相互の連絡を密にするとともに、市町村と連絡をとり、消防計画を策定し、自衛消防体制の確立を図る。

#### (5) 関係職員の研修指導

県及び市町村は、予防対策、消火対策についてより万全を期するため、森林保全巡視指導員の研修及び森林組合職員等関係者への指導を行う。

#### (6) 林野火災に対する警戒の強化

県及び市町村は、火入れの許可申請の徹底やたき火等の把握に取り組むとともに、火入れやたき火等を行う者が火災予防上必要な措置の徹底を図るよう、適切な対応を行うものとする。なお、市町村は、許可した火入れの情報等を消防機関に共有するものとする。

また、乾燥や強風等の気象状況に応じて的確に火災に関する警戒情報等を発表するとともに、住民等に対する注意喚起、監視パトロール等の強化など適切な対応を行うものとする。

## 第5節 風水害等予防対策

### 1 流域治水

気候変動により増大する水災害リスクに備えるため、“あらゆる洪水に対して、人命を守り、資産等の被害軽減・解消”を目標に、流域全体でのハード・ソフト一体となった総合的な防災減災対策である流域治水を推進する。

### 2 山地の災害予防(森林環境部)

本県の山地は、地形、地質などの特質から崩壊に起因する災害の発生が多い。

このため、森林整備事業や治山事業の積極的な推進により、森林のもつ県土保全機能の維持増大を図るとともに、崩壊等の自然災害の危険頻度の高い山地災害危険地区とその流域の保全対策に努める。

なお、森林の持つ土砂災害防止などの公益的機能を十分発揮させるため、引き続き森林環境税等を活用し、荒廃が進んでいる民有林の人工林を重点的に整備していく。

#### (1) 山地災害の未然防止

集落周辺の山地災害を未然に防止するため、崩壊の可能性のある山地又は荒廃のきざしのある溪流等に対し、予防治山事業を重点的に実施する。

また、山地災害に関するパンフレットを作成し、住民に配布する。

特に、福祉施設、病院、幼稚園等「要配慮者関連施設」周辺の山地で、山地災害の危険性のある箇所については、市町村、施設管理者へ周知すると共に、山地災害の予防対策として積極的に治山事業を実施する。

#### (2) 荒廃山地等の復旧

山崩れを起こした崩壊地、浸食されたり異常な堆積をしている溪流等に対し、復旧治山事業を推進し土砂崩壊、流出による下流の災害の防止を図る。

特に荒廃の著しい、野呂川(早川、小武川)の重点流域については、国直轄事業により整備を促進する。

#### (3) 地すべりの防止

地すべりによる被害を防止、軽減するため、「地すべり等防止法」に基づいて地すべり防止区域を指定し、積極的な保全工事を施行する。

#### (4) 保安林の整備

指定目的の機能が十分に発揮されていない保安林について、改植・補植・本数調整伐等による森林整備を推進し、保安林機能の維持向上を図る。

### 3 河川対策(県土整備部)

#### (1) 河川改修

本県の河川は、1級河川3水系、601河川、2級河川9河川で総延長2,095.6kmである。

国においては、国土の保全と開発を図り、もって社会経済の進展に即応し、国民生活の安定と向上に資するため、社会資本整備重点計画を策定した。

本県においても、山梨県社会資本整備重点計画を策定し、これに基づき河川改修事業を促進し防災対策に努める。

また、山梨県水防計画における重要水防区域にある河川についても河川改修を進める。

#### (2) 総合河川情報システムの整備

県土を洪水などの災害から守り、県民が安心して生活できるようにするためには、河川の整備、改修を行い治水の安全度を高めるとともに、出水の早期予知や災害時の状況把握に必要な正確な情報の収集と、水防管理団体や住民への迅速な連絡が不可欠である。

このため、県内各地の雨量、水位などを自動的に収集・配信できるテレメータシス

テムにより、もって災害の未然防止及び水防対策の強化に努める。

また、主要河川にCCTVカメラ等を設置し河川監視のよりの確化・効率化を図るとともに、この画像や防災情報を伝達する光ファイバー網の整備を実施し、防災対策の強化に努める。

### (3) 浸水想定区域の指定・公表

洪水により相当な損害が生じる可能性のある洪水予報河川及び水位情報周知河川並びに流域に住宅や避難経路等の防護対象がある中小河川において、水害等により浸水が想定される区域についてその範囲と水深を明らかにし浸水想定区域として指定する。また、指定にあたりその区域及び水深について公表するとともに関係市町村に通知する。

浸水想定区域図は市町村の長が、洪水ハザードマップを作成する際にも活用されるものである。

### (4) 警戒避難体制の整備、ハザードマップの公表

浸水想定区域をその区域に含む市町村は、市町村地域防災計画に水位情報や洪水予報について、住民への避難指示等の発令基準のひとつとして定める。また、水位情報や洪水予報の伝達方法、避難所その他洪水時に円滑かつ迅速な避難を図るために必要な事項を市町村地域防災計画において定め、住民に周知させるため、これらの事項を記載したハザードマップなどの印刷物の配布その他必要な措置を講ずるものとする。また、ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。

また、浸水想定区域内に主として高齢者等の避難行動要支援者が利用する施設がある場合には、当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう、洪水予報等の伝達方法を定めるものとし、市町村は、当該施設名称及び所在地を市町村地域防災計画に記載するものとする。

市町村は、避難指示、高齢者等避難について、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルを作成し、住民へ日頃から周知徹底するものとする。

### (5) ダムによる洪水調節

洪水調節のため貯留水の放流にあたって、下流域の住民の安全と河川施設等の保全を図るため、関係市町村や防災関係機関との情報伝達体制の整備及び警報局の整備に努める。

また、ダムの有効貯水容量を洪水調節に最大限活用するにあたり、洪水調節容量を使用する洪水調節に加えて、事前放流より一時的に洪水を調節するための容量を利水容量から確保する。

## ダムによる洪水調節の現況

ダム名	広瀬ダム	荒川ダム	大門ダム	塩川ダム	深城ダム	琴川ダム
完成	昭和50年3月	昭和61年3月	昭和63年3月	平成10年6月	平成17年3月	平成20年3月
計画高水量	560m <sup>3</sup> /s	670m <sup>3</sup> /s	240m <sup>3</sup> /s	450m <sup>3</sup> /s	400m <sup>3</sup> /s	135m <sup>3</sup> /s
調節量	250m <sup>3</sup> /s	490m <sup>3</sup> /s	110m <sup>3</sup> /s	200m <sup>3</sup> /s	200m <sup>3</sup> /s	105m <sup>3</sup> /s
放流量	310m <sup>3</sup> /s	180m <sup>3</sup> /s	130m <sup>3</sup> /s	250m <sup>3</sup> /s	200m <sup>3</sup> /s	30m <sup>3</sup> /s
平常時最高貯水位	1,054m	793.6m	894.5m	879.5m	625.5m	1,453.5m
洪水時最高水位	1,056m	800.9m	902.0m	889.5m	629.5m	1,460.0m
一次洪水準備水位	1,048m	783.7m	—	—	610.5m	—
二次洪水準備水位	1,043m	—	—	—	—	—
	上記計画は確率80年洪水を対象として策定。 一次洪水準備水位期間(6月15日～7月31日、10月1日～10月15日)は水位を1,048mまで下げて洪水時最高水位1,056mまでの8m、二次洪水時準備水位期間(8月1日～9月30日)は1,043mまで下げて洪水時最高水位までの13mを利用して洪水調節を行う。	上記計画は確率80年洪水を対象として策定。 洪水期(7月1日～9月30日)は水位を783.7mまで下げて洪水時最高水位までの17.2mを利用して洪水調節を行う。	上記計画は確率80年洪水を対象として策定。 一年を通して894.5mから902.0mまでの7.5mを利用して洪水調節を行う。	上記計画は確率80年洪水を対象として策定。 一年を通して879.5mから889.5mまでの10.0mを利用して洪水調節を行う。	上記計画は確率80年洪水を対象として策定。 洪水期(6月1日～9月30日)は水位を610.5mに下げて洪水時最高水位までの19.0mを利用して洪水調節を行う。	上記計画は確率80年洪水を対象として策定。 一年を通して1,453.5mから1,460.0mまでの6.5mを利用して洪水調節を行う。

## 4 砂防対策（土砂災害対策）（森林環境部、農政部、県土整備部）

### (1) 土石流対策

本県の河川は流路延長が短く、急峻な地形に加え地質的にも脆弱な地層が多く荒廃しやすい要因が重なっているため、豪雨の際の溪流における生産土砂の抑止、流速土砂の貯留、調節、流路の安定、地すべり防止等のため、砂防堰堤、溪流保全工等一連の砂防事業を実施する。

### (2) 急傾斜地崩壊防止対策

本県は地形的、地質的に崩れやすい地域が多く、急傾斜地付近に存在する人家も多いため、豪雨の際の急傾斜地の崩壊による、人的、物的被害が予想され、急傾斜地の所有者等が防災工事を行うことが困難又は不適当な場合には、県により擁壁や斜面対策などの崩壊対策事業を実施する。

### (3) 地すべり防止対策

県南部の峡南地域では、糸魚川・静岡構造線が走り、急峻な地形と脆弱な地質構造

が分布し、県内有数の地すべり地帯を抱えており、排水施設、擁壁、その他の防止施設を整備し地すべり防止事業を実施する。

#### (4) 雪崩防止対策

豪雪地帯対策特別措置法により指定されている、南アルプス市のうち旧芦安村の区域と南巨摩郡早川町において、雪崩による災害から人命を守るため、必要に応じ雪崩防止工事を実施する。

#### (5) 危険箇所からの移転の促進

##### ・防災のための集団移転促進事業

県及び市町村は、災害の発生地又は建築基準法に定める災害危険区域のうち、住民の居住に適当でないと認められる区域内にある住居の集団的移転を助成し促進する。

##### ・がけ地近接等危険住宅移転事業

県及び市町村は、災害による危険から人命を守るため、建築基準法の規定による災害危険区域等にある住宅の除去・移転を助成し促進する。

#### (6) 各種規制による災害防止対策

##### ・宅地造成対策

県は、「山梨県宅地開発事業の基準に関する条例」に基づき、宅地造成事業を規制して宅地造成に伴う崖崩れ等の災害を防止する。

##### ・盛土等対策（森林環境部・農政部・県土整備部）

県は、「宅地造成及び特定盛土等規制法」に基づき、盛土等による災害を防止する。

##### ・ゴルフ場等造成対策（森林環境部）

県は、「山梨県ゴルフ場等造成事業の適正化に関する条例」に基づき、造成事業を規制し災害を防止する。

##### ・土石採取対策（森林環境部）

県は、「山梨県岩石採取計画許可事務取扱要綱」「山梨県山・陸砂利採取計画認可事務取扱要綱」「山梨県土採取規制条例」に基づき、土石の採取について必要な規制を行い、採取に伴う土砂等の崩壊及び流出並びに粉塵等による災害を防止する。

### 5 土砂災害警戒区域等における対策（県土整備部）

土砂災害から住民の生命及び身体を守るため、土石流、急傾斜地の崩壊又は地滑りが発生するおそがある土地の区域を明らかにし、警戒避難体制の整備を図るとともに、一定の開発行為を制限するなど土砂災害ソフト対策を推進する。

#### (1) 基礎調査

県は、土砂災害防止法に基づき行われる土砂災害の発生するおそれのある土地の地形、地質、降水、土地利用状況その他の事項に関する基礎調査を実施する。

#### (2) 土砂災害警戒区域等の指定

県は、市町村長の意見を聴いて、土砂災害の発生するおそれのある区域を土砂災害警戒区域として指定し、また、土砂災害警戒区域のうち建築物に損壊を生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれのある区域を土砂災害特別警戒区域として指定を行うとともに、土砂災害防止法に定められた必要な施策を講ずる。（資料編Ⅱに「4 土砂災害警戒区域、特別警戒区域一覧表」を掲載）。県はホームページ等を通じて警戒区域の周知や土砂災害に対する危険性について、防災意識、知識の普及を図る。

#### (3) 警戒避難体制の整備、ハザードマップの公表

市町村は、土砂災害警戒区域ごとに、土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予警報の発令及び伝達、避難、救助その他必要な警戒避難体制に関する事項について、市町村地域防災計画に定めるものとする。

また、土砂災害警戒区域内に主として防災上の配慮を要する者が利用する施設がある場合には、当該施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるよう、避難確保計画の作成、避難訓練の実施等の支援を行い、警戒避難体制の整備を定めるものとする。

なお、市町村長は、土砂災害警戒区域における円滑な警戒避難体制を確保する上で必要な事項を住民に周知させるため、これらの事項を記載したハザードマップなど、印刷物の配布その他の必要な措置を講じなければならない。

#### (4) 土砂災害警戒情報

##### ア 土砂災害警戒情報の目的

大雨による土砂災害発生の危険度が高まったときに、市町村長が防災活動や住民等への避難指示等の災害応急対応を適時適切に行えるよう支援すること、また、住民の自主避難の判断等に活用することを目的とする。

##### イ 土砂災害警戒情報の発表

大雨警報（土砂災害）発表中において、実況雨量及び気象庁が作成する降雨予報で監視を行い、監視基準（土砂災害発生危険基準線）に2時間先までに達すると予想されたときに、県と気象庁が協議のうえ、市町村単位で土砂災害警戒情報を発表する。（発表の対象地域、基準、伝達方法等は、「第3章 第2節 災害関係情報等の受伝達」を参照）

##### ウ 土砂災害警戒情報の利用に当たっての留意点

土砂災害警戒情報は、土砂災害発生の危険度を降雨予測に基づいて判定し発表するもので、個別の災害発生箇所、時間、規模等を詳細に特定するものでない。

また、発表対象とする土砂災害は、土石流や急傾斜地の崩壊とし、技術的に予知・予測が困難である斜面の深層崩壊、山体の崩壊、地すべり等については、発表対象としない。

##### エ 土砂災害警戒情報の補足情報

県は、土砂災害の危険度等をメッシュ単位で分割し地図上に表示した情報（補足情報）をインターネットで公開する。

##### オ 土砂災害警戒情報の伝達

甲府地方気象庁は、防災危機管理課をはじめ日本放送協会（NHK）等報道機関へ伝達する。

防災危機管理課は、緊急防災ネットワークの一斉FAXを活用し、県建設事務所及び支所、市町村、各消防本部、県庁各課等に伝達する。

砂防課は、土砂災害警戒情報システムで、補足情報をインターネット公開する。

##### カ 土砂災害警戒情報に係る市町村の対応、取り組み

市町村は、情報を受けたとき、直ちに地域の住民、自主防災組織及びその他関係機関へ適切に伝達する。

##### キ 市町村地域防災計画

市町村は、市町村地域防災計画に土砂災害警戒情報について、住民への避難指示等の発令基準のひとつとして定める。避難指示等は、土砂災害警戒情報、補足情報、前兆現象、現地の地形・地質など地域の特性をふまえ、総合的に判断し発令する。

##### ク 住民の避難誘導體制

市町村は、土砂災害に対する住民の警戒避難体制として、土砂災害警戒情報等が発表された場合に直ちに避難指示等を発令することを基本とした具体的な避難指示等の発令基準を設定するものとする。また、面積の広さ、地形、地域の実情等に応じて市町村をいくつかの地域に分割した上で、土砂災害の危険度分布等を用い、危険度の高まっている領域が含まれる地域内の全ての土砂災害警戒区域等に絞り込んで避難指示等を発令できるよう、発令対象区域をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じて見直すものとする。

#### (5) 緊急調査（地すべり）

県は、大規模な土砂災害（地すべり）が急迫している状況において、市町村が適切に住民の避難指示の判断が行えるよう、緊急調査を行い、被害の想定される区域・時期の情報（土砂災害緊急情報）を市町村に通知するとともに、一般に周知する。

## 6 農地災害予防対策(農政部)

農業用施設の管理者である市町村及び土地改良区は、常に施設の巡視点検に努め、施設の適切な維持管理を図るとともに、現地の状況を的確に把握し、地震及び大雨等の際には関係機関と連絡を密にし、協力体制をとるものとする。

特に、次の事項については万全を期すものとする。

- ① ため池等については、亀裂又は漏水について常に点検するとともに、大雨のおそれのある場合には、事前に放水して貯水量を減じておく
- ② たん水防除用及び灌漑排水用のポンプについては、燃料、オイル等を常に補給し、有事の際に確実に作動するよう点検する。
- ③ 地すべり指定地域又は地すべり及び土砂崩壊の発生が予想される地域について、被害が人命や家屋におよぶおそれがある場合は、現地を定期的に巡視し、事前に関係住民に対し危険箇所を周知徹底させ、自記伸縮計を活用して警戒避難体制をとる。本県における災害予防対策の推進方針等については次のとおりである。

### (1) 農業用ため池の防災・減災対策

本県では、ため池等整備事業などの農村地域防災減災事業により、老朽化した農業用ため池の整備を進めてきた。

また、決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのある農業用ため池について、「防災重点農業用ため池」に選定するとともに、公表している。

今後は、この「防災重点農業用ため池」を中心として、耐震や豪雨等に対して必要な機能を有していないため池や老朽化した施設については、関係市町村等と連携し、地域の合意形成を図りつつ、計画的な耐震化・豪雨時の洪水対策に取り組むこととしている。

また、ため池が決壊した場合の浸水想定地域等を示した「ハザードマップ」や「緊急連絡網」の随時更新を図り緊急時の迅速な避難行動につなげるとともに、ため池サポートセンターによるため池管理者等への指導や豪雨後・災害時の点検等を行う体制の構築等、保全管理体制の強化を推進する。

### (2) 浸水・浸食被害を防ぐ農業用水利施設等の整備

農地等の浸水・浸食被害が懸念される農村地域において、用排水路の法面崩落防止や、排水機場等の排水施設の整備を進めてきた。今後も、引き続き農地の浸水・浸食被害対策を推進するとともに、整備済みの農業用水利施設の長寿命化・耐震化対策を併せて進める必要がある。

### (3) 土砂災害等を防ぐ農業用水利施設等の整備、用排水施設の整備

農地や農業用施設等の農業生産基盤に係る災害の未然防止や低下した機能を回復するため、これまで緊急性の高い箇所に対して土砂災害防止対策や地すべり対策等を実施し、農業生産の維持及び農家経営の安定と国土の保全、農村地域の安全、安心な生活環境の実現を図っているが、一方で、老朽化が著しい農業用施設も存在していることから、継続した農業生産基盤の整備が必要である。

### (4) 農業集落排水施設の老朽化対策の推進

農業集落排水事業により整備した施設について、今後は、機能維持に向けた取組に努めるため、機能診断結果をもとに、適正な時期に必要な対策の実施、施設の維持管理体制の強化を図る。

### (5) 基幹農道の整備

基幹農道は農産物の生産や流通の向上を主な目的としている。一方、近年各地で頻発

している大規模地震や豪雨災害等の発生時には避難路や緊急輸送路としての補助的な役割も担っていることから、緊急車両の走行を確保する対策も必要であるため、関係市町村と連携を図り、計画的に重要度の高い施設について長寿命化、耐震化対策を推進する。

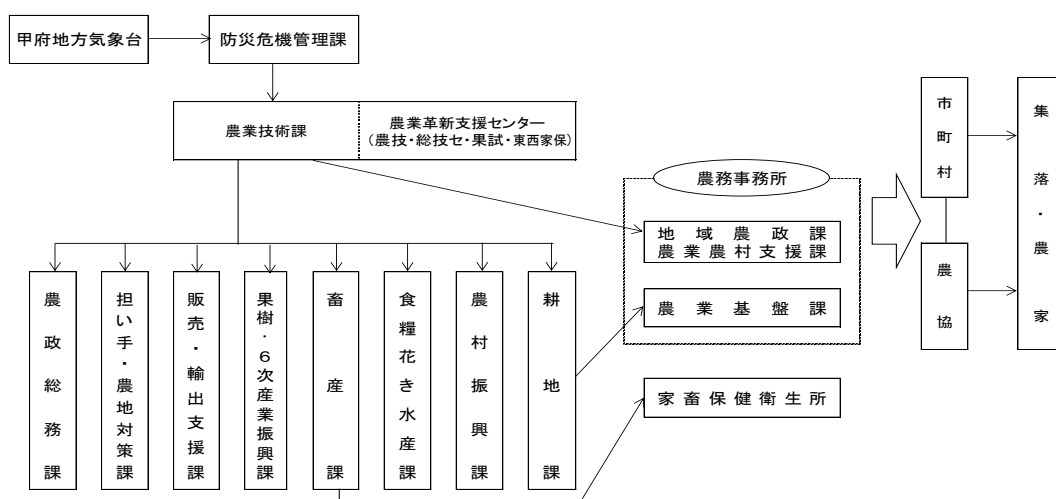
## 7 農作物災害予防対策(農政部)

農作物の災害予防については、「山梨県農業災害対策要領」に基づき万全を期する。

凍霜害については、発生の危険が長期にわたるため、あらかじめ、警戒期間(おおむね3月上旬～5月下旬)を設け、別途定める予防対策要領により、災害防止に努める。

また、台風や豪雪等に対しては、気象台からの気象情報に基づき、的確な予防技術対策を樹立し、関係機関への迅速な通報に努める。

### ○ 勤務時間外における気象情報伝達網



## 8 下水道施設の風水害等予防対策

### (1) 下水道施設の安全性及び代替性の確保

- ・ 止水板、耐水扉等のハード面の耐水対策
- ・ 受変電設備の高所移設
- ・ 管渠、下水処理場、ポンプ場のネットワーク化
- ・ 施設被災時の最低限の揚水、水処理機能の確保
- ・ 仮設ポンプや吸引排水ポンプ車の手配のための連絡体制を確保

### (2) 重要なデータのバックアップ

- ・ 施設台帳や点検調査修繕等の履歴の電子化

### (3) 情報の収集・連絡体制の整備

- ・ 情報の収集・連絡体制に関するマニュアル作成と訓練
- ・ 情報収集及び非常態勢を早期に確立するための遠隔監視・操作機能の有効活用

### (4) 通信手段及び非常電源の確保

- ・ 専用回線による通信機能確保
- ・ 停電時の72時間稼働可能な非常用電源の確保

### (5) 防災資機材の整備

- ・ 過搬式ポンプ、発電機の確保
- ・ 消毒資機材の確保
- ・ 仮設沈殿池の用地確保

### (6) 職員の体制

- ・ 緊急連絡体制の整備

- ・家族も含めた安否確認
- ・交通途絶時等の出勤体制の確立
- (7) **下水道関係機関相互の応援体制**
  - ・市町村、下水道公社、県との応援体制の確立
  - ・他都県市との応援体制の確立
- (8) **下水道防災拠点の確保**
  - ・流域下水道事務所のサブ防災拠点化
  - ・浸水しない富士北麓、桂川流域を中心に下水処理場、ポンプ場を利活用した防災拠点の確保
- (9) **応急復旧活動**
  - ・ソフト面の耐水対策（土のう設置、止水板設置）
  - ・二次災害発生のおそれや、重大な機能障害への対応（溢水した下水を強力吸引車（バキューム車など）により排水処理、塩素減菌により消毒処理放流、マンホールトイレ設置）
- (10) **被災地のし尿の受け入れの連携**
  - ・被災施設と健全下水処施設との連携
- (11) **業務継続性の確保**
  - ・BCPマニュアルの策定と訓練

## 9 道路の風水害等予防対策

国及び地方公共団体は、アンダーパス部等の道路の冠水を防止するため、排水施設及び排水設備の適切な維持管理を実施する。また、渡河部の道路橋や河川に隣接する道路の流失により、被災地の孤立が長期化しないよう、洗掘防止や橋梁の架け替え等の対策を推進するものとする。さらに、国は、応急復旧資機材の確保や貸与等による地方公共団体への支援を推進するものとする。

## 第6節 雪害予防対策

平成26年2月14日の大雪により、本県では観測史上最大の大雪となり、大きな被害が発生、県内全域の各ライフラインに大きな影響を及ぼした。

本県は豪雪地帯ではないが、昨今の気象状況を考慮すれば、このような豪雪に再度見舞われる可能性がある。

こうした豪雪においても、県民生活の安心・安全を確保し、円滑な経済活動等が確保されるよう、各防災関係機関が連携し、早期に体制を整え、豪雪による被害を未然に防止、または、被害の軽減を図るため、関係機関は、交通、通信及び電力等のライフライン関連施設の確保、雪崩災害の防止、要配慮者の支援などに関する対策を実施するものとする。

### 1 雪害予防体制の整備

#### (1) 県の活動体制

県は、雪害に関する情報の収集等、関係機関相互の連絡調整及び情報交換、要配慮者の支援その他の雪害予防対策を行う。このため、部局内の協力体制及び緊急連絡体制を確立するものとする。

#### (2) 市町村の活動体制

市町村は、雪害対策の即応性を図るため、職員の配備体制や情報連絡体制の整備を図るものとする。

市町村は、気象情報を収集し、雪害対策における関係機関相互の緊密な連絡調整や情報交換を行い、雪害の発生に備えるものとする。

## 2 雪害安全対策

### (1) 公共施設の安全確保

ア 施設管理者は、雪害における建築物の損壊を防ぐため、必要に応じて、修繕等を実施するとともに、除排雪対策を整備する。

イ 施設管理者は、雪庇の発生状況を点検するとともに、人の出入りのある場所で雪庇が落下するおそれのある場合は、立入禁止、雪庇除去等の応急対策を講じる。

### (2) 住民の安全対策

県及び市町村は、建物等の所有者に対し、雪止めの設置等、雪庇や雪の滑落、雪下ろし作業による二次的災害防止のための措置を図るよう啓発に努める。

## 3 ライフライン関係

ライフライン管理者については、停電、通信障害、輸送の確保等、早期復旧対策等、事前の災害予防措置について、県、市町村と連携して、対策を進めていく。

## 4 集落雪崩防止対策

県は、雪崩危険箇所において、雪崩による災害から人命を守るため、集落の保護を目的として、必要に応じ雪崩防止工事を実施する。また、県民に対し、雪崩に関する知識の啓発に努めるとともに、雪崩危険箇所の周知を図る。

## 5 避難行動要支援者の安全確保

災害発生後、在宅の避難行動要支援者の安全確保や避難行動を支援する支援者について、県及び市町村は、迅速に安否確認、除排雪の協力、避難誘導、救助活動などが行えるよう、地域社会の連帯や相互扶助等による組織的な取組みが実施されるよう啓発する。また、必要があれば、ボランティア等の協力を得つつ、除排雪の協力等を行うものとする。

## 6 広報活動

県、市町村等防災関係機関は、県民の防災意識の高揚を図るとともに、防災知識の普及啓発、除排雪等にかかる注意喚起に継続的に努めるものとする。

また、県及び市町村は、県民に対し、食料・飲料水等の備蓄、非常持出品の準備等、家庭で実施する予防・安全対策及び降積雪時にとるべき行動などについて、防災知識の普及啓発を図る。また、道路交通に関しては、集中的な大雪が予測される場合において、不要・不急の道路利用を控えることが重要であることについて、周知に努めるものとする。

## 7 農業関係雪害予防対策

### (1) 災害予防対策

予知することが難しい気象災害を未然に防止するため、気象情報の迅速な伝達と被害を回避又は、最小限に食い止めることができるような応急的技術手法の提供、耐雪性など、気象災害に強い施設や栽培技術の普及など、諸対策を講ずる。

なお、豪雪に対する農業施設等の強化対策、保全対策については、「農業用ハウスと果樹棚の雪害防止対策」の活用を図ること

ア 気象情報伝達の迅速化と対策指導の徹底

- ① 伝達システムの構築
- ② 気象観測網の充実
- ③ 気象災害の被害予測の確立
- ④ 被害ほ場の追跡調査

イ 気象に強い施設の普及

- ① 農業用施設の安全構築                      ② 既存施設の点検及び補強の促進
- ウ 気象災害に強い栽培・技術管理
  - ① 気象災害に強い仕立て方法、栽培様式の開発と普及
- エ 地域ぐるみ災害対応システムづくりの推進
  - ① 共同作業、救援システムづくりの推進                      ② 地域農業ボランティアの育成
- オ 農業共済制度への加入促進
  - ① 農業共済制度への加入促進活動への支援

## 第7節 建築物災害予防対策

### 1 不燃建築物の建設促進対策

県及び市町村は、大火災等による建築物の被害の軽減を図るため、次により建築物の不燃化の促進を図る。

- (1) 建築物が密集し、火災が発生した場合に延焼拡大のおそれのある地域について、防火地域及び準防火地域を指定し、建築物の構造制限等不燃建築物の建設について指導を行う。

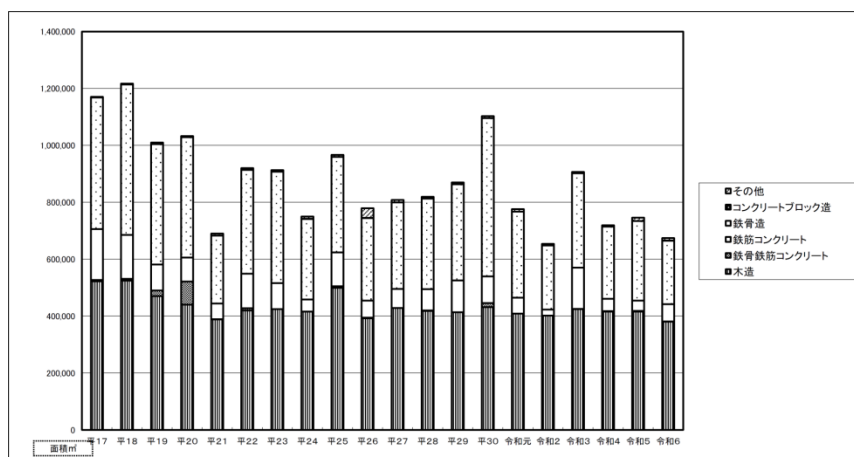
ア 地域指定の状況

	防火地域	準防火地域	建築基準法第22条の指定地域
甲府市	59.0ha	199.0ha	1797ha
富士吉田市		42.0	577
甲州市		10.0	850
都留市		23.0	326
山梨市		8.3	172
大月市	2.6		
韮崎市		42.0	
甲斐市		2.8	802
富士川町			68
身延町			900
上野原市		10.2	90
市川三郷町			120

イ 建築物の建築状況

建築物の構造別面積

県下の平成17年度から令和6年度までの着工建築物の構造面積は次のとおりである。



## 2 都市再開発計画

市街地の計画的な再開発を図るため、都市再開発法に基づき都市防災を促進する。

なお、大月市においては、市中心部国道20号沿いの2.13haについて、市街地の災害防止のため、旧防災建築街区の指定を受け、防災建築街区造成事業を行った。

また、甲府市において、中央4E地区・国母南地区・甲府紅梅地区・中央一丁目地区の市街地再開発事業又は優良建築物等整備事業を行った。

## 3 公共施設災害予防計画

### (1) 老朽建物の改築促進

ア 老朽度の著しい建物については、国又は県の整備計画に合わせて改築の促進を図る。改築にあたっては、耐震耐火構造建物の建設の促進を図る。

イ 建物の定期点検などを実施して、破損箇所等は、補修又は補強し、災害の防止に努める。

### (2) 県有建物の現況

ア 県有建物所管別一覧表

(令和6年3月31日現在)

区分	木造		非木造	
	箇所数	面積 (㎡)	箇所数	面積 (㎡)
知事政策局	0	0.00	13	6,254.83
県民生活部	0	0.00	34	29,870.31
男女共同参画・共生社会推進統括官	0	0.00	2	5,120.15
総務部	3	49.76	135	87,668.74
防災局	0	0.00	24	10,499.74
福祉保健部	5	185.77	101	57,612.85
子育て支援局	5	1,521.33	23	8,635.13
林政部	86	8,091.47	53	8,974.42
環境・エネルギー部	1	15.30	25	7,975.14
産業労働部	4	33.55	95	53,849.72
観光文化・スポーツ部	15	412.54	50	65,475.78
農政部	7	655.24	312	69,436.43
県土整備部	30	4,105.55	1,210	669,261.07
企業局	17	2,110.66	70	24,921.31
教育委員会	23	5,260.60	1,043	607,482.20
警察本部	25	2,230.85	717	105,646.63
総計	221	24,672.62	3,906	1,818,684.45

※ 箇所数は一建築物を一箇所とした数値。なお、同一建築物内に木造、非木造がある場合は、各々木造1、非木造1として扱った。

イ 今後の方針

- ・不特定多数の人の用に供する特殊建築物等の不燃化の推進を図る。
- ・公営住宅の不燃化及び既設木造公営住宅の耐火構造への建替等の指導を行う。

- ・建築物の建設資金融資制度の活用については、不燃化を図るよう関係者への指導を強化する。

### (3) 建物以外の施設の補強及び整備

- ア 国旗掲揚塔、野球用バックネット等の著しく高いもの又は容量の大きいものは、その安全度を常時確認し、危険と認められるものは必ず補強工事を実施する。
- イ 移動又は飛散しやすい機械・器具等は、常時格納固定できるようにする。
- ウ 消防施設等の整備に努め、常時使用可能な状態にしておく。
- エ 定期点検及び臨時点検を実施して、要補修箇所は補修又は補強して災害の防止に努める。

## 第8節 文化財災害予防対策

### 1 文化財所有者の管理責任等について

#### (1) 山梨県文化財保護条例に定める所有者の管理義務等について

- 山梨県文化財保護条例において、県指定文化財の所有者、管理責任者による文化財の管理を義務づけるとともに、所有者及び管理責任者の変更、指定物件の滅失、毀損、亡失、盗難があった場合は、知事に届け出るものとしている。
- 県指定文化財の修理は、所有者（管理団体がある場合は管理団体）が行うものとし、その管理又は修理に多額の経費を要する場合、知事は、その一部に充てるため補助金を交付することができるものとしている。

#### (2) 文化財保護法に定める所有者の管理義務等について

- 文化財保護法において、国指定文化財の所有者、管理責任者または管理団体による文化財の管理を義務づけるとともに、所有者及び管理責任者の変更、指定物件の滅失、毀損、亡失、盗難があった場合は、文化庁長官に届け出るものとしている。
- 国指定文化財の修理は、所有者（管理団体がある場合は管理団体）が行うものとし、その管理又は修理に多額の経費を要する場合、政府は、その一部に充てるため補助金を交付することができるものとしている。

### 2 山梨県文化財保存活用大綱における文化財の災害予防対策

県では、文化財の災害に備えると共に被災時の損傷を最小限に留めるため、令和元年度に文化財保護法に基づき策定した山梨県文化財保存活用大綱に、文化財の防災及び災害発生時の対応について方針を定めている。

#### (1) 災害に備えた平時からの普及啓発

- ① 普及啓発活動や防犯・防災対策の取り組みの促進
  - 「文化財防火デー」（1月26日）に合わせて、県内の各所において防災訓練や防火設備点検の実施等、防災に係る周知や普及啓発活動を促進する。
  - 文化財所有者や管理責任者が、防犯や防災に関して日頃留意すべき事項や、実際に災害が発生したときに取るべき一般的な対応を周知するマニュアルなどの作成や充足に努め、普及啓発と防犯・防災のための自主的な取り組みを促進する。
- ② 文化財の現況の把握と防災スキルの向上
  - 平時における活動として、県は市町村と協力し、域内文化財の管理状況等の現況把握や、救済活動の際に資する研修会や技能講習会の実施に努める。
- ③ 文化財防災ネットワークの設置・運用
  - 災害発生時に緊急的なレスキュー活動等を円滑に行うため、県が主体となって、大学等の協力を得るなか、県立博物館と県内博物館施設、市町村等による文化財

- に関する山梨県内での防災ネットワークを構築する。
- 国立文化財機構が主催する「文化財防災ネットワーク推進事業」との連携を図り、防災発生時対応の体制強化に取り組む。
  - 県は、文化財防災ネットワークの事務局として、各種活動のコーディネートや広域連携に関する調整を行う。

## (2) 被害情報の収集・緊急的なレスキュー活動など災害発生時に行う取り組み

- ① 文化財被災状況の収集、共有化
  - 文化財の被災に対する情報をいち早く共有化し、適切な対処に繋げる必要があることから、引き続き県と市町村が連携し、文化庁と密に情報共有を図る。
  - 防災及び災害発生時の対応を強化するため、文化財の防災ネットワークによる災害発生時における県と市町村、文化財所有者や管理責任者が連携した文化財被災状況の収集、共有化を図る。
- ② 被災時の対応
  - 文化財が被災した場合は、文化財保護指導委員などの協力を得るなか、県は市町村、文化財所有者や管理責任者等と連携し、できるだけ速やかに状況を把握し情報の共有化を図るとともに、適切な危険回避の措置を講じる。
  - 文化財の性状や被災の程度に応じた応急の手当について、県は、必要に応じて県文化財保護審議委員や国立文化財機構などによる助言や対応の依頼を求め、被害を最小限度にとどめるとともに、被災した文化財の復旧への取り組みが速やかに着手されるよう努める。
  - 大規模災害が起きた場合には、優先すべき行動の後、可能な限り速やかに文化財等の被災情報を収集、集約し、そして情報提供を行うなど、県、関係市町村等間で情報の共有に努める。
  - 被災した市町村へは、必要とする支援内容の確認を行ったうえで、県の職員の派遣や文化財保護審議委員への対応依頼、国立文化財機構へのレスキュー要請など、人材派遣に関して調整を行う。さらに被災文化財等の一時保管場所が必要な場合は、その確保のための調整を行う。

## 第9節 原子力災害予防対策

平成23年3月11日に発生した東日本大震災に起因する福島第一原子力発電所事故は、今まで原子力災害とは無縁であった山梨県にも、風評被害や県民の心理的動揺などさまざまな影響をもたらした。

山梨県内には、原子力施設が存在せず、また、他県にある原子力施設に関する「原子力災害対策重点区域」(※)にも本県の地域は含まれていない。本県に最も近い中部電力(株)浜岡原子力発電所においても、本県南部県境までの距離は約70kmである。

しかし、東京電力(株)福島第一原子力発電所事故による教訓を踏まえ、また、放射性物質及び放射線は五感に感じられないなど、原子力災害の特殊性を考慮すると、万一、不測の事態が発生した場合であっても対処できるような体制を整備することが重要となる。

なお、中央防災会議の定める防災基本計画において、専門的・技術的事項については、原子力規制委員会が定める原子力災害対策指針によるものとしている。同指針は、今後とも継続的な改正を進めていくものとしていることから、本対策についても、同指針の改正改定を受け見直しを行なう必要がある。

※ 「原子力災害対策重点区域」として、同指針では、原子力施設の種類に応じた当該施設からの距離を目安に次のとおり設定している。(ア・イは、実用発電用原子炉の場合)

ア 予防的防護措置を準備する区域(PAZ:Precautionary Action planning Zone)

放射性物質の環境への放出前の段階から予防的に防護措置を準備する区域（概ね半径5 km圏内）

イ 緊急防護措置を準備する区域（UPZ：Urgent Protective action planning Zone）

緊急時防護措置を準備する区域（概ね半径30 km圏内）

本節及び第3章第7節における用語の意義は次のとおりとする。

- ・「原子力災害」・・・原子力施設の事故等に起因する放射性物質又は放射線の異常な放出により生じる被害
- ・「原子力緊急事態」・・・原子力事業者の原子炉の運転等により放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出された事態をいう。
- ・「放射性物質」・・・原子力基本法第3条第1項に規定する核燃料物質、核原料物質及び放射線同位元素等の規制に関する法律第2条第2項に規定する放射性同位元素並びにこれらの物質により汚染されたものをいう。
- ・「原子力事業者」・・・原子力災害特別措置法（以下「原災法」という。）第2条第1項第3号に規定する事業者をいう。
- ・「原子力事業所」・・・原子力事業者が原子炉の運転等を行う工場又は事業所をいう。

### 1 本県に隣接する原子力事業所

本県の隣接県である静岡県には、中部電力(株)浜岡原子力発電所が所在する。

事業所名	浜岡原子力発電所				
事業者名	中部電力株式会社				
所在地	静岡県御前崎市佐倉5561				
設置番号	1号機	2号機	3号機	4号機	5号機
運転状況	廃止措置中		施設定期検査中		
営業運転開始日	S51. 3. 17	S53. 11. 29	S62. 6. 28	H5. 9. 3	H17. 1. 18
運転終了日	H21. 1. 30		—	—	—

### 2 情報の収集及び連絡体制の整備

県は、国、市町村、中部電力(株)浜岡原子力発電所が所在する静岡県、原子力事業者、その他防災関係機関等と原子力防災に関する情報の収集及び連絡を円滑に行うため、次に掲げる事項について体制を整備する。

#### (1) 国、静岡県等との連携

県は、原子力災害に対して万全を期すため、平時から、国及び静岡県との連携を密にし、国との連絡体制を確保するとともに、市町村、静岡県、原子力事業所、その他防災関係機関との間において情報の収集及び連絡体制の整備に努める。

#### (2) 情報収集体制

県は、情報収集活動を行うため、静岡県及び防災関係機関等と協力し、必要に応じて、衛星携帯電話などの多様な通信手段を活用した情報収集体制の整備に努める。

#### (3) 専門機関との連携

県は、原子力防災に関する専門機関との連携を密にし、平時における本県の原子力防災に関する助言、緊急時における県の活動への助言が受けられるように努める。

### 3 モニタリング体制等の整備

#### (1) 平時におけるモニタリングの実施

県は、平時から、大気中の環境放射線モニタリングを実施し、県内の環境に対する影響を評価するとともに、緊急時における影響評価に用いるための比較データを収

集・蓄積する。

なお、県は、県内市町村等の要望に応じて、可搬型測定機器等の貸し出しを行う。

#### (2) モニタリング機器の整備

県は、平時又は緊急時における県内の環境に対する放射性物質又は放射線の影響を把握するため、可搬型測定機器等のモニタリング機器を整備する。

#### (3) モニタリング要員の確保

県は、平常時モニタリングの強化を迅速かつ円滑に実施するために必要な要員及びその役割等をあらかじめ定める。

### 4 原子力災害に関する住民等への知識の普及と啓発

県及び市町村は、次の内容について、住民等に対し原子力災害に関する知識の普及と啓発に努める。

- (1) 放射性物質及び放射線の特性に関すること
- (2) 隣接県の原子力発電所の概要に関すること
- (3) 原子力災害とその特性に関すること
- (4) 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること
- (5) 緊急時に県や国等が講じる対策の内容に関すること
- (6) 緊急時に住民等がとるべき行動及び留意事項に関すること

### 5 防災業務職員に対する研修

県は、原子力防災対策の円滑な実施を図るため、次に掲げる事項等について、市町村、消防職員等の防災業務職員に対し、必要に応じ研修を実施する。

- (1) 原子力防災体制に関すること
- (2) 隣接県の原子力発電所の概要に関すること
- (3) 原子力災害とその特性に関すること
- (4) 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること
- (5) モニタリング実施方法及び機器に関すること
- (6) 緊急時に県や国等が講じる対策の内容に関すること
- (7) 緊急時に住民等がとるべき行動及び留意事項に関すること
- (8) その他緊急時対応に関すること

## 第10節 特殊災害予防対策

### 1 火薬類、高圧ガス、危険物、毒物劇物、放射性物質の災害予防対策

#### (1) 災害予防体制

関東東北産業保安監督部、県、市町村及び防災関係機関は、火薬類、高圧ガス、危険物、毒物劇物、放射性物質の爆発、漏洩等による災害の発生を未然に防止するため、相互に連携を図り予防対策を推進する。

事業者は、危険物等関係施設が所在する地域の浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等の該当性並びに被害想定を確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策にかかわる計画の作成等の実施に努めるものとする。

#### (2) 保安思想の啓発

関東東北産業保安監督部、県、市町村及び防災関係機関は、災害の未然防止のため、関係法令遵守の徹底を図るとともに、次の計画を実施するものとする。

- ア 各種の講習会及び研修会の開催
- イ 災害予防週間等の設定

ウ 防災訓練の徹底

(3) 関東東北産業保安監督部、県及び市町村は各施設の維持や技術基準に従った作業方法が遵守されるよう規制及び指導を行うものとする。

ア 製造施設・貯蔵所等の保安検査及び立入検査の実施

イ 関係行政機関との緊密な連携

ウ 各事業所の実状把握と各種保安指導の推進

(4) 防災関係機関は、自主的に保安体制の充実に取り組み、保安体制の自律的確保の精神を醸成するものとする。

ア 取扱責任者の選任

イ 防災資機材の整備及び化学消火薬剤の備蓄

ウ 自衛消防組織の整備

エ 隣接事業所との相互応援に関する協定締結の促進

(5) 市町村消防体制の整備

市町村は、化学消防自動車等の整備に努め、化学消防力の強化を図るものとする。

## 2 ガス事業施設の災害予防対策

(1) ガス小売事業者、一般ガス導管事業者、特定ガス導管事業者及びガス製造事業者は、災害の未然防止のため、保安意識の高揚等を図るとともに、次の対策を実施するものとする。

ア ガス事業法による保安規程に基づき、関係者の教育及び訓練

イ ガス工作物の工事・維持・運用に際しては、ガス事業法の技術基準に適合するよう法令及び規程に基づいた巡視点検及び検査

ウ 他工事によるガス導管等の損傷を防止するため、他工事業者と導管等の保護について協議を行い、必要に応じて保安に関する協定を締結。

ガス事業者と他工事業者による、別に定める「他工事協議・巡回立合い要領」に基づく他工事現場の巡回、立ち会い

エ 一般ガス導管事業施設設備の新設にあたっては、耐震性のある資機材の使用及び十分な基礎工事を施し、軟弱地盤にあつては地盤改良を行うなど、耐震性の万全化

オ 高中圧ガス導管については、緊急遮断弁、緊急放散設備等の保安設備を増強

カ 経年埋設管等耐震性の低い導管については、耐震性の高い導管に順次切り替え

キ 災害その他非常の場合、被害の防止、軽減並びに迅速な復旧のための体制を確立し人員、器材を整備

ク ガス漏洩及び導管事故等の未然防止とその拡大防止のため、ガス使用者からの通報の受付連絡並びに状況に応じて緊急な出動ができるよう、別に定める「ガス漏洩及びガス事故等処理要領」により、機器、体制の整備並びに関係者を教育・訓練

(2) ガス小売事業（旧簡易ガス）は、災害の未然防止のため、保安意識の高揚等を図るとともに、次の対策を実施するものとする。

ア ガス施設については、ガス事業法による保安規程（旧簡易ガス）に定める検査又は点検基準に基づく保守点検を実施

イ 緊急遮断弁の設置促進及び感震器との連動化

ウ 特定製造所の耐震化の促進及び容器等の転倒防止措置の強化

エ ガス使用者に対して震災時の知識普及

オ 地震防災に係る訓練の実施

(3) 県及び市町村は、ガス事業者と協力して、次の対策を実施するものとする。

ア 災害予防の知識の啓発

イ 消費施設の改善及び安全装置付器具、ガス漏れ警報器等各種安全装置類の普及

ウ ガス漏れ事故が発生し、又は発生するおそれのあるとき、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立ち退きを勧告し、又は指示

## 第11節 情報通信システムの整備

防災関係機関等が相互に連携し、災害の予防及び災害発生時にあつては事態の認識を一致させ、迅速な意志決定を行い、応急対策を実施する上で必要な情報の収集伝達を円滑に行うため、地理空間情報（地理空間情報活用推進基本法（平成19年法律第63号）第2条第1項に規定する地理空間情報）の活用や、必要に応じ航空機、無人航空機、車両、SAR衛星を含む人工衛星等の多様な情報収集手段を活用できる体制の整備に努めるものとする。

また、非常災害時の通信の確保を図るため、平常時から災害対策を重視した無線設備の総点検を定期的実施するとともに、非常通信の取扱い、機器の操作の習熟等に向け、防災関係機関相互の連絡に積極的に活用する。

さらに、非常用電源設備の整備を図るとともに保守点検の実施と的確な操作の徹底、専門的な知見・技術をもとに耐震性のある堅固な場所への設置等を図る。

### 1 県防災行政無線システムの整備

県は、有線通信が途絶した場合でも県本部、地方連絡本部、市町村、国や他の都道府県の関係機関、その他の防災関係機関及び災害現場等との間の通信を確保するため防災行政無線システム及び可搬型衛星地球局を整備するとともに、その機能の拡充と信頼性の向上に努める。

### 2 映像情報システムの整備

災害発生時の初動対応を迅速・的確に行うために、県庁及び各合同庁舎に設置した高所カメラや、ヘリコプター等からの映像を受信、視聴、録画する機能を持つシステムを運用する。

### 3 総合防災情報システムの整備

コンピュータを用いて市町村などが簡易な入力により被害情報や各種要請を報告できる機能、各種要請情報等を自動収集・集約する機能、被災状況等を地図上へ表示する機能、国へ情報を連絡できる機能、また、市町村、県、国が収集した機能を集約して県民や関係機関に速やかに提供できる機能をもつ総合防災情報システムの運用及び習熟に努める。

### 4 震度情報ネットワークシステムの整備

県内64カ所に設置した計測震度計の地震情報を気象台へ伝送することで報道各社を通じて広く県民に知らせる。

また、地域衛星通信ネットワークを活用することにより、震度情報を瞬時に市町村等へ伝達する。

### 5 消防防災ヘリコプター・テレビ電送システムの整備

災害発生時の広範囲にわたる被害情報を迅速・的確に把握し、災害初動時の効果的な応急対策、救護体制の確保を図るため、消防防災ヘリコプター「あかふじ」から送信されたテレビ電送システムの機能の維持と向上に努める。

### 6 市町村防災行政無線システムの整備

市町村は、市町村本部、各集落、防災関係機関及び災害現場等との間の通信を確保するため、防災行政無線システム（同報無線、移動無線、戸別受信機等）及び衛星携帯電話を含めた多様な手段の整備を図るとともに、避難所等と結ぶ通信網の整備・拡充と、そ

の運用の習熟に努めるものとする。

#### **7 緊急防災ネットワークの整備**

各種気象情報を受信する「防災情報提供システム」の習熟に努める。

#### **8 土砂災害警戒情報システムの整備**

甲府地方気象台と山梨県県土整備部砂防課が共同で発表する土砂災害警戒情報と補足情報(1kmメッシュの地図情報)などを提供する。

#### **9 放送局用電送システムの整備**

災害時に放送機関の協力を得て、災害情報を迅速かつ的確に県民に伝達するため、テレビ局及びラジオ用の中継設備の整備・充実を図る。

#### **10 非常通信体制の整備**

防災関係機関は、局地災害に対し、相互の連絡を密にし、応急対策を緊急かつ円滑に推進するため、県の一部、市町村等及び警察本部等で整備している防災相互通信用無線を整備するよう努めるものとする。また、関東地方非常通信協議会を通じて構成員の属する無線局を利用することにより、非常通信の確保に努めるものとする。

#### **11 災害情報収集公開システムの整備**

県は、総合防災情報システムで収集した災害の発生箇所や規模、被害の状況などの災害情報を迅速に収集し、必要な情報を県民にインターネット、SNS、緊急速報メールなどで公開する仕組みを確保する。

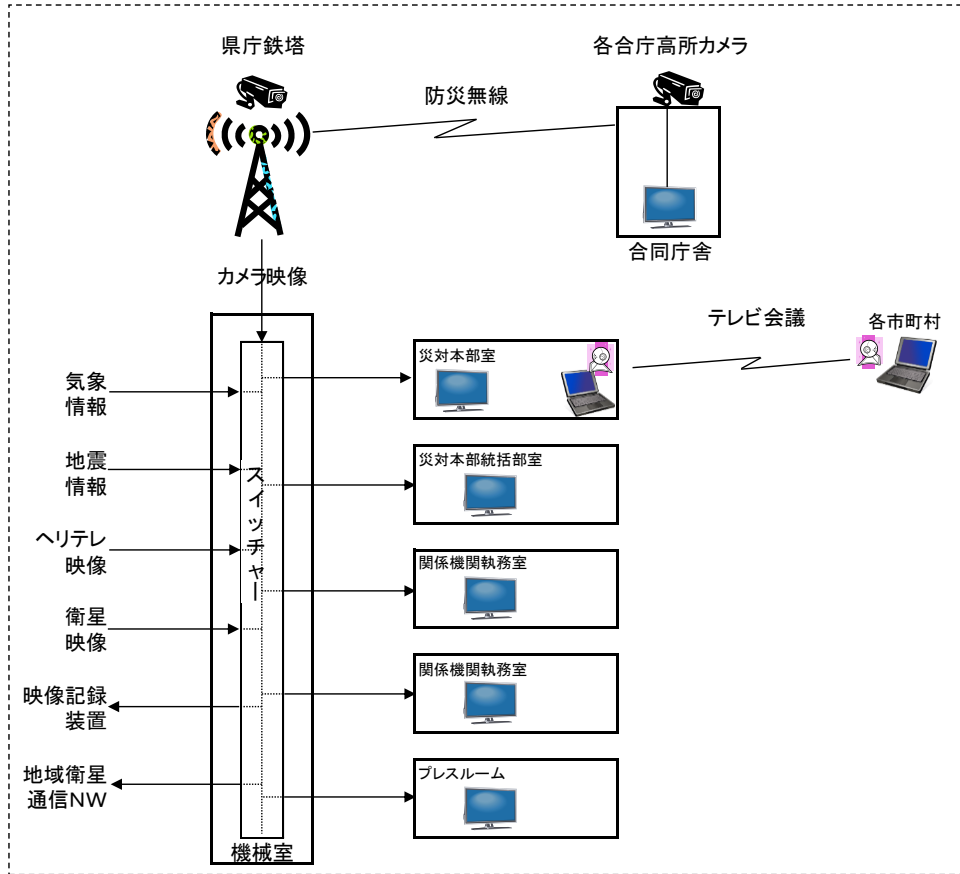
#### **12 災害情報メール配信システムの活用**

県は、気象庁の発表する警報・注意報や土砂災害警戒情報などを、電子メールにより県民に配信するシステムの利用を促進する。

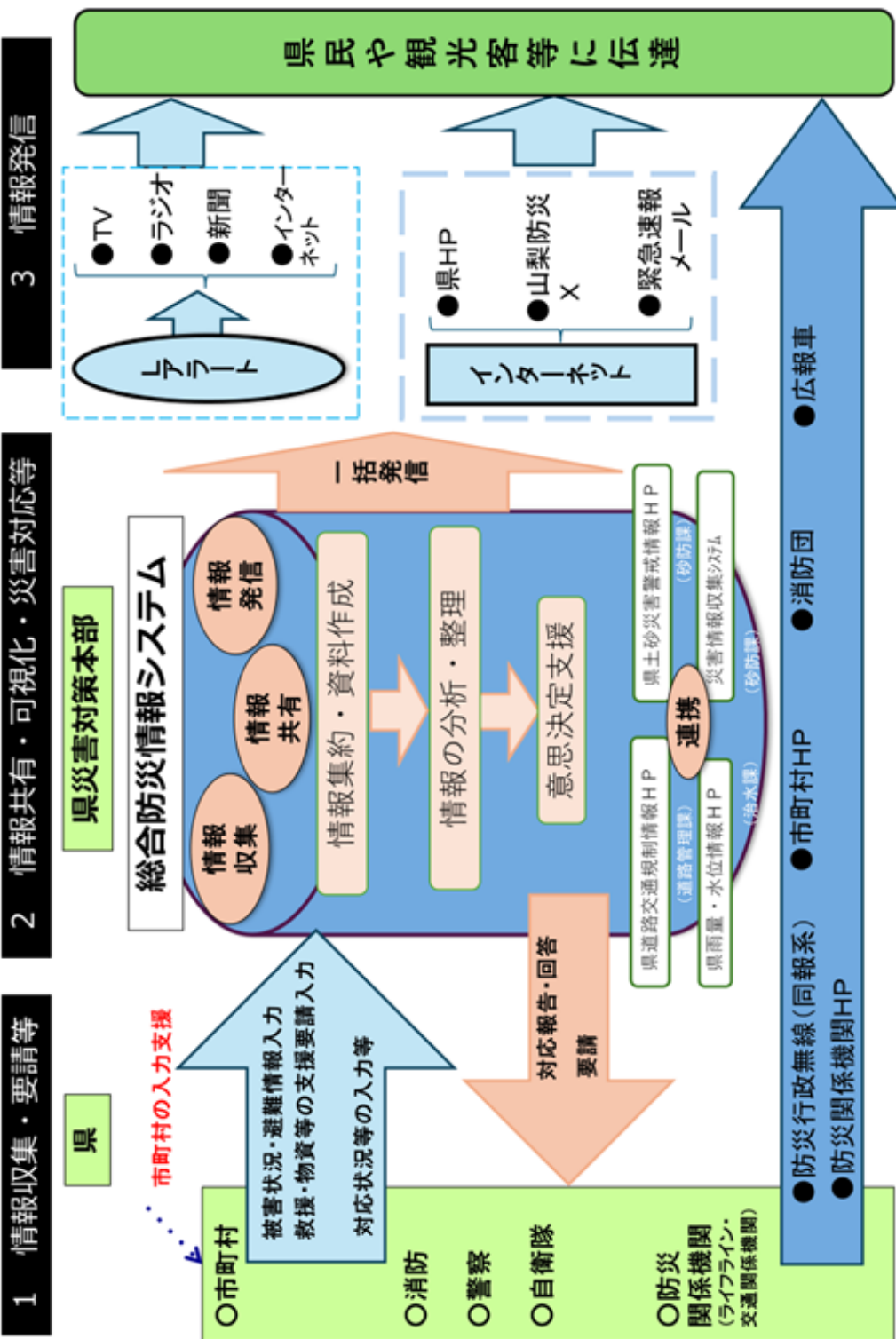
### 1.3 非常通信体制の整備（医療活動関係）

県は、災害時の広域災害・救急医療情報システム等の稼働に必要なインターネット接続を確保するため、非常用通信手段の確保に努める。

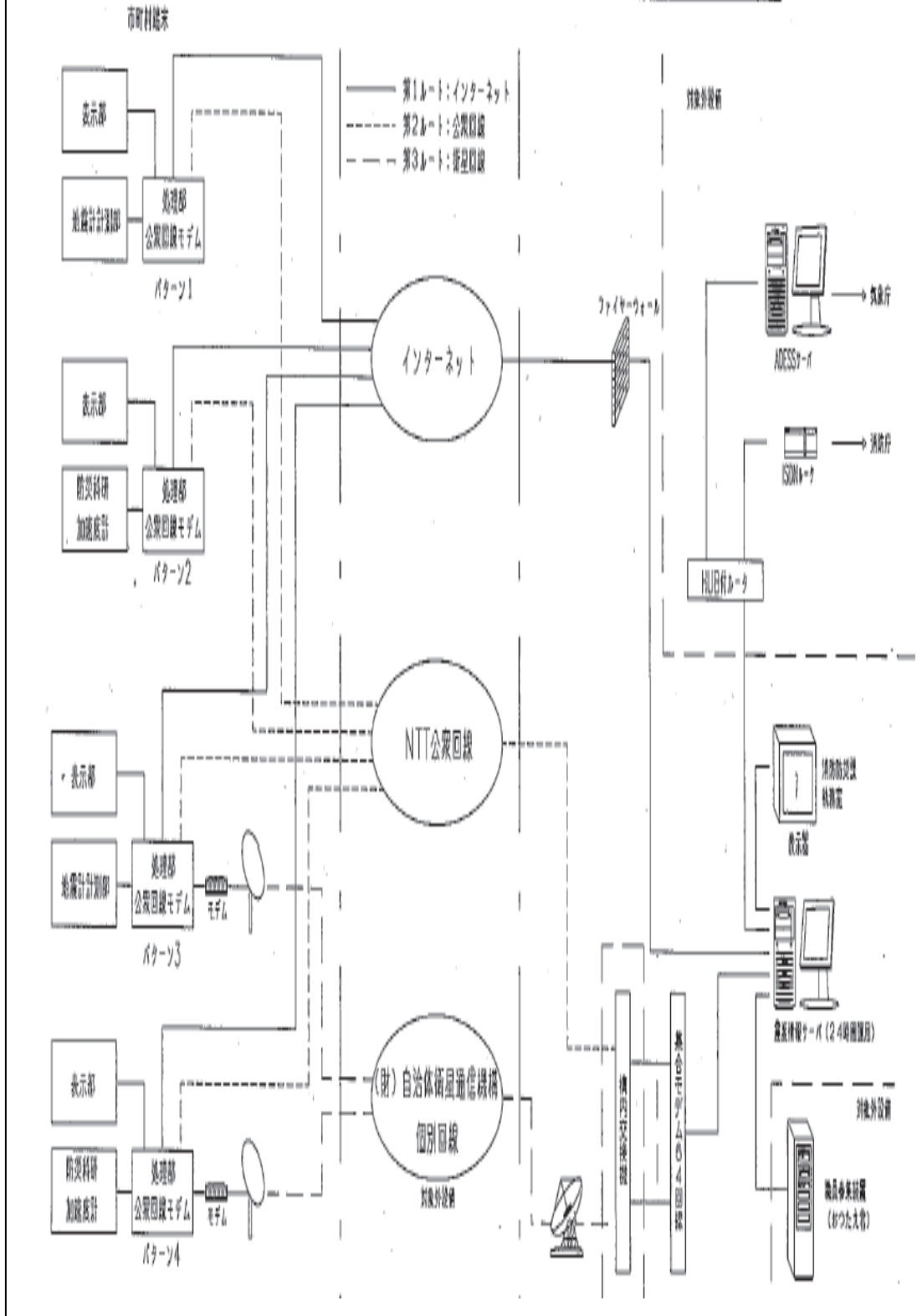
映像情報システム構成図



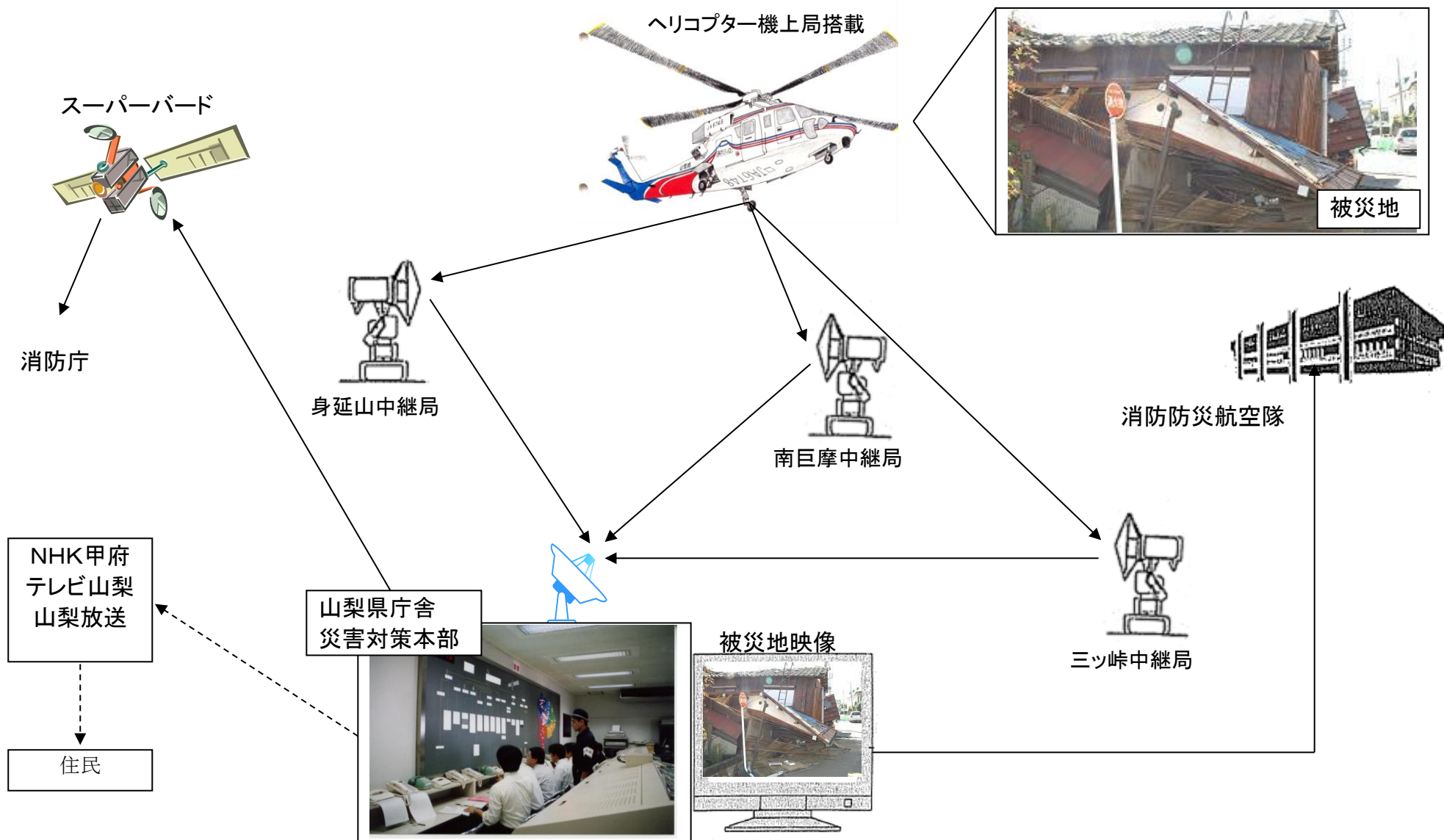
# 山梨県総合防災情報システムの概要



# 震度情報ネットワークシステム全体システム構成



山梨県消防防災ヘリコプター・テレビ電送システム概念図



## 第12節 要配慮者対策の推進

災害時において、要配慮者（高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者）及び要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者、いわゆる避難行動要支援者について、以下の対策を推進する。

なお、国（内閣府等）が作成した「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」（平成18年3月改訂版）等に基づき、市町村は、災害時要援護者対策を推進してきたところであるが、平成25年6月に改正された災害対策基本法により、従来の要援護者又は災害時要援護者は、要配慮者、避難行動要支援者へと変更された。

本計画では、これらの表記を変更するが、市町村が現在使用している災害時要援護者等の表記については、災害対策基本法における避難行動要支援者等の定義と同様であれば、敢えて変更する必要はない。

### 1 高齢者・障害者等の要配慮者対策

国（内閣府）が作成した「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（令和3年5月改定版）」等に基づき、市町村は、「災害時要援護者支援マニュアル」（行動計画）を作成し、特に以下の点に重点を置いた要配慮者対策に取り組むものとする。

#### (1) 要配慮者の生活支援などを行う人材の育成

ア 福祉関係部局を中心とし、関係機関と連携して、要配慮者の避難支援業務を実施する。

イ 小地域単位での住民参加型防災学習会を開催するものとする。

ウ 自主防災活動や災害時に障害者などの救援を担う人材を育成し、自主防災組織等の中での継続的な位置づけを確立するとともにその活用を図るものとする。

エ 多数の住民が参加して行う自主防災マップづくりや、避難支援者が障害者や高齢者等を避難誘導する防災訓練を反復実施するものとする。

#### (2) プライバシー保護に配慮した避難行動要支援者把握と避難誘導體制の確立

ア 関係機関共有方式、同意方式、手上げ方式により福祉関係部局、防災関係部局が主導して自主防災組織その他避難支援の実施に携わる関係者と避難行動要支援者に関する情報を共有するものとする。

この場合、情報の提供を受ける関係者等に対し、漏洩防止に関し必要な管理等について十分説明するとともに、情報の取扱いについて研修を行う等の措置を講ずるものとする。

なお、市町村は、市町村防災計画に基づき、平時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成する。この名簿については、避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映されるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないように、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。

イ 個々の避難行動要支援者に複数の支援員を配置し、地域の実情に合わせた個別計画を作成するものとする。

なお、市町村は、市町村地域防災計画に基づき、関係部局の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民、NPO等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、災害の危険性等地域の実情に応じて、優先度の高い避難行動要支援者から、個別避難計画を作成するよう努めるものとする。また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等

の事態が生じた場合においても、計画の活用を支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。

ウ 直接本人に伝える情報伝達体制を構築するものとする。

エ 健常者に先駆けて、南海トラフ地震に関連する情報、市町村長の判断で出す「高齢者等避難」発表時に、避難行動要支援者を先行して早期に避難させる仕組みづくりを図るものとする。

オ 市町村は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の統合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

カ 市町村は、市町村地域防災計画に定めるところにより、消防機関、都道府県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意、または、当該市町村の条例の定めがある場合には、あらかじめ個別避難計画を提供するものとする。また、個別避難計画の実効性を確保する観点等から、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。

キ 市町村は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をするものとする。

ク 市町村は、地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との統合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

ケ 市町村は、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。

コ 県及び市町村は、個別避難計画の作成を促進するため、避難行動要支援者や避難支援等に携わる関係者に対し、制度の周知・啓発等に努めるものとする。

サ 県は、市町村における個別避難計画に係る取組に関して、事例や留意点などの提示、研修会や訓練の実施等の取組を通じた支援に努めるものとする。

シ 県及び市町村は、障害の種類及び程度に応じて障害者が防災及び防犯に関する情報を迅速かつ確実に取得することができるようにするため、体制の整備充実、設備又は機器の設置の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

ス 県及び市町村は、障害の種類及び程度に応じて障害者が緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実に行うことができるようにするため、多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(3) 介護が必要な要配慮者のための福祉避難所の確保

ア 地区ごと、障害種別ごとの福祉避難所を指定するものとする。

イ 災害時に福祉避難所ごとの相談員を設置するものとする。

ウ 民間の社会福祉施設等との協定締結、連携体制の強化を図るものとする。

エ 大規模災害に対応できるよう、他の自治体に所在する社会福祉施設等との協定締結に努めるなど、広域的な連携体制の強化を図るものとする。

オ 地域のニーズに応じた必要数の充足に努めることとする。

(4) 緊急通報システム（ふれあいペンダント）の活用

市町村は、救助の必要な一人暮らしの高齢者等に対する緊急時の対策として、緊急

通報システム(ふれあいペンダント)を活用するとともに、災害時に自主防災組織等の協力を得られるよう、平常時より連携に努めるものとする。

(5) 防災知識の普及啓発と地域援助体制の確立

市町村は、在宅高齢者や障害者等に対し地域の防災訓練等への積極的な参加を呼び掛け、障害者防災マニュアル等を活用し災害に対する基礎的知識の普及啓発に努めるものとする。

なお、啓発資料の作成に当たっては、点字資料の作成など障害者への啓発に十分配慮するものとする。

また、訓練等を通じて地域の自主防災組織が援助すべき世帯等を予め明確にしておくとともに、移動等が困難な障害者等については、防災情報の迅速かつ確実な伝達を図るとともに、介助体制の確立に努めるものとする。

地域住民に対し、避難所における要配慮者支援への理解の促進を図るものとする。

(6) 避難所における対応

市町村は、第3章第11節に規定する指定避難所を中心に被災者の健康維持に必要な活動を行うものとする。

特に、高齢者や障害者等の要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設への入所、ホームヘルパーの派遣、車椅子の手配等を福祉事業者、手話通訳者、ガイドヘルパー、NPO・ボランティア等の協力を得つつ、計画的に実施するものとする。

(7) 被災者への情報伝達活動

市町村は、被災者のニーズを把握し、被害及び二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設の復旧状況、医療機関などの生活関連情報、防災関係機関からの情報、交通規制など被災者のための正確かつきめ細かな情報を適切に提供するものとする。

(8) 応急仮設住宅

市町村は、応急仮設住宅への収容に当たっては、高齢者や障害者等の要配慮者に十分配慮するものとし、ファックス、伝言板、障害者仕様トイレなど必要な設備を整備するものとする。

## 2 在住外国人及び外国人観光客(以下「外国人」という。)対策

(1) 外国人の災害時の混乱や被害を抑制するため、平常時から防災情報の提供や防災知識の普及を図る。

ア 防災訓練の実施

イ 外国人への災害時対応マニュアルの整備

ウ 災害時外国人支援情報コーディネーターの育成

(2) 大規模災害が発生し、又はそのおそれがあると認められ、山梨県災害対策本部が設置された場合には、山梨県立国際交流・多文化共生センター等に災害多言語支援センターを設置するとともに同センターと連携して外国人の混乱や不安の拡大を抑制する。

ア 災害時外国人支援情報コーディネーターを活用した情報の収集及び整理

イ やさしい日本語やピクトグラム、外国語等での情報の提供

ウ 市町村等からの要請への対応

エ 外国人との連携

オ 外国人からの相談対応

(3) 被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする在住外国人と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする訪日外国人は行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、それぞれに応じた迅速かつ的確な情報伝達の実環境整備や、円滑な避難誘導体制の構築に努める。

(4) 市町村は、避難所を開設した場合には、外国人の避難者の出身国や言語、被災状況などの情報収集に努めるものとする。

### 第13節 防災拠点整備基本構想

県は、令和5年5月に見直しを行った「防災拠点整備基本構想」に基づき、防災拠点の機能強化に努めるものとする。

### 第14節 災害ボランティア支援体制の整備・連携体制の強化

- 1 県、市町村及び関係機関は、広報活動、啓発活動等を通じて、ボランティアによる防災活動に関する事業者及び住民の関心と理解を深めるとともに、休暇の取得の促進その他のボランティアによる防災活動へ住民の参加を促進するため必要な措置を講ずるものとする。
- 2 県及び日本赤十字社山梨県支部は、効果的な防災対策を推進する上で大きな役割を果たすことができる災害ボランティアの育成に努めるものとする。
- 3 県は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、山梨県社会福祉協議会及び山梨県ボランティア協会等と協力して、地域のNPO・ボランティア等との連携を図り、災害時において災害ボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。  
また、平時の登録、ボランティア活動や避難所運営等に関する研修、災害時におけるボランティアの受入・調整を行う体制、被災者ニーズの情報提供方策等について、山梨県社会福祉協議会等との連携を強化し、災害ボランティアの受入体制の整備を図る。
- 4 県は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、県域において活動を行う災害中間支援組織の育成・機能強化に努める。また、市町村は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、市町村地域防災計画等において、災害ボランティアセンターを運営する者（市町村社会福祉協議会等）との役割分担等を定めるよう努めるものとする。特に災害ボランティアセンターの設置予定場所については、市町村地域防災計画に明記する、相互に協定を締結する等により、あらかじめ明確化しておくよう努めるものとする。
- 5 県は、土砂災害に特化した組織である、砂防ボランティアの活動を支援するとともに、土砂災害警戒区域の点検を行い、災害対策を推進する。

## 第3章 災害応急対策

### 第1節 応急活動体制

#### 1 県災害対策本部

##### (1) 設置基準

災害対策基本法第23条第1項の規定により、知事が山梨県災害対策本部(以下「県本部」という。)を設置する基準は、次のいずれかに該当するときとする。

##### 各災害共通

相当規模の災害が発生し、又は、発生している恐れがあり、災害応急対策を必要とするとき

##### ア 風水害等

- a 県内において洪水災害、土砂災害、豪雪災害等の相当規模の災害が発生し、又は発生している恐れがあるとき
- b 県内に特別警報が発表されたとき

##### イ 地震

- a 県内で発生した震度5弱・5強の地震で、相当規模の災害が発生し、又は発生している恐れがあるとき。
- b 震度6弱以上の地震が県内に発生したとき。
- c 「南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)」が発表されたとき。

##### ウ 火山噴火

富士山に噴火警戒レベル4(高齢者等避難)以上が発表されたとき

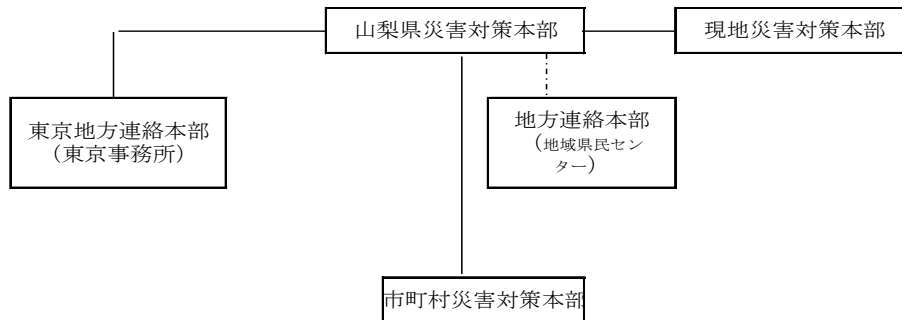
##### エ その他、本部長が必要と認めたとき。

##### 災害対策基本法第23条(都道府県災害対策本部)

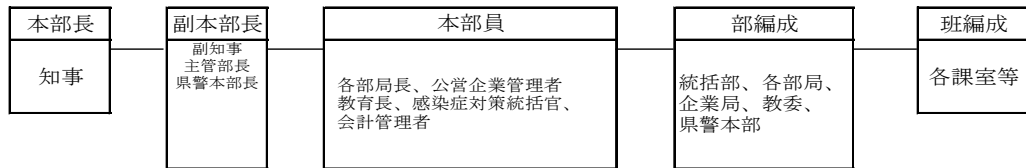
第23条 都道府県の地域について災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、防災の推進を図るため必要があると認めるときは、都道府県知事は、都道府県地域防災計画の定めるところにより、都道府県災害対策本部を設置することができる。

- 2 都道府県災害対策本部の長は、都道府県災害対策本部長とし、都道府県知事をもって充てる。
- 3 都道府県災害対策本部に、都道府県災害対策副本部長、都道府県災害対策本部員その他の職員を置き、当該都道府県の職員のうちから、当該都道府県の知事が任命する。
- 4 都道府県災害対策本部は、都道府県地域防災計画の定めるところにより、次に掲げる事務を行う。
  - 一 当該都道府県の地域に係る災害に関する情報を収集すること。
  - 二 当該都道府県の地域に係る災害予防及び災害応急対策を的確かつ迅速に実施するための方針を作成し、並びに当該方針に沿って災害予防及び災害応急対策を実施すること。
  - 三 当該都道府県の地域に係る災害予防及び災害応急対策に関し、当該都道府県並びに関係指定地方行政機関、関係地方公共団体、関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関相互間の連絡調整を図ること。
- 5 都道府県知事は、都道府県地域防災計画の定めるところにより、都道府県災害対策本部に、災害地にあつて当該都道府県災害対策本部の事務の一部を行う組織として、都道府県現地災害対策本部を置くことができる。

- 6 都道府県災害対策本部長は、当該都道府県警察又は当該都道府県の教育委員会に対し当該都道府県の地域に係る災害予防又は災害応急対策を実施するため必要な限度において、必要な指示をすることができる。
- 7 都道府県災害対策本部長は、当該都道府県の地域に係る災害予防又は災害応急対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長及び関係地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関並びにその他の関係者に対し、資料又は情報の提供、意見の表明その他必要な協力を求めることができる。
- 8 前各項に規定するもののほか、都道府県災害対策本部に関し必要な事項は、都道府県の条例で定める。



イ 県本部の編成



ウ 地方連絡本部の編成



地方連絡本部の活動は、県本部の活動の開始と同時に開始する。

エ 東京地方連絡本部

東京地方連絡本部は、国会及び関係省庁又は都道府県等との連絡、その他関係事項の円滑な処理にあたるものとする。本部長は、東京事務所長があたる。

オ 県本部の設置場所

県本部は、特別の場合(例えば庁舎被災時)を除き、県庁防災新館4階に設置する。なお、県庁防災新館被災時には、被害状況の軽微な最寄りの地方連絡本部に設置する。

カ 所掌事務

県本部が所掌する事務の主なものは、次のとおりである。

- ① 地震情報、その他災害応急対策に必要な情報の収集及び伝達
- ② 災害予防及び災害応急対策を的確かつ迅速に実施するための方針の作成、並びに当該方針に沿った対策の実施

- ③ 災害予防及び被災者の救助・救護等の災害応急対策に関し、防災関係機関相互の連絡調整
  - ④ 火災発生防止及び水防体制の整備と発災時の消防、水防その他の応急措置の指示
  - ⑤ 国、自衛隊、その他防災関係機関に対する支援の要請
  - ⑥ 指定行政機関又は関係地方指定機関に対し、応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請
  - ⑦ 市町村からの要請による物資等の供給、斡旋及び備蓄物資の放出
  - ⑧ 災害応急対策の実施又は民心安定上必要な広報
  - ⑨ 緊急輸送道路の確保及び調整
  - ⑩ 施設及び設備の応急復旧
  - ⑪ 犯罪の予防、交通の規制、その他被災地における社会秩序維持の措置
  - ⑫ 被災者の保護のため、緊急の必要があると認めるときは、運送事業者の指定公共機関に対し、被災者の運送を要請
  - ⑬ 前各号のほか、災害発生の防ぎよ又は、拡大防止のための措置
- なお、地方連絡本部の範囲内で対策を実施、又は調整できる事務は、地方連絡本部において対処する。

キ 県災害対策本部長の権限

県災害対策本部長は、県内に係る災害予防又は災害応急対策を的確かつ迅速に実施するために必要があると認めるときは、災害対策基本法第23条第7項に基づき、関係行政機関及び関係機関の長並びにNPO・ボランティア等及び各種団体の代表者等に対し、資料又は情報の提供、意見の表明その他必要な協力を求めるものとする。

(3) 現地災害対策本部の設置

- ア 県本部長は、災害の規模、程度等により必要があると認めるときは現地災害対策本部(以下「現地県本部」という。)を設置する。
- イ 現地県本部に現地県本部長及び現地県本部員その他の職員を置き、県本部副本部長、県本部員その他の職員のうちから県本部長が指名する者を持って充てる。
- ウ 現地県本部は、県本部長の特命事項を処理し、地方連絡本部と連携して、現地における防災機関及び応援機関との連絡調整にあたる。
- エ 現地県本部は、必要に応じ、被災地に近いところに設置し県の庁舎、市町村の庁舎、学校、公民館等公共施設を利用するものとする。この場合、できる限り自衛隊等協力機関と同じ施設とする。

(4) 国の現地対策本部との連携

県本部は、県内に大規模災害が発生し、災害対策基本法第25条に基づく、国の現地対策本部が設置されたときは、密接な連携を図りつつ適切な災害応急対策の実施に努める。

(5) 指定公共機関等との連携

県の災害対策本部設置時には、応急対策に関わる指定地方行政機関、指定公共機関等の連絡員を本部に派遣するよう要請する。

(6) 市町村庁舎被災時等の情報収集

災害発生後、市町村の庁舎等が被災したことにより、市町村による被災状況、及びこれに対して執られた措置の概要の報告をできなくなったものと認められた場合、災害対策基本法第53条第6項により、県は被災市町村に替わり、次により当該災害に係る情報を可能な限り収集するよう努める。

また、市町村が災害応急対策等により、報告が十分なされないと予想される場合は、当該市町村からの要請を待たずに市町村災害対策本部等に職員を派遣し、必要な支援を行う。

ア 被災地への職員派遣

県は災害対策本部において、職員等の支援を必要とする市町村に派遣し、情報の

収集に努める。また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、応援職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。

イ 消防防災ヘリコプター

本節3に規定する基準のもと、情報の収集に努める。

ウ その他

必要に応じて、防災関係機関等に対し情報収集の協力を要請するものとする。

(7) 県による応急措置の代行

被災により、市町村がその全部又は大部分の事務を行うことが不可能になった場合には、県は応急措置を実施するため市町村に与えられた権限のうち、当該市町村に代って次の事務の全部又は一部を行うものとする。

- ① 警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去の命令
- ② 他人の土地等を一時使用し、又は土石等を使用し、若しくは収容の実施
- ③ 現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等
- ④ 現場にある者を応急措置の業務に従事させる命令

(8) 県災害警戒本部

防災局長は、災害対策本部が設置されない場合で、相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがあり、関係部局相互の緊密な連絡・調整が必要と認められる場合は、災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）を設置するものとする。

設置基準

県災害対策本部活動要領により、防災局長が警戒本部を設置する基準は、次のいずれかに該当するときとする。

各災害共通

未だ災害は発生していないが、状況の推移によっては、相当規模の災害発生の恐れがあると判断したとき

ア 風水害等

- a 複数の市町村で、洪水や土砂災害に係る避難指示が発令される等の状況が生じたとき
- b 県内の広範囲な地域にわたり、豪雪が見込まれるとき

イ 地震

- a 震度5弱・5強の地震が県内に発生したとき
- b 南海トラフ沿いでM7の地震が発生した場合で、県内震度4以下の地震の観測
- c 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたとき

ウ 火山噴火

噴火警戒レベル3（入山規制）が発表されたとき

エ その他、防災局長が必要と認めたとき

## 2 県職員の配備態勢

県職員の配備態勢は、山梨県災害対策本部活動要領により、別途定める。

### (1) 動員の伝達及び配備

「職員災害対応ハンドブック」に従い、迅速に行動するものとする。

ア 勤務時間内における動員

知事は、庁内放送により、職員に動員の伝達を行う。

各部局長は、所管する出先機関へ伝達する。

庁内放送が使用できないときは、直接、各部局長へ動員の伝達を行う。

イ 勤務時間外における動員

各所属長は、予め勤務時間外における動員の連絡方法等を定める。

なお、通信手段等の途絶も考慮し、職員は、配備基準に該当する災害情報を感知

したときは、自己の所属に自主的に参集する。

参集に3時間以上を要する場合は、自己の所属に安否について連絡し、所属長の指示に従うこととする。

ウ その他

災害対策に関係のある県本部及び地方連絡本部の職員は、休日及び勤務時間外に災害が発生したとき、又は発生するおそれがあるときは以後の状況の推移に注意し、必要のあるときは自主的に登庁する。

**(2) 職員の応援**

災害応急対策の実施にあたり、職員が不足するときは、次の方法により部、班等相互に応援を行う。

ア 県本部内における応援は、当該部内の班相互の応援は部長に、他の部の応援を必要とするときは県本部長に要請する。

イ 地方連絡本部内における応援は、地方連絡本部長から県本部長に要請する。

ウ 県本部と地方連絡本部相互で応援を必要とする場合は、県本部長に要請する。

**(3) 初動体制職員**

勤務時間外に発生する大規模災害に対処し、迅速かつ円滑な災害対策本部及び地方連絡本部の運営を行うため、初動体制職員を指名し、初動体制の整備を図ることとする。

初動体制職員は、次の場合において、直ちに予め指定した災害対策本部等に登庁し、指定された業務を行う。

ア 県内で震度6弱以上の大規模地震が発生したとき

イ 富士山において、噴火警戒レベル4以上が発表されたとき

ウ 県内に特別警報が発表されたとき

エ その他、交通網の途絶により、本庁舎や合同庁舎に多くの職員が速やかに参集できないとき

初動体制職員の分掌業務等については、別途定めることとする。

**3 消防防災ヘリコプター**

災害の状況に応じてヘリコプターを出動させ被害情報の収集、救出、救助活動を行うとともに、市町村等からの要請に対応できる体制を整える。また、長野県、新潟県、静岡県、埼玉県及び群馬県との「消防防災ヘリコプターの運航不能期間等における相互応援協定」の締結により、運行不能期間の体制整備を図った。

**消防防災ヘリコプター緊急運航基準**

**(1) 基本要件**

消防防災ヘリコプターの緊急運航は、原則として、次の基本要件を満たす場合に運航することができる。

- ① 公共性 災害等から県民の生命財産を保護し、被害の軽減を図る目的であること。
- ② 緊急性 差し迫った必要性があること。(緊急に活動を行わなければ、県民の生命、財産に重大な支障が生ずる恐れがある場合)
- ③ 非代替性 消防防災ヘリコプター以外に適切な手段がないこと。(既存の資機材、人員では十分な活動が期待できない、又は活動できない場合)

**(2) 緊急運航基準**

消防防災ヘリコプターの緊急運航基準は、次のとおりである。

**① 災害応急対策活動**

ア 災害が発生し、又は発生する恐れがある場合で、広範囲にわたる偵察、情報収集活動を行う必要があると認められる場合(地震の場合は、震度5弱以上で情報収集に出動)

イ 災害が発生し、又は発生する恐れがある場合で、緊急に救援物資・人員等を搬

- 送する必要があると認められる場合
- ウ 災害が発生し、又は発生する恐れがある場合で、災害に関する情報及び避難命令等の警報、警告等を迅速かつ正確に伝達するため必要があると認められる場合
- エ その他、消防防災ヘリコプターによる災害応急対策活動が有効と認められる場合
- ②火災防ぎょ活動
  - ア 林野火災等において、消防防災ヘリコプターによる消火が有効であると認められる場合
  - イ 交通遠隔地の大規模火災等において、人員、資機材等の搬送手段がない場合、又は消防防災ヘリコプターによる搬送が有効と認められる場合
  - ウ その他、消防防災ヘリコプターによる火災防ぎょ活動が有効と認められる場合
- ③救助活動
  - ア 水難事故及び山岳遭難等における人命救助
  - イ 高速自動車道及び自動車専用道路上の事故における人命救助
  - ウ その他、消防防災ヘリコプターによる人命救助の必要がある場合
- ④救急活動
  - ア 別に定める「山梨県消防防災ヘリコプターの救急出場基準」に該当する場合
  - イ 交通遠隔地において、緊急医療を行うため、医師、機材等を搬送する必要があると認められる場合
  - ウ 高度医療機関での処置が必要であり、緊急に転院搬送を行う場合又は搬送時間の短縮を図る場合で、医師がその必要性を認め、かつ医師が搭乗できる場合
- ⑤県外応援活動
  - ア 消防防災ヘリコプターの運航不能期間等における相互応援協定による応援要請があった場合
  - イ 「大規模特殊災害時における広域航空応援実施要綱」及び「緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱」による応援要請があった場合

## 4 広域応援体制

### (1) 知事の応援要請等

- ① 指定行政機関等に対する応援要請
 

知事は、県内における災害応急活動を的確かつ円滑に実施するため必要があると認めるときは、指定行政機関等の長に対し応急措置の実施を要請する。なお、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長は、知事が災害応急対策を的確かつ迅速に実施することが困難であると認める場合において、その事態に照らし緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められるときは、当該要請を待たないで、応援をすることができる。

(災害対策基本法第70条第3項、第74条の4第1項及び第2項)
- ② 他の都道府県に対する広域応援要請
 

知事は、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、全国知事会において締結している「災害時の広域応援に関する協定」(平成8年7月18日)及び関東地方知事会を構成する山梨県、東京都、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、静岡県及び長野県で締結している「災害時等における相互応援に関する協定」(平成8年6月13日)等に基づき、他の都道府県に対し必要な応援を要請する。

(災害対策基本法第74条)
- ③ 市町村に対する応援
  - ア 知事は、市町村長等から災害応急対策を実施するための応援を求められたときは、県の災害応急対策の実施との調整を図りながら、応援又は災害応急対策を実施する。この場合、知事は正当な理由がない限り、応援又は災害応急対策の実施

を拒まないものとする。

(災害対策基本法第68条)

- イ 知事は、市町村の行う災害応急対策の的確かつ円滑な実施を確保するため、特に必要があると認めるときは、当該市町村長に対し、災害応急対策の実施を求め、又は市町村相互間の応援について必要な指示又は調整・要求を行う。

(災害対策基本法第72条)

- ウ 知事は、市町村長が災害状況及びこれに対して執られた措置の概要を報告出来ない場合は、県職員を派遣して、必要な情報の収集を行う。

(災害対策基本法第53条第6項)

④ 内閣総理大臣に対する広域応援要請

知事は、②の規定による他の都道府県知事への広域応援要請、及び③イの規定による市町村相互間の応援の要求等のみによっては、災害応急対策に係る応援が円滑に実施されないと認めるときに、これらを補完するため、内閣総理大臣に対し、他の都道府県知事に対して知事又は当該災害発生市町村長の応援を要請するよう求めるものとする。

(災害対策基本法第74条の3第1項)

⑤ 内閣総理大臣からの要請に伴う他の都道府県等に対する応援

知事は、内閣総理大臣より災害発生都道府県知事や災害発生市町村長の応援を求められた場合、必要と認める事項について支援協力を努める。また、知事は、特に必要があると認められた場合、市町村長に対し、当該災害発生市町村長の応援について求めるものとする。

(災害対策基本法第74条の3第2項及び4項)

⑥ 受援計画

知事は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援が受けられることができるよう、受援計画を作成し、必要な準備を整える。また、感染症対策のため、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮するものとする。さらに、応援職員等が宿泊場所を確保することが困難な場合に、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地などの確保に配慮するものとする。

(防災基本計画)

**(2) 市町村長の応援要請等**

① 知事に対する応援要請

市町村長は、当該市町村の地域に係る災害応急対策を実施するため、必要があると認めるときは、知事に対し応援を求め又は応急対策の実施を要請する。

(災害対策基本法第68条)

② 他の市町村長に対する応援要請

市町村長は、当該市町村の地域に係る災害応急対策を実施するため、必要があると認めるときは県市長会を構成する市で締結している「大規模災害等発生時における相互応援に関する協定書」や、市町村間で締結している、各種相互応援協定に基づき、他の市町村に対し応援を要請する。

③ 知事からの要請に伴う他の都道府県の市町村に対する応援

市町村長は、知事が内閣総理大臣より他の都道府県の災害発生市町村長の応援を求められたことにともない、知事から当該災害発生市町村長の応援について求められた場合、必要と認める事項について支援協力を努める。

(災害対策基本法第74条の3第4項)

④ 都道府県知事に対する応急措置の実施の要請の要求等

市町村長は、応急措置が的確かつ円滑に行われるようにするため必要があると認めるときは、知事に対し、指定行政機関の長又は関係指定地方行政機関の長に対す

る応急措置の実施の要請をするよう求める。市町村長は、この要求ができない場合には、その旨及び当該市町村の地域における災害の状況を指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長に通知するものとする。この場合において、当該通知を受けた指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長は、その事態に照らし緊急を要し、知事からの要請を待ついとまがないと認められるときは、当該要請を待たないで、応急措置を実施することができる。

(3) 職員の派遣

県及び市町村は、職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努めるものとする。

(4) 消防の応援要請

① 県内の応援体制

大規模災害時における消防活動については、消防組織法(昭和22年12月23日法律第226号)第39条の規定に基づき締結された「山梨県常備消防相互応援協定」や市町村の消防相互応援協定等により相互応援を行う。

② 緊急消防援助隊による広域応援

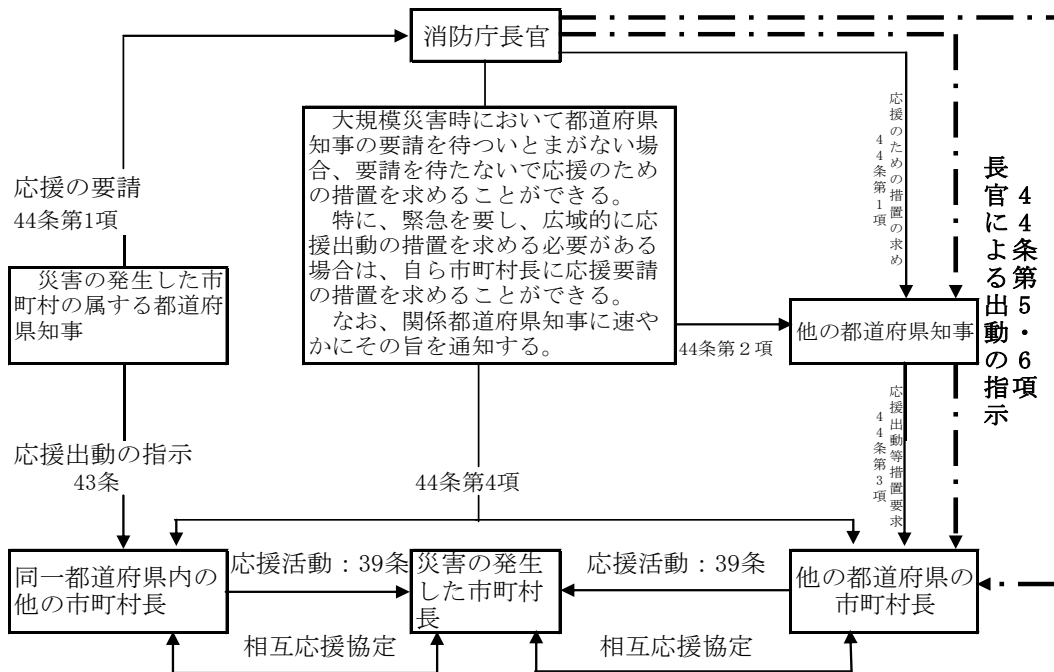
ア 他の都道府県に対する応援と受援

消防庁長官より県外への応援出動の求め又は指示があった場合は、「緊急消防援助隊山梨県大隊応援等実施計画」により行うものとする。

また、本県で災害が発生し、県内の消防力や既存の消防相互応援協定では対処できないと判断したときは、消防組織法第44条の規定に基づき、知事は消防庁長官に対し緊急消防援助隊の出動や広域航空応援等、消防の広域応援を要請する。この場合、緊急消防援助隊の要請は、「緊急消防援助隊の運用に関する要綱」(平成16年3月26日消防震第19号消防庁長官)により行うものとし、広域航空応援の要請は、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」(昭和61年5月30日付け消防救第61号消防庁次長通知)により行うものとする。

なお、県外からの緊急消防援助隊の受援体制については、「山梨県緊急消防援助隊受援計画」によるものとする。

広域消防応援体制



## イ 緊急消防援助隊の任務

緊急消防援助隊は、国内における大規模災害又は特殊災害（当該災害が発生した市町村（以下「被災地」という。）の属する都道府県内の消防力をもってしてはこれに対処できないものをいう。以下同じ。）の発生に際し、消防庁長官（以下「長官」という。）の求めに応じ、又は指示に基づき、被災地の消防の応援等を行うことを任務とする。

### 1) 部隊の編成

#### 部隊の単位及び部隊の長

緊急消防援助隊の部隊の単位は、指揮支援部隊、都道府県隊（大隊）、部隊（中隊）、隊（小隊）とし、各部隊の長は、それぞれ指揮支援部隊長、都道府県隊長、部隊長（中隊長）、隊長（小隊長）とする。

### 2) 指揮支援部隊

- 1 指揮支援部隊は、大規模災害又は特殊災害の発生に際し、ヘリコプター等で緊急に被災地に赴き、災害に関する情報を収集し、長官及び関係のある都道府県の知事等に伝達するとともに、被災地における緊急消防援助隊に係る指揮が円滑に行われるように支援活動を行うことを任務とする。
- 2 指揮支援部隊は、別表第1に掲げる消防本部の指揮支援隊をもって編成する。各隊の長は、それぞれ統括指揮支援隊長、指揮支援隊長及び航空指揮支援隊長とする。
- 3 指揮支援部隊長
  - ・ 指揮支援部隊長は、被災地における緊急消防援助隊の活動に関し、指揮支援部隊を統括し、当該被災地に係る都道府県災害対策本部長又は消防応援活動調整本部長を補佐し、及び指揮を受け被災地における緊急消防援助隊の活動を管理することを任務とする。
  - ・ 指揮支援部隊長は、統括指揮支援隊長をもってこれに充て、任務を遂行するため、長官が別に定めるところにより統括指揮支援隊を編成するものとする。
  - ・ 指揮支援部隊長は、陸上（水上を含む。以下同じ。）の活動に関して、その指定する地区の緊急消防援助隊の活動の管理を指揮支援隊の隊長に委任することができる。
  - ・ 指揮支援部隊長が、被災等によりその任務を遂行できない場合は、別表第2に定める消防本部に属する指揮支援隊の隊長が指揮支援部隊長の任務にあたるものとする。
  - ・ 指揮支援部隊長は、航空の活動に関して、その指定する地区の緊急消防援助隊の活動の管理を航空指揮支援隊長に委任することができる。

### 3) 都道府県大隊

都道府県大隊は、当該都道府県又は当該都道府県内の市町村（東京都特別区並びに市町村の消防の一部事務組合及び広域連合を含む。以下同じ。）に設置された都道府県大隊指揮隊、消火中隊、救助中隊、救急中隊、後方支援中隊、通信支援中隊、水上中隊、特殊災害中隊及び特殊装備中隊のうち被災地において行う消防の応援等に必要な中隊を持って編成する。

- 2 長官は、都道府県ごとに、消防機関の推薦に基づき、当該都道府県大隊の活動に関する連絡調整を行う代表消防機関を定めるものとする。

### 3) 都道府県大隊長

・ 都道府県大隊長は、都道府県大隊を統括して被災地に赴くとともに、指揮支援隊長の管理を受け、被災地における当該都道府県大隊の活動を指揮

することを任務とする。

- ・ 都道府県大隊長は、2の代表消防機関の職員である都道府県大隊指揮隊長をもってこれに充て、任務を遂行するため、都道府県大隊指揮隊を編成するものとする。ただし、当該代表消防機関が被災等により出動できない場合は、長官が別に定めるところによるものとする。

#### ウ 都道府県大隊指揮隊及び中隊の任務

都道府県大隊指揮隊、消火中隊、救助中隊、救急中隊、後方支援中隊、通信支援中隊、水上中隊、特殊災害中隊及び特殊装備中隊の任務は、次のとおりとする。

- 1) 都道府県大隊指揮隊 主として被災地における都道府県大隊の活動の指揮を行うこと。
- 2) 消火中隊 主として被災地における消火活動を行うこと。
- 3) 救助中隊 主として被災地における要救助者の検索、救助活動を行うこと。
- 4) 救急中隊 主として被災地における救急活動を行うこと。
- 5) 後方支援中隊 主として被災地における緊急消防援助隊の活動に関して必要な輸送・補給活動等を行うこと。
- 6) 通信支援中隊 主として被災地における緊急消防援助隊の活動に関して通信の確保等に関する支援活動を行うこと。
- 7) 水上中隊 主として被災地における消防艇を用いた消防活動を行うこと。
- 8) 特殊災害中隊 主として被災地における特殊な災害に対応するための消防活動を行うこと。
- 9) 特殊装備中隊 主として被災地における特別な装備を用いた消防活動を行うこと。

#### エ 出動計画等

- 1) 出動決定のための措置等
  - 1 長官は、被災地の属する都道府県の知事その他の関係地方公共団体の長等との密接な連携を図り、緊急消防援助隊の出動の必要の有無を判断し、消防組織法第44条の規定に基づき適切な措置をとるものとする。また、南海トラフ地震、首都直下地震等又はNBC災害に対し、速やかに同条第5項の規定に基づき適切な措置をとるものとし、その他の大規模な災害に対しても、災害の状況、災害対策基本法第24条第1項に規定する非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部の設置状況、応援の必要性等を考慮し、同様の措置をとるものとする。
  - 2 緊急消防援助隊が被災地に出動した場合においては、当該緊急消防援助隊は、消防組織法第47条及び第48条の規定に基づき、指揮者の指揮の下又は密接な連携の下又は応援等を受けた市町村の消防機関との相互に密接な連携の下に活動するものとする。また、被災地で消防活動を行う緊急消防援助隊以外の消防機関と密接に連携するものとする。
  - 3 大規模な地震等が発生した場合においては、長官が別に定めるところにより、都道府県及び消防機関は、緊急消防援助隊の出動の準備を行うものとする。
- 2) 基本的な出動計画
  - 1 第一次出動都道府県隊
    - ・ 大規模災害又は特殊災害が発生した場合に、原則として第一次的に応援出動する都道府県大隊を第一次出動都道府県大隊とし、災害が発生した都道府県（以下「災害発生都道府県」という。）ごとの第一次出動都道府県大隊を別表第3のとおりとする。
  - 2 出動準備都道府県大隊
    - ・ 第一次出動都道府県大隊のほか、大規模災害又は特殊災害が発生したと

の情報を得た場合に速やかに応援出動の準備を行う都道府県大隊を出動準備都道府県大隊とし、災害発生都道府県ごとの出動準備都道府県大隊を別表第4のとおりとする。

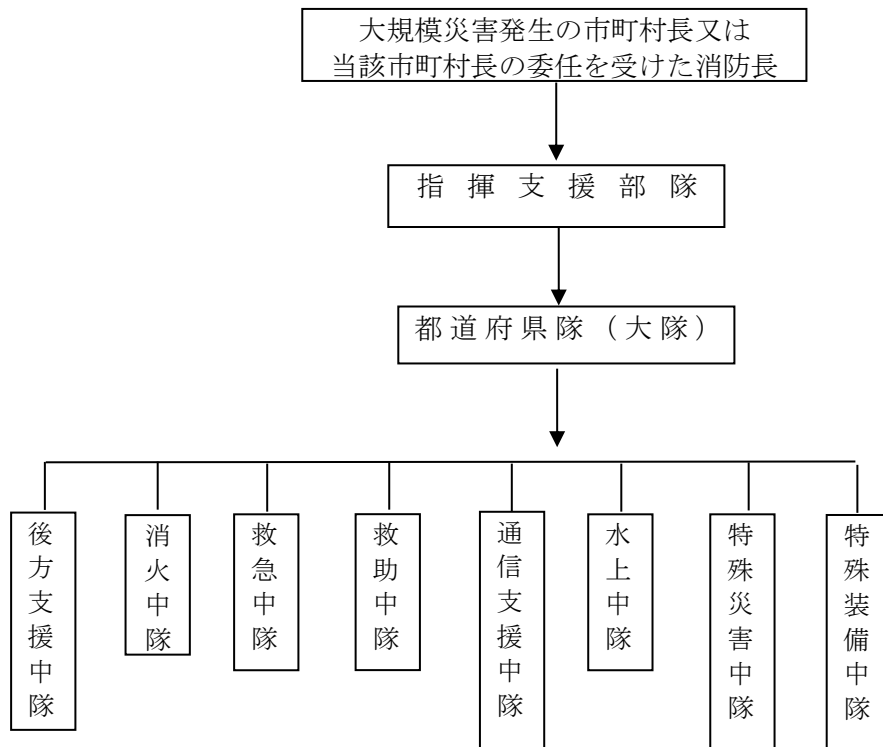
オ 南海トラフ地震等についての出動の考え方

南海トラフ地震、首都直下地震その他の大規模地震については、著しい地震災害が想定され、第一次出動都道府県大隊及び出動準備都道府県大隊だけでは、消防力が不足すると考えられることから、長官が別に当該地震ごとにアクションプランを定め、各地域の被害の状況等を踏まえた上で、全国規模での緊急消防援助隊が出動するものとする。この場合において、関係機関等との連携による迅速な移動手段の確保を図るものとする。

カ 応援等指揮活動

- 1) 緊急消防援助隊は、被災地において消防組織法第47条の規定に基づき、指揮者の指揮の下に（都道府県航空隊については、消防組織法第48条の規定による。）活動するものとする。
- 2) 指揮本部は、現地消防本部に設置し、指揮本部長は指揮者とする。
- 3) 緊急消防援助隊は、被災地で活動を行う緊急消防援助隊以外の消防機関と緊密に連携するものとする。
- 4) 指揮支援部長は、被災地に係る災害対策本部長又は調整本部長を補佐し、及び指揮を受け被災地における緊急消防援助隊の活動の管理を行うものとする。
- 5) 都道府県大隊長は、都道府県大隊を統括して被災地に赴くとともに、指揮支援部長の管理を受け、被災地における当該都道府県大隊の活動を管理することを任務とする。

緊急消防援助隊組織図



**別表第1（指揮支援隊及び指揮支援部隊長）**

災害発生都道府県	部隊長の所属する消防本部	指揮支援隊の所属する消防本部
北海道	札幌市消防局	札幌市消防局、仙台市消防局、東京消防庁、横浜市消防局、千葉市消防局、新潟市消防局
青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島、新潟	仙台市消防局	仙台市消防局、札幌市消防局、東京消防庁、横浜市消防局、川崎市消防局、新潟市消防局
茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨、長野、静岡	東京消防庁	東京消防庁、横浜市消防局、川崎市消防局、千葉市消防局、さいたま市消防局、名古屋市消防局、大阪市消防局、静岡市消防局、浜松市消防局
岐阜、愛知、三重	名古屋市消防局	名古屋市消防局、京都市消防局、大阪市消防局、神戸市消防局、東京消防庁、静岡市消防局、浜松市消防局
富山、石川、福井、滋賀、京都、奈良	京都市消防局	京都市消防局、大阪市消防局、神戸市消防局、名古屋市消防局、東京消防庁、堺市消防局
大阪、兵庫、和歌山	大阪市消防局	大阪市消防局、神戸市消防局、京都市消防局、名古屋市消防局、東京消防庁、堺市消防局
鳥取、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知	広島市消防局	広島市消防局、北九州市消防局、福岡市消防局、大阪市消防局、神戸市消防局、東京消防庁、岡山市消防局
福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄	福岡市消防局	福岡市消防局、北九州市消防局、広島市消防局、大阪市消防局、神戸市消防局、東京消防庁、岡山市消防局

**別表第2（指揮支援部隊長代行）**

災害発生都道府県	指揮支援部隊長代行の所属する消防本部
北海道	仙台市消防局
青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島、新潟	札幌市消防局
茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨、長野、静岡	名古屋市消防局
岐阜、愛知、三重	東京消防庁
富山、石川、福井、滋賀、京都、奈良	大阪市消防局
大阪、兵庫、和歌山	京都市消防局
鳥取、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知	福岡市消防局
福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄	広島市消防局

別表第3 (第一次出動都道府県大隊)

災害発生都道府県	第一次出動都道府県大隊			
北海道	青森	岩手	宮城	秋田
青森	岩手	宮城	秋田	山形
岩手	青森	宮城	秋田	山形
宮城	岩手	秋田	山形	福島
秋田	青森	岩手	宮城	山形
山形	宮城	秋田	福島	新潟
福島	宮城	山形	栃木	新潟
茨城	福島	栃木	埼玉	千葉
栃木	福島	茨城	群馬	埼玉
群馬	栃木	埼玉	新潟	長野
埼玉	茨城	群馬	千葉	東京
千葉	茨城	埼玉	東京	神奈川
東京	埼玉	千葉	神奈川	山梨
神奈川	千葉	東京	山梨	静岡
新潟	山形	福島	群馬	長野
富山	新潟	石川	長野	岐阜
石川	富山	福井	岐阜	滋賀
福井	石川	岐阜	滋賀	京都
山梨	東京	神奈川	長野	静岡
長野	群馬	新潟	山梨	岐阜
岐阜	富山	福井	長野	愛知
静岡	神奈川	山梨	長野	愛知
愛知	岐阜	静岡	三重	滋賀
三重	愛知	滋賀	奈良	和歌山
滋賀	福井	岐阜	三重	京都
京都	福井	滋賀	大阪	兵庫
大阪	京都	兵庫	奈良	和歌山
兵庫	京都	大阪	鳥取	岡山
奈良	三重	京都	大阪	和歌山
和歌山	三重	京都	大阪	奈良
鳥取	兵庫	島根	岡山	広島
島根	鳥取	岡山	広島	山口
岡山	兵庫	鳥取	広島	香川
広島	島根	岡山	山口	愛媛
山口	島根	岡山	広島	福岡
徳島	兵庫	香川	愛媛	高知
香川	岡山	徳島	愛媛	高知
愛媛	広島	徳島	香川	高知
高知	広島	徳島	香川	愛媛
福岡	山口	佐賀	熊本	大分
佐賀	福岡	長崎	熊本	大分
長崎	福岡	佐賀	熊本	大分
熊本	福岡	大分	宮崎	鹿児島
大分	福岡	佐賀	熊本	宮崎
宮崎	福岡	熊本	大分	鹿児島
鹿児島	福岡	熊本	大分	宮崎
沖縄	福岡	熊本	宮崎	鹿児島

別表第4 (出動準備都道府県大隊)

災害発生都道府県	出動準備都道府県大隊											
北海道	山形	福島	茨城	栃木	群馬	埼玉	千葉	東京	神奈川	新潟	富山	石川
青森	北海道	福島	茨城	栃木	群馬	埼玉	千葉	東京	神奈川	新潟	富山	石川
岩手	北海道	福島	茨城	栃木	群馬	埼玉	千葉	東京	神奈川	新潟	富山	山梨
宮城	北海道	青森	茨城	栃木	群馬	埼玉	千葉	東京	神奈川	新潟	富山	山梨
秋田	北海道	福島	茨城	栃木	群馬	埼玉	千葉	東京	神奈川	新潟	富山	石川
山形	北海道	青森	岩手	茨城	栃木	群馬	埼玉	千葉	東京	神奈川	富山	石川
福島	北海道	青森	岩手	秋田	茨城	群馬	埼玉	千葉	東京	神奈川	富山	長野
茨城	青森	岩手	宮城	秋田	山形	群馬	東京	神奈川	新潟	山梨	長野	静岡
栃木	青森	岩手	宮城	秋田	山形	千葉	東京	神奈川	新潟	山梨	長野	静岡
群馬	岩手	宮城	秋田	山形	福島	茨城	千葉	東京	神奈川	富山	山梨	静岡
埼玉	岩手	宮城	秋田	山形	福島	栃木	神奈川	新潟	富山	山梨	長野	静岡
千葉	岩手	宮城	秋田	山形	福島	栃木	群馬	新潟	山梨	長野	静岡	愛知
東京	宮城	山形	福島	茨城	栃木	群馬	新潟	富山	長野	岐阜	静岡	愛知
神奈川	宮城	山形	福島	茨城	栃木	群馬	埼玉	新潟	長野	岐阜	愛知	滋賀
新潟	宮城	秋田	茨城	栃木	埼玉	千葉	東京	神奈川	富山	石川	福井	山梨
富山	群馬	埼玉	東京	神奈川	福井	山梨	愛知	三重	滋賀	京都	大阪	奈良
石川	新潟	群馬	山梨	長野	静岡	愛知	三重	京都	大阪	奈良	和歌山	鳥取
福井	新潟	富山	山梨	長野	静岡	愛知	三重	大阪	兵庫	奈良	和歌山	鳥取
山梨	茨城	栃木	群馬	埼玉	千葉	新潟	富山	石川	福井	岐阜	愛知	三重
長野	栃木	茨城	埼玉	千葉	東京	神奈川	富山	石川	福井	静岡	愛知	三重
岐阜	東京	神奈川	石川	山梨	静岡	三重	滋賀	京都	大阪	兵庫	奈良	和歌山
静岡	栃木	群馬	埼玉	千葉	東京	石川	福井	岐阜	三重	滋賀	京都	大阪
愛知	東京	神奈川	富山	石川	福井	山梨	長野	京都	大阪	兵庫	奈良	和歌山
三重	富山	石川	福井	山梨	長野	岐阜	静岡	京都	大阪	兵庫	徳島	香川
滋賀	富山	石川	山梨	長野	静岡	愛知	大阪	兵庫	奈良	和歌山	鳥取	徳島
京都	富山	石川	岐阜	静岡	愛知	三重	奈良	和歌山	鳥取	岡山	徳島	香川
大阪	石川	福井	岐阜	静岡	愛知	三重	滋賀	鳥取	岡山	広島	徳島	香川
兵庫	石川	福井	岐阜	愛知	三重	滋賀	奈良	和歌山	鳥根	広島	徳島	香川
奈良	富山	石川	福井	岐阜	静岡	愛知	滋賀	兵庫	鳥取	岡山	徳島	香川
和歌山	石川	福井	岐阜	静岡	愛知	滋賀	兵庫	鳥取	鳥根	岡山	徳島	香川
鳥取	福井	愛知	三重	滋賀	京都	大阪	奈良	和歌山	山口	徳島	香川	愛媛
鳥根	愛知	三重	滋賀	京都	大阪	兵庫	奈良	香川	愛媛	高知	福岡	佐賀
岡山	愛知	三重	滋賀	京都	大阪	奈良	和歌山	鳥根	山口	徳島	愛媛	福岡
広島	大阪	兵庫	奈良	鳥取	徳島	香川	高知	福岡	佐賀	長崎	熊本	大分
山口	兵庫	鳥取	徳島	香川	愛媛	高知	佐賀	長崎	熊本	大分	宮崎	鹿児島
徳島	滋賀	京都	大阪	奈良	和歌山	鳥取	鳥根	岡山	広島	山口	福岡	佐賀
香川	滋賀	京都	大阪	兵庫	奈良	和歌山	鳥取	鳥根	広島	山口	福岡	佐賀
愛媛	滋賀	京都	大阪	兵庫	鳥取	鳥根	岡山	山口	福岡	佐賀	長崎	大分
高知	滋賀	京都	大阪	兵庫	鳥取	鳥根	岡山	山口	福岡	佐賀	長崎	大分
福岡	兵庫	鳥取	鳥根	岡山	広島	徳島	香川	愛媛	高知	長崎	宮崎	鹿児島
佐賀	兵庫	鳥取	鳥根	岡山	広島	山口	徳島	香川	愛媛	高知	宮崎	鹿児島
長崎	兵庫	鳥取	鳥根	岡山	広島	山口	徳島	香川	愛媛	高知	宮崎	鹿児島
熊本	兵庫	鳥根	岡山	広島	山口	徳島	香川	愛媛	高知	佐賀	長崎	沖縄
大分	兵庫	鳥根	岡山	広島	山口	徳島	香川	愛媛	高知	長崎	鹿児島	沖縄
宮崎	兵庫	鳥根	岡山	広島	山口	徳島	香川	愛媛	高知	佐賀	長崎	沖縄
鹿児島	兵庫	鳥根	岡山	広島	山口	徳島	香川	愛媛	高知	佐賀	長崎	沖縄
沖縄	兵庫	鳥根	岡山	広島	山口	徳島	香川	愛媛	高知	佐賀	長崎	大分

キ 大規模特殊災害時における広域航空消防応援

大規模特殊災害時における広域航空消防応援は、「大規模特殊災害時における広域航空応援実施要綱」に基づいて行う。

1) 対象となる災害

- 1 大規模な地震、風水害
- 2 山林などにおける大火災、大事故
- 3 高層建築物(11階以上又は31m以上)の火災
- 4 航空機事故、列車事故

2) 応援の種別

- 1 調査出動(現地把握、情報収集、指揮支援)
- 2 火災出動(消火活動)
- 3 救助出動(人命救助)
- 4 救急出動(救急搬送)
- 5 救援出動(救援物資・資機材・人員の輸送)

3) 応援部隊の受け入れ態勢の確立

応援部隊等の受入を迅速に実施するため、要請側はヘリポートの確保、宿舎の手配、装備資機材の配付を行う。

なお、経費については応援要請側で負担する。

#### 4) 消防庁及び応援依頼先都道府県消防本部

##### ① 消防庁

区分		通常時(9:30~18:15) ※消防庁応急対策室	夜間(18:15~9:30)・休日等 ※消防庁宿直室
回線別	電話		
	FAX		
消防防災無線	電話		
	FAX		
地域衛星通信 ネットワーク	電話		
	FAX		

##### ② 応援側都道府県

都道府県名	昼・夜	連絡・要請 窓口の名称	電話番号	消防防災 無線	消防防災 無線FAX	FAX	航空隊電話番 号及びFAX
北海道	昼間8:45-17:30	総務部防災消防課 防災航空隊					
	夜間17:30-8:45	〃					
青森県	昼間8:15-17:00	総務部防災消防課					
	夜間17:00-8:15	防災航空隊					
岩手県	昼間8:30-17:15	総務部総合防災室					
	夜間17:15-8:30	夜間専用電話					
宮城県	昼間8:30-17:45	総務部危機対策課					
	夜間17:45-8:30	防災センター					
秋田県	昼間8:30-17:15	総務部総合防災課					
	夜間17:15-8:30	夜間専用電話					
山形県	昼間8:30-17:00	総務部危機管理室 消防防災課					
	夜間17:00-8:30	巡視室					
福島県	昼間8:30-17:15	防災航空隊					
	夜間17:15-8:30	警備員室					
茨城県	昼間8:30-17:15	生活環境部消防 防災課					
	夜間17:15-8:30	〃					
栃木県	昼間8:30-17:15	総務部消防防災課					
	夜間17:15-8:30	夜間専用電話					
群馬県	昼間8:30-17:15	防災航空隊					
	夜間17:15-8:30	総務部消防防災課					

都道府 県名	昼・夜	連絡・要請 窓口の名称	電話番号	消防防災 無線	消防防災 無線FAX	FAX	航空隊電話番号 及FAX
埼玉県	昼間8:30-17:15	環境防災部消防防災課					
	夜間17:15-8:30	防災航空隊					
千葉県	昼間9:00-17:00	総務部消防地震防災課					
	夜間17:00-9:00	夜間専用電話					
東京都	昼間9:00-17:15	総合防災部防災管理課					
	夜間17:15-9:00	夜間防災連絡室					
神奈川県	昼間8:30-18:00	防災局災害対策課					
	夜間18:00-8:30	防災局災害対策課					
新潟県	昼間8:30-17:15	県民生活・環境部危機 管理防災課					
	夜間17:15-8:30	夜間専用電話					
富山県	昼間8:30-17:15	経営企画部消防防災課					
	夜間17:15-8:30	夜間専用電話(守衛室)					
石川県	昼間8:30-17:15	環境安全部消防防災課					
	夜間17:15-8:30	夜間専用電話					
福井県	昼間8:30-17:15	防災航空隊					
	夜間17:15-8:30	県民生活部危機対策・ 防災課					
山梨県	昼間8:30-17:30	消防防災航空隊					
	夜間17:30-8:30	宿直室					
長野県	昼間8:30-17:15	危機管理室危機管理・ 消防防災課					
	夜間17:15-8:30	防災航空隊					
岐阜県	昼間8:30-17:15	防災航空隊					
	夜間17:15-8:30	夜間専用電話					
静岡県	昼間8:30-17:15	防災航空隊					
	夜間17:15-8:30	防災局災害対策室					
愛知県	昼間9:00-17:30	防災航空隊					
	夜間17:30-9:00	〃					
三重県	昼間	防災航空隊					
	夜間	〃					
滋賀県	昼間8:30-17:15	県民文化生活部総合 防災課					
	夜間17:15-8:30	夜間専用電話					

都道府 県名	昼・夜	連絡・要請 窓口の名称	電話番号	消防防災 無線	消防防災 無線FAX	FAX	航空隊電話番 号及びFAX
京都府	昼間8:30-17:15	総務部消防室					
	夜間17:15-8:30	夜間専用電話					
大阪府	昼間9:00-18:00	総務部危機管理室					
	夜間18:00-9:00	防災・危機管理当直室					
兵庫県	昼間9:00-18:00	企画管理部防災局 消防課					
	夜間18:00-9:00	夜間専用電話					
奈良県	昼間8:15-17:30	奈良県防災航空隊					
	夜間17:30-8:15	夜間専用電話					
和歌山県	昼間	和歌山県防災航空隊					
	夜間	夜間専用電話					
鳥取県	昼間8:30-17:15	防災局消防係					
	夜間17:15-8:30	〃					
島根県	昼間	環境生活部消防防災 課防災航空管理所					
	夜間	〃					
広島県	昼間8:30-17:15	環境生活部消防 防災課					
	夜間17:15-8:30	〃					
岡山県	昼間	総務部消防防災課					
	夜間	夜間専用電話					
山口県	昼間8:30-17:15	総務部消防防災課 消防係					
	夜間17:15-8:30	夜間専用電話					
徳島県	昼間8:30-17:15	防災航空隊					
	夜間17:15-8:30	夜間専用電話					
香川県	昼間8:30-17:15	総務部危機管理グ ループ					
	夜間17:15-8:30	夜間専用電話					
愛媛県	昼間8:30-17:15	県民環境部消防防災 安全課					
	夜間17:15-8:30	夜間専用電話					
高知県	昼間8:30-17:15	危機管理担当理事所 管消防防災課					
	夜間17:15-8:30	夜間専用電話					
福岡県	昼間8:30-17:45	総務部消防防災課					
	夜間17:45-8:30	夜間専用電話					
佐賀県	昼間	統括本部					
	夜間	夜間専用電話					
長崎県	昼間	総務部危機管理・消防 防災課					
	夜間	夜間専用電話					

都道府県名	昼・夜	連絡・要請窓口の名称	電話番号	消防防災無線	消防防災無線FAX	FAX	航空隊電話番号及びFAX
熊本県	昼間	総務部防災消防課					
	夜間	夜間専用電話					
大分県	昼間	生活環境部防災消防課					
	夜間	夜間専用電話					
宮崎県	昼間	総務部危機管理局					
	夜間	夜間専用電話					
鹿児島県	昼間	総務部消防防災課					
	夜間	夜間専用電話					
沖縄県	昼間	文化環境部防災消防課					
	夜間	夜間専用電話					

### ③ 応援側市町村の消防本部

消防本部名	連絡・要請窓口	電話番号一	ファクシミリ番号	航空隊電話番号	航空隊ファクシミリ番号
札幌市消防局	指令課				
仙台市消防局	指令課				
千葉市消防局	指令課				
東京消防局	総合指令室				
横浜市安全管理局	指令課				
川崎市消防局	指令課				
静岡市消防局	指令課				
浜松市消防局	情報指令課				
名古屋市消防局	情報指令課				
京都市消防局	指令課				
大阪市消防局	司令課				
神戸市消防局	司令課				
岡山市消防局	情報指令課				
広島市消防局	警防課				
福岡市消防局	災害救急指令センター				
北九州市消防局	指令課				

### 5) 手続き

応急対策室へ連絡	知事は消防長からの要請により、消防庁応急対策室に、広域航空消防応援の要請を行う。
消防本部へ応援要請する旨の連絡	知事は消防長からの連絡により、広域航空消防応援（ヘリコプター）要請連絡表を消防庁、都道府県及び応援側消防本部へ送付（FAX）する。

### 6) ヘリコプター飛行場外離着陸場

本計画資料編ヘリコプター場外離着陸場一覧表参照

### (4) 職員の派遣要請等

## ア 職員の派遣要請

知事は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長に対し、当該機関の職員の派遣を要請する。

市町村長は、災害応急機関又は災害復旧のため必要があるときは指定地方行政機関の長に対し、当該機関の職員の派遣を要請する。

## イ 職員の派遣斡旋

知事又は市町村長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは内閣総理大臣又は知事に対し、指定行政機関、指定地方行政機関又は他の地方公共団体の職員の派遣の斡旋を求める。

## 5 広域避難

- 市町村は、災害が発生する恐れがある場合において、災害の予測規模、避難者数等にかんがみ、当該市町村の区域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合は、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、県知事に報告した上で、自ら他の都道府県内の市町村に協議することができる。
- 県は、市町村から協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行うものとする。
- 国〔内閣府及び消防庁。政府本部が設置された場合は同本部〕は、都道府県から求めがあった場合には、受入先の候補となる地方公共団体及び当該地方公共団体における避難者の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域避難について助言を行うものとする。また、都道府県は、市町村から求めがあった場合には、同様の助言を行うものとする。
- 市町村は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。
- 国、地方公共団体、運送事業者等は、あらかじめ策定した具体的なオペレーションを定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努めるものとする。
- 政府本部、指定行政機関、公共機関、地方公共団体及び事業者は、避難者のニーズを十分把握するとともに、相互に連絡をとりあい、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ確かな情報を提供できるように努めるものとする。
- 国及び地方公共団体は、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、関係機関と連携して、実践型の防災訓練を実施するよう努めるものとする。

## 6 広域一時滞在

### (1) 実施・受け入れ体制の整備等

災害発生に伴い、市町村や県の区域を越えた被災住民の避難に対する県及び市町村の対応は、本章第11節1「避難対策 (6)市町村・県の区域を越えた避難者の受け入れ」によるものとし、このために必要な市町村長及び知事が行う協議等の手続きは次によるものとする。

なお、市町村長は被災住民について、他の市町村に避難させ、一時的な滞在を図ろうとする場合に備え、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定の締結及び本章第11節1「避難対策 (3)市町村の避難計画」に規定する避難計画において、被災住民の移送方法等について検討を行うなど、必要な措置が速やかに実施できるよう努めるとともに、県内外の他市町村から被災住民の受け入れを求められた場合に備え、提供しようとする公共施設の選定、また、自己の管理下でない施設を提供しようとする場合は、あらかじめ当該施設を管理する者の同意を得るなど必要な体制の整備に努

める。

また、被災市町村は、広域一時滞在の受入先の市町村との間で、被災住民に関する情報の共有を確実に行うものとする。また、受入先の市町村は、受け入れた被災住民に対し、必要な支援情報を提供するものとする。

## (2) 県内広域一時滞在

### ① 協議元市町村長の対応

#### ア 協議の実施

災害発生により、被災住民について、県内の他の市町村における一時的な滞在（県内広域一時滞在）の必要があると認める市町村長（協議元市町村長）は、県内の他の市町村長（協議先市町村長）に被災住民の受け入れについて、協議を行うことができる。

なお、適当な協議の相手方を見つけれない場合等は、知事に助言を求めるものとする。

（災害対策基本法第86条の8第1項及び第86条の12第1項）

#### イ 知事への報告

アの協議をしようとするときは、協議元市町村長は、あらかじめ知事に報告する。

ただし、あらかじめ報告することが困難なときは協議開始後、速やかに、報告するものとする。

（災害対策基本法第86条の8第2項）

#### ウ 協議内容の公示及び通知等

協議先市町村長より受け入れ決定の通知を受けたときは、その内容を公示し、及び被災住民への支援に係る機関等に通知するとともに知事に報告する。

（災害対策基本法第86条の8第6項）

#### エ 県内広域一時滞子の終了

協議元市町村長は、広域一時滞子の必要がなくなったと認めるときは、速やかに、その旨を協議先市町村長に通知する。併せてその内容を公示し、及び被災住民への支援に係る機関等に通知するとともに知事に報告する。

（災害対策基本法第86条の8第7項）

### ② 協議先市町村長の対応

#### ア 協議の実施

協議元市町村長又は知事より、①ア又は(5)①の規定に伴い協議を受けた市町村長（協議先市町村長）は、被災住民を受入れないことについて正当な理由がある場合を除き、公共施設等を提供し、被災住民を受け入れるものとする。

なお、協議先市町村長は必要に応じて、知事に助言を求めるものとする。

（災害対策基本法第86条の8第3項及び第86条の12第1項）

#### イ 受け入れ決定の通知等

協議先市町村長は、受け入れの決定をしたときは、速やかに、協議元市町村長に通知するとともに、直ちに被災住民への支援に係る機関等に通知する。

（災害対策基本法第86条の8第4項及び第5項）

#### ウ 県内広域一時滞子の終了

協議先市町村長は、協議元市町村長より県内広域一時滞子の必要がなくなった旨の通知を受けたときは、速やかに、その旨を被災住民への支援に係る機関等に通知する。

（災害対策基本法第86条の8第8項）

### ③ 知事の助言

知事は、市町村長より求められたときは、広域一時滞在に関する事項について助言を行う。

（災害対策基本法第86条の12第1項）

### (3) 県外広域一時滞在

#### ① 協議元市町村長及び知事の対応

##### ア 知事に対する協議及び要求等

災害発生により、被災住民について、県外の他の市町村における一時的な滞在（県外広域一時滞在）の必要があると認める市町村長（協議元市町村長）は、知事に対し協議を行い、知事が県外の当該市町村を含む都道府県知事（協議先知事）に対し、被災住民の受け入れについて協議することを求めることができる。

（災害対策基本法第86条の9第1項）

##### イ 知事による当該他の都道府県知事との協議

協議元市町村長よりアの要求があったときは、知事は、協議先知事との協議を行う。

また、知事は、必要に応じて内閣総理大臣に助言を求めるものとする。

（災害対策基本法第86条の9第2項及び第86条の12第2項）

##### ウ 内閣総理大臣への報告

イの協議をしようとするときは、知事は、あらかじめ内閣総理大臣に報告する。

ただし、あらかじめ報告することが困難なときは協議開始後、速やかに、報告するものとする。

（災害対策基本法第86条の9第3項）

##### エ 受け入れ決定の通知等

協議先知事より受け入れ決定の通知を受けたときは、速やかに災害発生市町村長に通知するとともに内閣総理大臣に報告する。

（災害対策基本法第86条の9第9項）

##### オ 協議内容の公示及び通知

協議元市町村長は、知事より受け入れ決定の通知を受けたときは、速やかに、その内容を公示し、被災住民への支援に関係する機関等に通知する。

（災害対策基本法第86条の9第10項）

##### カ 県外広域一時滞在の終了

協議元市町村長は、県外広域一時滞在の必要がなくなったと認めるときは、速やかに、その旨を知事に報告し、及び公示するとともに被災住民への支援に関係する機関等に通知する。

また、知事は、前段の報告を受けたときは、速やかに、協議先知事に通知し、内閣総理大臣に報告する。

（災害対策基本法第86条の9第11項及び12項）

### (4) 県外市町村からの避難住民の受け入れ

#### ① 知事の対応

##### ア 知事と市町村長の協議

知事は、他の都道府県知事（協議元知事）から被災住民の受け入れについて協議を受けたときは、関係市町村長と協議を行う。

（災害対策基本法第86条の9第4項）

##### イ 協議元知事への通知

知事は、協議を受けた市町村から受け入れの決定の報告を受けたときは、速やかに、協議元知事に通知する。

（災害対策基本法第86条の9第8項）

##### ウ 広域一時滞在の終了

知事は、協議元知事より広域一時滞在の必要が無くなった旨の通知を受けた際は、速やかに、協議先市町村長に通知する。

（災害対策基本法第86条の9第13項）

#### ② 知事から協議を受けた市町村長の対応

ア 被災住民の受け入れ

協議を受けた市町村長（協議先市町村長）は、被災住民を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、公共施設等を提供し、被災住民を受け入れるものとする。

（災害対策基本法第86条の9第5項）

イ 受け入れ決定の通知等

協議先市町村長は、被災住民を受け入れる施設を決定した際は、直ちに施設を管理する者及び被災住民への支援に係る機関等に通知するとともに、知事に報告する。

（災害対策基本法第86条の9第6項及び7項）

ウ 広域一時滞在の終了

協議先市町村長は、知事より広域一時滞在の必要が無くなった旨の通知を受けた際は、速やかに、被災住民への支援に係る機関等に通知する。

（災害対策基本法第86条の9第14項）

(5) 知事による協議等の代行及び特例

① 広域一時滞在（県内）の協議等の代行

知事は、災害の発生により市町村が必要な事務を行えなくなった場合、被災住民について広域一時滞在の必要があると認めるときは、(2)①に準じ、当該市町村長の実施すべき措置を代わって実施する。

なお、当該市町村が必要な事務を行えるものと認めるときは、速やかに事務を当該市町村長に引き継ぎを行う。

また、上記の事務の代行を開始、終了したときは、知事はその旨を公示するとともに、代行を終了したときは代行した事務の措置について、当該市町村長に通知する。

（災害対策基本法第86条の10第1項、2項及び第86条の11並びに同法施行令第36条の2）

② 県外広域一時滞在の協議等の特例

知事は、災害の発生により市町村が必要な事務を行えなくなった場合、被災住民について県外広域一時滞在の必要があると認めるときは、当該市町村長より(3)①アの要求がない場合にあっても、(3)①イに準じ、協議先知事との協議を実施する。

協議先知事から受け入れ決定の通知を受けた際は、その内容を公示し、及び被災住民への支援に係る機関等に通知するとともに内閣総理大臣に報告する。

知事は、県外広域一時滞在の必要がなくなると認めるときは、速やかにその旨を協議先知事、被災住民への支援に係る機関等に通知し、公示するとともに内閣総理大臣に報告する。

（災害対策基本法第86条の11）

7 自衛隊災害派遣要請の概要

(1) 派遣形態

ア 要請による災害派遣

（自衛隊法第83条第2項）（自衛隊の災害派遣に関する訓令第11条）

(ア) 防衛大臣又はその指定する者（訓令第3条に定める者。「大臣の定める者」とは、「駐屯地司令の職にある部隊等の長」、本県においては「東部方面特科連隊長」。）は、災害に際して災害派遣の要請があり、要請の内容及び自ら収集した情報に基づいて部隊等の派遣の有無を判断し、やむを得ないと認める場合には部隊等を救援のため派遣する。

(イ) 指定部隊の長（本県においては「東部方面特科連隊長」）は、災害に際し被害がまさに発生しようとしている場合において（注1）、災害派遣の要請を受け、事情やむを得ないと認めたときは、部隊等を派遣することができる。

【注1：災害派遣の要請は、現実には災害が発生し被害が出ている場合、及び災

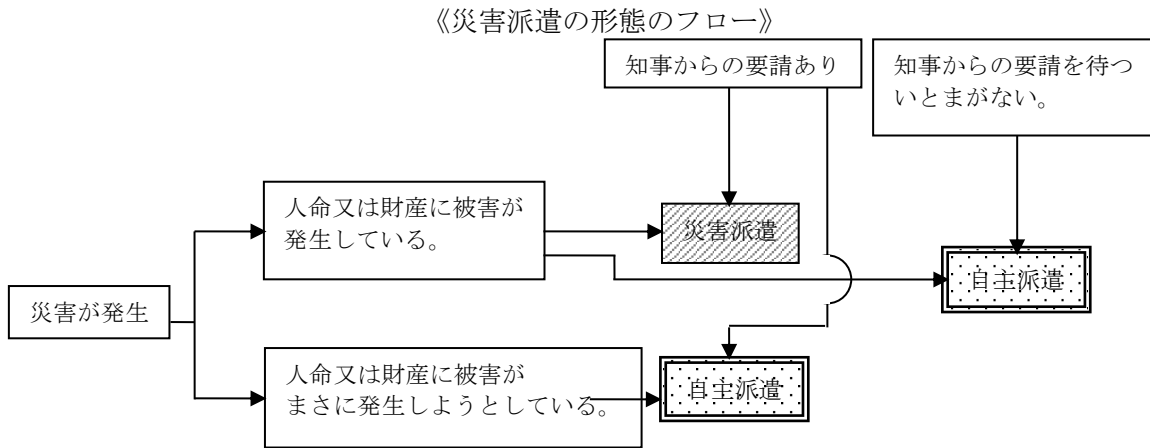
害による被害は未だ発生していないが、まさに発生しようとしている場合の両面で行うことができる。後者を「自衛隊の災害派遣に関する訓令第12条では「予防派遣」として規定している。】

イ 自主派遣（自衛隊法第83条第2項ただし書き）

天災地変その他の災害に際し、その事態に照らし特に緊急を要し、知事等からの要請を待ついとまがないと認められる時は、要請を待たないで部隊等を派遣する。

(7) 近傍災害派遣（自衛隊法第83条第3項）

庁舎、営舎その他の防衛省の施設、又はこれらの近傍に火災その他の災害が発生した場合は、部隊等の長（駐屯地司令である必要はない。）は部隊等を派遣する。



(2) 派遣基準

三要件	公共性	公共の秩序を維持するため、人命・財産を社会的に保護しなければならない必要があること。
	緊急性	災害の状況から、直ちに対処しなければならない状況であること
	非代替性	他の機関では対処不能か、能力が十分でなく自衛隊で対処する必要があること。

(3) 災害派遣の範囲

災害派遣の範囲は、人命・財産を保護する応急救護及び応急復旧までを範囲とするのが一般的である。

また、災害派遣の撤収（終了）段階においては前項の3要件消失の程度、土木工事への転換の可否及び民間業者の圧迫の可能性等を考慮するとともに、「予定された作業の完了」、「民心の安定」、「復興機運の確立」等、努めて明確な派遣目的の達成の段階において要請権者との調整を実施することとされている。

(4) 災害派遣要請権者等

ア 災害派遣を要請することができる者

（要請による災害派遣：自衛隊法第83条第1項、自衛隊法施行令第105条）

- (ア) 都道府県知事
- (イ) 海上保安庁長官
- (ウ) 管区海上保安本部長
- (エ) 空港事務所長

イ 都道府県知事に災害派遣要請を依頼することができる者

市町村長（注2）

【注2：市町村長に関しては、都道府県知事に対し災害派遣要請を要求できない】

場合には、知事に要求できない旨及び当該市町村の地域に係わる災害の状況を防衛大臣又はその指定する者（本県においては前述の「東部方面特科連隊長」）に通知することができる。

この場合において、通知を受けた防衛大臣又はその指定する者（「東部方面特科連隊長」）は、その事態に照らし特に緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められるときは、人命又は財産の保護のため、要請を待たないで部隊等を派遣できることが規定されている。（災害対策基本法第68条の2第2項）】

**(5) 自衛隊の初動派遣部隊の待機態勢（参考）**

阪神・淡路大震災以降、自衛隊では初動派遣部隊態勢をとっており連隊規模で1コ中隊が初動派遣部隊として指定されている。地震発生の場合は震度「5」以上において出動態勢をとり派遣される場合がある。また、東部方面区を担当する東部方面航空隊（立川）は、中型ヘリコプター×2機を偵察等のため課業時間中は30分待機、それ以外の場合は1時間待機させている。

**(6) 第1師団・東部方面特科連隊及び自衛隊山梨地方協力本部の災害派遣に関する任務（参考）**

ア 第1師団

東京練馬駐屯地に司令部を置き、東京都・神奈川県・埼玉県・静岡県・山梨県・千葉県・茨城県の、7つの都県の防衛・警備および災害派遣を担当。また、大規模地震災害への災害派遣に即応するため、各自治体などが主催する防災訓練および国民保護法に伴う訓練などへの参加等、地域社会と一体となった防衛基盤の充実・発展に寄与。

イ 東部方面特科連隊

本県の防衛・警備及び災害派遣を直接担任する。また、駐屯地司令たる東部方面特科連隊長は本県の防災会議に参画し、災害対応活動の対策決定に対し助言するとともに、災害派遣に関する広報、情報収集及び公共機関との連絡調整を実施する。

ウ 自衛隊山梨地方協力本部

東部方面特科連隊連絡幹部が到着するまでの間、災害派遣に関する広報、情報収集及び公共機関との連絡調整を実施し、東部方面特科連隊長に協力する。また、東部方面特科連隊長以外の部隊が派遣される場合には、当該部隊の連絡幹部等が到着し円滑な活動が開始されるまでの間、当該部隊長に協力する。

**(7) 自衛隊の指揮体制等（参考）**

ア 自衛隊の指揮機関や連絡調整要員は、県災害対策本部の他、県の現地災害対策本部及び活動先の地域県民センターにも配置される。指揮の一元化を図るために、**付図1**に示すようにそれぞれ単位の異なる指揮機関及び調整要員はひとつの指揮系統の中に位置づけられる。

イ 東部方面特科連隊の編成 付図2のとおり

**(8) 部隊等の活動内容**

内 容	詳 細
被害状況の把握 (情報収集)	車両・航空機等、状況に適した手段による情報収集 広範囲：ヘリコプター映像伝送（東部方面航空隊） 詳 細：偵察隊、情報中隊の有するオートバイ
避難の援助	避難者の誘導・輸送等
遭難者等の 捜索救助	行方不明者等の捜索及び負傷者の救助
水 防 活 動	堤防・護岸等の決壊に際し、土嚢の作成・運搬・輸送・設置等
消 防 活 動	利用可能な消防車（駐屯地に1台）及びその他の防水用具を利用した消防機関への協力及び山林火災等における航空機（注3）（中

	型・大型)による空中消火(不燃材等は通常関係機関が提供) 【注3:消防防災航空隊がバケツ(910L)×2、防災安全センターが水のう(700L)×4、東部方面特科連隊(県分を保管)がパンピバケツ(5,000L)×2保有、パンピバケツ(680L)×3を保有】
道路や水路の障害物の除去	道路もしくは水路が破損又は障害物がある場合の啓開・除去
応急医療・救護及び防疫	被災者に対する応急医療及び感染症対策(薬剤等は通常関係機関が提供) 参考例:阪神・淡路大震災、東日本大震災時における避難所への巡回診療
人員及び物資の緊急輸送	被災者等の怪我人、及び救急患者等の患者空輸及びトラック又は航空機を利用した物資輸送
給食、給水及び入浴支援	被災者に対し、給食、給水及び入浴支援を実施
物資の無償貸与又は譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸与及び譲与に関する省令」に基づき、災害による被害者で応急救助を要するものに対し特に必要な救じゅつ品(消耗品に限る。)
危険物の保安又は除去	能力上可能なものについて火薬類、爆発物及び不発弾等の危険物の保安処置及び除去
その他	その他、臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対応可能なもの

### (9) 自衛隊が派遣された場合の必要スペース

#### ア 県庁等内の必要スペース

	前方指揮所が設置された場合		前方指揮所が設置されなかった場合
	特科連隊指揮所の場合	中隊指揮所の場合	
人員	約20名	約10名	2名(連絡幹部)
装備	小型車両×6 中型車両×2 車両・携帯無線機	小型車両×2 中型車両×1 車両・携帯無線機	小型車両×1
必要地積	駐車用地積		
	10台分を確保	3台分を確保	1台分を確保
必要地積	活動のための必要面積		
	(10mx10m)を2~3部屋	(10mx10m)を1~2部屋	災害対策本部室内

※ 県庁内において活動するための必需品

電話機、コピー機、プリンター、事務用品、災害用優先携帯電話(衛星携帯)及び県庁LAN端末(PC)

#### イ 派遣部隊が集結(野営)するための必要地積

派遣部隊	必要な地積		備考
1コ中隊	2,500㎡	50m×50m	駐車場、天幕展張及び炊事所等を含む。
1コ連隊(隊)	20,000㎡	100m×200m	
1コ師(旅)団	160,000㎡	400m×400m	
要支援内容	トイレ等の供与が必要		

※ 集結地(野营地)は指揮・命令及び実行の確認等のため、やむを得ない場合を除き1コ中隊が同一地に集結できる地積を選定することが望ましい。

#### ウ ヘリコプターの離着陸のための必要スペース

種類	必要な地積	安全確保に必要な地積	備考
----	-------	------------	----

小型ヘリ※1	30m×30m	100m×100m	離発着に必要な地積で、駐機地積は別とする。
中型ヘリ※2	40m×40m	100m×100m	
大型ヘリ※3	100m×100m	300m×300m	

※1：OH-6及びOH-1で航空偵察又は指揮・連絡等に使用する小型ヘリをいう。

※2：UH-1Jで※1の使用目的の他、人員・物資を輸送に使用する中型のヘリをいう。

※3：人員・物資を輸送するための大型ヘリをいう。

#### (10) 経費負担区分の参考例

	内 容	県	自 衛 隊
1	災害派遣部隊が救援活動を実施するため必要な資機材(自衛隊の装備に係わるものを除く)等の購入費及び修繕費	<ul style="list-style-type: none"> <li>○救援活動に使用した資材・機材・燃料費</li> <li>○救援活動に使用した資機材のリース料(フォークリフト及び電源等)</li> <li>○救援活動に使用したため破損した資機材の修繕費</li> <li>○無償貸し付けの物品の返納等にかかる費用</li> <li>○風呂・炊事等の機材維持及び撤収後の清掃用具</li> <li>○救援活動に使用予定で購入又は借用したが使用しなかった物品と、その取得にかかる費用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○救援活動をしている部隊の隊員の給食費</li> <li>○自衛隊の業務(活動計画・報告)にかかる費用(レンタルPC、文具、プリンター及び道路地図等)</li> <li>○自衛隊車両の冬用タイヤ</li> </ul>
2	災害派遣部隊の宿営に必要な土地・建物等の使用又は借り上げ料	○借り上げ、貸与された施設のトイレ及びシャワーの使用料、電気、水道の使用料	<ul style="list-style-type: none"> <li>○銭湯等の利用料</li> <li>○宿営部隊が使用するために設置した仮設トイレ</li> </ul>
3	災害派遣部隊の救援活動に伴う光熱水道費及び電話料	<ul style="list-style-type: none"> <li>○救援活動に使用した電気・水道・燃料費</li> <li>○救援活動に必要な電話料</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○救援活動の部隊の隊員にかかる燃料費(炊事用)</li> <li>○指揮システムの設置に係わる費用、インターネットの使用料</li> </ul>
4	災害派遣部隊の救援活動中に発生した損害に対する補償費(自衛隊装備に係わるものを除く。)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○土地の使用に係わる費用</li> <li>○自衛隊とともに活動するボランティアや業者がケガをした場合の補償費</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○救援活動をしている部隊の隊員の災害補償費</li> <li>○自衛隊装備車両等の修繕費</li> </ul>
5	災害派遣部隊の輸送のための民間輸送機関に係わる運搬費	○民政支援のための物資運搬のために民間の輸送会社を使用した際のコスト	○救援活動に使用するため県の要求量を超えて使用した借用した物品の輸送会社による運搬費(借用・返納時とも)
6	災害派遣部隊の食料費・被服維持費・医療費・車両等の燃料・修理		○派遣部隊の給食及び洗濯用備品(洗濯機・乾燥機等)並びに医療費・燃料費・修理

	費		費
7	写真用消耗品費		○行動記録及び部隊行動に必要な写真の消耗品費
8	損害賠償費	○自治体等が管理する地域内で管理が十分でなかったために生じた物品破損事故の賠償費	○賠償金の他、自衛隊が活動中に物品を壊した場合の補償費

**(11) その他（災害派遣部隊に付与される権限）**

- ア 人の生命・身体等に対する危害防止措置
  - 警告・避難等の措置（警察官職務執行法、以下「警職法」という。）
  - 警戒区域を設定し、立入りの制限・禁止、退去を命ずる等の処置（災害対策基本法、以下「災対法」という。）
- イ 危害防止、損害拡大防止、被災者救出のための措置
  - 土地・建物等への立入（警職法）
- ウ 緊急通行車両の円滑な通行を確保するための処置
  - 妨害車両の移動等の措置（災対法）
- エ 消防、水防及び救助等災害発生の防ぎよ又は災害の拡大防止のために必要な措置
  - 他人の土地、その他工作物を一時使用し、又は土石、竹木その他の物件を使用・収容する措置（災対法）
  - 市町村長の職権を行うことができる者がその場にはいない場合に限り、現場における災害を受けた工作物、物件で応急措置の実施の支障となるものの除去、その他必要な措置（災対法）
  - 住民又は現場にいる者を応急措置の業務に従事させる措置（災対法）

**(12) 災害派遣の要請手続き（自衛隊法施行令第106条）**

- ア 要請者：知事
- イ 要請先
  - (ア) 受理者：東部方面特科連隊長
  - (イ) 連絡先
    - 〒401-0511 山梨県南都留郡忍野村忍草3093
    - 陸上自衛隊北富士駐屯地
    - TEL：
    - FAX：
    - 夜間：
    - 防災行政無線（衛星系）
    - （地上系）

ウ 内 容

- (ア) 災害の状況及び派遣を要請する事由
- (イ) 派遣を希望する期間
- (ウ) 派遣を希望する区域及び活動内容
- (エ) その他参考となるべき事項

エ 要 領

文書をもって要請する。ただし、事態が急迫して文書によることができない場合は、口頭又は電信若しくは電話によることができる。この場合においても、じ後速やかに文書を提出する。

**(13) 災害派遣部隊の撤収要請**

知事は、災害派遣部隊の撤収要請を行うときは、民心の安定、民生の復興に支障がないよう当該市町村長及び派遣部隊長と協議する。

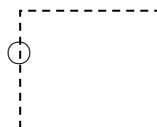
## 災害派遣要請文書様式

(一般災害派遣要請)

第 号  
年 月 日

陸上自衛隊第1師団  
東部方面特科連隊長 殿

山梨県災害対策本部長  
山梨県知事 ○ ○ ○ ○



自衛隊の災害派遣要請

自衛隊法第83条第1項により、自衛隊の災害派遣を下記により要請します。

### 記

- 1 災害の状況及び派遣要請をする事由
  - (1) 災害の状況（特に災害派遣を必要とする区域の状況）
  - (2) 派遣を要請する事由
- 2 災害派遣を希望する期間
  - (1) 期間が明らかな場合： 年 月 日 から 年 月 日
  - (2) 期間が不明確な場合： 年 月 日から必要とする期間
- 3 災害派遣を希望する人員及び装備の概要
  - (1) 人員
  - (2) 装備の概要（特に船舶、航空機等特殊装備を必要とするとき）
- 4 災害派遣を希望する区域及び活動内容
  - (1) 派遣を希望する区域
  - (2) 活動内容
- 5 災害派遣要請日時  
年 月 日 時 分
- 6 担当部課名等  
山梨県防災危機管理課 担当者 ○ ○ ○ ○  
TEL：055（223）1432  
防災無線：（衛星系）200-2511、（地上系）\*9-200-2511
- 7 その他参考となるべき事項

自衛隊災害派遣要請依頼文書様式

第 号  
年 月 日

山 梨 県 知 事 殿

〇〇市(町・村)長 〇 〇 〇 〇



自衛隊の災害派遣要請について(依頼)

災害対策基本法第68条の2の規定により、次のとおり自衛隊の災害派遣を依頼します。

派遣要請依頼者	
担当部課等名	部 課 係
	担当者名
	電話： 防災無線：
派遣要請依頼日時	年 月 日 時 分
災害の状況及び派遣依頼事由	
派遣を希望する期間	年 月 日から 年 月 日
	年 月 日から必要とする期間
派遣を希望する区域	町 村 地内
	施設等名称
現地連絡員	部 課 係、担当者名 〇〇〇〇
派遣を希望する活動の内容	
その他必要事項	

山梨県防災危機管理課 TEL：055(223)1432 FAX：055(223)1429  
防災無線：(衛星系)200-2511

自衛隊災害派遣撤収依頼文書様式

第 号  
年 月 日

山 梨 県 知 事 殿

〇〇市（町・村）長 〇 〇 〇 ①

自衛隊の災害派遣部隊の撤収について（依頼）

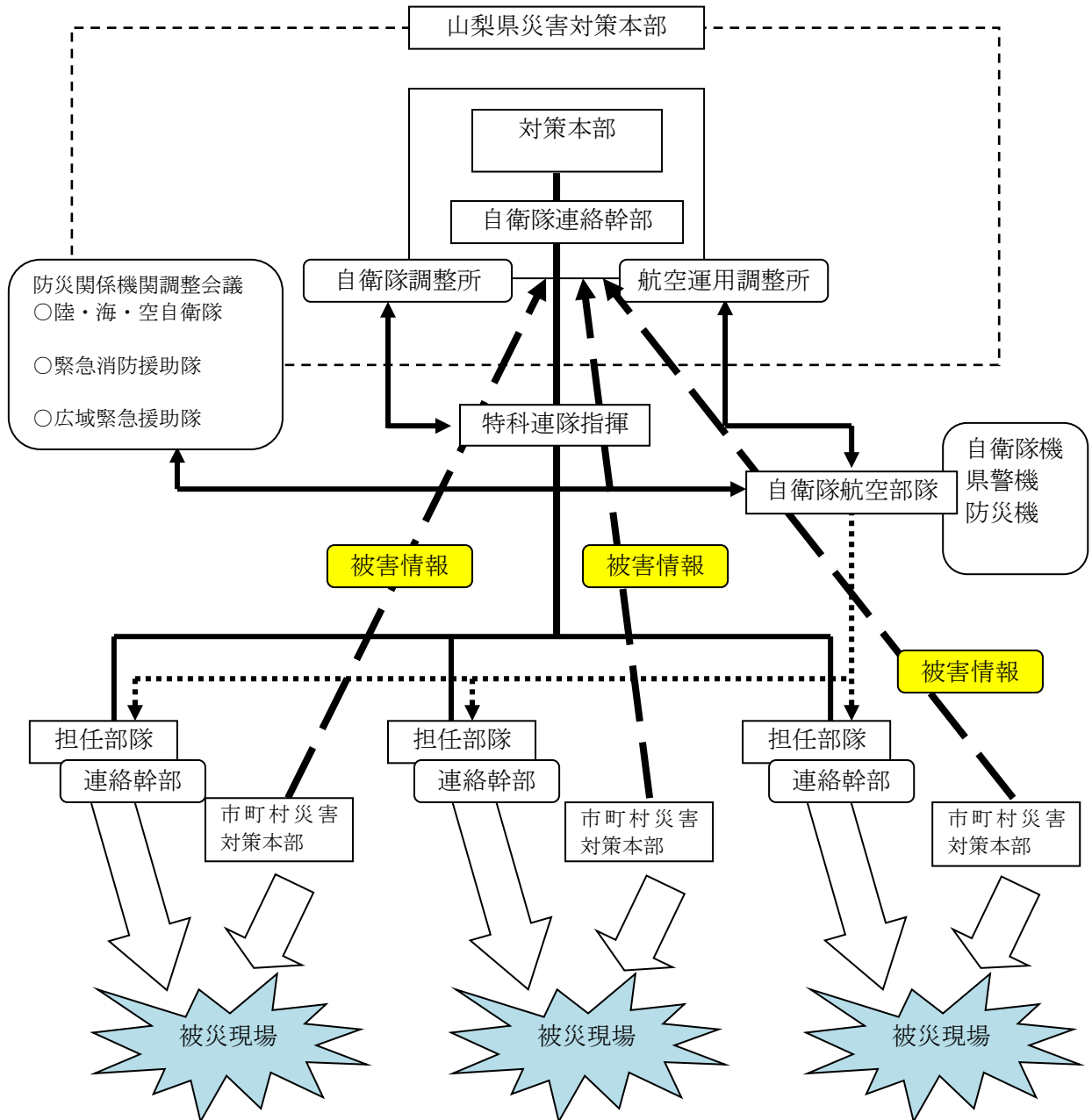
年 月 日付け第 号で依頼したこのことについて、下記のとおり派遣  
部隊の撤収要請を依頼します。

記

- 1 撤収日時 年 月 日 時 分
- 2 撤収理由
- 3 その他必要事項

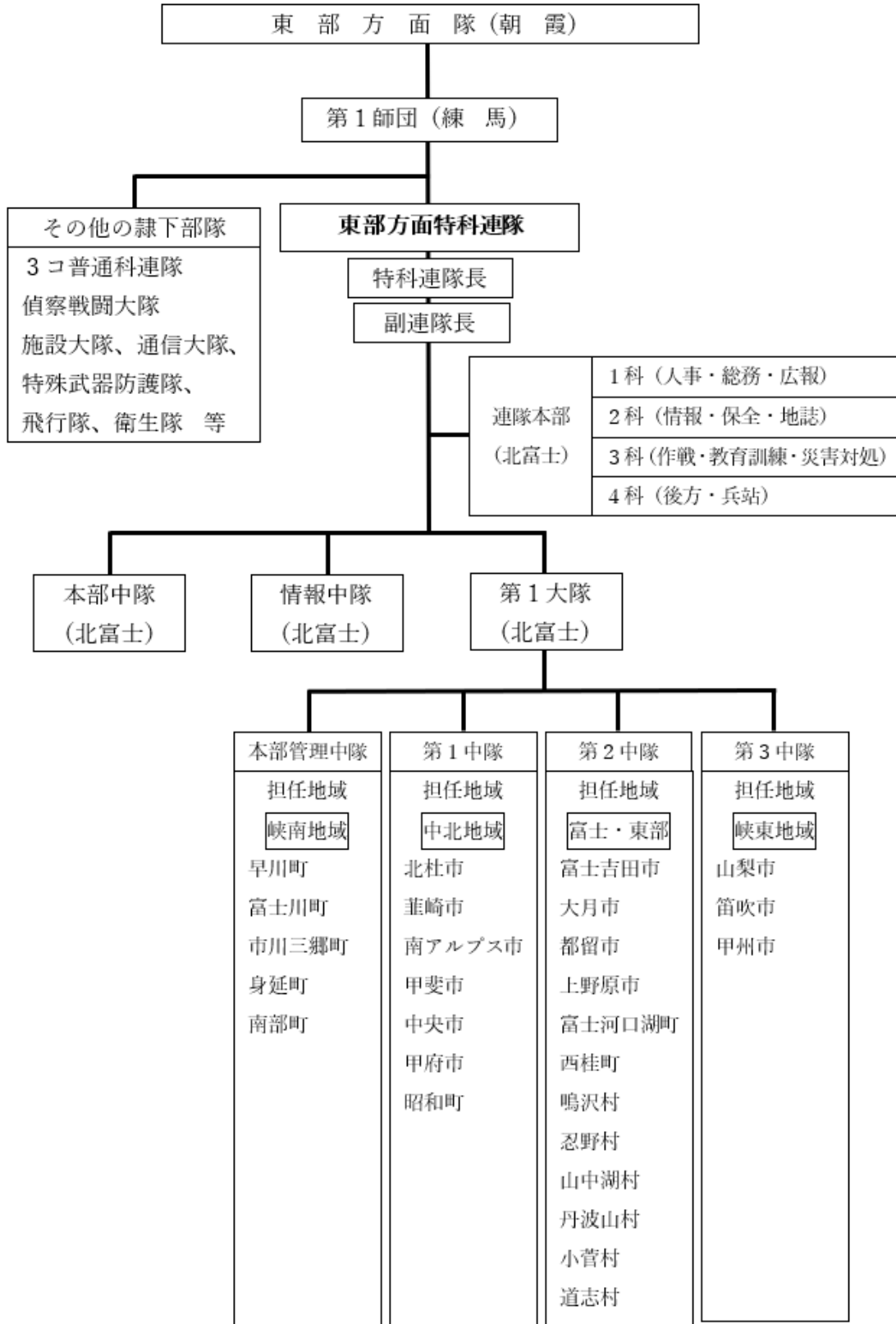
付図1

自衛隊の指揮体制



付図 2

東部方面特科連隊の編成（災害派遣時）



## 8 広域応援体制に必要な防災活動拠点

### (1) 災害救助要員の集結・派遣場所となる防災活動拠点の設定

災害発生時において、応援部隊の受入、物資の集積、振分、運搬の拠点となる場所を設定する。

災害救助要員の集結・派遣場所となる防災活動拠点一覧表

No.	拠点施設名	所在地	管理者	用途
1	小瀬スポーツ公園	甲府市	県	警察、自衛隊、消防、国土交通省
2	富士北麓公園	富士吉田市	県	警察、自衛隊、消防
3	楡形総合公園	南アルプス市	市	自衛隊、消防
4	富士川クラフトパーク	身延町	県	警察、自衛隊、消防
5	山梨県立防災安全センター	中央市	県	自衛隊、消防
6	緑が丘スポーツ公園	甲府市	県・市	自衛隊、消防
7	笛吹川フルーツ公園	山梨市	県	警察、自衛隊、消防
8	曽根丘陵公園	甲府市	県	自衛隊、消防
9	桂川ウェルネスパーク	大月市	県	警察、自衛隊、消防
10	韮崎中央公園	韮崎市	市	警察、自衛隊、消防
11	アイメッセ山梨	甲府市	県	物流事業者等
12	道の駅富士川	富士川町	国・市	警察、自衛隊、消防、国土交通省

※警察、自衛隊、消防、国土交通省の使用が無い場合には、県災害対策本部で調整のうえ、ライフライン機関の活動拠点としても使用する。

### (2) 防災活動拠点の防災機能強化

災害救助要員の集結・派遣場所となる防災活動拠点について、災害時の利用形態を想定し、必要に応じ防災機能の強化を図る。また、防災機能を有する道の駅を防災拠点として位置付け、大規模災害時等の広域的な活動拠点としての機能強化に努めるものとする。

## 第2節 災害関係情報等の受伝達

### 1 防災気象情報の受理、伝達

#### (1) 甲府地方気象台が発表する防災気象情報

##### ア 予報・特別警報・警報・注意報等の種類

警戒レベルを用いた防災情報の提供

警戒レベルとは、災害発生のおそれの高まりに応じて「居住者等がとるべき行動」を5段階に分け、「居住者等がとるべき行動」と「当該行動を居住者等に促す情報」とを関連付けるものである。

「居住者等がとるべき行動」、「当該行動を居住者等に促す情報」及び「行動をとる際の判断に参考となる情報（警戒レベル相当情報）」をそれぞれ警戒レベルに対応させることで、出された情報からとるべき行動を直感的に理解できるよう、災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供される。

なお、居住者等には「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、避難情報が発令された場合はもちろんのこと、発令される前であっても行政等が出す防災情報に十分留意し、災害が発生する前に自らの判断で自発的に避難することが望まれる。

##### (ア) 特別警報・警報・注意報

大雨や強風等の気象現象によって、災害が発生するおそれがあるときには「注意報」が、重大な災害が発生するおそれがあるときには「警報」が、予想される現象が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときには「特別警報」が、市町村ごとに現象の危険度と雨量、風速、潮位等の予想値を時間帯ごとに明示して発表される。また、土砂災害や低い土地の浸水、中小河川の増水・氾濫、竜巻等による激しい突風、落雷等により、実際に危険度が高まっている場所は「キキクル」や「雷ナウキャスト」、「竜巻発生確度ナウキャスト」等で発表される。なお、大雨や洪水等の警報等が発表された場合のテレビやラジオによる放送等では、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、これまでどおり市町村等をまとめた地域の名称を用いる場合がある。

特別警報・警報・注意報の種類と概要

特別警報・警報・注意報の種類		概要
特別警報	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生又は切迫している状況で、命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。
	大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。
	暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。

	暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれ著しく大きいと予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒が呼びかけられる。
警報	大雨警報	大雨により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報（土砂災害）は、高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。
	洪水警報	上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が対象としてあげられる。高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。
	大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒が呼びかけられる。
注意報	大雨注意報	大雨により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
	洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
	大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意が呼びかけられる。
	濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害への注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意も雷注意報で呼びかけられる。
	乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件が予想されたときに発表される。
	なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が発生するおそれがあるときに発表される。

着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水害、土砂災害等が発生するおそれがあるときに発表される。
霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が発生するおそれがあるときに発表される。
低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温による農作物等への著しい被害や、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害が発生するおそれがあるときに発表される。

※ 地面現象注意報及び浸水注意報はその注意報事項を気象注意報に、地面現象警報はその警報事項を気象警報に、地面現象特別警報はその警報事項を気象特別警報に、浸水警報はその警報事項を気象警報又は気象特別警報に、それぞれ含めて行われる。

地面現象特別警報は、「大雨特別警報（土砂災害）」として発表される。浸水警報の警報事項を含めて行われる気象特別警報は、「大雨特別警報（浸水害）」として発表される。

(イ) 警報・注意報の切替・解除

警報・注意報はその種類にかかわらず解除されるまで継続される。また、新たな警報・注意報が発表されるときは、これまで継続中の警報・注意報は自動的に解除または更新されて新たな警報・注意報に切り替えられる。

(ウ) キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）

種 類	概 要
土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）	大雨による土砂災害発生危険度の高まりの予測を、地図上で 1km 四方の領域ごとに 5 段階に色分けして示す情報。2 時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル 5 に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル 4 に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル 3 に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル 2 に相当。
浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）	短時間強雨による浸水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で 1km 四方の領域ごとに 5 段階に色分けして示す情報。1 時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル 5 に相当。
洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）	洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水発生危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね 1km ごとに 5 段階に色分けして示す情報。3 時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「災害切迫」(黒)：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。</li> <li>・「危険」(紫)：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</li> <li>・「警戒」(赤)：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</li> <li>・「注意」(黄)：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。</li> </ul>
流域雨量指数の予測値	各河川の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度(大河川においては、その支川や下水道の氾濫などの「湛水型内水氾濫」の危険度)の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。流域内における雨量分布の実況と6時間先までの予測(解析雨量及び降水短時間予報等)を用いて常時10分ごとに更新している。

(エ) 早期注意情報(警報級の可能性)

5日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位(中・西部、東部・富士五湖)ごとで、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位(山梨県)で発表される。大雨に関して、明日までの期間に[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

(オ) 全般気象情報、関東甲信地方気象情報、山梨県気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意・警戒を呼びかける場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の留意点を解説する場合等に発表される。

大雨特別警報が発表されたときには、その後速やかに、その内容を補足するため「記録的な大雨に関する山梨県気象情報」、「記録的な大雨に関する関東甲信地方気象情報」、「記録的な大雨に関する全般気象情報」という表題の気象情報が発表される。

(カ) 土砂災害警戒情報

大雨警報(土砂災害)発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するよう、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報で、山梨県と甲府地方気象台から共同で発表される。市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)で、実際に確認することができる。避難が必要とされる警戒レベル4に相当。

(キ) 記録的短時間大雨情報

山梨県内で大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨(1時間降水量、山梨県では100mm)が観測(地上の雨量計による観測)又は解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)され、かつ、「危険度分布」の「危険」(紫)が出現している場合に、気象庁から発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害及び、低地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所を「危険度分布」で確認する必要がある。

(ク) 顕著な大雨に関する気象情報

大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続けているときには、「線状降水帯」というキーワード

ードを使って解説する「顕著な大雨に関する山梨県気象情報」、「顕著な大雨に関する関東甲信地方気象情報」、「顕著な大雨に関する全般気象情報」という表題の気象情報が発表される。警戒レベル4相当以上の状況で発表する。

(ケ) 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、天気予報の対象地域と同じ発表単位（中・西部、東部・富士五湖）で発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。

また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が天気予報の対象地域と同じ発表単位（中西部、東部・富士五湖）で発表される。

この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。

(コ) 火災気象通報

消防法第22条の規定により、気象の状況が火災の予防上危険と認められるときに甲府地方気象台が山梨県知事に対して通報し、山梨県を通じて市町村に伝達される。

通報の実施基準は、乾燥注意報および強風注意報の基準を用いる。

(カ) 洪水予報

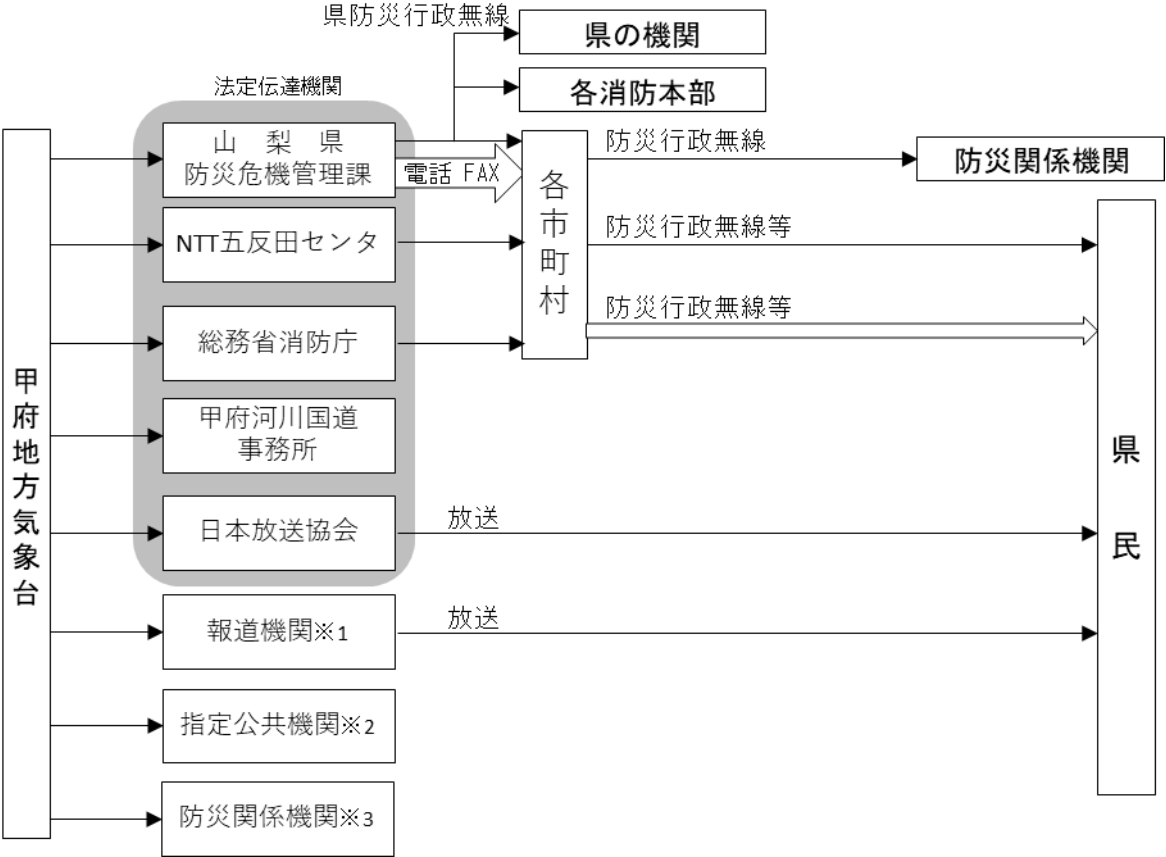
河川の増水や氾濫等に対する水防活動の判断や住民の避難行動の参考となるように、気象庁は国土交通省または山梨県と共同して、あらかじめ指定した河川について、区間を決めて水位又は流量を示して発表される警報及び注意報である。甲府河川国道事務所と甲府地方気象台が共同で下表の標題により発表される。警戒レベル2～5に相当する。

指定河川洪水予報の種類、標題と概要

種類	標題	概要
洪水警報	氾濫発生情報	氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる必要があることを示す警戒レベル5に相当。
	氾濫危険情報	氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位以上の状態が継続しているときに発表される。いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
	氾濫警戒情報	氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき、避難判断水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）、避難判断水位を超える状況が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）に発表される。高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等は危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。
洪水注意報	氾濫注意情報	氾濫注意水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状況が継続しているとき、避難判断水位に到達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備

え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。

イ 甲府地方気象台の伝達経路

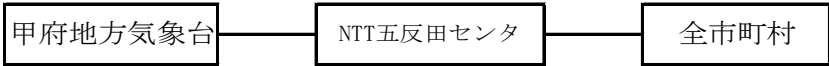


- 注1) すべての注意報、警報は全機関（NTT五反田センタは、警報のみ）に伝達。
- 注2) ⇨ は、特別警報発表時に、通知もしくは周知が義務づけられている伝達経路。
- 注3) 甲府地方気象台から法定伝達機関への伝達はオンラインによる。
- 注4) 甲府地方気象台から報道機関、指定公共機関、防災関係機関への伝達はインターネット版防災情報提供システムによる。
- ※1) 報道機関は、山梨日日新聞、山梨放送、テレビ山梨、エフエム富士、日本ネットワークサービス
- ※2) 指定公共機関は、東京電力パワーグリッド（株）山梨総支社、東日本旅客鉄道（株）
- ※3) 防災関係機関は、山梨県警察本部警備第二課、陸上自衛隊北富士駐屯地、インターネット版防災情報提供装置を利用している市町村及び消防本部

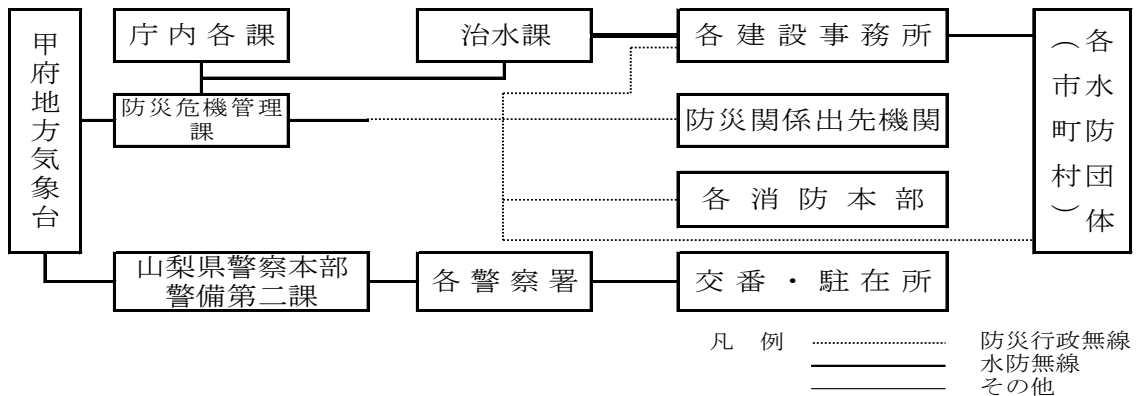
地域における防災気象情報の利用を促進し、気象災害による被害の防止・軽減により一層貢献するため、インターネットを活用したシステムにより県市町村や防災関係機関等に提供している補助伝達手段である。

ウ NTTの扱う警報の伝達

扱う警報の種類：気象警報、洪水警報



エ 県の伝達



(2) 山梨県県土整備部砂防課と甲府地方気象台とが共同で発表する土砂災害警戒情報

ア 土砂災害警戒情報の発表対象地域

土砂災害警戒情報は、その目的及び現在の技術的水準等の諸制約から、市町村を最小単位とし、昭和町を除く市町村を対象とする。

イ 土砂災害警戒情報の発表及び解除の基準

発表基準

発表基準は、大雨警報（土砂災害）発表中において、実況雨量及び気象庁が作成する降雨予報で監視を行い、監視基準（土砂災害発生危険基準線）に2時間先までに達すると予想されたときに、市町村単位で土砂災害警戒情報を発表する。

解除基準

解除基準は、監視基準について、その基準を下回り、かつ短時間で再び発表基準を超過しないと予想される場合とする。ただし、大規模な土砂災害が発生した場合等には、県と気象台が協議のうえ基準を下回っても解除しない場合もあり得るが、降雨の実況、土壌の水の含み具合、および土砂災害の発生状況等に基づいて総合的な判断を適切に行い、解除する。

ウ 伝達経路

土砂災害警戒情報の伝達は、「第2節、1 防災気象情報の受理、伝達 (1) イ 甲府地方気象台の伝達経路」による。

(3) 国土交通省と気象庁とが共同して発表する洪水予報（富士川（釜無川を含む）及び笛吹川洪水予報）

ア 洪水予報の発表

富士川（釜無川を含む）洪水予報は、甲府河川国道事務所と甲府地方気象台及び静岡地方気象台が、笛吹川洪水予報は、甲府河川国道事務所と甲府地方気象台が共同発表する。

イ 洪水予報実施区間

富士川（釜無川を含む） 韮崎市の武田橋上流端から海まで  
 笛吹川 山梨市の岩手橋上流端から富士川合流点まで

ウ 洪水予報の種類

洪水注意報：氾濫注意情報  
 洪水警報：氾濫警戒情報、氾濫危険情報、氾濫発生情報

エ 伝達経路

甲府河川国道事務所と甲府地方気象台及び静岡地方気象台から関係機関への伝達は、「第4節、6 国土交通省と気象庁とが共同して行う洪水予報とその措置 (5) 洪水予報伝達系統」による。

(4) 県と気象庁とが共同して発表する洪水予報(富士川水系荒川洪水予報及び塩川洪水予報)

ア 洪水予報の発表

荒川洪水予報は、山梨県中北建設事務所と甲府地方気象台が、塩川洪水予報は、山梨県中北建設事務所峡北支所と甲府地方気象台が共同発表する。

イ 洪水予報発表区間

荒川 甲府市飯田の長松寺橋から笛吹川合流点まで  
塩川 須玉川合流点から塩川橋まで

ウ 洪水予報の種類

洪水注意報：氾濫注意情報  
洪水警報：氾濫警戒情報、氾濫危険情報、氾濫発生情報

エ 伝達経路

荒川洪水予報については山梨県中北建設事務所から、塩川洪水予報については山梨県中北建設事務所峡北支所から関係市町村へ伝達。甲府地方気象台から関係機関への伝達は、「第4節、7 県と気象庁が共同して行う洪水予報 (5) 洪水予報の伝達経路及び手段」による。

(5) 国土交通省及び県の機関が発表する警報(水防警報)

ア 水防警報の種類及び伝達系統

国土交通省及び県の機関が発表する水防警報の種類及び伝達系統は、「第4節、8 国土交通省が行う水防警報」、「第4節、9 山梨県が行う水防警報」による。

(6) 市町村長の発令する火災警報

空気が乾燥し、かつ強風で火災の危険が予想されるとき、市町村長が発令する。

2 異常現象発見時の通報、伝達

(1) 異常現象発見時の通報、伝達

- ・ 災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、具体的な情報を速やかに市町村長又は警察官に通報する。通報を受けた市町村長又は警察官は、できるだけその現象を確認し事態把握に努めるとともに関係機関に伝達する。
- ・ 地震等により火災が同時多発し、あるいは多くの死傷者が発生し、消防機関等に通報が殺到したときには、市町村長はその状況を直ちに県及び消防庁に対して報告するものとする。

(2) 通報を要する異常現象

ア 気象関係

強い突風、竜巻、強い降雹、激しい雷雨、土石流、堤防の水漏れ、地割れ等

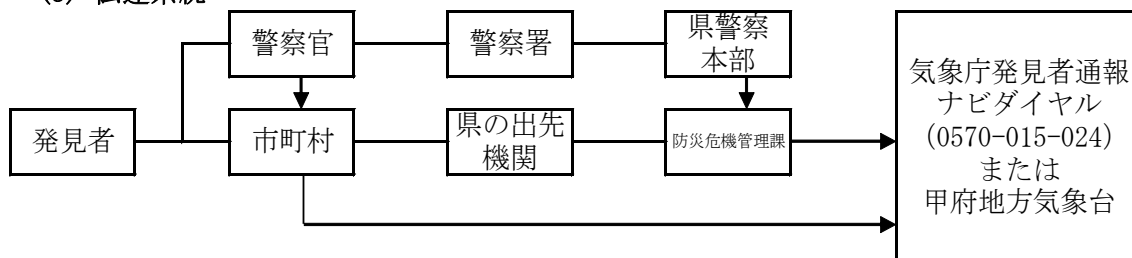
イ 地震関係

頻発地震、地割れ、山崩れ、断層などの地変現象、地鳴りなどの付随現象等

ウ 火山関係

※詳細は火山編第1章第5節2を参照

(3) 伝達系統



### 3 被害情報の収集伝達

#### (1) 被害情報の収集伝達

- ・ 総合防災情報システムにより被害情報を収集伝達するとともに地理空間情報（地理空間情報活用推進基本法（平成19年法律第63号）第2条第1項に規定する地理空間情報）、S I P 4 D（基盤的防災情報流通ネットワーク：Shared Information Platform for Disaster Management）及び新総合防災情報システム（SOBO-WEB）の活用に努める。
- ・ 被害情報の収集伝達は、状況に応じて防災行政無線、電話、FAX、インターネット等の通信手段を活用する。
- ・ 各通信手段の利用方法については、平常時より使用方法について習得しておく。

#### (2) 非常無線等の活用

- ・ N T T回線途絶のときには、非常通信協議会の設備等を活用する。  
（本章第3節参照）

#### (3) 被害規模の早期把握のための活動

##### ア 県などが行う情報収集

- ・ 県は、災害発生直後において、概括的被害情報、ライフライン被害の範囲、医療機関へ来ている負傷者の状況等、被害の規模を推定するための関連情報の収集にあたる。
- ・ 国又は県は、土石流や地すべりなどによる重大な土砂災害が急迫した場合、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づく緊急調査を実施し、被害の想定される区域や時期などの土砂災害緊急情報について、市町村長、関係機関等に周知する。

##### イ 消防防災ヘリコプターによる情報収集

県は、状況に応じて消防防災ヘリコプターを出動させ、上空からの映像情報等により、被害情報の収集を行う。

#### (4) 被害情報の収集・連絡

- ・ 市町村は、人的被害の状況、建築物の被害状況及び火災、土砂被害の発生状況等の情報を県の出先機関、消防機関、警察署等と協力し、収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県に報告するものとする。  
ただし、消防組織法第40条に基づく「火災・災害等即報要領」（資料編I「被害情報収集・伝達マニュアル」参照）の直接即報基準に該当する火災・災害等が発生した場合及び通信の途絶等により県に報告が不可能なときには、市町村は、直接消防庁に対し報告をするものとする。  
なお、消防庁長官から要請があった場合は、第一報後の報告についても、引き続き消防庁に対して行うものとする。
- ・ 市町村等は、早期に被害規模を把握するため、必要に応じて、ドローンや高所監視カメラ等を活用した被災住家等の特定や、住民基本台帳等を活用した安否不明者に係る名簿の作成等を、県と密接に連携しながら適切に行うものとする。
- ・ 県は、救助活動を迅速かつ円滑に行うために必要と認めるときは、市町村等と連携の上、安否不明者の氏名等を公表し、その安否情報の収集・精査を行うことにより、迅速な要救助者の特定に努めるものとする。
- ・ 消防機関は、119番通報が殺到した場合には、その情報を直ちに県及び消防庁に報告するものとする。
- ・ 市町村は、消防機関へ通報が殺到する情報を覚知したとき、その状況を直ちに電話により県へ報告するものとする。
- ・ 県は、消防組織法第40条に基づく「火災・災害等即報要領」（資料編I「被害情報収集・伝達マニュアル」参照）により、市町村からの報告を入手後速やかに消防庁へ報告するとともに、必要に応じ関係省庁に連絡する。市町村からの報告を待

たずして情報を入手した場合についても同様とする。

また、県警察は、被害に関する情報を把握し、これを警察庁に連絡するものとする。

- ・ 報告ルートは、資料編 I 「被害情報収集・伝達マニュアル」参照

区分		通常時(9:30~18:15) ※消防庁応急対策室	夜間(18:15~9:30)・休日等 ※消防庁宿直室
回線別	電話		
	FAX		
NTT回線	電話		
	FAX		
消防防災無線	電話		
	FAX		
地域衛星通信ネットワーク	電話		
	FAX		

#### (5) 応急対策活動情報の連絡

- ・ 市町村は、県に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性の有無等を連絡するものとする。  
また、県は、自ら実施する応急対策の活動状況等を市町村に連絡する。
- ・ 県及び公共機関は、指定行政機関を通じ、国の非常災害対策本部(以下「非常本部」という。)等に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を随時連絡する。また、指定行政機関にあっても、自ら実施する応急対策の活動状況を国の非常本部等に連絡するとともに、必要に応じ県、公共機関等に連絡するものとする。

#### (6) 報告の種類・様式

##### ア 市町村

「被害情報収集・伝達マニュアル」(資料編 I)に基づき報告を行うものとする。

##### ①災害報告取扱要領

- ・ 災害確定報告・・・第1号様式
- ・ 災害中間報告・・・第2号様式
- ・ 災害年報・・・第3号様式

##### ②火災・災害等即報要領

- ・ 火災等即報・・・第1号様式及び第2号様式
- ・ 救急、救助事故報告・・・第3号様式
- ・ 災害即報・・・第4号様式(その1、2)

##### ③その外、県マニュアル等で指定した報告及び様式

##### イ 県

県は、消防組織法第40条に基づく「災害報告取扱要領」及び「火災・災害等即報要領」により消防庁に報告する。

なお、確定報告については、応急措置の完了後20日以内に、災害対策基本法第53条第2項に基づく内閣総理大臣あての文書及び消防組織法第40条に基づく消防庁長官あて文書を各1部ずつ消防庁に提出する。

##### ウ 他の法令に基づく被害報告

- ① 消防組織法に基づく火災報告(防災危機管理班)
- ② 厚生労働省通達に基づく精神科病院等の被害報告(健康増進班、医務班)
- ③ 国土交通省通達に基づく水道の被害報告(衛生業務班、下水道班)
- ④ 災害防疫実施要綱に基づく被害報告(健康増進班)
- ⑤ 農林水産業被害報告要領に基づく災害報告(農業技術班・森林環境総務班)
- ⑥ 農地農業用施設災害復旧事業取扱要綱に基づく災害報告(耕地班)
- ⑦ 中小企業関係被害状況報告要領に基づく被害報告(産業政策班)
- ⑧ 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令に基づく災害報告(治水班)
- ⑨ 国土交通省通達に基づく都市災害の被害報告(都市計画班)

- ⑩ 公営住宅法に基づく被害報告(建築住宅班)
- ⑪ 公立学校施設災害復旧費国庫負担法に基づく災害報告(学校施設班)
- ⑫ 文化財保護法に基づく被害報告(学術文化財班)

#### 4 災害広報

県は、災害が発生したとき、防災機関等から連絡を受けた災害情報を速やかに市町村、防災関係機関等へ連絡する。

県は、市町村、防災関係機関等からの被害情報の収集を図り、多様な情報伝達手段により、報道機関等の協力を得て、罹災者に即時性のある正確かつきめ細かな情報の適切な提供に努める。広報にあたっては、外国人や障害者・高齢者等の要配慮者に対しても十分留意し適切な広報に努める。

##### (1) 県による広報

###### ア 広報体制

県本部が設置されたときは、広聴広報班は統括部広報班(班長・広聴広報グループ広聴広報監)の指示により、県民等への災害情報を提供する。

県は、災害情報の収集・伝達にあたり関係機関相互の連携による、正確で効率的な広報体制の整備に努める。

県は、災害対策本部の対応状況について、定期的に情報提供を行える体制を整える。また、高齢者等にも配慮した情報伝達手段を講じる。

###### イ 広報資料の収集

災害情報の収集は、前記3被害情報の収集伝達による。

その他の情報は、各市町村及び各地方連絡本部等を通じ資料の収集に努める。

###### ウ 広報内容

- ① 災害情報及び県の防災体制
- ② 被害状況及び応急対策実施状況
- ③ 公共施設の被災状況及び復旧の見通し
- ④ 被災者に対する注意事項
- ⑤ 一般住民に対する協力要請
- ⑥ 安否、避難所、医療等の生活関連情報  
(県と市町村との情報提供区分を明確にする。)
- ⑦ ボランティアに対する被災地のニーズ等の広報

###### エ 広報の方法

- ① テレビ、ラジオ、新聞等報道機関による報道（Lアラート経由を含む）
- ② 広報誌の掲示、チラシ等の配布による報道
- ③ 県民からの各種問い合わせ等に対し、マルチメディアを利用した積極的な情報提供
- ④ 山梨県ホームページ、X（旧 Twitter）、緊急速報メールなどによる情報提供

###### オ 住民等からの問い合わせに対する対応

県、市町村等は、必要に応じ発災後速やかに住民等からの問い合わせに対応する専用電話等を備えた窓口の開設、人員の配置等体制の整備を図る。

住民等からの情報ニーズを見極め、必要な情報の収集・整理を行う。

また、県は、各種問い合わせに対し、遅滞なく対応し、県で対応できないものについては、最適に対応できる相談窓口機関につなぐことの出来る体制を整備する。

なお、被災者の安否について照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に影響を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答

するものとする。

ただし、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れのある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被害者の個人情報の管理を徹底するよう努めるものとする。

#### カ 国会、中央官庁等に対する広報

必要なときは、東京地方連絡本部を通じて行う。

#### (2) 概ね次の事項に重点をおいて広報を行うものとする。

- ① 災害警備活動状況
- ② 県警本部で収集した災害情報及び被害状況
- ③ 交通の状況と交通規制実施状況
- ④ 車両運転の自粛と運転者のとるべき措置
- ⑤ 犯罪予防等のため住民のとるべき措置
- ⑥ その他混乱防止のための必要かつ正確な情報

#### (3) 市町村による広報

市町村地域防災計画の定めるところにより、概ね次の事項に重点をおいて広報を行うものとする。なお、平時から、全ての住民に広報が伝達されるようその手法について検討に努めるものとする。

- ① 災害時における住民の心構え
- ② 避難の指示事項
- ③ 災害情報及び市町村の防災体制
- ④ 被害状況及び応急対策実施状況
- ⑤ 被災者に必要な生活情報
- ⑥ 一般住民に対する注意事項

#### (4) 防災関係機関による広報

防災関係機関は、防災業務計画の定めるところにより、所管業務、施設等の災害に関して、全ての住民に役立つ正確かつきめ細かな情報の適切な広報を行うものとする。

報道機関	臨時の措置を講じて災害に関する取材事項、関係機関からの通報事項等を報道し、住民への周知に努める。
電力供給機関	被害箇所、復旧見通し、感電傷害防止等について、報道機関・自治体の防災行政無線並びに広報車等を通じて広報する。
ガス供給機関	被害箇所、復旧見通し、ガス漏れ事故防止等について、報道機関及び広報車等を通じて広報する。
通信関係機関	被害箇所、復旧見通し、応急措置等について、報道機関及び広報車等を通じて広報する。
JR・私鉄・バス	被害箇所、復旧見通し、運行状況等について、報道機関及び駅構内の掲示板、案内所等を通じて広報する。
道路管理者	被害箇所、復旧見通し、迂回路等について、報道機関及び標識等を通じて広報する。
その他	他の防災関係機関は、災害の状況に応じた適切な広報活動を行う。

#### (5) Lアラートの活用

県や市町村から安心・安全に資する情報を、地域住民に多様なメディアで迅速に伝達するため、山梨県内の関係機関がLアラート（災害情報共有システム）を利用していくこととし、効果的な情報伝達が可能となるよう、運用のルールを随時見直していく。

## 第3節 通信の確保

### 1 通信手段の確保

防災関係機関は、災害時には公衆電気通信設備を優先的に使用できるほか、他の機関の通信設備も活用できるが、平常時から災害時における多ルートの通信手段の確保に努めるものとする。

#### (1) 県と国及び他都道府県との通信手段

県庁と消防庁とは消防防災無線、国土交通省とは国土交通省無線、内閣府とは中央防災無線により通信手段を確保している。(参照：国と県の回線構成図)

災害時には、これら回線を利用して、消防庁、国土交通省及び内閣府との情報交換を行う。なお、回線の利用方法は、(「山梨県防災行政無線利用の手引き」(以下「手引き」という。))による。

また、自治体衛星通信機構の通信衛星「スーパーバード」を使用した衛星回線でも消防庁及び他都道府県との通信ができる。(参照：地域衛星通信ネットワーク構成図)

#### (2) 県と県内防災関係機関との通信手段

県庁と各合同庁舎及び単独事務所とは、地上回線及び衛星回線により通信手段を確保している。

県庁と各市町村間は、地上回線、衛星回線により通信手段を確保している。(参照：山梨県防災行政無線回線構成図)

また、防災関係機関(山梨県防災行政無線回線構成図に示す機関)へも、260MHZ デジタル無線を使用し通信を確保している。

災害時には、これらの回線を利用して災害情報等を交換する。

さらに、県本部と災害現地との情報通信手段として、可搬型衛星地球局を配備し、回線の確保を図る。

#### (3) NTTの措置

##### ア 非常・緊急通話

災害発生時等における通信手段の確保

災害時優先電話の利用

災害時の救援、復旧や公共の秩序を維持するために必要な重要通信を確保できるよう、あらかじめ災害時優先電話に指定されている電話は、災害時においても優先的に通話を利用することができる。

##### イ 電話利用制限と重要通信の確保

災害時の緊急通信を確保するため、一般の問い合わせ、見舞等の通話を制限し、県本部、警察、消防、病院等の通信を優先する措置をとる。

##### ウ 移動無線機の配置

各事業所に可搬式移動無線機を設置し、緊急電話に備える。

##### エ 電源の確保

長時間停電に備え、各事業所に予備発電機をはじめ、移動用電源車、携帯用発電機等を配備し、通信の中断のないよう措置する。

##### オ 通信障害発生時の丁寧な周知広報の実施

通信障害発生時には、速やかに通信障害の状況やその原因、通信施設の被害、復旧の状況や見通し、代替的に利用可能な通信手段等について、関係機関及び住民に対してわかりやすく情報提供(ホームページのトップページへの掲載、地図による障害エリアの表示等)を行う。

#### (4) NTTドコモの措置

ア 非常時・緊急電話、災害発生時における通信手段の確保、災害時の有線電話の確保

災害時の救援、復旧や公共の秩序を維持するために必要な需要回線を確保できるよう、あらかじめ災害時優先電話に指定される電話は、災害時においても優先的に通話を利用することができる。

**イ 電話利用制限と重要回線の確保**

災害時の緊急通信を確保するため、一般電話の問い合わせ、見舞等の電話を制限し県本部、警察、消防、病院等の通信を優先する措置をとる。

**ウ 携帯電話の貸し出し**

N T T ドコモは、「災害救助法」が適用された場合等には避難所、現地災害対応本部機関等への携帯電話貸出し及び避難所の充電サービスに努める。

**エ 災害用伝言板及び災害用音声お届けサービスの提供**

地震等の災害発生時のより著しく通信輻輳が発生した場合は、安否等の情報を円滑に伝達できる用伝言板及び音声お届けサービスを速やかに提供する。

**オ 通信障害発生時の丁寧な周知広報の実施**

通信障害発生時には、速やかに通信障害の状況やその原因、通信施設の被害、復旧の状況や見通し、代替的に利用可能な通信手段等について、関係機関及び住民に対してわかりやすく情報提供（ホームページのトップページへの掲載、地図による障害エリアの表示等）を行う。

**(5) 他の機関の通信施設の利用**

加入電話、防災行政無線等が使用不能になったときは、警察、消防、鉄道事業、電力事業等の通信施設を利用する。

**(6) 非常通信協議会の利用**

加入電話、防災行政無線及び他の機関の通信施設等が使用不能になったときは、関東地方非常通信協議会の構成員の協力を得て、その通信施設を利用するものとする。

**ア 非常通信の依頼方法**

一通の通信文の字数は 200 字以内とし、発信人及び受信人の住所、氏名、電話番号を記入し、余白に「非常」と記入する。

**イ 非常通信等の内容**

人命の救助に関するもの、緊急を要する情報、県本部活動に必要なもの等

**(7) 放送の要請**

知事又は市町村長は、利用できる全ての通信の機能がマヒしたとき、又は普通の通信方法では間に合わないときは、「災害時における放送要請に関する協定」で定めた手続きにより、放送局に放送を要請できる。放送要請は、原則として県を窓口にして行う。

放送局名	協定締結年月日	電話番号及び防災行政無線番号	申 込 窓 口
NHK(甲府放送局)	S58. 7. 1		
山梨放送	S58. 7. 1		
テレビ山梨	S58. 7. 1		
エフエム富士	H2. 2. 28		

## 2 防災行政無線移動系システムの運用

災害発生時には、移動系システムを利用して各地の被害情報の収集を行う。  
(参照：山梨県新防災無線移動系設備一覧表(陸上移動局))

## 3 通信の運用と統制

山梨県防災行政無線の管理・運用は別に定める「山梨県防災行政無線網関係規程集」に基づき行う。統制管理者(防災危機管理課長)は、災害時等において緊急通信を行うとき、その他特に必要と認めるときは、通信の統制を行う。通信管理者(各無線局の責任者)は、統制管理者の命に基づき各無線局の無線従事者に指令を発する。無線従事者は、その命に従い通信統制を行う。(参照:通信統制系統図)

## 4 気象情報の配信について

気象情報は、甲府地方気象台から配信される各種気象情報を受信し、防災行政無線回線等により、市町村、消防本部、防災関係機関等に配信する。

## 5 アマチュア無線の活用

大規模地震等による災害時において、有線通信を利用することができないか、又はこれを利用することが著しく困難であるときは、アマチュア無線連盟との協定によりアマチュア無線の活用を図る。なお、平時から、訓練等を通じて、災害時の個人情報の取扱いや運用について検討に努めるものとする。

## 6 インターネットシステムの活用

山梨県ホームページ等、インターネットによる情報提供を行なう。  
山梨県ホームページの URL は、<https://www.pref.yamanashi.jp/>である。

地域衛星通信ネットワーク構成図



消 防 庁

(番号) ◎-○○○-△△△-××× (凡例参照)

佐賀県庁統制局

岡山県庁統制局

長野県庁統制局

山梨県庁統制局

北海道庁統制局

青森県庁統制局

福島県庁統制局

長崎県庁統制局

広島県庁統制局

岐阜県庁統制局

富山県庁統制局

埼玉県庁統制局

千葉県庁統制局

熊本県庁統制局

山口県庁統制局

愛知県庁統制局

石川県庁統制局

東京都庁統制局

大分県庁統制局

徳島県庁統制局

三重県庁統制局

静岡県庁統制局

神奈川県庁統制局

宮崎県庁統制局

香川県庁統制局

大阪府統制局

新潟県庁統制局

凡 例

鹿児島県庁統制局

高知県庁統制局

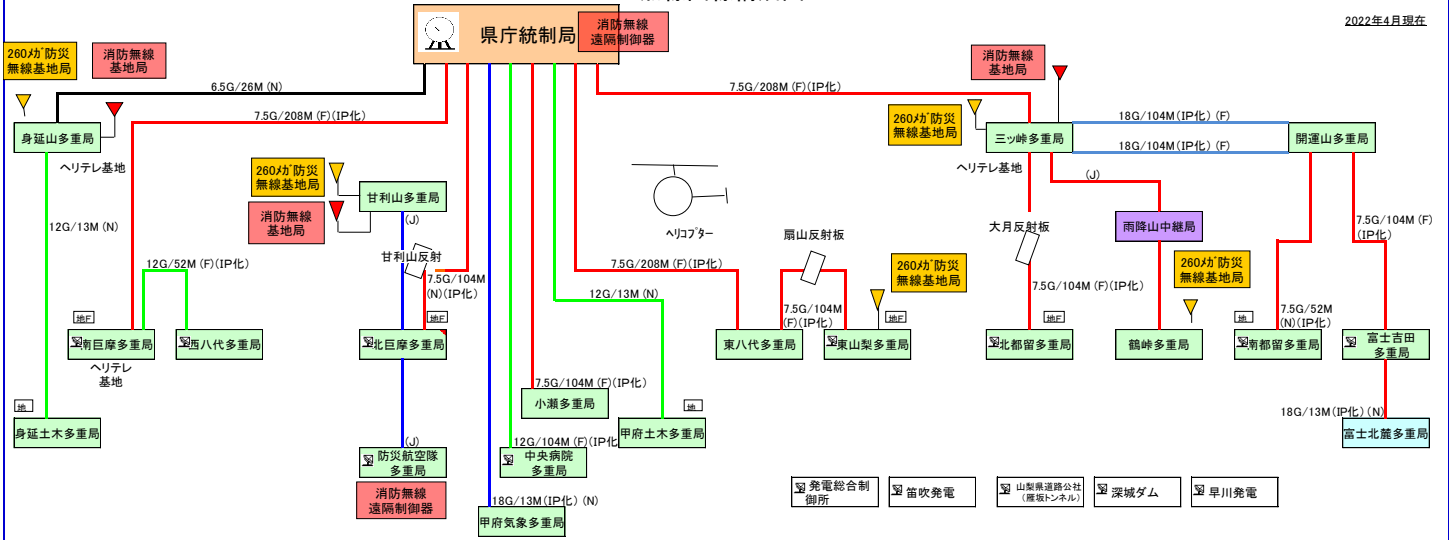
兵庫県庁統制局

滋賀県庁統制局

◎	発信特番
○○○	都道府県番号
△△△	統制局番
×××	内線番号

# 無線回線構成図

2022年4月現在



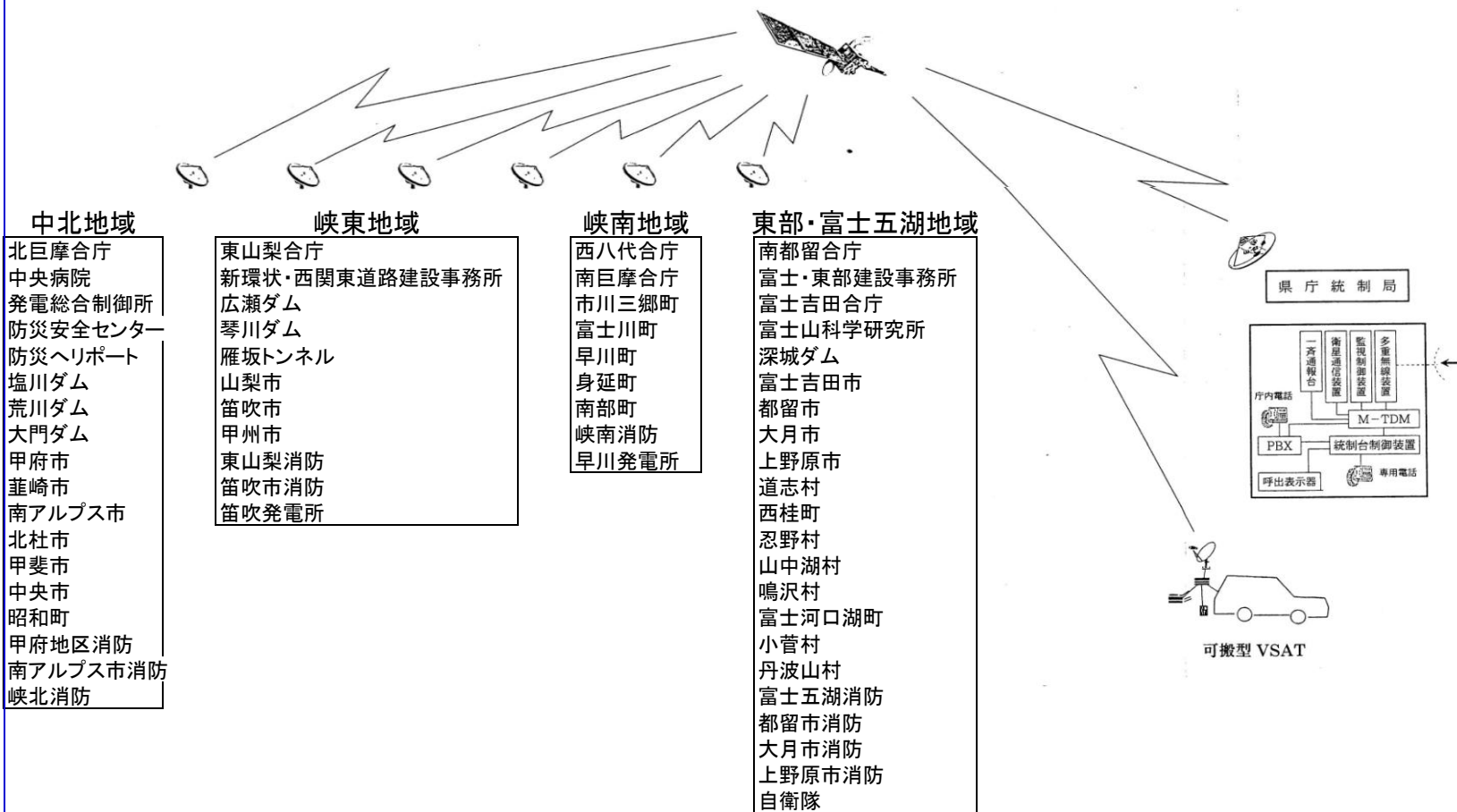
- ☑ 発電総合制御所
- ☑ 笛吹発電
- ☑ 山梨県道路公社 (車載チャンネル)
- ☑ 深城ダム
- ☑ 早川発電

260MHz 防災無線身延山基地局			260MHz 防災無線甘利山基地局			260MHz 防災無線東山梨合同庁舎基地局		260MHz 防災無線三ツ峠基地局		260MHz 防災無線開運山基地局
☑ 防災航空隊	☑ 山梨県道路公社	☑ 身延建設業協会	☑ 北病院	☑ 菅根丘陵公園	☑ 山梨県建設技術センター	☑ 笛吹市消防本部	☑ 関東運輸局	☑ 富士山科学研究所	☑ 甲府市	☑ 富士・東部建設業協会
☑ 峡北消防本部	☑ 南アルプス市		☑ 荒川ダム	☑ いちやまマート	☑ 山梨県運搬支隊	☑ 東山梨消防本部	☑ 山梨県トラック協会	☑ 琴川ダム	☑ 富士吉田市	☑ サントリーフーズ工場
☑ 南アルプス市消防本部	☑ 甲斐市		☑ 塩川ダム	☑ 生活協同組合ハルシステム	☑ 山梨県獣科医師会	☑ 市長会	☑ 山梨県バス協会	☑ 広瀬ダム	☑ 都留市	☑ 山梨県薬剤師会
☑ 関東財務局甲府財務事務所	☑ 富士川町		☑ 大門ダム	☑ 山梨県消防設備協会	☑ 重崎中央公園	☑ 町村会	☑ 山梨市	☑ 都留市消防本部	☑ 大月市	☑ 山梨県業利師会
☑ 森林管理事務所	☑ 早川町		☑ 甲府地区消防本部	☑ 重崎市	☑ 知事宅	☑ 市立甲府病院	☑ 山梨市	☑ 富士五湖消防本部	☑ 上野原市	☑ 桂川ウエルネスパーク
☑ 日赤山梨県支部	☑ 身延町		☑ 峡南消防本部	☑ 北社市	☑ 副知事宅	☑ 山梨厚生病院	☑ 笛吹市	☑ 大月市消防本部	☑ 道志村	
☑ NHK甲府	☑ 南都町		☑ JR東日本山梨統括セン	☑ 昭和町	☑ 防災局長	☑ 新理状・西関東道路建設事務所	☑ 新理状・西関東道路建設事務所	☑ 上野原市消防本部	☑ 西桂町	
☑ NEXCO中日本甲府	☑ 市川三郷町		☑ NTT東日本山梨支店	☑ 中央市	☑ 防災局次長	☑ 笛吹川フールン公園	☑ エフエム富士	☑ 関東農政局	☑ 忍野村	
☑ 山梨県LPガス協会	☑ 山梨県社会福祉協議会		☑ 日本銀行甲府支店	☑ 山梨労働局	☑ 火山防災対策室長	☑ 生活協同組合ユーコープ	☑ 笛吹中央病院	☑ 山梨県拠点	☑ 山中湖村	
☑ 韮崎市立病院	☑ 緑が丘スポーツ公園		☑ 東京ガス山梨	☑ 山梨県消防局	☑ 消防対策専門監	☑ 生活クラブ生活協同組合	☑ 塩山建設業協会	☑ 陸上自衛隊第一特科隊	☑ 鳴沢村	
☑ 白根徳洲会病院	☑ 山梨交通		☑ 甲府中央郵便局	☑ 造園建設業協会		☑ 山梨県建設協会	☑ 重機・建設解体工事協同組合	☑ NEXCO中日本大月	☑ 富士河口湖町	
☑ 櫛形総合公園	☑ 山梨県医師会		☑ 山梨放送	☑ ドコモCS山梨支店		☑ 防炎局長宅	☑ 防炎危機管理課長宅	☑ 東京電力パワーグリッド山梨総支社	☑ 富士吉田市立病院	
☑ 富士川クラブパーク	☑ 市川建設業協会		☑ テレビ山梨	☑ 峡北地区建設業協会		☑ 測量設計業協会		☑ 富士急行	☑ 大月市立中央病院	
☑ オギノ	☑ 山梨県看護協会		☑ 山梨県看護協会	☑ 建設コンサルタツン協会				☑ 吉田ガス	☑ 山梨県建設業協会	
☑ 山梨県管工事協会	☑ 山梨県産業界薬物協会		☑ 山梨県看護協会	☑ 甲府地区建設業協会				☑ 山梨県建設業協会	☑ 都留市立病院	
☑ 山梨県警備業協会	☑ 山梨県森林協会		☑ 山梨大学医学部付属病院	☑ 富士川病院				☑ 岡島	☑ 消防建設業協会	

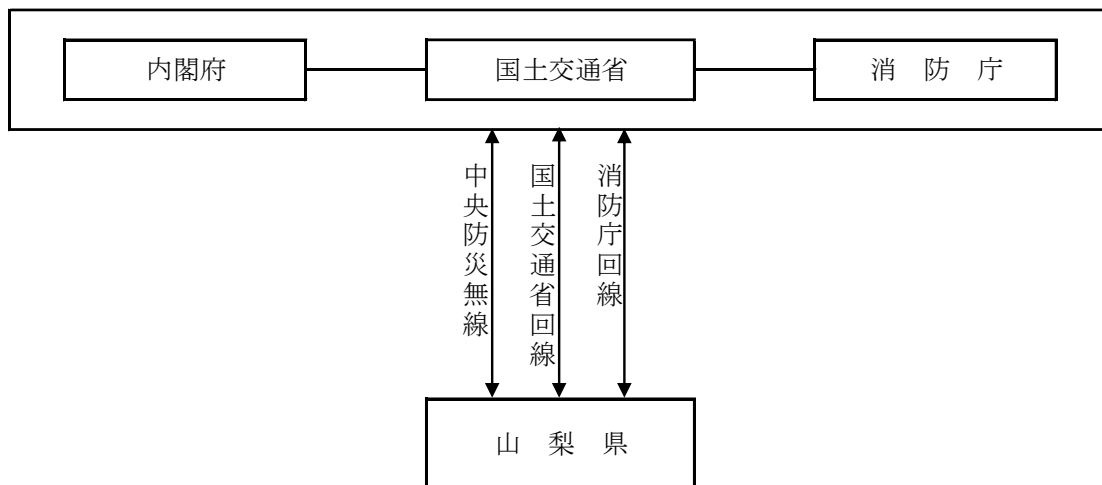


- ..... 光ケーブル
- 6.5GHz
- 7.5GHz
- 12GHz
- 18GHz
- ☑ 衛星回線 (VSAT)
- ☑ 地上系FAXで配信

山梨県防災行政無線網(衛星系)構成図



# 国と山梨県の回線構成図



## 山梨県防災行政無線(半固定型)一覧表

半固定型(出力5W)

No.	識別信号	常置場所
1	やまなし001	知事宅
2	やまなし002	副知事
3	やまなし003	防災局長
4	やまなし004	防災局次長宅
5	やまなし005	防災対策専門監宅
6	やまなし006	秘書課長宅
7	やまなし007	防災危機管理課長宅
8	やまなし008	甲府市
9	やまなし009	富士吉田市
10	やまなし010	都留市
11	やまなし011	山梨市
12	やまなし012	大月市
13	やまなし013	斐崎市
14	やまなし014	南アルプス市
15	やまなし015	北杜市
16	やまなし016	甲斐市
17	やまなし017	笛吹市
18	やまなし018	上野原市
19	やまなし019	甲州市
20	やまなし020	中央市
21	やまなし021	市川三郷町
22	やまなし022	富士川町
23	やまなし024	早川町
24	やまなし025	身延町
25	やまなし026	南部町
26	やまなし027	昭和町
27	やまなし028	道志村
28	やまなし029	西桂町
29	やまなし030	忍野村
30	やまなし031	山中湖村
31	やまなし032	鳴沢村
32	やまなし033	富士河口湖町
33	やまなし034	小菅村
34	やまなし035	丹波山村
35	やまなし036	甲府地区広域行政事務組合消防本部
36	やまなし037	都留市消防本部
37	やまなし038	富士五湖広域行政事務組合富士五湖消防本部
38	やまなし039	大月市消防本部
39	やまなし040	峡北広域行政事務組合消防本部
40	やまなし041	笛吹市消防本部
41	やまなし042	峡南広域行政組合消防本部
42	やまなし043	東山梨行政事務組合東山梨消防本部
43	やまなし044	上野原市消防本部
44	やまなし045	南アルプス市消防本部
45	やまなし046	関東森林管理局山梨森林管理事務所
46	やまなし047	関東財務局甲府財務事務所
47	やまなし048	関東農政局山梨県拠点
48	やまなし049	関東運輸局山梨運輸支局
49	やまなし050	山梨労働局
50	やまなし051	陸上自衛隊東部方面特科連隊
51	やまなし052	山梨県市長会
52	やまなし053	山梨県町村会
53	やまなし054	東日本旅客鉄道(株)山梨統括センター
54	やまなし055	NTT東日本(株)山梨支店
55	やまなし056	日本銀行甲府支店
56	やまなし057	日本赤十字社山梨県支部
57	やまなし058	日本放送協会甲府放送局
58	やまなし059	中日本高速道路(株)東京支社甲府保全・サービスセンター
59	やまなし060	中日本高速道路(株)東京支社大月保全・サービスセンター
60	やまなし061	日本通運(株)山梨支店
61	やまなし062	東京電力パワーグリッド(株)山梨総支社

62	やまなし063	東京ガス山梨(株)
63	やまなし064	(株)NTTドコモ山梨支店
64	やまなし065	日本郵便(株)甲府中央郵便局
65	やまなし066	(株)山梨放送
66	やまなし067	(株)テレビ山梨
67	やまなし068	(株)エフエム富士
68	やまなし069	山梨交通(株)敷島営業所
69	やまなし070	富士急行(株)
70	やまなし071	(一社)山梨県トラック協会
71	やまなし072	吉田ガス(株)
72	やまなし073	(一社)山梨県医師会
73	やまなし074	(一社)山梨県LPガス協会
74	やまなし075	山梨県道路公社
75	やまなし076	(公社)山梨県看護協会
76	やまなし077	(一社)山梨県バス協会
77	やまなし078	(福)山梨県社会福祉協議会
78	やまなし080	(一社)山梨県建築士会
79	やまなし081	山梨大学医学部付属病院
80	やまなし082	山梨赤十字病院
81	やまなし083	市立甲府病院
82	やまなし084	山梨厚生病院
83	やまなし085	笛吹中央病院
84	やまなし086	峡南医療センター 富士川病院
85	やまなし087	韮崎市立病院
86	やまなし088	白根徳洲会病院
87	やまなし089	富士吉田市立病院
88	やまなし090	大月市立中央病院
89	やまなし091	(一社)山梨県造園建設業協会
90	やまなし092	櫛形総合公園
91	やまなし093	富士川クラフトパーク
92	やまなし094	防災安全センター
93	やまなし095	緑が丘スポーツ公園
94	やまなし096	笛吹川フルーツ公園
95	やまなし097	菅根丘陵公園
96	やまなし098	(株)岡島
97	やまなし099	富士山火山防災監宅
98	やまなし101	(株)いちやまMart
99	やまなし102	(株)オキノ
100	やまなし104	生活協同組合ユーコープやまなし県本部
101	やまなし105	生活協同組合パルシステム山梨
102	やまなし106	生活クラブ協同組合
103	やまなし107	(一社)山梨県電気設備協会
104	やまなし108	(一社)山梨県消防設備協会
105	やまなし109	(一社)山梨県管工事協会
106	やまなし110	(一社)山梨県森林協会
107	やまなし111	(一社)山梨県建設業協会
108	やまなし112	(一社)山梨県警備業協会
109	やまなし113	赤帽山梨県軽自動車運送協同組合
110	やまなし115	(一社)山梨県産業廃棄物協会
111	やまなし116	防災航空隊
112	やまなし117	北病院
113	やまなし118	富士山科学研究所
114	やまなし119	広瀬ダム
115	やまなし120	琴川ダム
116	やまなし121	荒川ダム管理事務所
117	やまなし122	塩川ダム
118	やまなし123	大門ダム
119	やまなし124	都留市立病院
120	やまなし125	新環状・西関東道路建設事務所

121	やまなし127	(一社)山梨県建設業協会甲府支部
122	やまなし128	(一社)山梨県建設業協会塩山支部
123	やまなし129	(一社)山梨県建設業協会笛吹支部
124	やまなし130	(一社)山梨県建設業協会市川支部
125	やまなし131	(一社)山梨県建設業協会身延支部
126	やまなし132	(一社)山梨県建設業協会峡北支部
127	やまなし133	(一社)山梨県建設業協会富士・東部支部
128	やまなし135	(一社)山梨県測量設計業協会
129	やまなし136	(一社)山梨県建設コンサルタント協会事務局
130	やまなし137	(公社)山梨県建設技術センター
131	やまなし138	サントリー天然水白州工場
132	やまなし139	山梨県医薬品卸協同組合
133	やまなし140	(公社)山梨県薬剤師協会
134	やまなし141	(一社)山梨県歯科医師会
135	やまなし142	桂川ウェルネスパーク
136	やまなし143	韮崎中央公園
137	やまなし144	山梨県重機・建設解体工事業協同組合

## 山梨県防災行政無線(半固定型以外)一覧表

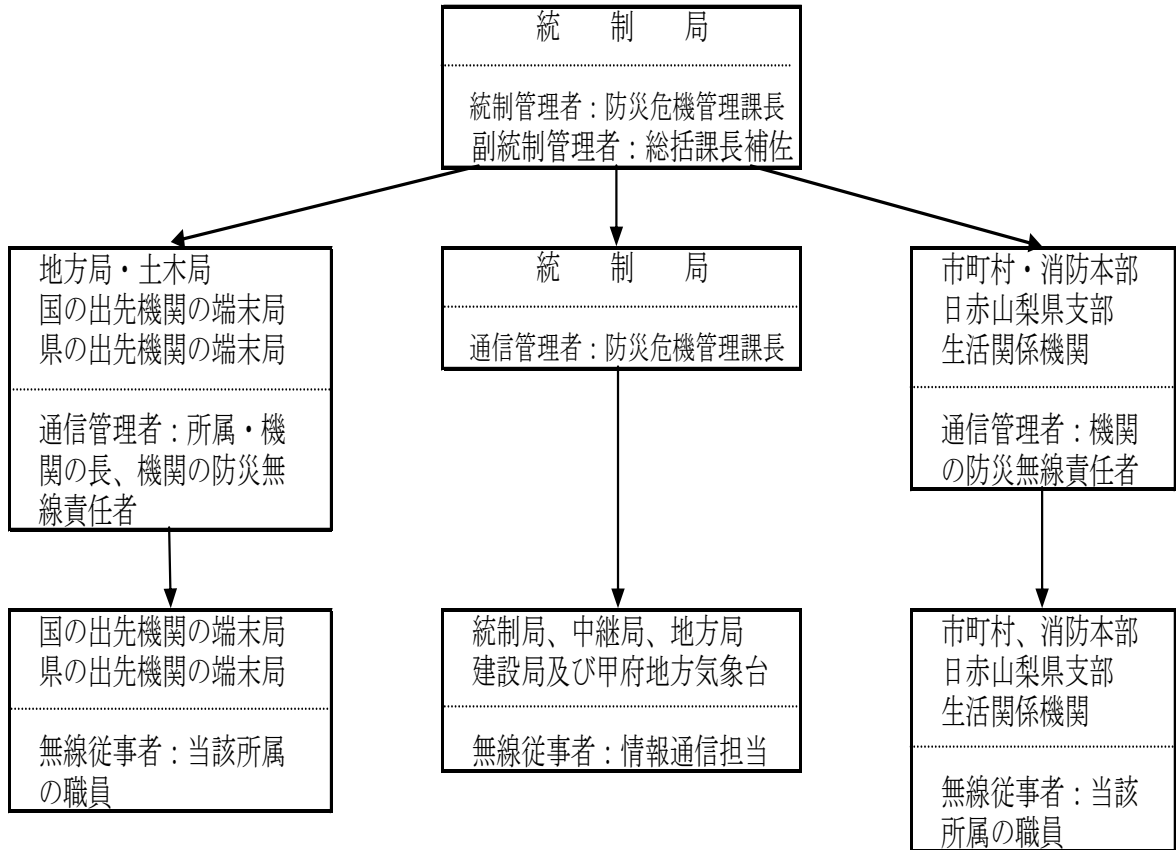
車載型(出力5W)

No.	識別信号	常置場所	使用所属
1	やまなし201	県庁	知事
2	やまなし202	県庁	部長
3	やまなし203	県庁	部長
4	やまなし204	県庁	部長
5	やまなし205	県庁	部長
6	やまなし206	県庁	部長
7	やまなし207	県庁	部長
8	やまなし208	県庁	防災危機管理課
9	やまなし209	県庁	防災危機管理課
10	やまなし210	県庁	防災危機管理課
11	やまなし211	県庁	森林環境政策課
12	やまなし212	県庁	道路管理課
13	やまなし213	県庁	治水課
14	やまなし214	県庁	自然共生推進課
15	やまなし215	消防防災航空隊	消防防災航空隊
16	やまなし216	消防防災航空隊	消防防災航空隊
17	やまなし217	荒川ダム	荒川ダム
18	やまなし218	大門ダム	大門ダム
19	やまなし219	広瀬ダム	広瀬ダム
20	やまなし220	塩川ダム	塩川ダム
21	やまなし221	北巨摩合同庁舎	中北地域県民センター
22	やまなし222	北巨摩合同庁舎	中北地域県民センター
23	やまなし223	北巨摩合同庁舎	中北建設事務所峡北支所
24	やまなし224	北巨摩合同庁舎	中北建設事務所峡北支所
25	やまなし225	北巨摩合同庁舎	中北林務環境事務所
26	やまなし226	北巨摩合同庁舎	中北林務環境事務所
27	やまなし227	中北建設事務所	中北建設事務所
28	やまなし228	中北建設事務所	中北建設事務所
29	やまなし229	南巨摩合同庁舎	峡南地域県民センター
30	やまなし230	西八代合同庁舎	峡南地域県民センター
31	やまなし231	西八代合同庁舎	峡南建設事務所
32	やまなし232	西八代合同庁舎	峡南建設事務所
33	やまなし233	西八代合同庁舎	峡南林務環境事務所
34	やまなし234	西八代合同庁舎	峡南林務環境事務所
35	やまなし235	峡南建設事務所(身延)	峡南建設事務所(身延)
36	やまなし236	峡南建設事務所(身延)	峡南建設事務所(身延)
37	やまなし237	東山梨合同庁舎	峡東地域県民センター
38	やまなし238	東山梨合同庁舎	峡東地域県民センター
39	やまなし239	東山梨合同庁舎	峡東建設事務所
40	やまなし240	東山梨合同庁舎	峡東建設事務所
41	やまなし241	東山梨合同庁舎	峡東林務環境事務所
42	やまなし242	東山梨合同庁舎	峡東林務環境事務所
43	やまなし243	南都留合同庁舎	富士・東部県民センター
44	やまなし244	南都留合同庁舎	富士・東部県民センター
45	やまなし245	南都留合同庁舎	富士・東部林務事務所
46	やまなし246	南都留合同庁舎	富士・東部林務事務所
47	やまなし247	富士・東部建設事務所	富士・東部建設事務所
48	やまなし248	富士・東部建設事務所	富士・東部建設事務所
49	やまなし249	富士吉田合同庁舎	富士・東部建設事務所吉田支所
50	やまなし250	富士吉田合同庁舎	富士・東部建設事務所吉田支所

携帯型(出力2W)

No.	識別信号	常置場所	使用所属
1	やまなし301	県庁	防災危機管理課
2	やまなし302	県庁	防災危機管理課
3	やまなし303	県庁	防災危機管理課
4	やまなし304	県庁	防災危機管理課
5	やまなし305	県庁	防災危機管理課
6	やまなし306	県庁	防災危機管理課
7	やまなし307	県庁	防災危機管理課
8	やまなし308	県庁	防災危機管理課
9	やまなし309	県庁	防災危機管理課
10	やまなし310	県庁	防災危機管理課
11	やまなし311	県庁	防災危機管理課
12	やまなし312	県庁	防災危機管理課
13	やまなし313	県庁	防災危機管理課
14	やまなし314	県庁	防災危機管理課
15	やまなし315	県庁	防災危機管理課
16	やまなし316	県庁	防災危機管理課
17	やまなし317	県庁	防災危機管理課
18	やまなし318	県庁	秘書グループ
19	やまなし319	県庁	秘書グループ
20	やまなし320	県庁	防災危機管理課
21	やまなし321	消防防災航空隊	消防防災航空隊
22	やまなし322	消防防災航空隊	消防防災航空隊
23	やまなし323	消防防災航空隊	消防防災航空隊
24	やまなし324	消防防災航空隊	消防防災航空隊
25	やまなし325	消防防災航空隊	消防防災航空隊
26	やまなし326	消防防災航空隊	消防防災航空隊
27	やまなし327	消防防災航空隊	消防防災航空隊
28	やまなし328	消防防災航空隊	消防防災航空隊
29	やまなし329	消防防災航空隊	消防防災航空隊
30	やまなし330	消防防災航空隊	消防防災航空隊
31	やまなし331	消防防災航空隊	消防防災航空隊
32	やまなし332	北巨摩合同庁舎	中北地域県民センター
33	やまなし333	北巨摩合同庁舎	中北地域県民センター
34	やまなし334	北巨摩合同庁舎	中北林務環境事務所
35	やまなし335	北巨摩合同庁舎	中北建設事務所峡北支所
36	やまなし336	中北建設事務所	中北建設事務所
37	やまなし337	南巨摩合同庁舎	峡南地域県民センター
38	やまなし338	南巨摩合同庁舎	峡南地域県民センター
39	やまなし339	西八代合同庁舎	峡南建設事務所
40	やまなし340	西八代合同庁舎	峡南林務環境事務所
41	やまなし341	峡南建設事務所(身延)	峡南建設事務所(身延)
42	やまなし342	東山梨合同庁舎	峡東地域県民センター
43	やまなし343	東山梨合同庁舎	峡東地域県民センター
44	やまなし344	東山梨合同庁舎	峡東林務環境事務所
45	やまなし345	東山梨合同庁舎	峡東建設事務所
46	やまなし346	南都留合同庁舎	富士・東部地域県民センター
47	やまなし347	南都留合同庁舎	富士・東部地域県民センター
48	やまなし348	南都留合同庁舎	富士・東部林務環境事務所
49	やまなし349	富士・東部建設事務所	富士・東部建設事務所
50	やまなし350	富士吉田合同庁舎	富士・東部建設事務所吉田支所

## 通 信 統 制 系 統 図



## 第4節 水防対策

### 1 水防の責任

水防に係る各主体について、水防法等に規定されている責任及び義務は次のとおりである。

#### (1) 県の責任

県内における水防管理団体が行う水防が十分行われるように確保すべき責任を有する（法第3条6）。

具体的には主に次のような事務を行う。

- ア 指定水防管理団体の指定（法第4条）
- イ 水防計画の作成及び要旨の公表（法第7条第1項及び第7項）
- ウ 水防管理団体が行う水防への協力（河川法第22条の2）
- エ 都道府県水防協議会の設置（法第8条第1項）
- オ 気象予報及び警報、洪水予報の通知（法第10条第3項）
- カ 洪水予報の発表及び通知  
（法第11条第1項、気象業務法第14条の2第3項）
- キ 量水標管理者からの水位の通報及び公表（法第12条）
- ク 水位周知河川の水位到達情報の通知及び周知  
（法第13条第2項及び第3項）
- ケ 洪水予報又は水位到達情報の通知の関係市町村長への通知（法第13条の4）
- コ 洪水浸水想定区域の指定、公表及び通知（法第14条）
- サ 都道府県大規模氾濫減災協議会の設置（法第15条の10）
- シ 水防警報の発表及び通知並びに水防警報河川等指定したときの公示（法第16条第1項、第3項及び第4項）
- ス 水防信号の指定（法第20条）
- セ 避難のための立退きの指示（法第29条）
- ソ 緊急時の水防管理者、水防団長又は消防機関の長への指示（法第30条）
- タ 水防団員の定員の基準の設定（法第35条）
- チ 水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言（法第40条）
- ツ 水防管理団体に対する水防に関する勧告又は助言（法第48条）

#### (2) 水防管理団体の責任

管轄区域内の水防が十分に果たすべき責任を有する（法第3条）。

具体的には、主に次のような事務を行う。

- ア 水防団の設置（法第5条）
- イ 水防団員等の公務災害補償（法第6条の2）
- ウ 平常時における河川等の巡視（法第9条）
- エ 水位の通報（法第12条第1項）
- オ 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置  
（法第15条）
- カ 避難確保計画を作成していない要配慮者利用施設の所有者又は管理者への必要な指示、指示に従わなかった旨の公表（法第15条の3）
- キ 要配慮者利用施設から避難確保計画作成又は避難訓練結果の報告を受けたとき、必要な助言又は勧告（法第15条の3）
- ク 浸水被害軽減地区の指定・公示及び通知、標識の設置、土地の形状変更の届出を

- 受理した際の通知・届出者への助言又は勧告（法第 15 条の 6、法第 15 条の 7、法第 15 条の 8）
- ケ 予想される水災の危険の周知（法第 15 条の 11）
  - コ 水防団及び消防機関の出動準備又は出動（法第 17 条）
  - サ 緊急通行により損失を受けた者への損失の補償（法第 19 条第 2 項）
  - シ 警戒区域の設定（法第 21 条）
  - ス 警察官の援助の要求（法第 22 条）
  - セ 他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長への応援要請（法第 23 条）
  - ソ 堤防決壊等の通報、決壊後の措置（法第 25 条、法第 26 条）
  - タ 公用負担により損失を受けた者への損失の補償（法第 28 条第 3 項）
  - チ 避難のための立退きの指示（法第 29 条）
  - ツ 水防訓練の実施（法第 32 条の 2）
  - テ （指定水防管理団体）水防計画の作成及び要旨の公表（法第 33 条第 1 項及び第 3 項）
  - ト （指定水防管理団体）水防協議会の設置（法第 34 条）
  - ナ 水防協力団体の指定・公示（法第 36 条）
  - ニ 水防協力団体に対する監督等（法第 39 条）
  - ヌ 水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言（法第 40 条）
  - ネ 水防従事者に対する災害補償（法第 45 条）
  - ノ 消防事務との調整（法第 50 条）

### (3) 国土交通省の責任

- ア 洪水予報の発表及び通知  
（法第 10 条第 2 項、気象業務法第 14 条の 2 第 2 項）
- イ 量水標管理者からの水位の通報及び公表（法第 12 条）
- ウ 水位周知河川の水位到達情報の通知及び周知（法第 13 条第 1 項）
- エ 洪水予報又は水位到達情報の通知の関係市町村長への通知（法第 13 条の 4）
- オ 洪水浸水想定区域の指定、公表及び通知（法第 14 条）
- カ 大規模氾濫減災協議会の設置（法第 15 条の 9）
- キ 水防警報の発表及び通知（法第 16 条第 1 項及び第 2 項）
- ク 重要河川における都道府県知事等に対する指示（法第 31 条）
- ケ 特定緊急水防活動（法第 32 条）
- コ 水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言（法第 40 条）
- サ 都道府県等に対する水防に関する勧告及び助言（法第 48 条）

### (4) 河川管理者の責任

- ア 水防管理団体が行う水防への協力（法第 22 条の 2）
- イ 水防管理者に対する浸水被害軽減地区の指定及び市町村長に対する水害リスク情報の把握に関する情報提供及び助言（法第 15 条の 12）

### (5) 気象庁の責任

- ア 気象、洪水の予報及び警報の発表及び通知  
（法第 10 条第 1 項、気象業務法第 14 条の 2 第 1 項、第 15 条第 1 項及び第 2 項）
- イ 洪水予報の発表及び通知（法第 10 条第 2 項、法第 11 条第 1 項並びに気象業務法第 14 条の 2 第 2 項及び第 3 項）

### (6) 居住者等の義務



戒をさらに厳重にし、水防計画に定める重要水防箇所を中心として巡視するものとする。

また、次の状態に注意し、異常を発見したときは直ちに水防作業を実施するとともに、所轄建設事務所長及び河川等の管理者に連絡し、所轄建設事務所長は水防本部長に報告するものとする。ただし、堤防、ダムその他の施設が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水を発見したときは、第10章7節「決壊・漏水等の通報及びその後の措置」を講じなければならない。

- ①堤防から水があふれるおそれのある箇所の水位の上昇
- ②堤防の上端の亀裂又は沈下
- ③川側堤防斜面で水当りの強い場所の亀裂又は欠け崩れ
- ④居住地側堤防斜面の漏水又は飽水による亀裂及び欠け崩れ
- ⑤排・取水門の両軸又は底部よりの漏水と扉の締まり具合
- ⑥橋梁その他の構造物と堤防との取り付け部分の異状

水防管理者等は、区域内の河川等を随時巡視し、水防上危険と認められる箇所があるときは、直ちに管理者に連絡して必要な措置を求める。

## (2) 重要水防区域

土石流危険区域は資料のとおり(重要水防区域は水防計画による)

## 4 資機材の整備及び輸送

### (1) 資機材の整備

指定水防管理団体の重要水防区域内の水防倉庫の備蓄資機材基準は次のとおりである。

品 目	数 量	品 目	数 量	品 目	数 量	品 目	数 量
8 番鉄線	6,000m	つるはし	3 丁	は し ご	1 丁	鎌	5 丁
10 番鉄線	5,000m	継 苙	50 枚	バ ケ ッ	1 個	照 明 灯 (携帯用)	5 丁
12 番鉄線	4,000m	蛇 籠	30 本	掛 矢	3 丁	鉋	5 丁
ワイヤー	300m	丸 太	長 5.0m 30 本 未口 30cm	一 輪 車	3 台	鋸	5 丁
空 俵 等	300 俵	〃	〃 4.0m 30 本 〃 10cm	麻 縄	200 本	ペ ン チ	3 丁
苙	300 枚	〃	〃 5.5m 30 本 〃 12cm	詰 石	若干	足 場 板	2 枚
鋤 廉	10 丁	〃	〃 2.0m 100 本 〃 10cm	予 備 土	若干	照 明 器 具	若干
スコップ	10 丁	机、椅子	1 式	かすがい	50 本	ワイヤー カッター	2 丁

### (2) 輸送の確保

非常の際、水防資器材、作業員その他の輸送を確保するため、各建設事務所長は、管内水防管理団体との輸送経路及び水防管理団体相互間の輸送計画をあらゆる事態を考慮して樹立しておくものとする。

また水防管理団体は、管内の重要水防区域においてあらゆる状況を推定して次のような輸送経路図を作成して所轄建設事務所に提出しておくものとする。

- ア 付近略図に道路幅員その他通路のわかる輸送網図
- イ 万々に備えた多角的輸送路の選定図

## 5 通信連絡

### (1) 水防本部の通信連絡

水防上の必要な情報は、次の手段による。

- 第1連絡 県防災行政無線
- 第2連絡 NTT電話
- 第3連絡 警察電話
- 第4連絡 警察超短波無線
- 第5連絡 JR専用電話
- 第6連絡 電報
- 第7連絡 自動車・鉄道
- 第8連絡 自転車
- 第9連絡 徒歩

### (2) 水防管理団体の通信連絡

水防管理団体は迅速に通信連絡を図るとともに電話不通時に備えての対策を講じておくものとする。

水防管理団体は水防団体及び消防機関等との連絡のため、NTT加入電話（所有者）または有線放送等を水防時に利用することを協定し非常通話ができるよう措置しておくものとする。

### (3) 放送通信施設の利用を必要とするもの

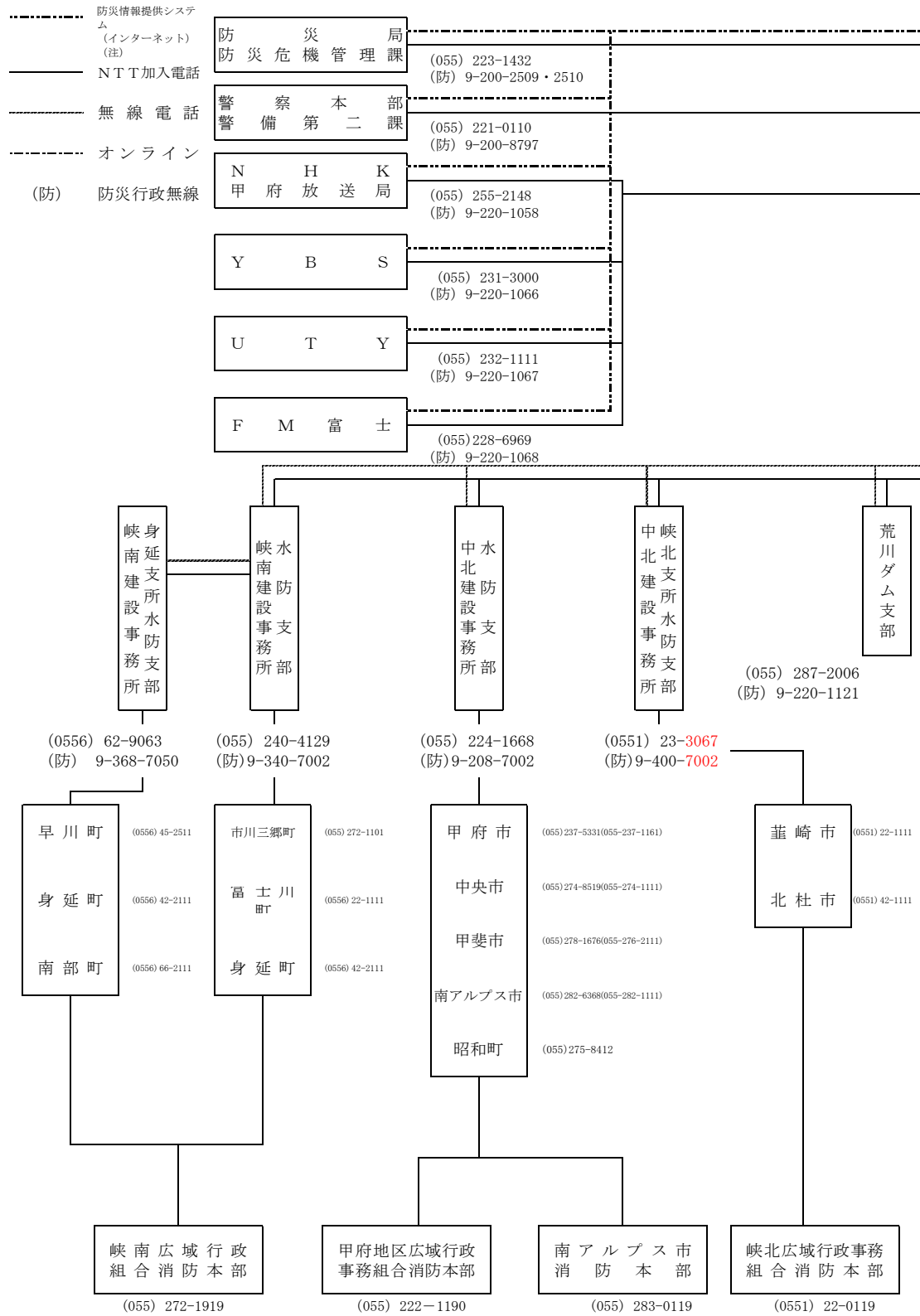
次の事項につき必要なときは、放送局に対し一般放送を要請する。

- ア 気象台が行う洪水警報、国土交通省又は県と気象台が共同して行う洪水予報及び国土交通省が行う水防警報
- イ 県水防本部が緊急に水防管理団体に対して発する出動の指示
- ウ 県水防本部が住民に対し避難を開始する必要がある旨を告げる警報
- エ 国土交通省又は県が氾濫状況、氾濫予想区域を県民一般に知らせる発表

水防管理団体 連絡先一覧

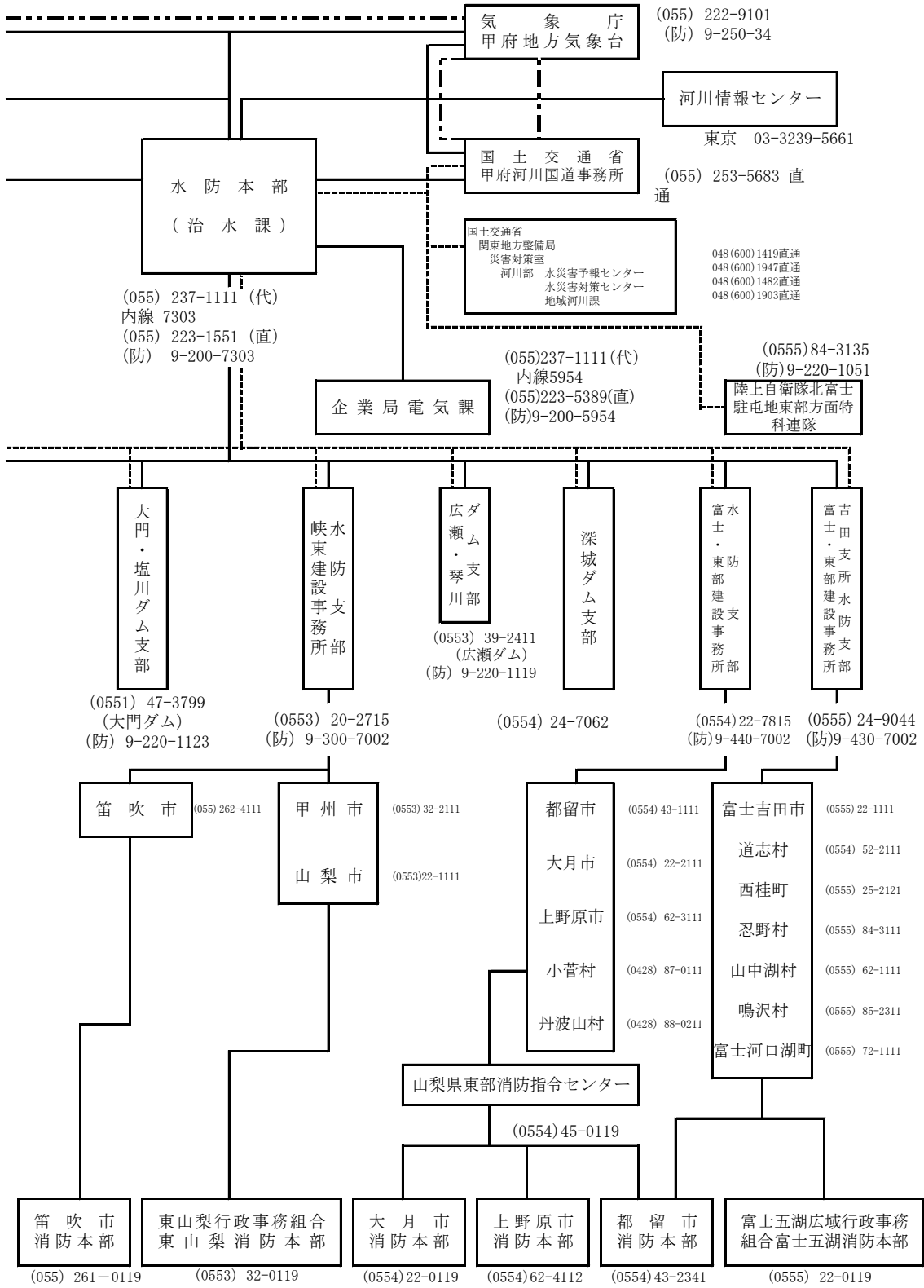
	市町村名	担当部課名	NTT電話	NTTFAX	国直轄河川		県管理河川	
					洪水予報	水位周知	洪水予報	水位周知
1	甲府市	まちづくり部まち整備室 道路河川課	(水防管理団体)	055-237-5842	055-227-8067	○	○	○
		市長直轄組織 危機管理室防災企画課	(避難指示発令担当)	055-237-5331	055-237-9911			
2	山梨市	防災危機管理課	(水防管理団体)	0553-22-1111	0553-23-2800	○	○	○
			(避難指示発令担当)	0553-22-1111	0553-23-2800			
3	韮崎市	総務課	(水防管理団体)	0551-22-1111	0551-22-8479	○	○	○
			(避難指示発令担当)	0551-22-1111	0551-22-8479			
4	南アルプス市	道路整備課	(水防管理団体)	0551-45-9368	055-282-6319	○	○	○
		消防課	(避難指示発令担当)	0551-45-9368	055-282-6495			
		防災危機管理課	(避難指示発令担当)	055-282-6494	055-282-1112			
5	北杜市	総務部消防防災課	(水防管理団体)	0551-42-1323	0551-42-1122	○	○	○
			(避難指示発令担当)	0551-42-1323	0551-42-1122			
6	甲斐市	防災危機管理課	(水防管理団体)	055-278-1676	055-278-2047	○	○	○
			(避難指示発令担当)	055-278-1676	055-278-2047			
7	笛吹市	建設部 土木課	(水防管理団体)	055-261-3333	055-261-3335	○	○	○
		総務部 防災危機管理課 防災担当	(避難指示発令担当)	055-261-3361	055-262-4115			
8	甲州市	総務課 防災危機管理室 行政・危機管理担当	(水防管理団体)	0553-32-5041	0553-32-1818	○	○	○
			(避難指示発令担当)	0553-32-5041	0553-32-1818			
9	中央市	総務部 危機管理課	(水防管理団体)	055-274-8519	055-274-7130	○	○	○
			(避難指示発令担当)	055-274-8519	055-274-7130			
10	市川三郷町	建設課 公共土木係	(水防管理団体)	055-272-6090	055-272-5601	○	○	○
		防災交通課 消防防災係	(避難指示発令担当)	055-272-1175	055-272-2525			
		防災交通課 消防防災係	(避難指示発令担当)	055-272-1175	055-272-2525			
11	身延町	建設課 公共土木担当	(水防管理団体)	0556-42-4808	0556-42-2127	○	○	○
		交通防災課 交通防災担当	(避難指示発令担当)	0556-42-4809	0556-42-2127			
12	南部町	建設課	(水防管理団体)	0556-66-3408	0556-66-2190	○	○	○
		交通防災課	(避難指示発令担当)	0556-66-3417	同上			
13	富士川町	防災交通課	(水防管理団体)	0556-22-7218	0556-22-3177	○	○	○
		(避難指示発令担当)	0556-22-7218	0556-22-3177				
14	昭和町	建設課 管理担当	(水防管理団体)	055-275-8412	055-275-5250	○	○	○
		企画財政課 危機管理担当	(避難指示発令担当)	055-275-8154	055-275-2109			
15	上野原市	建設課 管理担当	(水防管理団体)	0554-62-3123	0554-62-1086	○	○	○
		危機管理室 危機管理担当	(避難指示発令担当)	0554-62-3145	0554-62-1086			
16	大月市	建設課	(水防管理団体)	0554-20-1839	0554-20-1533	○	○	○
		総務管理課	(避難指示発令担当)	0554-23-8008	0554-23-1216			
17	都留市	総務課危機管理担当	(水防管理団体)	0554-46-0111	0554-43-5049	○	○	○
		総務課危機管理担当	(避難指示発令担当)	0554-46-0111	0554-43-5049			
18	西桂町	建設産業課	(水防管理団体)	0555-25-2173	0555-20-2015	○	○	○
		総務課	(避難指示発令担当)	0555-25-2121	0555-20-2015			
19	富士吉田市	安全対策課	(水防管理団体)	0555-22-1111	0555-22-1030	○	○	○
			(避難指示発令担当)	0555-22-1111	0555-22-1030			
20	忍野村	建設課	(水防管理団体)	0555-84-7793	0555-84-7805	○	○	○
		総務課	(避難指示発令担当)	0555-84-7791	0555-84-3717			
21	山中湖村	村土整備課 都市計画係	(水防管理団体)	0555-62-9975	0555-62-0827	○	○	○
		総務課 危機管理係	(避難指示発令担当)	0555-62-1111	0555-62-3088			

# 水 防 連 絡



(注) 地域における防災気象情報の利用を促進し、気象災害による被害の防止・軽減により一層貢献するため、インターネットを活用したシステムにより県市町村や防災関係機関等に提供している補助伝達手段である。

# 通 信 網 図



## 6 国土交通省と気象庁が共同で行う洪水予報

国土交通大臣は指定した富士川（釜無川を含む）と笛吹川について、気象庁長官と共同して河川の増水や氾濫などに対する水防活動の判断や、住民の避難行動の参考となるように区間を決めて水位を示した洪水予報を行う。洪水予報の発表については国土交通省関東地方整備局甲府河川国道事務所長と甲府地方気象台長が共同で行うものとする。次に示す計画に基づき水位を示して水防上の洪水予報を発表する。

### (1) 洪水予報を行う河川名及びその区域

河川名	実施区域	洪水予報基準地点
富士川 (釜無川を含む)	左岸 山梨県韮崎市水神一丁目 4621番4地先 武田橋上流端から海まで 右岸 山梨県韮崎市神山町大字鍋山字 釜無川河原武田橋上流端から海まで	船山橋 清水端 南部
笛吹川	左岸 山梨県山梨市大字七日市場字上川窪1233-1番地先 岩手橋上流端から富士川への合流点まで 右岸 山梨県山梨市大字東字御堂淵453番地先 岩手橋上流端から富士川への合流点まで	石和

### (2) 洪水予報の対象となる基準地点と基準水位

河川名	観測所名		水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位
			レベル1水位	レベル2水位	レベル3水位	レベル4水位
富士川 (釜無川を含む)	船山橋	ふなやまばし	1.50m	2.00m	2.00m	2.20m
	清水端	しみずばた	3.00m	3.40m	6.50m	7.20m
	南部	なんぶ	2.50m	3.80m	4.20m	4.90m
笛吹川	石和	いさわ	1.50m	2.00m	2.90m	3.30m

### (3) 洪水予報の担当官署

予報区域名	担当官署
富士川（釜無川を含む）	甲府河川国道事務所、甲府地方気象台、静岡地方気象台
笛吹川	甲府河川国道事務所、甲府地方気象台

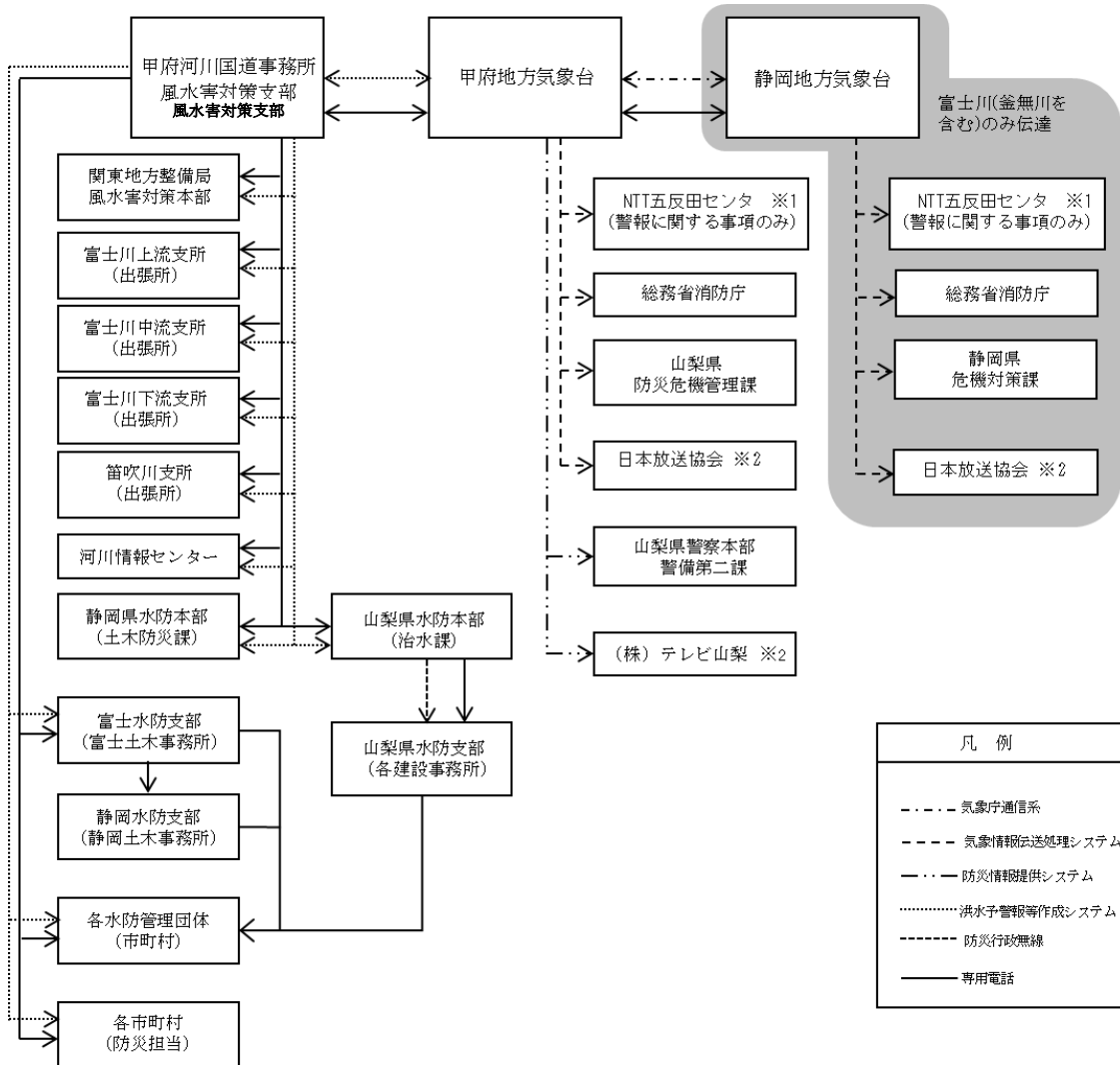
### (4) 洪水予報の発表及び解除の基準

種類	標題	発表基準
「洪水警報(発表)」 又は「洪水警報」	「氾濫発生情報」	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 氾濫が発生したとき</li> <li>・ 氾濫が継続しているとき</li> <li>・ 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況で、命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。</li> </ul>
	「氾濫危険情報」	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるとき※</li> </ul>

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・氾濫危険水位に到達したとき</li> <li>・氾濫危険水位を超える状態が継続しているとき</li> <li>・いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生への対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当</li> </ul>
	「氾濫警戒情報」	<ul style="list-style-type: none"> <li>・氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき</li> <li>・避難判断水位に到達し、氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき</li> <li>・避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき</li> <li>・氾濫危険情報を発表中に、氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）</li> <li>・避難判断水位を超える状態が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）</li> <li>・高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。</li> </ul>
「洪水注意報（発表）」又は「洪水注意報」	「氾濫注意情報」	<ul style="list-style-type: none"> <li>・氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき</li> <li>・氾濫注意水位以上で、かつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき</li> <li>・避難判断水位に到達したが、水位の上昇が見込まれないとき</li> <li>・ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。</li> </ul>
「洪水注意報（警戒解除）」	「氾濫注意情報（警戒情報解除）」	<ul style="list-style-type: none"> <li>・氾濫危険情報又は氾濫警戒情報を発表中に、避難判断水位を下回った場合（氾濫注意水位を下回った場合を除く）</li> <li>・氾濫警戒情報発表中に、水位の上昇が見込まれなくなったとき（氾濫危険水位に達した場合を除く）</li> </ul>
「洪水注意報解除」	「氾濫注意情報解除」	<ul style="list-style-type: none"> <li>・氾濫発生情報※、氾濫警戒情報又は氾濫注意情報を発表中に、氾濫注意水位を下回り、氾濫のおそれなくなったとき</li> </ul>

注：※は国土交通省と気象庁が共同で行う洪水予報にのみ適用する。

(5) 洪水予報の伝達経路及び手段



・防災関係機関や公共機関（陸上自衛隊北富士駐屯地、東京電力パワーグリッド（株）山梨総支社、東日本旅客鉄道（株））については、別途気象庁システムにより配信している。  
 ※1.NTT五反田センタへの伝達は警報のみ、一般利用に適合する洪水警報の通知をもって代える。  
 ※2.報道機関については、上に記載した日本放送協会のほか、その他の民間放送局及びラジオ放送局（山梨日日新聞、山梨放送、エフエム富士、日本ネットワークサービス）へ、別途気象庁システムにより配信している。

図-1 山梨県水防支部(各建設事務所)から水防管理団体への周知系統図

対象河川	基準水位観測所	情報発信事務所	水防管理団体
富士川	船山橋	中北建設事務所	甲府市、南アルプス市、甲斐市、中央市、昭和町
		中北建設事務所峡北支所	韮崎市
		峡南建設事務所	市川三郷町
	清水端	峡南建設事務所	市川三郷町、身延町
	南部	峡南建設事務所	身延町
		峡南建設事務所身延支所	南部町
笛吹川	石和	中北建設事務所	甲府市
		峡東建設事務所	笛吹市

## 7 県と気象庁が共同して行う洪水予報

山梨県知事は気象庁と協議して指定した荒川と塩川について、気象庁長官と共同して河川の増水や氾濫などに対する水防活動の判断や、住民の避難行動の参考となるように区間を決めて水位を示した洪水予報を行う。洪水予報の発表については、山梨県中北建設事務所長と甲府地方気象台長が共同して行うものとする。次に示す計画に基づき水位を示して水防上の洪水予報を発表する。

### (1) 洪水予報を行う河川名及びその区域

河川名	実施区域		洪水予報基準地点
荒川	左岸	山梨県甲府市飯田二丁目 46 番地先から笛吹川合流点まで	荒川水位観測所
	右岸	山梨県甲府市下飯田一丁目 476 番の 1 地先から笛吹川合流点まで	
塩川	左岸	山梨県北杜市明野町上手字下反保 278 番-1 地先から	岩根橋水位観測所
	右岸	山梨県甲斐市宇津谷字滝沢 5577 番-1 地先まで 山梨県韮崎市中田町小田川字ハッ倉 923 番-4 地先から 山梨県韮崎市本町四丁目 3125 番地先まで	

### (2) 洪水予報の対象となる基準地点と基準水位

河川名	観測所名		水防団待機水位	はん濫注意水位	避難判断水位	はん濫危険水位
荒川	荒川	あらかわ	1.80m	3.00m	3.40m	4.00m
塩川	岩根橋	いわねばし	0.80m	1.70m	2.10m	2.50m

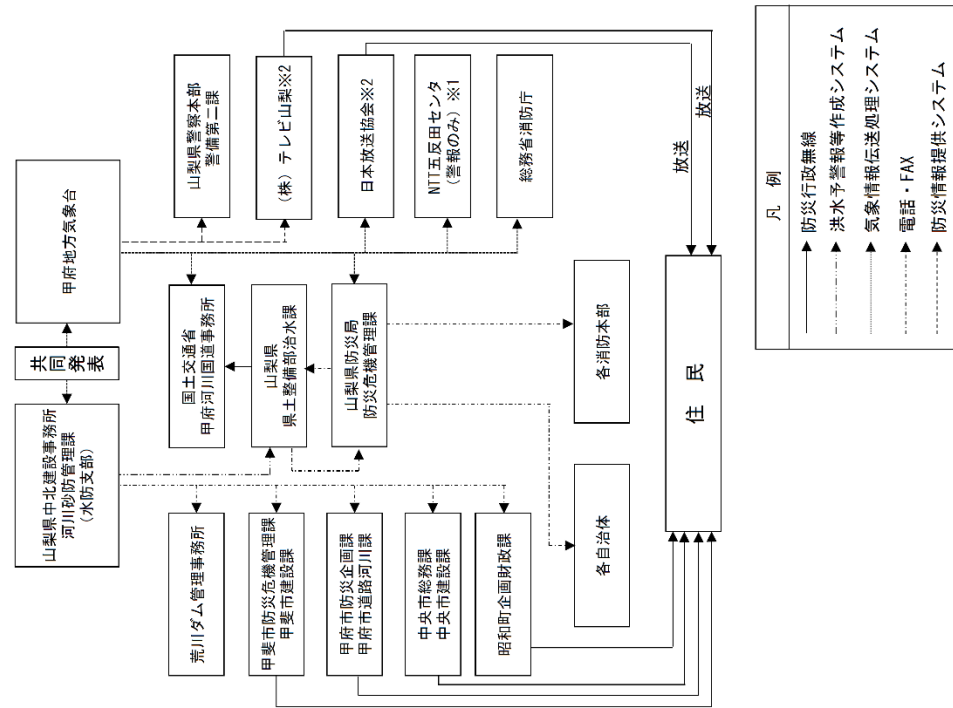
### (3) 洪水予報の担当官署

予報区域名	担当官署
荒川	山梨県中北建設事務所、甲府地方気象台
塩川	山梨県中北建設事務所峡北支所、甲府地方気象台

(4) 洪水予報の発表及び解除の基準

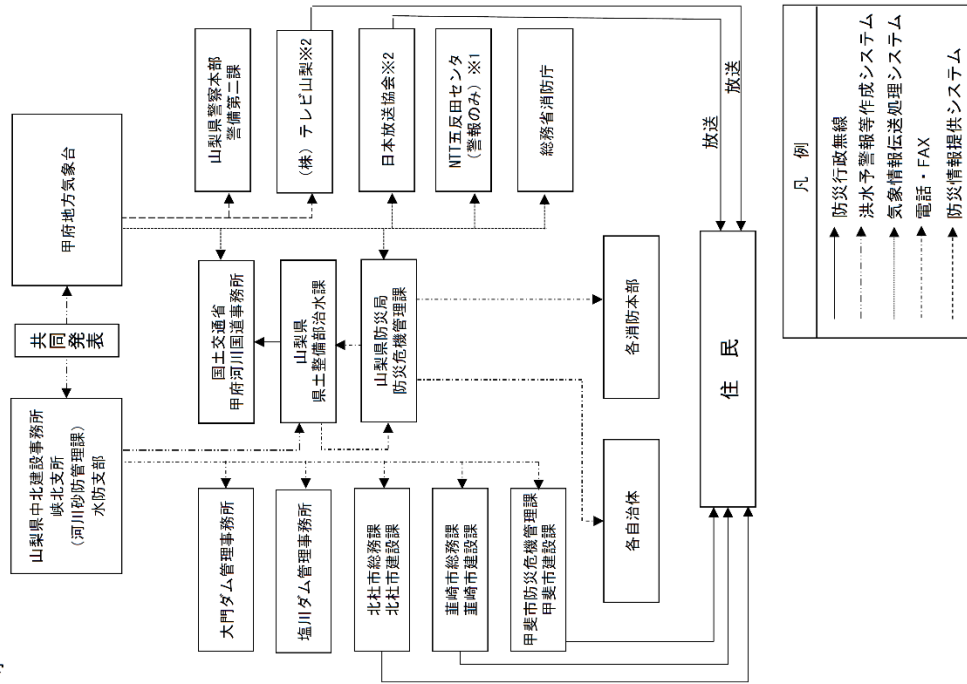
種類	標題	発表基準
「洪水警報(発表)」又は 「洪水警報」	「氾濫発生情報」	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 氾濫が発生したとき</li> <li>・ 氾濫が継続しているとき</li> </ul>
	「氾濫危険情報」	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 氾濫危険水位に到達したとき</li> <li>・ 氾濫危険水位を超える状態が継続しているとき</li> </ul>
	「氾濫警戒情報」	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき</li> <li>・ 避難判断水位に到達し、氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき</li> <li>・ 避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき</li> <li>・ 氾濫危険情報を発表中に、氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）</li> <li>・ 避難判断水位を超える状態が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）</li> </ul>
「洪水注意報(発表)」又は 「洪水注意報」	「氾濫注意情報」	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき</li> <li>・ 氾濫注意水位以上で、かつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき</li> <li>・ 避難判断水位に到達したが、水位の上昇が見込まれないとき</li> </ul>
「洪水注意報(警報解除)」	「氾濫注意情報(警戒情報解除)」	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 氾濫危険情報又は氾濫警戒情報を発表中に、避難判断水位を下回った場合（氾濫注意水位を下回った場合を除く）</li> <li>・ 氾濫警戒情報発表中に、水位の上昇が見込まれなくなったとき（氾濫危険水位に達した場合を除く）</li> </ul>
「洪水注意報解除」	「氾濫注意情報解除」	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 氾濫危険情報、氾濫警戒情報又は氾濫注意情報を発表中に、氾濫注意水位を下回り、氾濫のおそれなくなったとき</li> </ul>

[荒川]



・防災関係機関や公共機関（陸上自衛隊北富士駐屯地、東京電力パワーグリッド（株）山梨総支社、東日本旅客鉄道（株））については、別途気象庁システムにより配信している。  
 ※1. NTT五反田センタへの伝達は警報のみ、一般利用に適合する洪水警報の通知をもって代える。  
 ※2. 報道機関については、上に記載した日本放送協会のほか、その他の民間放送局及びラジオ放送局（山梨県日新聞、山梨放送、エフエム富士、日本ネットワークサービス）へ、別途気象庁システムにより配信している。

[塩川]



・防災関係機関や公共機関（陸上自衛隊北富士駐屯地、東京電力パワーグリッド（株）山梨総支社、東日本旅客鉄道（株））については、別途気象庁システムにより配信している。  
 ※1. NTT五反田センタへの伝達は警報のみ、一般利用に適合する洪水警報の通知をもって代える。  
 ※2. 報道機関については、上に記載した日本放送協会のほか、その他の民間放送局及びラジオ放送局（山梨県日新聞、山梨放送、エフエム富士、日本ネットワークサービス）へ、別途気象庁システムにより配信している。

## 8 国土交通省が行う水防警報

### (1) 水防警報を行う河川名、区域

水防法第16条に基づき国土交通大臣が水防警報を行う指定河川及び区域は次のとおりである。

#### ○富士川水系

河川名	区	域
富士川 (釜無川を含む)	左岸	山梨県韮崎市水神一丁目4621番4地先武田橋から県境まで
	右岸	山梨県韮崎市神山町鍋山字釜無川河原武田橋から県境まで
支川 塩川	左岸	山梨県甲斐市大字宇津谷地先塩川橋から幹川合流点まで
	右岸	山梨県韮崎市岩下地先塩川橋から幹川合流点まで
支川 御勅使川	左岸	山梨県韮崎市龍岡町下條南割地先御勅使川橋から幹川合流点まで
	右岸	同県南アルプス市六科地先御勅使川橋から幹川合流点まで
支川 笛吹川	左岸	山梨県山梨市大字七日市場字上川窪1233-1地先岩手橋から幹川合流点まで
	右岸	同県同市大字東字御堂淵453番地先岩手橋から幹川合流点まで
小支川 重川	左岸	山梨県山梨市大字一町田中地先重川橋から笛吹川合流点まで
	右岸	同県同市大字下石森地先重川橋から笛吹川合流点まで
小支川 日川	左岸	山梨県笛吹市一宮町大字田中地先日川橋から笛吹川合流点まで
	右岸	同県山梨市大字一町田中地先日川橋から笛吹川合流点まで
支川 早川	左岸	山梨県南巨摩郡身延町大字遅沢地先早川橋から幹川合流点まで
	右岸	同県同郡身延町大字栗倉地先早川橋から幹川合流点まで

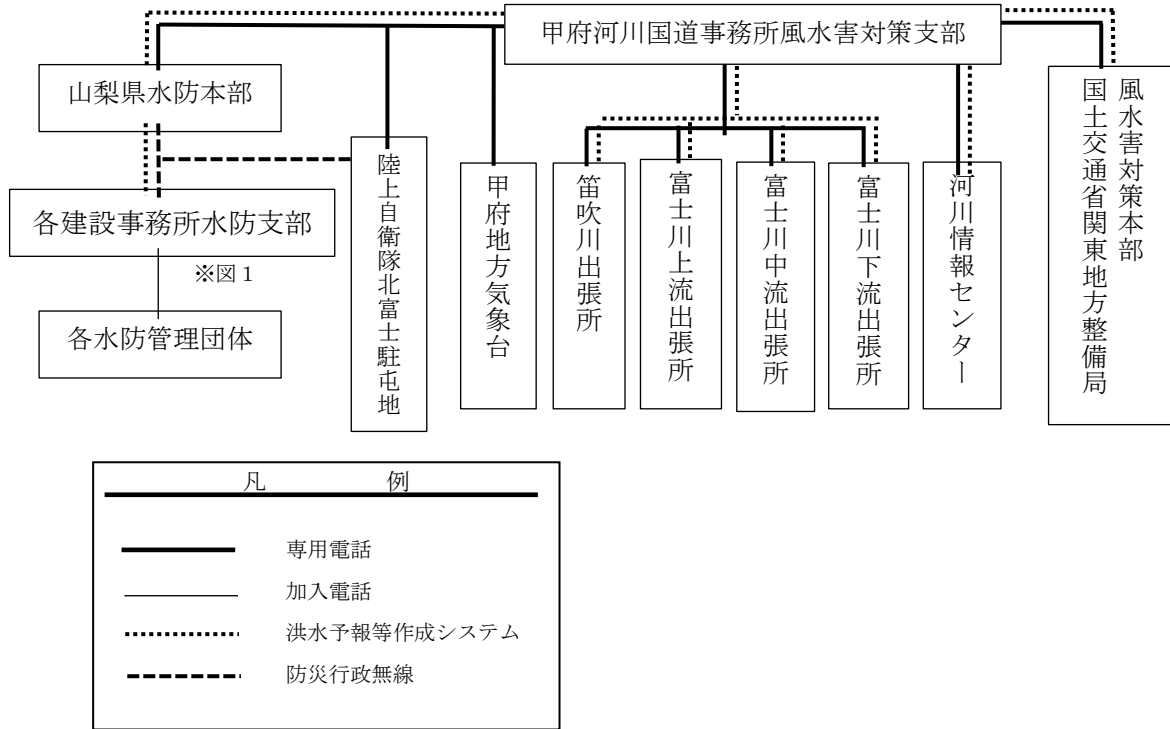
### (2) 水防警報の基準水位観測所

警報の基準水位観測所及びその所在地、水防団待機水位、氾濫注意水位は次のとおりである。

河川名	観測所名	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位	計画高水位
笛吹川 重川 日川	石和	1.50	2.00	2.90	3.30	4.14
笛吹川 濁川	桃林橋	1.80	2.50			6.63
釜無川 塩川 御勅使川	船山橋	1.50	2.00	2.00	2.20	3.29
釜無川	浅原橋	4.30	4.60			5.95
富士川	清水端	3.00	3.40	6.50	7.20	10.65
富士川 早川	南部	2.50	3.80	4.20	4.90	8.18

(3) 水防警報の伝達経路及び手段

ア 水防警報連絡系統図（基本形）



イ 水防警報連絡系統図（協力形）

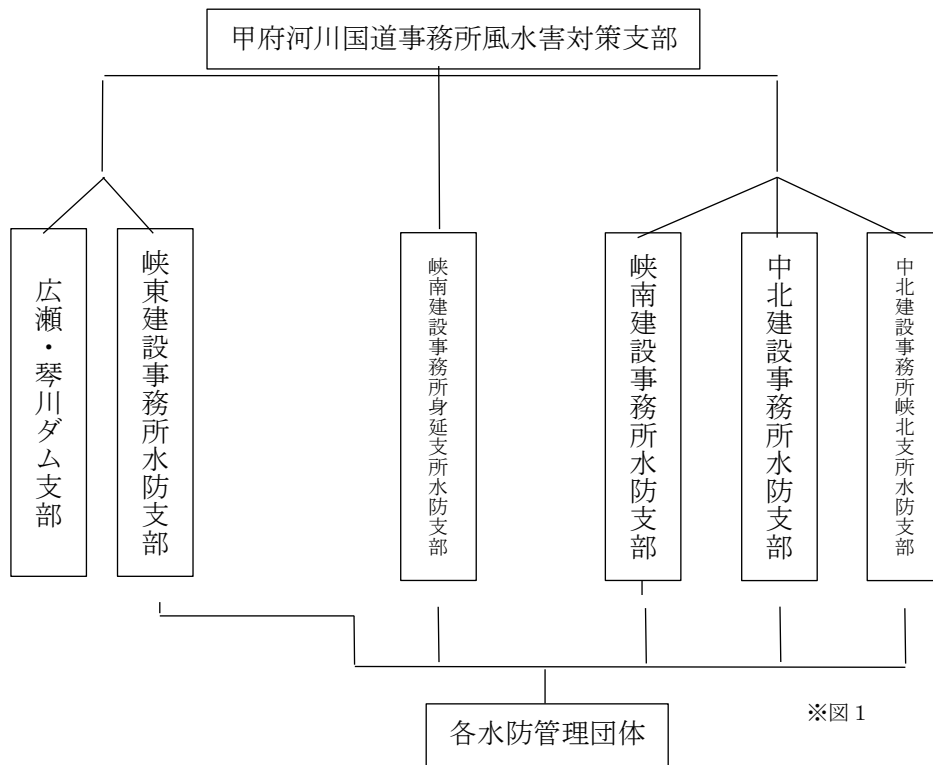
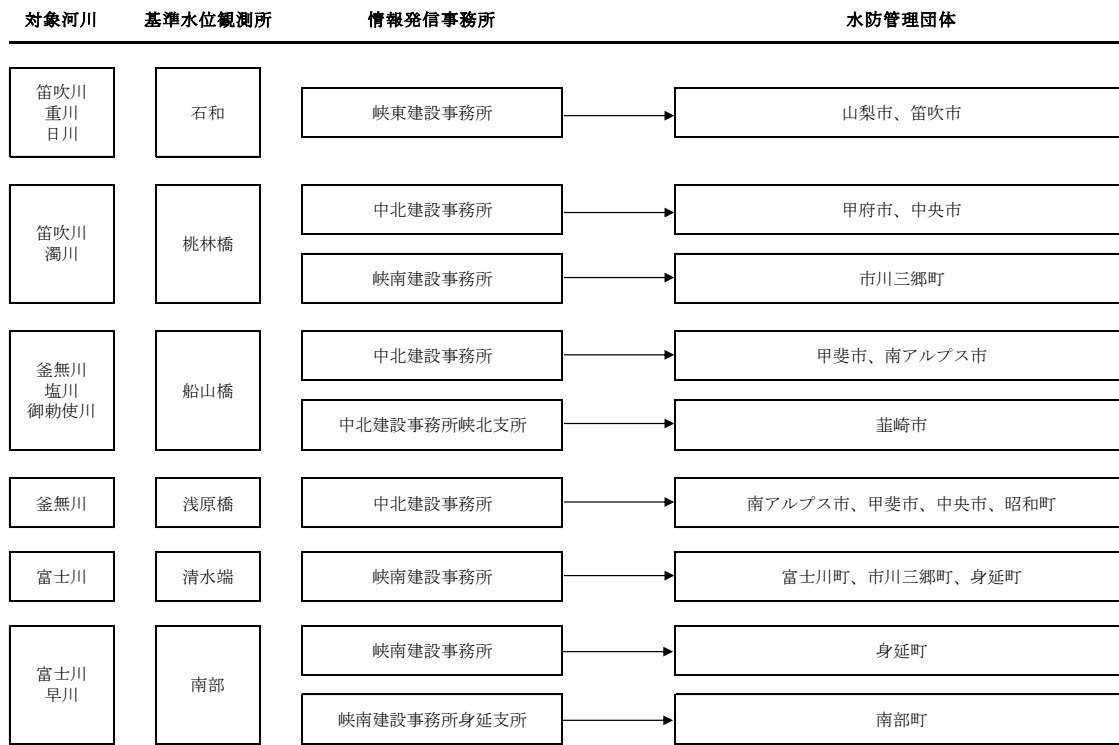


図-1 山梨県水防支部（各建設事務所）から水防管理団体への周知系統図



(4) 水防警報の種類及び発表基準

種類	内容	発表基準
待機	1. 不意の出水あるいは水位の再上昇等が予想される場合に、状態に応じて直ちに水防機関が出勤できるように待機する必要がある旨を警告するもの。 2. 水防機関の出勤期間が長引くような場合に出勤人員を減らしてもさしつかえないが、水防活動をやめることができない旨を警告するもの。	気象予報・警報等及び河川状況により、特に必要と認めるとき。
準備	水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水閘門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに水防機関に出勤の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。	雨量、水位、流量その他の河川状況により、必要と認めるとき。
出勤	水防機関が出勤する必要がある旨を警告するもの。	洪水注意報により、または、水位、流量その他の河川状況により氾濫注意水位を越えるおそれがあるとき。
指示	水位、滞水時間、その他水防活動上必要な状況を明示するとともに越水、漏水、法崩、亀裂、その他河川状況により警戒を必要とする事項を指摘して警告するもの。	大雨・洪水警報・大雨特別警報等により、または、既に氾濫注意水位を越え、災害のおこるおそれがあるとき。
解除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨および当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。	氾濫注意水位以下に下降したとき、または氾濫注意水位以上であっても水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。
地震による堤防の漏水、沈下等の場合又は、上記に準じて水防警報を発表する。		

## 9 山梨県が行う水防警報

### (1) 水防警報を行う河川名、区域

水防法 16 条（水防警報）の規定により、都道府県知事は、洪水により相当な損害を生ずるおそれがある河川を指定することが定められている。山梨県知事が指定する河川及び区域は次のとおりである。

水系	河川名	区域
富士川	荒川	左岸 甲府市山宮町 4 8 3 番地先金石橋から笛吹川合流点まで 右岸 甲斐市牛匂 8 8 番の 1 地先金石橋から笛吹川合流点まで
	塩川	左岸 北杜市明野町上神取 1 6 6 6 番の 1 地先から甲斐市宇津谷字滝沢 5 5 7 7 番の 1 地先まで 右岸 北杜市須玉町東向 1 0 6 8 番の 1 地先から韮崎市本町四丁目 3 1 2 5 番地先まで
	相川	左岸 甲府市古府中町 6 0 3 3 番の 6 地先から甲府市宝二丁目 1 0 2 3 番地先まで 右岸 甲府市塚原町 7 番の 2 地先から甲府市飯田五丁目 6 5 9 番地先まで
	濁川	左岸 甲府市宝一丁目 7 8 番の 2 地先から甲府市下曾根町 3 3 0 4 番地の 2 地先まで 右岸 甲府市宝一丁目 7 0 番の 1 地先から甲府市大津町 1 8 7 1 番地の 1 地先まで
	平等川	左岸 山梨市山根 3 2 0 番の 1 地先から甲府市上曾根町 1 8 3 9 番地の 3 地先まで 右岸 山梨市山根 3 4 0 番地先から甲府市小曲町 1 5 0 5 番地先まで
	滝戸川	左岸 甲府市中畑町 1 2 3 7 番の 1 地先から中央市高部 1 0 4 9 番の 2 地先新滝戸川橋まで 右岸 甲府市心経寺町 7 6 番の 2 地先から中央市高部 1 9 2 2 番の 4 地先新滝戸川橋まで
	境川	左岸 笛吹市境川町藤袋 8 8 5 番地先から甲府市白井町 9 5 0 番の 4 地先白井河原橋まで 右岸 笛吹市境川町大窪 7 番の 6 地先から甲府市白井町 2 2 8 0 番の 1 地先白井河原橋まで
	坪川	左岸 南アルプス市上市之瀬 1 1 7 番の 1 地先から南アルプス市川西 7 番の 1 地先まで 右岸 南アルプス市上野 2 2 6 番の 4 地先から南巨摩郡富士川町大柵 8 9 6 番の 1 地先まで
	滝沢川	左岸 南アルプス市桃園 1 6 0 1 番の 3 地先から南アルプス市川東 4 2 番地先まで 右岸 南アルプス市上宮地 4 7 2 番の 4 地先から南アルプス市川西 7 番の 1 地先まで
	芦川	左岸 西八代郡市川三郷町上野 4 8 1 6 番地先から西八代郡市川三郷町市川大門 2 5 4 7 番の 1 地先まで 右岸 西八代郡市川三郷町上野 3 7 9 9 番の 1 地先から西八代郡市川三郷町市川大門 3 1 1 1 番の 2 地先まで
	釜無川	左岸 北杜市白州町花水字花水 2 2 4 9 番の 3 地先花水坂橋から韮崎市水神一丁目 4 6 2 1 番 4 地先武田橋まで 右岸 北杜市白州町台ヶ原字花水 3 8 0 番の 2 2 地先花水坂橋から韮崎市神山町鍋山字釜無河原 2 1 8 番 1 6 9 地先武田橋まで
	御勅使川	左岸 南アルプス市須澤字清水 1 7 4 番の 1 地先源堰堤から韮崎市龍岡町下條南割字西原 5 9 6 番 1 1 地先御勅使川橋まで 右岸 南アルプス市駒場字東畑官有無番地地先源堰堤から南アルプス

		市六科字北新田448番の1地先御勅使川橋まで
	重川	左岸 甲州市塩山上粟生野字長田1169番地先新千野橋から山梨市歌田字北河原1179番の2地先重川橋まで 右岸 甲州市塩山千野字下河原官有無番地地先新千野橋から山梨市下石森字雲林584番の5地先重川橋まで
	日川	左岸 甲州市勝沼町上岩崎字狐原843番の1地先新祝橋から笛吹市一宮町田中字山之神133番の3地先日川橋まで 右岸 甲州市勝沼町勝沼字御所2520番の10地先新祝橋から山梨市一町田中字前田91番の2地先日川橋まで
	鎌田川	左岸 甲斐市篠原字大冷間1163番地先から中央市今福字大角687番の1地先まで 右岸 甲斐市篠原字大冷間1155番の6地先から中央市今福字大角687番の1地先まで
	貢川	左岸 甲斐市天狗沢字北河原389番の3地先から甲府市上石田二丁目2765番の1地先まで 右岸 甲斐市大久保字村前15番地先から甲府市上石田二丁目849番の1地先まで
	戸川	左岸 南巨摩郡富士川町大久保字茶新居590番の1地先から南巨摩郡富士川町鯉沢字薄田340番の20地先まで 右岸 南巨摩郡富士川町小室字寺尾5765番の3地先から南巨摩郡富士川町鯉沢字新地835番の8地先まで
相模川	桂川	左岸 南都留郡山中湖村山中字梁尻1465番1地先から上野原市上野原字境川14番地先まで 右岸 南都留郡山中湖村山中字梁尻1465番2地先から上野原市鶴島字廻り戸131番2地先まで
	宮川	左岸 富士吉田市上吉田字下り山堀向4907番5地先から富士吉田市富士見六丁目5944番1地先まで 右岸 富士吉田市上吉田字立石4919番2地先から富士吉田市下吉田東四丁目4691番1地先まで
	新名庄川	左岸 南都留郡忍野村内野字中村660番地先から南都留郡忍野村忍草字下屋敷175番2地先まで 右岸 南都留郡忍野村内野字内釜763番地先から南都留郡忍野村忍草字下屋敷173番2地先まで

(2) 水防警報の対象となる基準観測所

水系	河川名	基準観測所名	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位	計画高水位
富士川	荒川	荒川	1.80	3.00	3.40	4.00	4.00
	塩川	岩根橋	0.80	1.70	2.10	2.50	3.00
	相川	相川三之橋	0.80	1.50	1.60	1.90	2.60
	濁川	濁川	1.50	2.00	2.50	3.00	3.74
	平等川	平等川	1.20	1.70	2.10	2.40	2.40
	滝戸川	下曾根	0.70	0.90	1.20	1.40	2.15
	境川	境川橋	0.90	1.20	1.40	1.60	3.10
	坪川	坪川	1.80	3.20	3.80	4.30	4.70
	滝沢川	小笠原橋	1.10	1.30	1.30	1.50	2.84
	芦川	芦川橋	0.50	0.80	1.30	1.40	2.10
	釜無川	穴山橋	1.10	1.70	1.70	2.30	2.80
		国界橋	1.70	2.90	4.00	4.60	4.40

	御勅使川	御勅使上橋	1.60	2.00	2.00	2.80	4.60
	重川	重川	0.70	1.20	1.40	1.60	1.70
		赤尾堰堤下	1.10	1.80	3.00	3.10	2.70
	日川	葡萄橋	0.80	1.40	2.40	2.80	2.10
	鎌田川	鎌田川	3.30	4.60	5.30	5.70	6.60
	貢川	貢川	1.40	2.10	2.40	2.70	2.90
	戸川	戸川橋	1.40	2.30	2.90	3.10	3.40
相模川	桂川	桂川強瀬	1.60	2.80	3.60	4.20	4.20
		城南橋	1.50	2.00	3.60	4.00	4.00
		深山橋	1.40	2.10	2.20	2.60	3.00
	宮川	宮川橋	0.60	0.80	1.50	2.20	3.00
	新名庄川	鶴ヶ池橋	1.10	1.50	1.60	1.80	2.60

(3) 水防警報の伝達経路及び手段

図-1 富士川水系各河川の水防警報連絡系統図

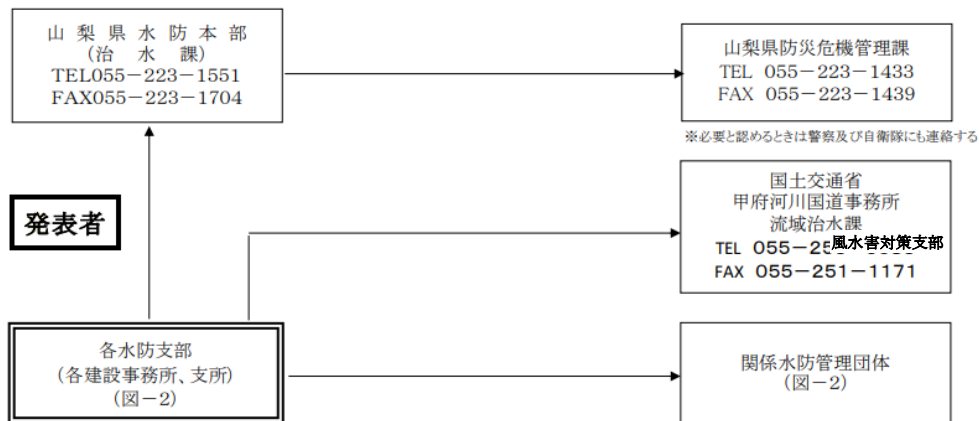


図-1-1 相模川水系各河川の水防警報連絡系統図

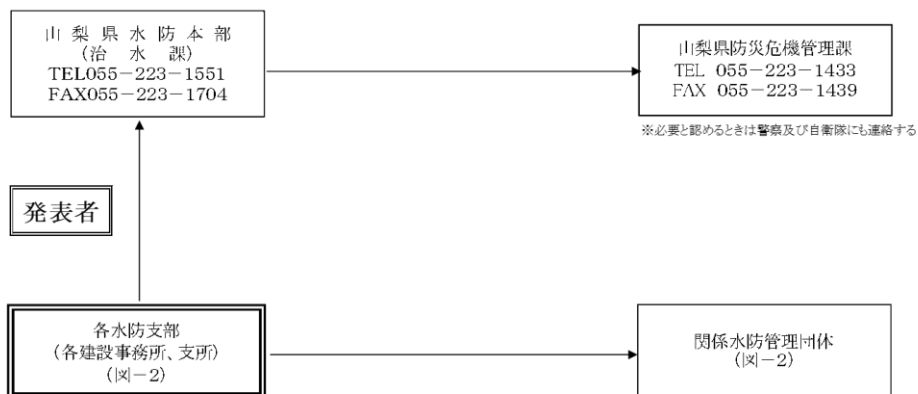
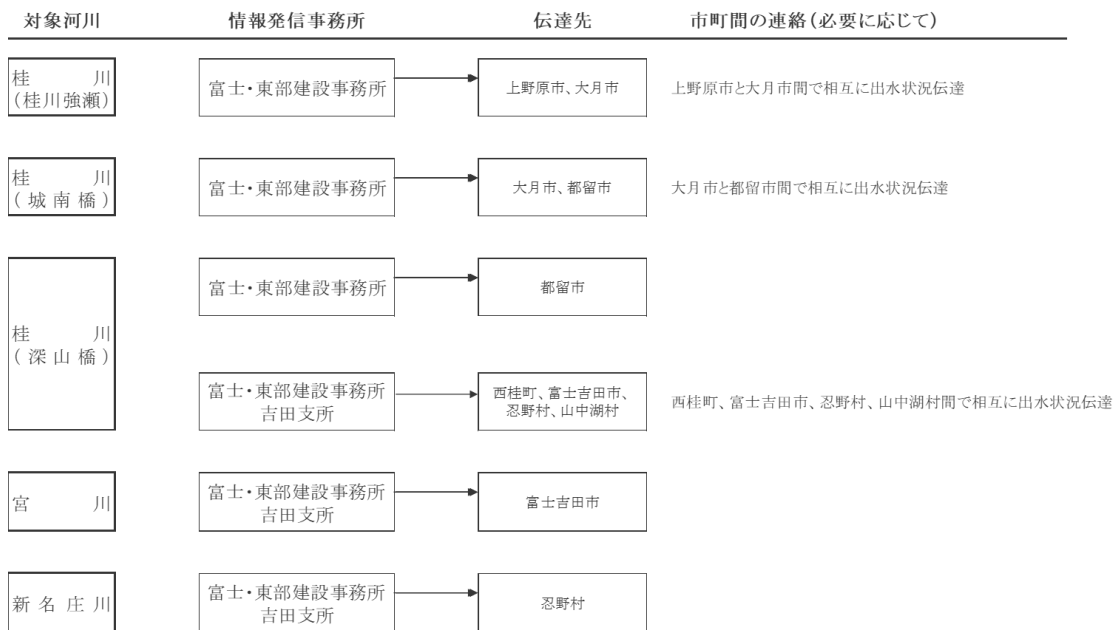


図-2 富士川水系各河川の水防本部（県）から水防管理者等への通知及び周知系統図

対象河川	情報発信事務所	伝達先	市町間の連絡(必要に応じて)
荒川	中北建設事務所	甲府市、甲斐市、中央市、昭和町	甲府市、甲斐市、中央市、昭和町間で相互に出水状況伝達
相川	中北建設事務所	甲府市	
濁川	中北建設事務所	甲府市	
平等川	峡東建設事務所 ※中北建設事務所へも連絡	甲府市、笛吹市、山梨市	甲府市、笛吹市、山梨市間で相互に出水状況伝達
滝戸川	中北建設事務所	甲府市、中央市	甲府市と中央市間で相互に出水状況伝達
境川	峡東建設事務所 ※中北建設事務所へも連絡	甲府市、笛吹市、中央市	甲府市と笛吹市、中央市間で相互に出水状況伝達
坪川	中北建設事務所 ※峡南建設事務所へも連絡	南アルプス市、富士川町	南アルプス市と富士川町間で相互に出水状況伝達
滝沢川	中北建設事務所 ※峡南建設事務所へも連絡	南アルプス市、中央市、富士川町	南アルプス市、中央市、富士川町間で相互に出水状況伝達
芦川	峡南建設事務所 ※中北建設事務所へも連絡	中央市、市川三郷町	中央市と市川三郷町間で相互に出水状況伝達
塩川	峡北支所	北杜市、韮崎市、甲斐市	北杜市と韮崎市、甲斐市間で相互に出水状況伝達
釜無川	峡北支所	北杜市、韮崎市	北杜市と韮崎市間で相互に出水状況伝達
御勅使川	中北建設事務所 ※峡北支所へも連絡	韮崎市、南アルプス市	韮崎市と南アルプス市間で相互に出水状況伝達
重川	峡東建設事務所	山梨市、笛吹市	山梨市と笛吹市間で相互に出水状況伝達
日川	峡東建設事務所	山梨市、笛吹市、甲州市	山梨市、笛吹市、甲州市間で相互に出水状況伝達
鎌田川	中北建設事務所 ※峡北支所へも連絡	甲府市、甲斐市、中央市、昭和町	甲府市、甲斐市、中央市、昭和町間で相互に出水状況伝達
貢川	中北建設事務所	甲府市、甲斐市、中央市、昭和町	甲府市、甲斐市、中央市、昭和町間で相互に出水状況伝達
戸川	峡南建設事務所	富士川町	

図-2-1 相模川水系各河川の水防本部(県)から水防管理者等への通知及び周知系統図



(4) 水防警報の種類及び発表基準

種類	内容	発表基準
待機	1. 不意の出水あるいは水位の再上昇等が予想される場合に、状態に応じて直ちに水防機関が出勤できるように待機する必要がある旨を警告するもの。 2. 水防機関の出勤期間が長引くような場合に出勤人員を減らしてもさしつかえないが、水防活動をやめることができない旨を警告するもの。	気象予報・警報等及び河川状況により、特に必要と認めるとき。
準備	水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水閘門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに水防機関に出勤の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。	雨量、水位、流量その他の河川状況により、必要と認めるとき。
出勤	水防機関が出勤する必要がある旨を警告するもの。	大雨・洪水注意報等により、または、水位、流量その他の河川状況により、氾濫注意水位(警戒水位)を越えるおそれがあるとき。
解除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨および当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。	氾濫注意水位(警戒水位)以下に下降したとき、また、氾濫注意水位(警戒水位)以上であっても水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。
情報	雨量・水位の状況、水位予測、河川・流域の状況等、水防活動上必要と認められるもの。	状況により必要と認めるとき。

## 10 国土交通省が行う水位到達情報の通知

### (1) 水位到達情報の通知を行う河川名、区域

河川名	区域
塩川	左岸 山梨県甲斐市大字宇津谷地先塩川橋から幹川合流点まで 右岸 山梨県韮崎市本町四丁目3125番地先塩川橋から幹川合流点まで
御勅使川	左岸 山梨県韮崎市龍岡町下條南割字西原596番11地先御勅使川橋から幹川合流点まで 右岸 同県南アルプス市六科地御勅使川橋から幹川合流点まで
重川	左岸 山梨県山梨市大字一町田中地先重川橋から笛吹川合流点まで 右岸 同県同市大字下石森地先重川橋から笛吹川合流点まで
日川	左岸 山梨県笛吹市一宮町大字田中地先日川橋から笛吹川合流点まで 右岸 同県山梨市大字一町田中地先日川橋から笛吹川合流点まで
早川	左岸 山梨県南巨摩郡身延町大字遅沢地先の早川橋から幹川合流点まで 右岸 同県同郡身延町大字粟倉地先早川橋から幹川合流点まで

### (2) 水位到達情報の通知の対象となる基準地点と基準水位

河川名	観測所名	氾濫注意水位 (通報水位)	避難判断水位 (警戒水位)	氾濫危険水位 (洪水特別警戒水位)
塩川	金剛地	(6.60)	7.60	7.80
御勅使川	堀切	(1.30)	1.80	2.00
重川	重川	(1.80)	1.90	2.20
日川	日川	(2.40)	4.20	4.70
早川	早川	(-0.20)	3.50	4.37

注) 氾濫注意水位 (通報水位) の ( ) 内の数字は、水防警報発令の参考値である。

### (3) 水位到達情報の伝達経路及び手段

図-1 富士川水系塩川、御勅使川、重川、日川、早川の氾濫危険水位の水位情報連絡系統図

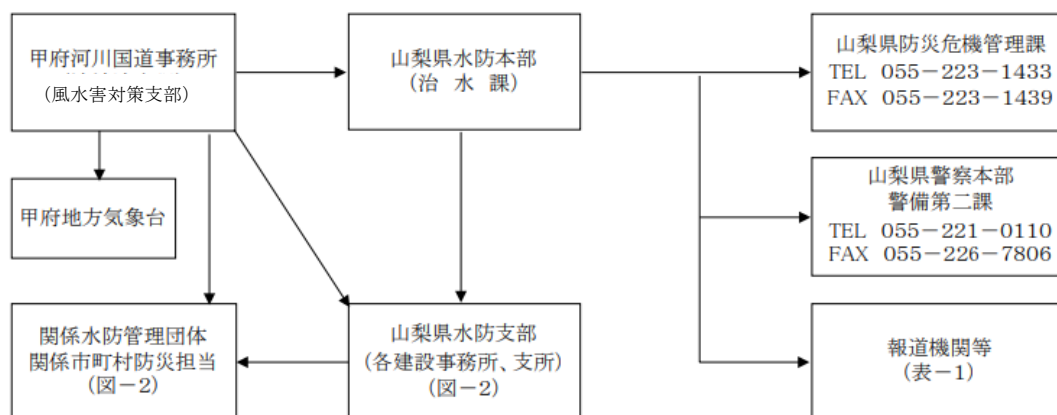


図-2 富士川水系塩川・御勅使川・日川・重川・早川の氾濫危険水位の水防本部の県から水防管理者等への通知及び周知系統図

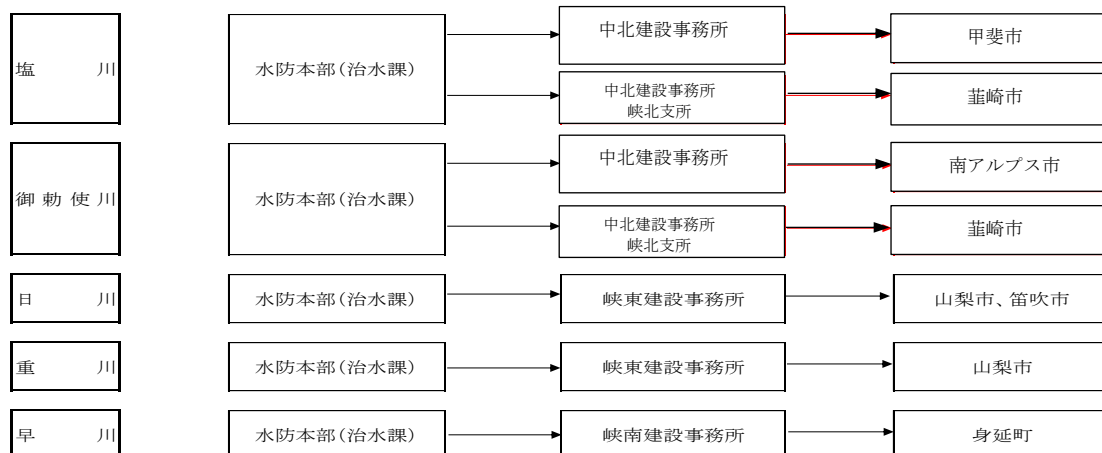


表-1 報道機関電話番号

報道機関名	NHK (甲府放送局)	山梨放送	テレビ山梨	エフエム富士	日本ネットワークサービス	エフエム甲府
電話番号	055-255-2113	055-231-3232	055-232-1114	055-228-6969	055-251-7112	055-225-1171
FAX番号	055-254-5827	055-231-3157	055-237-4423	055-228-1128	055-251-5222	055-225-1190

## 1 1 県が行う水位到達情報の通知

### (1) 水位到達情報の通知を行う河川名、区域

水系名	河川名	区域
富士川	相川	左岸 甲府市古府中町6033番の6地先から甲府市宝二丁目1023番地先まで
		右岸 甲府市塚原町7番の2地先から甲府市飯田五丁目659番地先まで
	濁川	左岸 甲府市宝一丁目78番の2地先から甲府市下曾根町3304番地の2地先まで
		右岸 甲府市宝一丁目70番の1地先から甲府市大津町1871番地の1地先まで
	平等川	左岸 山梨市山根320番の1地先から甲府市上曾根町1839番地の3地先まで
		右岸 山梨市山根340番地先から甲府市小曲町1505番地先まで
	滝戸川	左岸 甲府市中畑町1237番の1地先から中央市高部1049番の2地先新滝戸川橋まで
右岸 甲府市心経寺町76番の2地先から中央市高部1922番の4地先新滝戸川橋まで		
境川	左岸 笛吹市境川町藤袋885番地先から甲府市白井町950番の4地先白井河原橋まで	
	右岸 笛吹市境川町大窪7番の6地先から甲府市白井町2280番の1地先白井河原橋まで	
坪川	左岸 南アルプス市上市之瀬117番の1地先から南アルプス市川西7番の1地先まで	

		右岸 南アルプス市上野 2 2 6 番の 4 地先から南巨摩郡富士川町大 栢 8 9 6 番の 1 地先まで
	滝沢川	左岸 南アルプス市桃園 1 6 0 1 番の 3 地先から南アルプス市川東 4 2 番地先まで 右岸 南アルプス市上宮地 4 7 2 番の 4 地先から南アルプス市川西 7 番の 1 地先まで
	芦川	左岸 西八代郡市川三郷町上野 4 8 1 6 番地先から西八代郡市川三 郷町市川大門 2 5 4 7 番の 1 地先まで 右岸 西八代郡市川三郷町上野 3 7 9 9 番の 1 地先から西八代郡市 川三郷町市川大門 3 1 1 1 番の 2 地先まで
	釜無川	左岸 北杜市白州町花水字花水 2 2 4 9 番の 3 地先花水坂橋から韮 崎市水神一丁目 4 6 2 1 番 4 地先武田橋まで 右岸 北杜市白州町台ヶ原字花水 3 8 0 番の 2 2 地先花水坂橋から 韮崎市神山町鍋山字釜無河原 2 1 8 番 1 6 9 地先武田橋まで
	御勅使 川	左岸 南アルプス市須澤字清水 1 7 4 番の 1 地先源堰堤から韮崎市 龍岡町下條南割字西原 5 9 6 番 1 1 地先御勅使川橋まで 右岸 南アルプス市駒場字東畑官有無番地地先源堰堤から南アルプ ス市六科字北新田 4 4 8 番の 1 地先御勅使川橋まで
	重川	左岸 甲州市塩山上粟生野字長田 1 1 6 9 番地先新千野橋から山梨 市歌田字北河原 1 1 7 9 番の 2 地先重川橋まで 右岸 甲州市塩山千野字下河原官有無番地地先新千野橋から山梨市 下石森字雲林 5 8 4 番の 5 地先重川橋まで
	日川	左岸 甲州市勝沼町上岩崎字狐原 8 4 3 番の 1 地先新祝橋から笛吹 市一宮町田中字山之神 1 3 3 番の 3 地先日川橋まで 右岸 甲州市勝沼町勝沼字御所 2 5 2 0 番の 1 0 地先新祝橋から山 梨市一町田中字前田 9 1 番の 2 地先日川橋まで
	鎌田川	左岸 甲斐市篠原字大冷間 1 1 6 3 番地先から中央市今福字大角 6 8 7 番の 1 地先まで 右岸 甲斐市篠原字大冷間 1 1 5 5 番の 6 地先から中央市今福字大 角 6 8 7 番の 1 地先まで
	貢川	左岸 甲斐市天狗沢字北河原 3 8 9 番の 3 地先から甲府市上石田二 丁目 2 7 6 5 番の 1 地先まで 右岸 甲斐市大久保字村前 1 5 番地先から甲府市上石田二丁目 8 4 9 番の 1 地先まで
	戸川	左岸 南巨摩郡富士川町大久保字茶新居 5 9 0 番の 1 地先から南巨 摩郡富士川町鯉沢字薄田 3 4 0 番の 2 0 地先まで 右岸 南巨摩郡富士川町小室字寺尾 5 7 6 5 番の 3 地先から南巨摩 郡富士川町鯉沢字新地 8 3 5 番の 8 地先まで
相模川	桂川	左岸 南都留郡山中湖村山中字梁尻 1 4 6 5 番 1 地先から上野原市 上野原字境川 1 4 番地先まで 右岸 南都留郡山中湖村山中字梁尻 1 4 6 5 番 2 地先から上野原市 鶴島字廻り戸 1 3 1 番 2 地先まで

	宮川	左岸 富士吉田市上吉田字下り山堀向4907番5地先から富士吉田市富士見六丁目5944番1地先まで 右岸 富士吉田市上吉田字立石4919番2地先から富士吉田市下吉田東四丁目4691番1地先まで
	新名庄川	左岸 南都留郡忍野村内野字中村660番地先から南都留郡忍野村忍草字下屋敷175番2地先まで 右岸 南都留郡忍野村内野字内釜763番地先から南都留郡忍野村忍草字下屋敷173番2地先まで

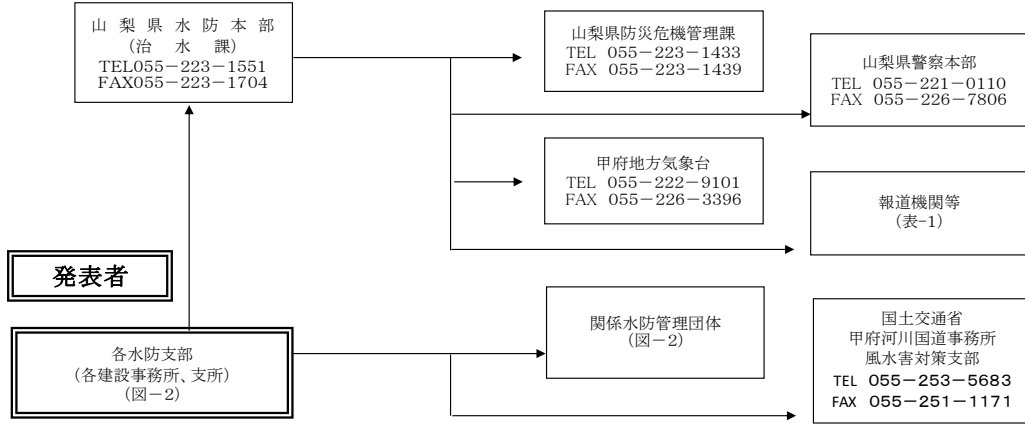
(2) 水位到達情報の通知の対象となる基準地点と基準水位

水系	河川名	観測所名	水防団待機水位 (通報水位)	氾濫注意水位 (警戒水位)	避難判断水位 (洪水特別警戒水位)	氾濫危険水位	
富士川	相川	相川三之橋	0.80	1.50	1.60	1.90	
	濁川	濁川	1.50	2.00	2.50	3.00	
	平等川	平等川	1.20	1.70	2.10	2.40	
	滝戸川	下曾根	0.70	0.90	1.20	1.40	
	境川	境川橋	0.90	1.20	1.40	1.60	
	坪川	坪川	1.80	3.20	3.80	4.30	
	滝沢川	小笠原橋	1.10	1.30	1.30	1.50	
	芦川	芦川橋	0.50	0.80	1.30	1.40	
	釜無川	穴山橋	国界橋	1.10	1.70	1.70	2.30
			国界橋	1.70	2.90	4.00	4.60
	御勅使川	御勅使上橋	1.60	2.00	2.00	2.80	
	重川	赤尾堰堤下	重川	0.70	1.20	1.40	1.60
			赤尾堰堤下	1.10	1.80	3.00	3.10
	日川	葡萄橋	0.80	1.40	2.40	2.80	
	鎌田川	鎌田川	3.30	4.60	5.30	5.70	
貢川	貢川	1.40	2.10	2.40	2.70		
戸川	戸川橋	1.40	2.30	2.90	3.10		
相模川	桂川	桂川強瀬	1.60	2.80	3.60	4.20	
		城南橋	1.50	2.00	3.60	4.00	
		深山橋	1.40	2.10	2.20	2.60	
	宮川	宮川橋	0.60	0.80	1.50	2.20	
	新名庄川	鶴ヶ池橋	1.10	1.50	1.60	1.80	

(3) 水位到達情報の伝達経路及び手段

図-1 各河川の水位到達情報連絡系統図

ア 富士川水系の場合



イ 相模川水系の場合

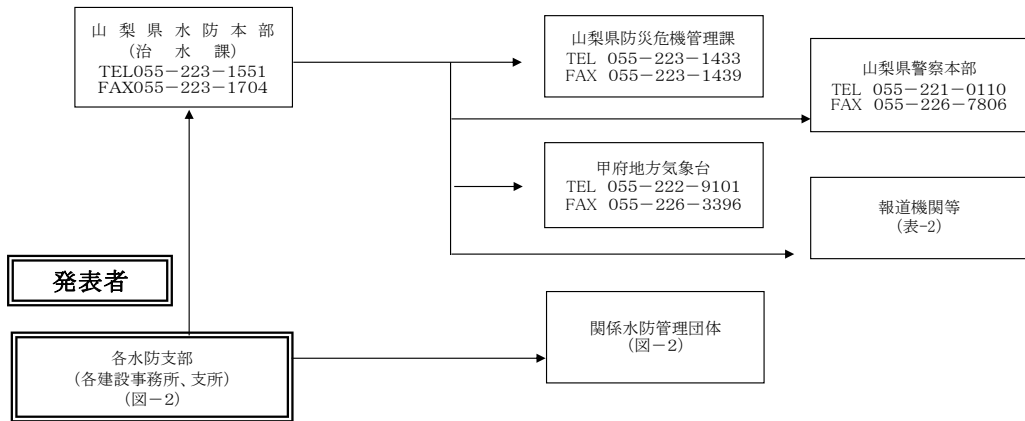


図-2 各河川の水防支部(県)から水防管理団体への通知及び周知系統図

対象河川	情報発信事務所	伝達先 ※	市町間の連絡(必要に応じて)
相 川	中北建設事務所	甲府市	
濁 川	中北建設事務所	甲府市	
平 等 川	峡東建設事務所 <small>※中北建設事務所へも連絡</small>	甲府市、笛吹市、 山梨市	甲府市、笛吹市、山梨市間で相互に出水状況伝達
滝 戸 川	中北建設事務所	甲府市、中央市	甲府市と中央市間で相互に出水状況伝達
境 川	峡東建設事務所 <small>※中北建設事務所へも連絡</small>	甲府市、笛吹市	甲府市と笛吹市間で相互に出水状況伝達
坪 川	中北建設事務所 <small>※峡南建設事務所へも連絡</small>	南アルプス市、富士川町	南アルプス市、富士川町間で相互に出水状況伝達
滝 沢 川	中北建設事務所 <small>※峡南建設事務所へも連絡</small>	南アルプス市、中央市、 富士川町	南アルプス市、中央市、富士川町間で相互に出水状況伝達
芦 川	峡南建設事務所 <small>※中北建設事務所へも連絡</small>	中央市、市川三郷町	中央市と市川三郷町間で相互に出水状況伝達
釜 無 川	峡北支所	北社市、韭崎市	北社市と韭崎市間で相互に出水状況伝達
御 勅 使 川	中北建設事務所 <small>※峡北支所へも連絡</small>	韭崎市、南アルプス市	韭崎市と南アルプス市間で相互に出水状況伝達
重 川	峡東建設事務所	山梨市、甲州市	山梨市と甲州市間で相互に出水状況伝達
日 川	峡東建設事務所	山梨市、笛吹市、甲州市	山梨市、笛吹市、甲州市間で相互に出水状況伝達
鎌 田 川	中北建設事務所	甲府市、甲斐市、 中央市、昭和町	甲府市、甲斐市、中央市、昭和町間で相互に出水状況伝達
貫 川	中北建設事務所	甲府市、甲斐市、 中央市、昭和町	甲府市、甲斐市、中央市、昭和町間で相互に出水状況伝達
戸 川	峡南建設事務所	富士川町	
桂 川 (桂川強瀬)	富士・東部建設事務所	上野原市、大月市	上野原市と大月市間で相互に出水状況伝達
桂 川 (城南橋)	富士・東部建設事務所	大月市、都留市	大月市と都留市間で相互に出水状況伝達
桂 川 (深山橋)	富士・東部建設事務所	都留市	
	富士・東部建設事務所 吉田支所	西桂町、富士吉田市、 忍野村、山中湖村	西桂町、富士吉田市、忍野村、山中湖村間で相互に出水状況伝達
宮 川	富士・東部建設事務所 吉田支所	富士吉田市	
新 名 庄 川	富士・東部建設事務所 吉田支所	忍野村	

※ 関係水防管理者及び関係市町村へ伝達先は、第8章 第2節「水防管理団体連絡先一覧」を参照

表-1 報道機関電話番号

報道機関名	NHK (甲府放送局)	山梨放送	テレビ山梨	エフエム富士	日本ネットワークサービス	エフエム甲府
電話番号	055-255-2113	055-231-3232	055-232-1114	055-228-6969	055-251-7112	055-225-1171
FAX番号	055-254-5827	055-231-3157	055-237-4423	055-228-1128	055-251-5222	055-225-1190

表-2 報道機関電話番号

報道機関名	NHK (甲府放送局)	山梨放送	テレビ山梨	エフエム富士	CATV富士五湖	FM富士五湖
電話番号	055-255-2113	055-231-3232	055-232-1114	055-228-6969	0555-22-1714	0555-30-2255
FAX番号	055-254-5827	055-231-3157	055-237-4423	055-228-1128	0555-22-3590	0555-30-2266

## 第5節 雪害対策

雪害が発生した場合、又は発生のおそれがある場合、県、市町村及び防災関係機関が連携し、被害拡大防止と被災者の救助救護に努める必要がある。このため県、市町村及び防災関係機関は、それぞれ雪害の規模、程度、拡大のおそれ等を判断し、災害対策本部等を速やかに設置し、雪害応急対策を実施する。

### 1 道路交通における雪氷対策

#### (1) 雪氷対策体制

- ア 冬期における円滑な道路交通の確保のため、県は、雪氷対策体制を確立するものとする。
- イ 雪氷対策体制の確立期間は、12月1日から翌年3月31日までとし、この期間を雪氷対策期間とする。但し、本部長が必要と認めるときは、この期間を変更することができるものとする。
- ウ 雪氷対策体制は雪氷対策本部及び支部からなり、組織、設置場所は次のとおりとする。
- |         |      |                  |
|---------|------|------------------|
| ①雪氷対策本部 | 本部長  | 県土整備部長           |
|         | 副本部長 | 道路管理課長           |
|         | 本部職員 | 道路管理課員及び本部長が命じた者 |
|         | 設置場所 | 道路管理課            |
| ②雪氷対策支部 | 支部長  | 建設事務所長           |
|         | 副支部長 | 次長、支所長及び支部長が認めた者 |
|         | 支部職員 | 建設事務所職員          |
|         | 設置場所 | 各建設事務所、支所        |
- エ 掌握事務について
- ① 本部長は、高速道路会社、国土交通省、市町村などの道路管理者(以下、「各道路管理者」という。)及び交通管理者などの関係機関と連絡を密にし、情報収集や調整に努め、県民への広報を行うと共に適切な雪氷体制の確立を各支部へ指示する。
  - ② 支部長は、あらかじめ、各道路管理者や関係機関と情報を交換し、必要に応じて連絡会議を開催し調整を行うとともに、雪氷対策体制を確立するものとする。また支部長は、雪氷対策期間前に「雪氷対策実施計画書」を定め、除雪委託業者の作業範囲や、各道路管理者との除雪の連携方策について調整を行うものとする。
  - ③ 支部長は、積雪時には、道路交通への支障の有無を掌握し、本部に報告すると共に雪氷対策に万全を期すものとする。
- オ 除雪実施体制について
- ① 本部及び支部は、積雪時及び積雪の恐れがある場合に、別表1のとおり除雪実施体制を築くものとする。
  - ② 県は、除雪体制や除雪目標等を定めた、山梨県道路除排雪計画を策定するものとする。
  - ③ 雪氷対策本部及び支部は、山梨県道路除排雪計画に基づき除雪を実施するものとし、やむを得ず通行規制を実施する場合や立ち往生車両の措置等についても同計画に基づくものとする。

別表 1

	体制の発令基準
準備体制	・ 気象予報等により降雪又は凍結が予想される場合
注意体制	・ 路面凍結し、又は雪が降り始め、交通に支障が生じるおそれがある場合 ・ 積雪深が 10cm に達した場合 ・ 気象台から大雪注意報が発表された場合
警戒体制	・ 路面凍結等により一般交通を確保できないと判断される場合 ・ 積雪深が 20cm に達し、さらに降雪のおそれがある場合 ・ 積雪があり、気象台により大雪警報が発表された場合
非常体制	・ 気象情報等により、豪雪吹雪等が予想され、路面の積雪状況により広範囲に交通不能と判断される場合 ・ 県内の広範囲に積雪深が 30cm を大きく超え、さらに積雪が見込まれるとき ・ 異常降雪における災害警戒本部が設置された場合

## 2 住民組織との連携、情報連絡等

雪害時においては、県は、市町村、自主防災組織、ボランティア等との連携、及び情報連絡を密にし、住民行動の円滑な展開及び住民ニーズに即した対策の推進を図る。

## 3 広報活動

県及び市町村は、災害予防計画における広報活動のうち、雪害時においても必要な事項については、繰り返し広報を実施して、県民に対する注意喚起等を行う。更に、雪の影響による重大事故等が発生したときは、迅速的確な広報を実施し、再発防止に努める。

## 4 消防防災ヘリコプター等の活用

県は、消防防災ヘリコプター等を活用し、雪崩危険箇所等に係る情報を上空から適時収集し、地上からは発見しにくい異常現象等の早期発見に努める。

# 第6節 消防対策

## 1 市町村相互の連絡指導及び応援部隊への対応

(1) 県は、火災をはじめ各種災害に対処して、市町村及び消防機関間で締結している応援協定の円滑な運用のため、各消防機関の消防力の充実を図るよう指導する。

また、都道府県知事には消防組織法第 43 条により市町村長に対する災害防ぎよに関する指示権が与えられているので、県下消防機関等の消防力の現状の把握に努める。

(2) 消防の応援を要請しようとする市町村長又は消防長は、次の事項に留意して他の消防機関に要請を行うものとする。

- ア 応援に必要な部隊数、資機材、活動内容
- イ 集結場所への連絡員の派遣
- ウ 延焼阻止線に近い水利への安全な誘導方法

## 2 災害防ぎょ措置

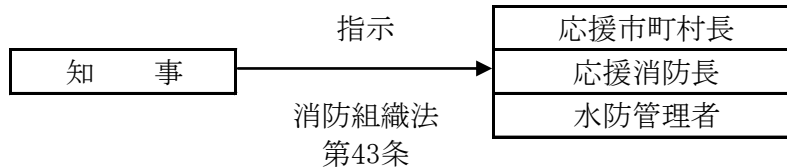
(1) 災害が広域にわたり又は大規模である場合は、被災市町村が一体となり又は他の市町村の応援を得て災害防ぎょを実施する。

非常事態の場合において緊急の必要があるときは、知事は消防組織法第43条に基づき市町村長又は消防長に対し

- ア 災害防ぎょの実施方法
- イ 他市町村への消防隊員の応援要請
- ウ 災害用資器材の調達輸送
- エ その他の応援

等の指示を行い、防ぎょ措置の早期確立を図る。

**知事の指示（消防組織法）**



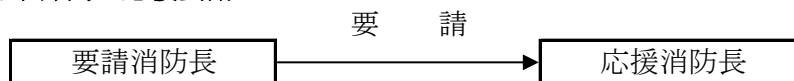
また、県内の消防力や既存の消防相互応援協定では対処できないと判断したときは、知事は消防庁長官に対し緊急消防援助隊の出動や広域航空応援等の消防の広域応援を要請する。

(2) 各消防本部消防長は、

- ア 所轄消防本部の消防力によっては、防ぎょ、救助等が著しく困難と認めるとき
- イ 災害を防除するため、他の消防本部の保有する機械器具等が必要と認めるとき
- ウ 災害が他の消防本部の管轄内に拡大し、又は影響を与えるおそれのあるとき

「山梨県常備消防相互応援協定」により、他の消防本部の消防長に応援を求めるものとする。

**消防本部間の応援要請**



(3) 危険区域、特殊建物の防ぎょ対策

市町村長又は消防長は、公衆の出入りする場所、多数の者が勤務する場所、木造大建築物等で火災が発生したならば人命の危険及び延焼の拡大のおそれのある建物又は地域に対して、予め次の事項に留意して、小地域ごとに区画し、火災警防計画を樹立するものとする。

- ア 出動部隊数
- イ 消防署所又は機械器具置場から防火対象物までの順路、距離及び出動から放水開始までの所要時分
- ウ 各部隊到着順ごとの水利統制
- エ 各部隊の進入担当方面
- オ 使用放水口及び所要ホース数
- カ 爆発物件、引火性物件その他危険物の所在
- キ 避難予定地及び誘導方面並びに人的危険発生のおそれのある箇所における人命救助方法

(4) 消防水利の統制

市町村長又は消防長は、消防隊が効果的に水利を活用するため、予め到着順ごとに水利部署を規制する計画を各地区ごとに水道鉄管口径、圧力、有限水利（貯水槽（池））及び河川等の自然水利と併せて適切に活用できるよう総合的に判断し定めるものとする。

また、「平常時」「減水時」「断水時」といかなる状況下においても対応できるよう、予

め水利統制計画を樹立するものとする。

**ア 有限貯水槽(池)等の消防ポンプ車配置標準**

- ① 40 m<sup>3</sup>貯水槽(池)その他これらと同等の水利では1～2台
- ② 60 m<sup>3</sup>貯水槽(池)その他これらと同等の水利では1～3台
- ③ 100 m<sup>3</sup>貯水槽(池)その他これらと同等の水利では2～4台
- ④ 火災拡大のおそれがある地域、長時間防ぎよを必要とする特殊な火災のときは、40 m<sup>3</sup>及び60 m<sup>3</sup>に1台、100 m<sup>3</sup>に2台とし、それ以上部署するときは、吸水と併行して充水隊を編成し充水する。

**イ 水道管の口径、水圧からみた放水可能口数**

水圧	鋼管口径mm 口数	75	100	150	200	250	300	350	400
0～0.34kg/cm <sup>2</sup>		0	0	0	0	1～2	2	2	3
0.35～0.7		0	1	1～3	2～3	2～3	2～3	2～3	4～6
0.7～1.4		0	2	2～3	2～4	3～4	3～4	4	
1.4～2.1		1	2～3	2～3	3～4	3～5	4～5	5	
2.1～		1～2	2～4	3～5	3～5	3～6	4～6	5～7	

**(5) 飛火警戒**

市町村長又は消防長は、飛火によって第2次、第3次の火災が連続して、大火を導引するおそれのあるときを考慮し、受け持ち区域全般にわたって、予め警戒配備場所及び警戒方法並びに自衛消防隊等の統制連絡を決定しておき、いずれの方向に火災が発生しても警戒配備につくことができるよう、飛火警戒計画を樹立するものとする。

**ア 飛火防ぎよ部隊の編成**

飛火防ぎよ部隊は飛火警戒隊と警戒巡ら隊とに区別する。

**イ 飛火警戒隊**

飛火によって第2次、第3次の火災が発生したとき出動防ぎよする部隊であって、この部隊は概ね次により編成する。

- ① 所定防ぎよ部隊以外の予備部隊をもって1ないし数隊編成する。
- ② 前項のほか風下方面は自衛消防隊による。

**ウ 警戒巡ら隊**

飛火によって発生する火災の危険を早期に発見するため、要所を巡回し警戒する部隊であって、概ね次による。

- ① 消防団もしくは自衛消防隊をもってこれにあてる。
- ② 消火器、バケツ、火叩き等の消火資材を携行する。

**エ 飛火警戒の配置標準**

- ① 風下方面400m以内は、飛火警戒隊を根幹とし、地元自衛消防隊等と飛火警戒にあたる。
- ② 前項飛火警戒隊は、風下方向概ね200m内外の場所であって、通信連絡が至便で、高所見張りに適する地点を選んで配置する。
- ③ 風下方面600m以上及び風下寄、風横方面であって飛火危険のおそれのある地域に対しては地元住民をもって警戒にあたる。

**オ 飛火警戒の要領**

- ① 飛火警戒隊のうち1名を高所見張員として、飛火火災の早期発見にあてる。
- ② 自衛消防隊等には小型ポンプ、バケツ、火叩き等を携行させ、住宅等の屋上その他の高所に配置する。

### 3 林野火災の応急対策

#### (1) 県のとるべき措置

##### ア 消防防災ヘリコプターの出動

知事は、市町村長等からの要請に基づき、消防防災ヘリコプターを出動させる。

- ・情報の掌握
- ・空中消火
- ・地上防ぎよ隊への資器材補給
- ・防ぎよ戦術の支援  
等の活動にあたる。

##### イ 消防庁への応援要請

知事は、県所有の消防防災ヘリコプターのみでは不十分と予想するときは、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づき、消防庁に対しヘリコプターの派遣を要請する。

##### ウ 自衛隊への応援要請

知事は、前項のほか、自衛隊の派遣を必要とするときは、市町村長の依頼により、自衛隊に対し「災害派遣要請要領」に基づき、自衛隊の派遣を要請する。

#### (2) 市町村のとるべき措置

ア 市町村長又は消防長は、林野火災が発生したときは、県森林環境部関係機関並びに林業関係団体等に早期に火災状況を通報するとともに、状況に応じ知事に消防防災ヘリコプターの出動を要請するものとする。

イ 消防機関は、林野火災を想定した消防計画や林野火災防御図のほか、強風下の林野火災を想定した飛び火警戒要領等の策定等を行い、効果的な消火活動体制を整備するとともに、次の事項を検討して万全の対策を講ずるものとする。

- ① 各部隊の出動地域(以下、消防団を含む。)
- ② 出動順路及び防ぎよ担当区域
- ③ 携行する消防資器材
- ④ 指揮、命令、報告、連絡通信及び信号の方法
- ⑤ 隊員の安全確保
  - ・気象状況の急変による事故防止
  - ・落石、転落等による事故防止
  - ・進入、退路の明確化
  - ・隊及び隊員相互の連携
  - ・地理精通者の確保
  - ・隊員の服装
- ⑥ 応援部隊の要請、集結場所及び誘導方法
- ⑦ 防火線の設定
- ⑧ 消防防災ヘリコプター及び自衛隊ヘリコプターの出動要請基準
- ⑨ ヘリポートの設定及び給水場所の確保
- ⑩ 消火薬剤及び資器材等の確保
- ⑪ 救急救護対策
- ⑫ 食料、飲料水、資器材及び救急資材の運搬補給
- ⑬ 関係機関(山梨森林管理事務所、近隣市町村及び電力会社等)との連絡方法

ウ 市町村又は消防長は、熱源探査を活用した効果的な延焼状況等の把握や消火活動のため、熱画像直視装置や無人航空機等の関連する資機材の整備を促進するものとする。

エ 市町村は、林野火災においては迅速な初期消火が重要であることから、消防団について、消防本部等と連携した実践的かつ効果的な訓練の充実や、悪条件下での情報伝達体制の強化、火災対応能力の向上に必要な資機材等の充実等を図るものとする。

る。

オ 市町村は、林野火災用工作機器、可搬式消火機材等の消防用機械・資機材の整備促進に努めるものとする。

カ 市町村又は消防長は、水利に限られる山間地での消火活動の実施のため、自然水利の利用や消防用水の確保が可能な車両等、林野内への送水や放水を可能にする資機材の充実強化を図るとともに、建設業者等の所有車両の活用に向けて連携を強化するものとする。

### (3) 消火活動

ア 消防機関等は、火災防御に当たっては人命を第一とし、住家等への延焼防止を最優先に行うものとする。

イ 市町村又は消防長は、林野火災対応の指揮体制を早期に確立するとともに、関係機関との調整等を含む消防活動全体の総合調整を行うものとする。

ウ 消防機関等は、速やかに火災の状況を把握するとともに、消防計画、林野火災防御図、飛び火警戒要領等の活用や、地上消火隊及び消防防災航空隊間の連携により、迅速かつ効果的な消火活動を行うものとする。また、活動終期にあつては、空中からの熱源探査並びに地上での警戒及び残火処理を徹底し、確実な鎮火を行うものとする。

エ 消防機関は、急激な延焼拡大や火災の長期化にも的確に対応できるよう、林野火災の発生を他の消防機関や消防防災航空隊、自衛隊に情報共有するとともに、早期に応援を要請するものとする。

オ 消防機関は、林野火災防御図の活用等を図りつつ、効果的な消火活動を実施するとともに、時期を失することなく、近隣市町村に応援要請を行うなど早期消火に努めるものとする。

カ 県内応援部隊の調整を行う代表消防機関は、火災の延焼状況等を把握し、被災市町村の消防機関に対して応援部隊の派遣に係る調整など支援を行うものとする。

キ 消防機関等は、消火活動の実施に当たり、滑落や落石、火煙に囲まれる危険性等の山間地特有の安全管理を周知徹底するものとする。

### (4) 被災地域外の部隊による応援

ア 消防防災航空隊及び自衛隊による迅速かつ効果的な空中消火を行うため、ヘリコプター機数、給水拠点、燃料補給方法などの調整を行うとともに、地上及び空中の消火活動の連携強化に努めるものとする。

イ 応援部隊は、水利に限られる山間地での消火活動の実施のため、自然水利の利用や消防用水の確保が可能な車両等を活用するものとする。

ウ 応援部隊は、人員・資機材の搬送に当たって、山間地の悪路・隘路でも走行可能な車両を適切に活用するものとする。

エ 応援部隊は、地域の実情に精通した消防団を含む消防機関と情報共有を密にして連携の強化を図るものとする。

### (5) 要配慮者への配慮

市町村は、林野火災が急激に延焼拡大して避難指示等が広範囲となる場合があるため、避難行動要支援者の避難支援が適切に行われるよう十分配慮するものとする。

## 第7節 原子力災害応急対策

本節は、中部電力(株)浜岡原子力発電所において原子力災害対策指針に基づく警戒事態、施設敷地緊急事態又は全面緊急事態が発生した場合（本県の地域が緊急事態応急対策実施区域に指定された場合も含む。）の対応を示したものである。

なお、これら以外の場合であっても、原子力防災上必要と認められる場合は、本節に示した対策に準じて対応する。

### 1 情報の収集及び連絡体制の確立

#### (1) 警戒事態発生後

静岡県御前崎市で震度6弱以上の地震が発生するなど原子力災害対策指針に規定する警戒事態が発生した場合、県は、国、静岡県から、原子力事業所の状況等に関する情報を収集し、必要に応じ、県内市町村等に連絡する。

また、必要に応じて、静岡県に職員を派遣するなど自ら情報収集活動を実施し、事態の状況などを把握する。

#### (2) 施設敷地緊急事態発生後

全交流電源の喪失など原子力災害対策指針に規定する施設敷地緊急事態が発生した場合、県は、国、静岡県から原子力発電所の状況、緊急時モニタリング情報、防護措置の実施状況などについて情報を収集し、県内市町村等に連絡する。

#### (3) 全面緊急事態発生後

全ての非常用炉心冷却装置による原子炉への注水が不能など原子力災害対策指針に規定する全面緊急事態が発生した場合、県は、国、静岡県から、原子力発電所周辺の状況、緊急時モニタリング情報、避難・屋内退避等の状況とあわせて、緊急事態応急対策活動の状況を把握し、必要に応じ、県内市町村等に連絡する。

### 2 活動体制の確立

#### (1) 防災危機管理課職員の参集

中部電力浜岡原子力発電所において警戒事態が発生した場合、速やかに防災危機管理課職員は参集し、情報の収集及び連絡体制を確立する。

#### (2) 原子力災害警戒本部の設置

中部電力浜岡原子力発電所において施設敷地緊急事態が発生した場合またはその恐れがある場合は、速やかに本部職員を非常参集し、原子力災害警戒本部を設置する。

原子力災害警戒本部の構成員は、県災害警戒本部に準ずるものとし、応急対策について必要な調整を行う。

#### (3) 原子力災害対策本部の設置

県は、中部電力浜岡原子力発電所において全面緊急事態が発生した場合またはその恐れがある場合は、原子力災害対策本部を設置する。

原子力災害対策本部の構成員は、県災害対策本部に準ずるものとし、必要な応急対策を行う。

### 3 モニタリング活動

#### (1) 施設敷地緊急事態発生後の対応

県は、国、静岡県、原子力事業者等が実施する緊急時モニタリングの結果を収集する。

また、必要に応じて平常時に行っている環境放射線モニタリングの頻度を増やして実施する。

モニタリング結果は、速やかに公表する。

#### (2) 緊急時モニタリング活動

県は、国からの指示に従い、緊急時モニタリングを実施する。

緊急時モニタリングは、国、地方公共団体、原子力事業者及び関係指定公共機関の要員で構成された緊急時モニタリングセンターの指揮のもとに行われる。

### (3) 放射性各種濃度の測定

県は、あらかじめ定められた分掌に基づき、飲料水、食品、大気浮遊塵、降下物等の測定を行うとともに、測定結果を県ホームページで公表する。

なお、濃度測定の方掌は、概ね次のとおりとする。

- |   |       |                  |
|---|-------|------------------|
| ア | 福祉保健部 | 飲料水の検査           |
| イ | 森林環境部 | 林産物、大気、水質、廃棄物の検査 |
| ウ | 産業政策部 | 工業製品の検査          |
| エ | 農政部   | 農畜水産物の検査         |
| オ | 県土整備部 | 下水汚泥の検査          |

## 4 市町村・県の区域を越えた避難者の受け入れ

原子力災害による県外から本県への避難者については、関係都道府県からの協議を受け、本章第1節5「広域避難」及び本章第1節6「広域一時滞在」により受け入れるものとする。なお、県は必要に応じて、一時避難所を確保するとともに、県営住宅又は県職員宿舎等を活用し避難者の受け入れに努める。

## 5 屋内退避、避難誘導等の防護活動

- (1) 原子力緊急事態が発生した場合には、原災法第15条の規定に基づき、内閣総理大臣は、応急対策を実施すべき区域の市町村長及び都道府県知事に対し、下記の表1の指標を踏まえて、住民等に屋内退避や避難の指示を行うべきことの指示を行うこととなっている。

万一、本県に対して原災法第15条の指示があった場合、県及び関係市町村は、住民等に対し即時性のある正確かつきめ細やかな情報の提供を行うこととする。

なお、情報提供に当たっては、高齢者、障害者、乳幼児、外国人、妊産婦その他の災害時要援護者に十分配慮するものとする。

- (2) 市町村長は、内閣総理大臣から屋内退避もしくは避難に関する指示があったとき、住民等に対する屋内退避又は避難の指示の措置をとる。

なお、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の流行下において、原子力災害が発生した場合、住民等の被ばくによるリスクとウイルスの感染拡大によるリスクの双方から、国民の生命・健康を守ることを最優先とする。具体的には、避難又は一時移転を行う場合には、その過程又は避難先等における感染拡大を防ぐため、避難所・避難車両等における感染者とそれ以外の者との分離、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等の感染対策を実施する。

- (3) 県は、市町村長が屋内退避もしくは避難を指示した区域について、外部から車両等が進入しないように指導するなど、交通の規制及び立入制限等必要な措置をとるよう関係機関に要請する。

表1 屋内又は避難等に関する指標

基準の概要	初期設定値（※1）	防護措置の概要
地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させる際の基準	500 $\mu$ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率 <sup>※2</sup> )	数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。(移動が困難な者の一時屋内退避を含む)
地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物 <sup>※3</sup> の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	20 $\mu$ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率 <sup>※2</sup> )	1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに、1週間内に一時移転を実施。

※1「初期設定値」とは緊急事態当初に用いるOILの値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合にはOILの初期設定値は改定される。

※2 本値は地上1mで計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上1mでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。

※3「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの（例えば野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳）をいう。

※4「一時移転」とは、緊急の避難が必要な場合と比較して空間放射線量率等は低い地域ではあるが、日常生活を継続した場合の無用の被ばくを低減するため、一定期間のうちに当該地域から離れるために実施する防護措置をいう。

## 6 飲料水・飲食物の摂取制限

- (1) 県は、緊急時モニタリングの結果に基づき、原子力規制委員会及び厚生労働省が示す飲食物摂取制限に関する指標を超え、又は超えるおそれがあると認められる場合は、汚染水源の使用禁止、汚染飲料水の飲用禁止、汚染飲食物の摂取制限等必要な措置を関係市町村又は水道事業者に指示又は要請する。
- (2) 県は、国の指示及び要請に基づき、農畜産物の生産者、出荷機関及び市場の責任者等に汚染農畜産物の採取の禁止、出荷制限等必要な措置を自ら行うか、関係市町村に指示する。

表2 飲食物摂取制限に関する指標

対 象	放射性ヨウ素
飲料水	300Bq/kg
牛乳・乳製品	
野菜類（根菜、芋類を除く）、穀類、肉、卵、魚、その他	2,000Bq/kg

対 象	放射性セシウム
飲料水	200Bq/kg
牛乳・乳製品	
野菜類（根菜、芋類を除く）、穀類、肉、卵、魚、その他	500Bq/kg

対 象	プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種
飲料水	1Bq/kg
牛乳・乳製品	
野菜類（根菜、芋類を除く）、穀類、肉、卵、魚、その他	10Bq/kg

対 象	ウラン
飲料水	20Bq/kg
牛乳・乳製品	
野菜類（根菜、芋類を除く）、穀類、肉、卵、魚、その他	100Bq/kg

（「原子力災害対策指針」）

## 7 医療活動

県は、住民の健康不安を解消するため、必要に応じ、健康相談窓口の設置などメンタルヘルス対策を実施する。

また、原子力災害により住民が被ばくした場合は、迅速に医療対策を実施して県民の生命・健康の保全に努める。

## 8 住民等への的確な情報伝達活動

県は、市町村と連携し、必要に応じ、相談窓口の設置をするなど速やかに住民等からの問い合わせに対応する。

また、住民等のニーズを見極めたうえで、多様な情報伝達手段により、即時性のある正確かつきめ細かな情報の伝達を行う。

## 9 風評被害等の影響への対策

県は、報道機関等の協力を得て、原子力災害による風評被害等の未然防止又は影響を軽減するために、緊急時モニタリング結果を迅速に公表し、農林水産業、地場産業の商品等の適正な流通の促進、観光客の減少防止のための広報活動に努める。

# 第8節 緊急輸送対策

## 1 輸送対策

### (1) 実施責任者

防災関係機関等応急対策の実施責任者は、適切な方法により、被災者の避難、応急対策要員並びに応急対策に要する緊急物資の輸送等を実施するものとする。

### (2) 輸送（物資等の運送）の要請等

ア 知事は、災害応急対策の実施のため緊急の必要があると認めるときは、運輸事業者である指定公共機関又は地方指定公共機関に対し、輸送すべき物資等、場所及び期日を示して輸送を要請する。

イ 国（県区域に係る指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長）は、災害応急対策の実施のため緊急の必要があると認めるときは、運輸事業者である指定公共機関に対し、輸送すべき物資等、場所及び期日を示して輸送を要請する。

ウ 運輸事業者である指定公共機関又は地方指定公共機関は、ア及びイの要請を受けたときは、運輸資機材の故障など知事又は国において、要請を受入れることができ

ない正当な理由があると認める場合のほかは、要請に応じるものとする。

エ 運輸事業者である指定公共機関又は地方指定公共機関は、ア及びイの要請を受けたときは、正当な理由がないのに要請に応じないときは、知事又は国は、災害応急対策の実施のため、特に必要があると認めるときに限り、輸送を書面により指示するものとする。

### (3) 輸送力の確保

#### ア 自動車等による輸送力の確保

- ① 応急対策実施機関所有の車両等の使用
- ② 公共的団体所有の車両等の使用
- ③ 営業車両の使用(日常的に運送業者との連絡をとり、緊急輸送体制を整備しておく)
- ④ その他自家用車両の使用

#### イ 機関車及び列車による輸送

自動車の使用が不可能な場合、又は機関車又は列車によることが適当な場合は、これによる。

なお、JRにより輸送する場合は、「JR貨物運賃割引の適用基準」を参考とする。

#### ウ 航空機による輸送

実施責任者は、地上交通が途絶したとき、又は急を要するとき、県本部長に航空機による輸送を要請するものとする。

県本部長は、消防防災ヘリコプターを使用するとともに、必要に応じ「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づき、消防庁に要請するほか、「災害派遣要請要領」に基づき、自衛隊に要請する。

#### エ 人夫等による搬送

前項までの方法による輸送が不可能なときは、人夫等により搬送する。

#### オ 広域物資輸送拠点・地域内輸送拠点の確保

県及び市町村は、状況に応じて人員の派遣等を行いながら、あらかじめ指定された緊急輸送ネットワークの中から、県は広域物資輸送拠点を、市町村は地域内輸送拠点を開設するとともに、その周知徹底を図るものとする。

また、広域物資輸送拠点・地域内輸送拠点の効率的な運営を図るため、速やかに、運営に必要な人員や資機材等を運送事業者等と連携して確保するよう努めるものとする。

## 第9節 交通対策

災害が発生し又は発生するおそれがあるときは、住民等の避難の円滑化に努めるとともに、道路の被害状況、交通状況及び気象の状況の把握に努め、迅速、的確な交通規制を行うものとする。また、危険箇所の標示、迂回指示、交通情報の収集及び提供、車両使用の抑制その他運転者のとるべき措置についての広報、危険防止、混雑緩和及び道路施設保全等のための措置を行うものとする。

### 1 交通規制

#### (1) 基本方針

ア 県内被災地域での一般車両の走行は、原則として禁止する。

イ 県内被災地域への一般車両の流入は、原則として禁止する。

ウ 避難路及び緊急輸送道路等については、優先的にその機能を確保するため、原則として一般車両の通行を禁止する。

エ 被災地域、その周辺の防災上重要な道路については、必要な交通規制を実施する。

#### (2) 交通規制計画

県警察は、災害発生時における交通の混乱を防止し、住民等の避難路及び緊急車両等の通行路を確保するため、予め交通規制計画を策定する。

### (3) 交通規制の実施

- ア 県警察は、予め策定した交通規制計画に基づき、被害状況に応じ、避難路、緊急輸送道路の確保に重点をおいた交通規制を迅速、的確に実施する。
- イ 道路管理者は、異常気象による道路施設の破損、施設構造の保全、交通の危険を防止する等、必要があると認めたときは、通行を規制する。

### (4) 交通規制の標示

- ア 県公安委員会は、災害対策基本法等に定められた標示等を設置する。ただし、緊急を要し標示等を設置するいとまがないとき、又は標示等を設置して行うことが困難なときは、現場警察官が指示する。
- イ 道路管理者は、「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」(昭和35年12月17日)に定められた標識等を設置する。

### (5) 交通規制の措置

- ア 道路の破損及び決壊その他の状況により通行の規制を要すると認めたときは、次の事項を明示し、一般通行に支障のないようにする。
  - ① 規制の対象
  - ② 規制する区域又は区間
  - ③ 規制する期間
- イ 県公安委員会は、前項の規制を行うときは、予め当該道路の管理者に規制の対象等必要な事項について通知するとともに、地域住民に周知する。  
また、道路管理者が行ったときは、地域を管轄する警察署長に通知する。

道路管理者	予 定 指 定 区 間
国	<b>20号</b> 上野原市上野原井戸尻から北杜市白州町山口(国界橋北詰) <b>52号</b> 南巨摩郡南部町万沢(甲駿橋北詰)から甲府市丸の内2-31-8 <b>138号</b> 富士吉田市上吉田字上町から南都留郡山中湖村平野向切詰(県境) <b>139号</b> 南都留郡富士河口湖町富士ヶ嶺(県境)から大月市大月町2丁目(20号分岐点)(富士吉田市上吉田字上町 富士吉田市下吉田字新田を除く)
中日本高速道路株式会社	中央自動車道西宮線・富士吉田線、東富士五湖道路、中部横断自動車道
県	上記以外の国道、県道及び林道
市町村	市町村道

- ウ 県公安委員会は、県境付近の路線における通行の規制をしたときは速やかに近県の公安委員会へ、規制の対象、区間等を通知する。

### (6) 道路標識の設置基準

- ア 道路標識を設ける位置

標識の種別	位 置
通行の禁止	歩行者又は車両等の通行を禁止する区間の前面における道路の中央又は左側の道路
通行制限	通行を制限する前面の道路
迂回路線	迂回路線の入口及び迂回路の途中交差点

- イ 道路標識の構造

堅固なもので作り、所定の位置に設置し、修理及び塗装等の維持管理を常に行い、夜間は遠方から確認し得るように照明又は反射装置を施する。

### (7) 交通管制センター等の運用計画

- 交通管制センター、信号機等交通管制施設については、予め災害発生時における運用計画を策定する。

## 2 緊急交通路の確保

### (1) 基本方針

- ア 県公安委員会は、災害が発生し、又は、発生するおそれがある場合において、必要があると認めるときは、区域又は道路の区間を指定して緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止、又は制限して、緊急交通路を確保する。
- イ 緊急交通路の確保にあたっては、人命の安全、被害の拡大防止、災害応急対策の確かつ円滑な実施等に十分配慮する。
- ウ 被災地への流入車両を抑制するため、必要があると認めるときは、被災地周辺の都道府県警察とともに周辺地域を含めた広域的な交通規制を実施する。
- エ 道路管理者は、災害が発生した場合には災害対策基本法第76条の6の規定により、道路における車両の通行が停止し、又は著しく停滞し車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあり、かつ、緊急通行車両の通行を確保するため必要な措置をとることができる。
- オ 県公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、道路管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請するものとする。

### (2) 緊急交通路確保のための措置

#### ア 交通管制施設の活用

県公安委員会は、効果的な交通規制を実施するため、交通情報板、信号機等の交通管制施設の機能の回復に努めるとともに、これらを活用する。

#### イ 放置車両の撤去等

警察官は、緊急交通路を確保するため必要な場合には、放置車両の撤去、警察車両による緊急通行車両の先導等を行う。

道路管理者は、以下に掲げる場合には自ら車両移動等の措置をとることができる。

- ・車両の移動を命ぜられた運転者が当該措置をとらない場合
- ・車両の運転者が現場にいないために移動等の命令ができない場合
- ・道路管理者が、道路の状況その他の事情により車両移動等の措置をとらせることができないと認めて命令をしないこととした場合

#### ウ 運転者等に対する措置命令

警察官は、緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、必要に応じて、運転者等に対し車両移動等の措置命令を行う。

道路管理者は、放置車両の運転者その他物件の所有者に対し、車両その他の物件を付近の道路外の場所へ移動する措置をとることを命ずることができる。

#### エ 信号機用電源付加装置の設置

県公安委員会は、緊急通行車両の円滑な進行を確保するため、緊急交通路の主要交差点の信号機に停電用発電機を設置し、交混防止を図る。

#### オ 障害物の撤去

警察官は、緊急交通路の障害物の撤去について、自衛隊、消防機関、道路管理者等と協力し、状況に応じて必要な措置を取る。

## 3 運転者の執るべき措置

### (1) 走行中の運転者の措置

- ア できる限り安全な方法により車両を道路の左側に停止させる。
- イ 停止後は、カーラジオ等により災害情報及び交通情報を聴取し、その情報及び周辺の状況に応じて行動する。
- ウ 車両を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておく。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを切り、

キーはつけたままとし、ロックはしない。

駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しない。

**(2) 避難時の運転者の措置**

避難のために車両を使用しない。

**(3) 通行禁止区域内の運転者の措置**

ア 速やかに車両を次の場所に移動させる

① 道路の区間を指定して交通の規制が行われたときは、規制が行われている道路の区間以外の場所

② 区域を指定して交通の規制が行われたときは、道路外の場所

イ 速やかな移動が困難なときは、車両をできる限り道路の左端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車する。

ウ 通行禁止区域内において、警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動又は駐車する。

**4 緊急通行車両の確認**

**(1) 緊急交通路の通行を認める車両の分類**

ア 緊急通行車両（災害対策基本法施行令第32条の2）

緊急自動車、災害応急対策に使用される車両

◆ 第一局面から緊急交通路の通行が可能

※ 第一局面＝大規模災害発生直後

イ 規制除外車両

民間事業者等による社会経済活動のうち大規模災害発生時に優先すべきものに使用される車両であって、公安委員会の意志決定により通行を認めるもの。（アの車両を除く。）

なお、規制除外車両は、次に掲げる2種類に分類される。

(ア) 自動車番号標（ナンバープレート）により、外形的に車両の使用者又は種類が識別できる車両（標章及び規制除外車両の確認証明書は要しない。）

① 自衛隊車両等（＝災害対策に従事する自衛隊、米軍及び外交官関係の車両）

◆ 第一局面から緊急交通路の通行が可能

自衛隊車両等であって特別の自動車番号標（ナンバープレート）を有しているものについては、緊急交通路の通行に際し確認標章の掲示を不要とするため、規制除外車両として取り扱う。

② 大型貨物自動車、事業用自動車等

◆ 第二局面において緊急交通路の交通容量に余裕が見られる場合は、大型貨物自動車、事業用自動車等を一律に除外するなど、規制除外車両の範囲の拡大を図る。

※ 第二局面＝交通容量は十分ではないが、第一局面で通行可能な車両以外の車両の通行も可能となった局面

(イ) (ア) 以外の車両（標章及び規制除外車両の確認証明書は必要）

① 規制除外の事前届対象となる車両

◆ 第一局面から緊急交通路の通行が可能

○ 医師・歯科医師、医療機関等が使用する車両

○ 医薬品・医療機器・医療用資材等を輸送する車両

○ 患者等搬送用車両（特別な構造又は装置があるものに限る）

○ 建設用重機、道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両

② 規制除外の事前届対象とならない車両

◆ 第二局面において、緊急交通路の交通量や道路状況、被災や復旧の状況、被

災地のニーズ等を踏まえ、緊急度、重要度を考慮しつつ、交通規制の対象から除外する車両。

- 燃料を輸送する車両（タンクローリー）
- 路線バス・高速バス
- 霊柩車
- 一定の物資を輸送する大型貨物自動車

※ 搬送する物資の例

- ・医薬品、医療機器、医療用資材等
- ・食料品、日用品等の消費財
- ・建築用資材
- ・金融機関の現金
- ・家畜の飼料
- ・新聞、新聞用ロール紙

## (2) 緊急通行車両の確認

### ア 緊急通行車両の確認手続き

災害対策基本法施行令第33条の規定に基づく、知事又は公安委員会の行う緊急通行車両の確認手続きは、防災危機管理課又は警察本部交通規制課、警察署及び交通検問所等において実施する。

この場合、標章及び緊急通行車両の確認証明書を交付する。

### イ 緊急通行車両等の事前届出済証の交付を受けている車両の確認

緊急通行車両等の事前届出済証の交付を受けている車両について確認申請があったときは、確認のため必要な審査は省略する。

### ウ 緊急通行車両確認標章等の交付についての周知

県公安委員会及び県は、輸送協定を締結した民間事業者等の車両は、あらかじめ緊急通行車両確認標章等の交付を受けることができることについて、周知及び普及を図るものとする。

## 緊急通行車両の確認に係る標章

別記様式第3（第6条関係）



- 参考1 色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」「有効期限」「年」「月」及び「日」の文字を黒色、登録(車両)番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- 2 記号の部分が、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
  - 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

別記様式第5（第6条の2関係）

第		号	年	月	日
緊急通行車両確認証明書					
				知	事
				公安委員会	印
番号標に表示 されている番号					
車両の用途（緊急 輸送を行う車両に あつては、輸送 人員又は品名）					
活 動 地 域					
車両の 使用者	住 所	( ) 局 番			
	氏名又 は名称				
有 効 期 限					
備 考					

備考 用紙は、日本産業規格 A4 とする。

(3) 規制除外車両の確認

ア 規制除外車両の確認手続き

公安委員会の行う規制除外車両の確認手続きは、警察本部交通規制課、警察署及び交通検問所等において実施する。

この場合、標章及び規制除外車両確認証明書を交付する。

イ 規制除外車両の事前届出

県公安委員会（警察本部交通規制課経由）は、災害発生時の交通検問所等現場における確認手続きの効率化を図るため、規制除外車両について予め必要事項の届出を受けるとともに、規制除外車両事前届出済証を交付する。

届出に関する手続きは別に定めるところによる。

ウ 規制除外車両事前届出済証の交付を受けている車両の確認

規制除外車両事前届出済証の交付を受けている車両について確認申請があったときは、確認のため必要な審査は省略する。

第6号様式

第		号	
		年 月 日	
規 制 除 外 車 両 確 認 証 明 書			
山梨県公安委員会 印			
番号標に表示 されている番号			
車両の用途（緊急 輸送を行う車両に あつては、輸送 人員又は品名）			
活 動 地 域			
車 両 の 使 用 者	住 所	( ) 局 番	
	氏 名 又 は 名 称		
有 効 期 限			
備 考			

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

## 5 交通検問

交通規制の実効を担保し、交通の混乱と交通事故の発生を防止するため、県内の交通要点に警察官等を配置して交通検問を行い、緊急通行車両の確認、交通整理、迂回指導、交通規制及び運転者のとるべき措置等について指示、広報を実施する。

## 6 交通情報及び広報活動

災害発生時における道路の被害状況及び交通状況等交通情報の把握に努めるとともに、これらの交通情報、交通規制の実施状況、車両の使用の抑制その他運転者のとるべき措置についての広報を迅速かつ的確に実施するため、報道機関との協定を締結するとともに、道路交通情報センターとの連携の緊密化を図る。

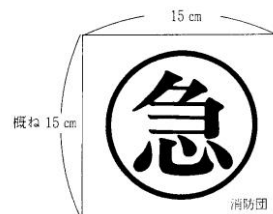
また、インターネットにより情報提供を行う。

## 7 災害出動車両の有料道路の取り扱い

道路交通法施行令第 13 条の緊急自動車及び災害対策基本法施行令第 33 条の緊急通行車以外の車両で、救助補助、水防活動等に出動するため、有料道路を通行するときの取扱いは次のとおりとする。

### (1) 緊急出動の取扱い

災害が発生し又は発生するおそれがあるとき、もしくは発生直後に緊急出動するときは、以下のとおりとする。



(山梨県道路公社の場合)

通行車両の責任者が作成した右の表示を貼付した車両を無料とする

※ 標章中の「消防団」の箇所は、「消防団等作成団体名及び責任者職氏名」を記載する。

(中日本高速道路(株)東京支社の場合)

ア 山梨県は中日本高速道路株式会社東京支社に速やかに災害派遣等従事車両の取扱いについて協議を行う。

イ 中日本高速道路株式会社から災害派遣等従事車両の取扱いの回答に基づき、山梨県の災害派遣命令者は「災害派遣等従事車両証明書」の発行を行う。

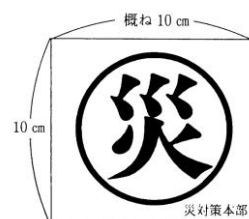
ウ 災害派遣等従事車両証明書を携帯する車両は、入口では通行券を受け取り、料金を支払う料金所ごとに一時停止したのちに証明書を提出し、料金を徴収しない車両としての取扱いを受けるものとする。ただし、証明書の紛失その他特別の事情により証明書の不携帯が生じた場合は、料金所において一時停止したうえで、その旨を申し出るものとする。この場合、①通行区間（道路名、流出・流入IC）、②車両番号、③通行車の所属機関。氏名等を料金所係員に申し出、証明書を後日料金所に提出するものとする。

### (2) 災害復旧等の出動の取扱い

ア 災害応急復旧等に出動する車両が有料道路を通行するときは、地域県民センター、建設事務所、市町村、消防本部及び消防団(以下「関係機関」という。)に申し出る。

イ 申し出を受けた関係機関は、山梨県道路公社(055-226-3835)に速やかに通報する。

通報内容は、通行予定時刻、目的、行先、車両数、通行区間及び代表者氏名とする。



(通行車両の責任者が作成して貼付する。)

ウ 通報を受けた有料道路管理者は、適当と認めるとき通行料を無料とする。

エ 通行する当該車両は、通行車両の責任者が作成した右(通行車両の責任者が作成して貼付する。)の表示を貼付する。

※ 標章中の「災害対策本部」の箇所は、「各災害対策本部等関係機関名及び責任者職氏名」を記載する。

オ 中日本高速道路(株)東京支社が管理する道路の場合は、(1) 緊急出動の取扱いと同

様とする。

## 8 交通マネジメント

(1) 県は、応急復旧時に、渋滞緩和や交通量抑制により、復旧活動、経済活動及び日常生活への交通混乱の影響を最小限に留めるため、市町村の要請があったとき又は自ら必要と認めたときは、国土交通省関東地方整備局に対し、交通システムマネジメント及び交通需要マネジメントからなる交通マネジメント施策の包括的な検討・調整等を行う「災害時交通マネジメント検討会（以下、「検討会」という。）」の開催を要請する。

(2) 検討会において協議・調整を図った交通マネジメント施策の実施にあたり、検討会の構成員は、自己の業務に支障のない範囲において構成員間の相互協力を行う。

(3) 検討会の構成員は、平時から、あらかじめ連携に必要な情報等を共有しておくとともに、連携強化のための協議・訓練等を行うものとする。

※ 交通システムマネジメント：道路の交通混雑が想定される箇所において実効性を伴う通行抑制や通行制限を実施することにより、円滑な交通を維持する取組

※ 交通需要マネジメント：自動車の効率的な利用や公共交通機関への利用転換など、交通行動の変更を促して、発生交通量の抑制や集中の平準化などの交通需要の調整を行うことにより、道路交通の混雑を緩和していく取組

### 第10節 災害救助法による救助

#### 1 目的

一時的救助を行うことにより、被災者の生活の保護と社会秩序の保全を図ることを目的とする。

#### 2 災害救助法の適用基準

災害救助法及び同法施行令の定めるところによるが、概ね次のとおりである。

##### (1) 適用基準

ア 住家の滅失した世帯数の数が、当該市町村の区域内の人口に応じ、次の世帯数以上であること。

市町村の区域内の人口	住家が滅失した世帯の数	市町村の区域内の人口	住家が滅失した世帯の数
5,000人未満	30	50,000人以上 100,000人未満	80
5,000人以上 15,000人未満	40	100,000人以上 300,000人未満	100
15,000人以上 30,000人未満	50	300,000人以上	150
30,000人以上 50,000人未満	60		

(注) 半焼、半壊等は滅失世帯の1/2、床上浸水等は1/3として換算する。

イ 県の区域内において、同一災害により県下に1,000世帯以上の住宅が滅失した場合は、当該市町村は上記世帯数の1/2以上であること。

ウ 県の区域内において、5,000世帯以上の住宅が滅失を生じた場合、又は当該災害が隔絶した地域に発生したものである等災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合で、多数の世帯の住家が滅失したこと。

エ 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたこと。

## (2) 県内市町村適用基準一覧表

(令和2年国勢調査)

市町村名	人口	適用基準世帯	市町村名	人口	適用基準世帯
甲府市	189,591	100	早川町	1,098	30
富士吉田市	46,530	60	身延町	10,663	40
都留市	31,016	60	南部町	7,156	40
山梨市	33,435	60	富士川町	14,219	40
大月市	22,512	50	昭和町	20,909	50
韮崎市	29,067	50	道志村	1,607	30
南アルプス市	69,459	80	西桂町	4,041	30
北杜市	44,053	60	忍野村	9,237	40
甲斐市	75,313	80	山中湖村	5,179	40
笛吹市	66,947	80	鳴沢村	2,824	30
上野原市	22,669	50	富士河口湖町	26,082	50
甲州市	29,237	50	小菅村	684	30
中央市	31,216	60	丹波山村	530	30
市川三郷町	14,700	40			

### 3 災害救助法の適用手続き

- (1) 市町村長は、災害救助法の適用の必要があると認めたときは知事に対しその旨要請するものとする。
- (2) 知事は、市町村長の要請に基づき、必要があると認めたときは災害救助法を適用する。
- (3) 知事は、災害救助法を適用したときは当該市町村及び各部局に指示するとともに、防災関係機関に通知し、内閣府に報告する。

### 4 災害救助法の実施機関

災害救助法に基づく救助の実施は、知事がこれを行う。

ただし、知事には、迅速かつ適切な救助の実施を行うため必要があるときは、知事の権限に属する救助の実施に関する事務の一部を市町村長が行うこととすることができる。この場合、知事は市町村長が行うこととする事務の内容及び当該事務を行う期間を市町村長に通知するとともに、物質や土地の収用等に係る事務の一部を市町村長が行うこととした場合は直ちにその旨を公示する。

### 5 災害救助法による救助

#### (1) 避難

##### ア 避難所収容対象者

現に被害を受け、又は被害を受けるおそれがある者

##### イ 避難所

学校、公会堂、公民館、神社、寺院、旅館等の既存の建物又は野外に設置した仮設物等

##### ウ 避難所設置の方法

- ① 既存建物を応急的に整備して使用するが、適当な施設を得難いときは、野外に移動可能な施設、車両等を設置することその他の適切な方法により開設する。
- ② 災害の状況により、当該市町村で処理が困難なときは、隣接市町村へ収容を委託する。
- ③ 公用令書により土地建物を強制的に使用するときもある。

##### エ 開設期間

災害発生の日から7日以内とするが、やむを得ないときに限り、内閣府に協議し、

その同意を得た上で最小限の期間を延長できる。

## オ 費用

1人1日当たり360円以内

### (2) 応急仮設住宅の供与及び住宅の応急修理

#### ア 応急仮設住宅の供与

##### ① 応急仮設住宅供与の対象者

- a 住宅が全壊、全焼又は流失した者
- b 居住する住家がない者
- c 自らの資力をもってしても住宅を確保できない者

##### ② 応急仮設住宅の種類

###### a 建設型応急住宅

###### (a) 敷地

原則として、公有地を利用する。

###### (b) 規模

地域の実情、世帯構成等に応じて設定する。

###### (c) 費用

設置に係る原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費、建築事務費等の一切の経費として、1戸当たり708万9千円以内の額とする。

###### (d) 着工期限

災害発生の日から20日以内に着工する。

###### (e) 供与期間

2年以内とする。

###### b 賃貸型応急住宅

###### (a) 規模

世帯の人数に応じて、建設型応急住宅に準ずる。

###### (b) 費用

家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険料等その他の民間賃貸住宅の貸主又は仲介業者との契約に不可欠な費用とし、その額は、地域の実情に応じた額とする。

###### (c) 供与期間

2年以内とする。

###### c その他

被災者や被災状況及び民間賃貸住宅の供給戸数を勘案し、建設型との供給の調整を行い、民間賃貸住宅の借り上げによる賃貸型応急住宅の供給を行う。

## イ 被災した住宅の応急修理

### ① 応急修理の対象者等

基準	費用	応急修理の期間	修理の規模	備考
災害のため住家が半壊（焼）又はこれらに準ずる程度の損傷を受け、雨水の侵入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者	1世帯当たり 51,500 円以内	災害発生の日から 10日以内	住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分	合成樹脂シート、ロープ、土のう等を用いて行う
・災害のため住家が半壊（焼）し、自らの資力では応急修理することができない者 ・大規模な補修を行わなければ居住することが困難な程度に住家が半壊（焼）した者	1世帯当たり 717,000 円以内	災害発生の日から 3ヵ月以内	居室、炊事、便所等日常生活に必要な最小限度の部分	現物をもって行う
半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯	1世帯当たり 348,000 円以内			

### (3) 炊き出しその他による食品の給与

#### ア 給与を受ける者

- ① 避難所に収容された者
- ② 住家が全焼、全壊、流失、半焼、半壊又は床上浸水等で炊事のできない者
- ③ その他滞留者等給付を必要と認められる者

#### イ 給与できる食品

直ちに食すことのできる現物

#### ウ 給与の期間

災害発生の日から7日以内、ただし、大規模な災害のときは、厚生労働大臣に協議し、その同意を得た上で必要最小限の期間を延長できる。

#### エ 費用

1人1日1, 390円以内(主食費、副食費、燃料費、雑費)

### (4) 生活必需品の給与又は貸与

#### ア 給与(貸与)を受ける者

- ① 全焼、全壊、流失、半焼、半壊及び床上浸水の被害を受けた者
- ② 被服、寝具その他生活上必要な最小限度の家財を失った者
- ③ 生活必需物資がないため、直ちに日常生活を営むことが困難な者

#### イ 給与(貸与)の期間

災害発生の日から10日以内

#### ウ 給与(貸与)費用の限度額

区分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上 1人増すごとに 加算
全壊 全焼 流失	夏	20,300	26,100	38,700	46,200	58,500	8,500
	冬	33,700	43,500	60,600	70,900	89,300	12,300
半壊 半焼 床上浸水	夏	6,700	8,900	13,400	16,300	20,500	2,900
	冬	10,700	14,000	19,900	23,600	29,800	3,900

注：夏期(4月～9月) 冬期(10月～3月)

(5) 医 療

ア 医療を受ける者

災害のため医療の方途を失った者で、医療を必要とする状態にある者

イ 医療の方法

救護班によって行うことを原則とする。

ウ 医療の範囲

- ・診察 ・薬剤又は治療材料の支給・処置、手術その他治療及び施術
- ・病院又は診療所への収容・看護

エ 費用の限度額

救 護 班	使用した薬剤、治療材料、医療器具の修繕費等の実費
病院又は診療所	国民健康保険の診療報酬の額以内
施 術 者	その地域における協定料金の額以内

オ 医療の期間

災害発生日から14日以内

(6) 助 産

ア 助産を受ける者

災害発生日以前又は以後7日以内に分娩した者で、災害のため助産の方途を失った者(死者及び流産を含む)

イ 助産の範囲

分娩の介助・分娩前後の処置・必要な衛生材料の支給

ウ 助産の方法

救護班及び助産師によるほか、産院又は一般の医療機関によってもよい。

エ 費用の限度額

- ① 使用した衛生材料及び処置費(救護班の場合を除く)等の実費
- ② 助産師の場合は、その地域の慣行料金の8割以内

(7) 救 出

ア 救出を受ける者

- ① 災害のため、現に生命、身体が危険な状態にある者
- ② 災害のため、生死不明の状態にある者

イ 費用の範囲

救出のための機械器具の借上費、修繕費、燃料費等の経費

ウ 救出期間

災害発生の日から3日以内

(8) 福祉サービスの提供

ア 福祉サービスの提供を受ける者

災害により現に被害を受け、避難生活において配慮を必要とする災害時要配慮者(高齢者、障害者、子ども、妊産婦その他の者)

イ 福祉サービスの提供の方法

災害派遣福祉チームによって行うことを原則とする。

ウ 福祉サービスの範囲

- ① 災害時要配慮者に関する情報の把握
- ② 災害時要配慮者からの相談対応
- ③ 災害時要配慮者に対する避難生活上の支援
- ④ 災害時要配慮者の避難所への誘導
- ⑤ 福祉避難所の設置(法第二条第二項に基づき設置する場合を除く。)

エ 費用の限度額

上記①～④	消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費及び仮設便所等の設置費の実費
-------	---

上記⑤	消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費の実費
-----	--

オ 福祉サービスの提供の期間

災害発生日から7日以内

(9) 障害物の除去

ア 対象

- ① 当面の日常生活が営み得ない状態にあること。
- ② 日常生活に欠くことのできない場所に運び込まれた障害物の除去であること。
- ③ 自らの資力をもってしても障害物の除去ができないこと。
- ④ 住家は、半壊又は床上浸水であること。

イ 実施期間及び費用の限度額

実施期間	費用の限度額	備 考
災害発生日から10日以内	市町村内において障害物の除去を行った1世帯当たりの平均が143,900円以内	ロープ、スコップ等除去に必要な機械器具の借上費、輸送費及び人夫賃等

(10) 死体の捜索

ア 捜索を受ける者

行方不明の状態にある者で、四囲の事情により既に死亡していると推定される者

イ 捜索期間 災害発生日から10日以内

ウ 費用 捜索のための機械器具の借上費、修繕費及び燃料費等

(11) 死体の処理

ア 処理を行う場合

災害の際死亡した者について、通常埋葬の前提として行うもの

イ 処理の方法

救助の実施機関が、現物給付として死体の洗浄、縫合、消毒、死体の一時保存、検案等を行う。

ウ 処理期間

災害発生日から10日以内

エ 死体処理に要する費用の限度

区 分	限 度 条 件
洗浄、縫合、消毒	死体1体当たり3,700円以内
死体の一時保存	既存建物利用の場合は、通常の借上料 既存建物が利用できない場合、借上料1体当たり5,900円以内
検案の費用	救護班の活動として行われる場合は費用を必要としないが、救護班でない場合はその地域の慣行料金とする。

(12) 死体の埋葬

ア 死体の埋葬を行うとき

- ① 災害時の混乱の際に死亡した者であること
- ② 災害のため埋葬を行うことが困難な場合

イ 埋葬の方法

救助の実施機関が現物給付として行う応急的な仮葬で、土葬でも火葬でもよい。

ウ 埋葬の期間

災害発生日から10日以内

エ 費用の限度額

大人(12才以上)	小人(12才未満)	備 考
1体当たり232,200円以内	1体当たり185,700円以内	棺、骨壺、火葬代、人夫賃、輸送費を含む

(13) 教科書等学用品の給与

**ア 給与を受ける者**

住家の全焼、全壊、流失、半焼、半壊又は床上浸水により、学用品を喪失又はき損し、就学に支障を生じている小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒

**イ 給与の品目、期間及び費用**

品 目	期 間	費用の限度額
教科書・教材	災害発生の日から1ヵ月以内	教育委員会届出又はその承認を受けて使用している教材実費（小学校児童及び中学校生徒） 正規の授業で使用する教材実費（高等学校等生徒）
文房具	災害発生の日から15日以内	小学校児童 1人当たり 5,500円以内 中学校生徒 1人当たり 5,800円以内
通学用品	災害発生の日から15日以内	高等学校等生徒1人当たり 6,300円以内

## 第11節 避難、救援対策

### 1 避難対策

・大規模な災害発生時等においては、多数の避難者の発生が予想される。このような事態に対処し、住民の生命、身体の安全を確保するため、市町村長その他関係法令の規定に基づく避難に関する措置の実施責任者は、必要に応じ避難に関する可能な限りの措置をとるものとする。

・特に、市町村長は、住民の迅速かつ円滑な避難を実現するとともに、高齢化の進展等を踏まえ、高齢者等の避難行動要支援者等の避難支援対策を充実・強化する必要がある。このため、避難指示のほか、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、その避難行動支援対策と対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求めるとともに、高齢者等以外の者に対して、必要に応じて、普段の行動を見合わせ始めることや、自主的な避難を呼びかける高齢者等避難を伝達する必要がある。

(台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれがなくなるまで、住民に対してわかりやすく適切に状況を伝達するとともに、避難指示及び緊急安全確保を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における高齢者等避難の発令に努める。)

・ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、市町村は、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

・県と市町村は、訪日外国人旅行者等避難誘導の際に配慮を要する来訪者への情報伝達体制等の整備に努めるものとする。

・市町村は、避難指示等を発令する際に、県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。

・県は、市町村から求めがあった場合には、避難指示の対象地域、判断時期等について、時期を失することなく避難指示等が発令されるよう、市町村に積極的に助言するものとする。また、市町村は、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行うものとする。

・国〔国土交通省、気象庁〕及び都道府県は、避難指示等の発令基準に活用する防災気象情報を、警戒レベルとの関係が明確になるよう、5段階の警戒レベル相当情報として区分し、住民の自発的な避難判断等を促すものとする。

・市町村は、危険の切迫性に応じて避難指示等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、避難指示等に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努めるものとする。

・市町村は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、平時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、必要な場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努めるものとする。

・市町村は、必要に応じ、指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。

・県、市町村は、平常時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被

災者支援の仕組みの整備等に努めるものとする。

### (1) 避難の実施責任者

避難の実施責任者は次のとおりであるが、市町村長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、知事が代行して避難の指示を行う。(災害対策基本法第60条第6項)

ア 市町村長(災害対策基本法第60条)

イ 知事又はその命を受けた県職員(水防法第29条、地すべり等防止法第25条)

ウ 水防管理者(水防法第29条)

エ 消防職員、団員(消防法第36条において準用する同法第28条)

オ 警察官(災害対策基本法第61条、消防法第36条において準用する同法第28条、警察官職務執行法第4条)

### (2) 避難の報告及び通知

報告者	報告先	根拠法令
市町村長	知事	災害対策基本法
知事(県職員)	警察署長	地すべり等防止法に基づく指示の場合
水防管理者	警察署長	水防法に基づく指示の場合
警察官	市町村長 公安委員会	災害対策基本法に基づく指示の場合 警察官職務執行法に基づく指示の場合

### (3) 市町村の避難計画

市町村は地域住民の意見を取入れ、避難計画を作成し、自治会等の単位ごとに避難組織の整備に努めるとともに、発災時には、必要に応じて指定避難所を開設する。なお、防災訓練の実施や防災マップの作成・配布等により、その内容の住民等に対する周知徹底を図る。

県は市町村の避難計画の現状を把握し、長期にわたる避難を想定し適切な指導を行う。

#### ア 避難計画の概要

- ・ 防災用具、非常持出品、食糧等の準備及び点検
- ・ 災害別地域別の指定緊急避難場所及び指定避難所の所在、名称、収容可能人員
- ・ 危険地域、危険施設物等の所在場所
- ・ 避難の指示を行う基準及び伝達方法
- ・ 避難経路、誘導方法及び避難の際の携帯品の制限
- ・ 収容者の安全管理及び負傷者の救護方法
- ・ 障害者や高齢者など避難行動要支援者に対する避難支援計画の具体化(避難行動要支援者一人ひとりの避難支援プランの策定、迅速な安否確認等)
- ・ 市町村・県の区域を越える避難の実施方法等

#### イ 避難所の選定基準等

市町村は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、感染症対策等を踏まえ、公共的施設等を対象に、その施設の管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において避難者の安全が確保される「指定緊急避難場所」及び避難生活を送るための「指定避難所」について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、平時から、指定避難所の場所、収容人数、家庭動物の受入れ方法等について、住民への周知徹底を図るものとする。また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努めるものとする。なお、学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮し、事前に施設の利用方法等を関係者と調整を図るものとする。

指定緊急避難場所は、国が示す災害に対して安全な構造を有する施設等であって災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制を有するものを指定する。

指定避難所は、速やかに被災者を受入れること及び安全な避難生活を送ること等が可能な構造又は設備を有し、概ね次に掲げる基準により、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所に有るものを指定する。また、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができるものとする。

○ 指定緊急避難場所

災害の危険が切迫した場合における住民等の安全な避難先を確保するため、災害の危険が及ばない場所又は施設を地震、洪水等の災害の種類ごとに緊急時の避難場所として市町村長が指定するもの。(複数の異常な現象の種類を対象に指定可能)

○ 指定避難所

被災者が一定期間滞在する場であり、円滑な救援活動を実施し、また一定の生活環境を確保するため、公共施設等のうち市町村長が指定するもの。

- ・ 指定避難所における被災者の1人当りの必要面積は、3.5㎡以上とする。
- ・ 指定避難所は、要避難地区の全ての住民を収容できるよう配置する。
- ・ 指定避難所は、がけ崩れや浸水などの危険のおそれがないところとする。
- ・ 指定避難所に利用する建物については、天井材や照明器具など高所に設置されたものの落下防止、ガラスの飛散防止等、非構造部材の耐震化を図り、避難住民の安全に配慮された施設とする。
- ・ 指定避難所は、要避難住民の避難経路等を考慮し、主要道路、河川等を横断する場所ではできる限り避けて選定する。
- ・ 災害が発生した場合において、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者が、相談等の必要な生活支援が受けられるなど、安心して生活ができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保された施設を福祉避難所として指定しておくこととする。特に、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めるものとする。
- ・ 市町村は、福祉避難所の施設の情報(施設の名称、場所、特定した受入対象者、収容可能人数、提供可能な支援内容、設備内容等)や避難方法について、ホームページ上に公開したり、福祉団体・福祉事業所・医療機関とも連携を図ったりするなど、要配慮者やその家族を含む地域住民に対し周知に努めるものとする。
- ・ 市町村は、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障害者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を指定するよう努めるものとする。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努めるものとする。
- ・ 市町村は、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないように、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとする。
- ・ 市町村は、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。
- ・ 市町村は、指定避難所等に老朽化の兆候が認められる場合には、優先順位をつけて計画的に安全確保対策を進めるものとする。

ウ 避難所の整備

- ・ 市町村は、指定避難所となる施設については、良好な生活環境を確保するために、あらかじめ避難所内の空間配置図、レイアウト図などの施設の利用計画を作成するよう努めるものとする。また、必要に応じ、換気、照明等の施設の整備に努めるものとする。
- ・ 指定避難所における貯水槽、井戸、給水タンク、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、非常用電源、ガス設備、衛星携帯電話・衛星通信を活用したインターネット機器等の通信機器等の他、空調、洋式トイレなど、要配慮者にも配慮した施設・

設備の整備に努めるとともに、避難者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図るものとする。特に、非常用電源の整備に当たっては、再生可能エネルギーの活用を図るものとする。また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努めるものとする。

- ・要配慮者のための福祉避難所について、社会福祉施設や公的な宿泊施設及び民間の宿泊施設などの利用ができるよう、協定を締結するなど、十分な施設の確保に努めるものとともに、被災地以外の地域にあるものも含め、旅館やホテル等を避難所として借り上げる等、多様な避難所を確保する。

#### エ 避難道路

- ・避難道路沿いには、がけ崩れや出水等のおそれがないものとする。
- ・避難道路の選択にあたっては、多数の避難者の集中や混乱にも配慮すること。
- ・避難道路は、複数の道路を選定するなど、周辺地域の状況を勘案すること。
- ・誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく、災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるか明示するように努める。

#### オ 避難所の開設

- ・市町村は、災害時に必要に応じて指定避難所を開設し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。また、要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を開設するものとする。
- ・市町村は、災害の規模にかんがみ、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努めるものとする。
- ・市町村は、指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努めるものとする。特に、要配慮者に配慮して、被災地域外の地域にあるものを含め、ホテル・旅館等を実質的に福祉避難所として開設するよう努めるものとする。
- ・市町村は、避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認するものとする。
- ・市町村は、指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。
- ・市町村は、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等とともに、指定避難所については当該避難所に付与された全国共通避難所・避難場所IDを適切に県に報告し、県は、その情報を国に共有するよう努めるものとする。
- ・市町村は、特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努めるものとする。

#### カ 避難所の運営管理

- ・市町村は平時からマニュアルの作成、訓練等を通じて、指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。この際、住民等への普及にあたっては、住民等が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努める。特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努めるものとする。
- ・市町村は指定避難所の適切な運営管理に努める。また、指定避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等について、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有したNPO・ボランティア等の外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ他の地方公共団体に対して協力を求める。また、市町村は、指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者

に過度の負担がかからない要配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与できる運営体制に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意することとする。

- それぞれの指定避難所で受入れている避難者にかかる情報及び指定避難所で生活せず食料や水等を受取りに来ている被災者等に係る情報の早期把握に努める。また、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、避難行動要支援者等の要配慮者の安否の確認に努め、把握した情報について市町村と共有する。
- 指定避難所における生活環境が常に良好なものであるように努める。そのため、避難所開設当初からプライバシー確保のためのパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置すること、栄養バランスのとれた適温の食事を提供できるように、炊き出しに利用できる学校給食施設等の場所、調理器具や食料を確保することに努めるとともに、快適なトイレの設置状況、し尿処理状況、健康のための入浴施設の設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じる。
- 避難の長期化等必要に応じて、プライバシー確保保護、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回、暑さ寒さ対策の必要性、食糧の確保、配食等の状況、し尿及びゴミの処理状況など、避難者の健康状態や衛生状態の把握に努め、栄養バランスのとれた適温の食事や、入浴、洗濯等の生活に必要な水の確保、福祉的な支援の実施など、必要な措置を講じるよう努める。  
さらに、必要に応じ、被災者支援等の観点から指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。
- 被災地方公共団体は、避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努めるものとする。
- 市町村は、指定避難所における感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努めるものとする。
- 指定避難所等における女性や子育て家庭の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等、男女双方の視点等への配慮やこども・若者の居場所の確保に努める。特に女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布 等による指定避難所等における安全性の確保、キッズスペースや学習スペースの設置など、女性や子育て家庭、こども・若者のニーズに配慮した指定避難所の運営に努める。
- 市町村は、指定避難所等における女性やこども等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性やこども等の安全に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。
- 市町村は、指定緊急避難場所や避難所に家庭動物と同行避難した被災者について、適切に受け入れるとともに、避難所等における家庭動物の受入状況を含む避難状況等の把握に努めるものとする。
- 市町村は、指定避難所等の生活環境を確保するため、必要に応じ、仮設トイレやマンホールトイレを早期に設置するとともに、簡易トイレ、トイレカー、トイレトレーラー等のより快適なトイレの設置に配慮するよう努めるものとする。被災地の衛生状態の保持のため、清掃、し尿処理、生活ごみの収集処理等についても必要な措置を講ずるものとする。

- ・市町村は、やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達により、生活環境の確保が図られるよう努める。
- ・市町村は、災害の規模、被災者の避難状況、避難の長期化等にかんがみ、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促すものとする。
- ・災害の規模等にかんがみて、被災者の健全な住生活の早期確保のために、必要に応じて、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅、空き家等利用可能な既存住宅の斡旋、活用等により避難所の早期解消に努めることを基本とする。
- ・県は、被災市町村へ避難所運営の応援職員を派遣する仕組みを整える。
- ・県及び市町村は、保健師、福祉関係者、NPO等の様々な主体が地域の実情に応じて実施している状況把握の取組を円滑に行うことができるよう事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報の利用目的や共有範囲について、あらかじめ、検討するよう努めるものとする。
- ・県及び市町村は、指定避難所だけでなく、協定・届出避難所として位置付けられた避難所についても、あらかじめ情報を把握するとともに、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努めるものとする。
- ・市町村は、やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努めるものとする。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努めるものとする。
- ・市町村は、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。

#### キ 要配慮者への配慮

市町村は、発災時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等ができるように努める。

また、避難誘導、指定避難所での生活環境、応急仮設住宅の提供にあたっては、要配慮者に十分配慮し、特に指定避難所での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制の整備、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者・障害者向けの応急仮設住宅の設置に努める。さらに、要配慮者に向けた情報の提供についても十分に配慮する。

#### (4) 警戒区域の設定

市町村長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入を制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの撤去を命ずることができる。

この場合、警察官及び自衛官は、災害対策基本法第63条第2項及び第3項の規定により、市町村長の職権を代行することができる。

知事は、市町村長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合には、災害対策基本法第73条第1項の規定により市町村長に代わって警戒区域の設定、立入の制限、退去命令などを実施する。

#### (5) 孤立集落への対応

県、市町村は、孤立のおそれのある集落に対し、事前調査を行い、地域の実情に応

じ、衛星携帯電話やヘリコプターによる救援活動体制の整備などに努めるものとする。  
また、住民同士の自助、共助の能力を高めるため食糧や医薬品の備蓄、負傷者の応急手当や高齢者の介護などのための対策を推進するものとする。

なお、孤立集落については、支援を行う孤立集落について明確にし、速やかに孤立の状況を把握する。

#### (6) 市町村・県の区域を越えた避難者の受け入れ

県は、市町村・県の区域を越えた避難者の受け入れについて、県営住宅又は県職員宿舎等を活用し避難者の受け入れに努めるとともに、本章第1節5「広域避難」6「広域一時滞在」により、関係市町村及び関係都道府県知事等との調整等を図るものとする。

市町村は、市町村・県の区域を越えた避難者について、本章第1節5「広域避難」6「広域一時滞在」による知事からの協議にともない、市町村営住宅等を活用し受け入れに努める。

## 2 帰宅困難者等対策

### (1) 実施機関

県、市町村、警察、道路管理者、鉄道事業者、バス事業者 等関係機関は、相互に密接な連絡をとり、必要かつ適切な措置をとる。

県本部は、各機関を通じて自力で帰宅することが困難な通勤者、通学者、出張者、観光客、買い物客などの帰宅困難者や滞留者の状況を把握し、適切な情報を提供するとともに、必要な措置をとる。

### (2) 具体的措置

ア 関係各機関は、帰宅困難者等に対し適切な情報を伝達、広報し、身の安全と不安の解消に努める。

イ 帰宅困難者等は、自助努力によって食糧等を確保するものとするが、不足するときは当該市町村において斡旋などの便宜を図るものとする。

なお、長期にわたって滞留することを余儀なくされたとき、又は危険が予想されるときは、関係機関は必要に応じて、滞在場所を確保し、保護するものとする。

ウ 滞在場所の確保に当たっては、男女ニーズの違いや、要配慮者の多様なニーズに配慮するものとする。

## 3 医療対策

山梨県大規模災害時保健医療救護マニュアルに基づき、迅速に保健医療対策を実施して県民の生命・健康の安全に努める。

### <迅速かつ的確な初動体制の確立>

迅速に山梨県保健医療救護対策本部（以下「県救護本部」という。）体制を確立し、被災状況等の把握、医療スタッフの確保・派遣、医薬品その他必要な物資の確保・配分・配置、傷病者の分散と搬送のための調整、医療救護班等の派遣その他必要な措置をとる。

#### (1) 保健医療救護対策本部職員構成

##### ア 県保健医療救護対策本部

県保健医療救護対策本部長 1名（県福祉保健部長）

県保健医療救護対策副本部長 4名（県医師会、県歯科医師会、県薬剤師会、県看護協会の代表）

県保健医療救護対策本部連絡調整役 若干名（県福祉保健部次長、関係団体の役員の中から団体の長が推薦する）

県保健医療救護対策本部班員 福祉保健部医務課、福祉保健総務課、衛生薬務課、及び健康増進課の職員

県災害医療コーディネーター 県が指定する者（災害医療に係るあらゆる事項への助言・調整を行う。）

**イ 地区保健医療救護対策本部**

地区保健医療救護対策本部長 1名(各保健所長)  
地区保健医療救護対策副本部長 若干名(地区医師会、支部歯科医師会、地域薬剤師会の代表)  
地区保健医療救護対策本部連絡班 若干名(地区本部長が委嘱)  
地区保健医療救護対策本部職員 保健所職員  
地区災害医療コーディネーター 県が指定する者

**(2) 県保健医療救護対策本部の設置場所**

**ア 県庁本館5階福祉保健部医務課**

(県庁舎が使用不能の場合は、県災害対策本部と連携し、最寄りの地方連絡本部に設置する。)

**イ 地区本部**

各保健所内  
(庁舎が使用不能の場合は、最寄りの県出先機関又は地方連絡本部と連動して設置する。)

**(3) 県保健医療救護対策本部幹部職員の配備体制**

県保健医療救護対策本部長等本部職員の配備が困難な状況が発生したときは、予め定められた順位の者が代理する。

**(4) 県保健医療救護対策本部職員の配備体制**

山梨県大規模災害時保健医療救護マニュアル及びアクションカードに基づき配備につく

**(5) 連絡体制**

防災行政無線、電話等により、県保健医療救護対策本部と地区保健医療救護対策本部等との通信を行う。

**<災害医療コーディネーター・小児周産期リエゾンの身分及び業務>**

災害医療コーディネーター及び小児周産期リエゾンは、災害時に必要とされる医療が迅速かつ的確に提供できるよう、県保健医療救護対策本部の本部長の要請により募集し、県または地区保健医療救護対策本部にて活動を行う。

**(1) 災害医療コーディネーター**

**①身分**

知事は、災害医療に精通し、かつ、山梨県の医療の現状について熟知している者を災害医療コーディネーターとして委嘱する。

**②業務**

災害発生直後の急性期から亜急性期、慢性期に移行し、医療救護活動が安定するまでの間、以下の業務を行う。

ア 医療機関等の被災状況や傷病者の状況に関する情報の収集、分析

イ 医療救護班の派遣及び配置に関する調整及び助言

ウ 被災傷病者の搬送及び収容先医療機関の確保に関する調整及び助言

エ 保健医療救護対策本部の運営支援

オ その他医療救護に関し必要な調整及び助言

**(2) 小児周産期リエゾン**

**①身分**

知事は、災害医療に精通し、かつ、山梨県の小児周産期医療の現状について熟知している者を災害時小児周産期リエゾンとして委嘱する。

**②業務**

- 災害医療コーディネーター等の関係者と連携し、以下の業務を行う。
- ア 県が行う災害時小児・周産期医療対策に対する医療の専門的見地からの助言を行う。
  - イ 被災地等における小児・周産期医療ニーズの情報収集と発信を行う。
  - ウ 災害急性期における母体・新生児等の受入医療機関や搬送の調整を行う。
  - エ 被災地等への医師派遣の調整を行う。
  - オ 避難所における妊婦、乳幼児への情報提供や避難所の評価を行う。
  - カ その他知事が必要と認めた事項を行う。

### <医療救護班・災害派遣医療チーム（DMAT）・災害派遣精神医療チーム（DPAT）の編成及び派遣>

医療機関の被災等により初期医療に対応できない状況が認められる場合又は予想される場合その他必要に応じて、直ちに被災現場や市町村が確保した避難所等に医療救護所を設置するとともに、予め編成されている医療救護班・災害派遣医療チーム（DMAT）※1・災害派遣精神医療チーム（DPAT）※2 を派遣し、傷病者の応急処置や治療等に当たる。

※1 DMAT：災害の急性期（概ね48時間以内）に活動できる機動性を持った、専門的な訓練を受けた災害派遣医療チーム

※2 DPAT：災害の急性期から中長期（概ね発災後6ヵ月程度）に及び精神科医療の提供及び精神保健活動を行う、専門的な訓練を受けた災害派遣精神医療チーム

#### (1) 医療救護班

##### ①編成

医療機関・団体ごとに医療救護班を編成し、各班員のうち医師1名を班長とする。

- ア 県直轄救護班
- イ 日赤救護班
- ウ 医師会救護班
- エ 病院班（災害拠点病院、災害支援病院、民間病院等）
- オ 歯科医師会救護班
- カ その他（医療ボランティア等）

##### ②派遣

医療救護班の派遣は、山梨県大規模災害時保健医療救護マニュアルに定める手順により、被災状況に応じて又は関係機関の要請に基づき派遣する。

#### (2) 災害派遣医療チーム（DMAT）

##### ①編成

2チームを編成し、各班員のうち医師1名を班長とする。

##### ②派遣

DMATの派遣は、被災状況に応じて又は関係機関等の要請に基づき派遣する。

なお、県外からの医療の支援が必要な規模の災害時には、DMATの派遣を他の都道府県、厚生労働省に要請する。

##### ③活動終了

DMATによる活動または活動の終了以降、県は日本医師会災害医療チーム（JMAT）、日本赤十字社、国立大学病院、民間医療機関等からの医療チームの派遣協力を得て避難所、救護所を含め被災地における医療提供体制の確保・継続を図るものとし、この調整にあたって災害医療コーディネーターを活用する。この際、医療チームの交代により医療情報が断絶することのないよう引継が適切に実施されるよう努める。

#### (3) 災害派遣精神医療チーム（DPAT）

##### ①編成

精神科医師、精神保健福祉士、保健師、看護師、業務調整員などで編成されるチームを複数編成し、原則、各班員のうち精神科医師1名を班長とする。

#### ②派遣

D P A Tの派遣は、被災状況に応じて又は関係機関等の要請に基づき派遣する。なお、県外からの精神医療、精神保健活動の支援が必要な規模の災害時には、D P A Tの派遣を他の都道府県、厚生労働省（D P A T事務局）に要請する。

#### ③活動終了

D P A Tによる活動中において、県はD M A T、J M A T、日本赤十字社等の医療チーム、市町村等と連携し一体的な支援が行える体制を確保するとともに、活動の終了以降、県内精神科医療機関、保健所、市町村等に精神医療、精神保健活動による支援が必要な被災者を引き継ぐ。

### <医療救護所の設置・運営>

市町村災害対策本部長又は地区保健医療救護対策本部長は、以下の基準等を目安に、医療救護所を設置・運営するものとする。

#### (1) 設置基準

- ① 医療施設の収容能力を超える多数の傷病者が一度に発生したとき。
- ② 医療施設が多数被災し、医療施設が不足すると判断したとき。
- ③ 時間の経過とともに、傷病者が増加するおそれがあると見込まれるとき。
- ④ 災害救助法が適用されるおそれがある災害が発生したとき。
- ⑤ 被災地と医療機関との距離あるいは搬送能力により、被災地から医療機関への傷病者の搬送に時間がかかるため、被災地での対応が必要なとき。

#### (2) 設置数及び設置場所

広域に被害が生じている場合は、特に以下の点に留意して設置場所を決定する。設置数の目安としては、傷病者の発生見込み数を勘案して、1日当たり50～100人の傷病者の応急処置が可能な範囲内で設置数を決定する。設置場所については、以下の事項を勘案して決定する。

- ① 特に被害の甚大な地域
- ② 傷病者が多数見込まれる地域
- ③ 医療施設の稼働率の低い地域
- ④ 傷病者が集まりやすい場所
- ⑤ 二次災害を受けにくい場所
- ⑥ 医療救護班を派遣しやすい場所（医師、看護師等が集合しやすい場所）
- ⑦ ライフラインの確保しやすい場所
- ⑧ トリアージや応急処置が実施できる十分な広さの確保できる場所
- ⑨ 搬送体制、情報連絡体制の確保しやすい場所

#### (3) 医療救護所の役割

- ① 傷病者の重症度・緊急度の判定・選別（トリアージ）
- ② 軽症患者の受入れ及び処置
- ③ 中等症患者及び重症患者の災害拠点病院等への搬送手配

### <医療機関の医療救護体制>

医療機関は、被災傷病者等の受け入れ、トリアージ、治療及び搬送等に努めるほか、県救護本部長の要請に基づき医療救護班の派遣及び医療スタッフの派遣を行う。

#### (1) 災害拠点病院等の指定

災害時の医療活動の拠点施設及びこれを支援する医療機関として、災害拠点病院及び災害支援病院を指定する。

##### ア 災害拠点病院

災害時の救急患者に対する診療、消防機関等と連携した傷病者等の受け入れ及び広域搬送、医療救護班の派遣及び地域の他の医療機関への応急用医療資器材の提供を行う。

#### (7) 基幹災害拠点病院

三次救急医療機関として、被災現場、医療救護所、地域災害拠点病院等から搬送された重篤救急患者の救命医療を行う。

- ① 県立中央病院

#### (イ) 地域災害拠点病院

医療圏ごとに1～2病院を指定

- ① 市立甲府病院
- ② 山梨厚生病院
- ③ 笛吹中央病院
- ④ 富士川病院
- ⑤ 白根徳洲会病院
- ⑥ 韮崎市立病院
- ⑦ 富士吉田市立病院
- ⑧ 大月市立中央病院
- ⑨ 都留市立病院
- ⑩ 山梨大学医学部附属病院

### イ 災害支援病院

災害支援病院は、災害拠点病院の機能を支援する。

#### (7) 基幹災害支援病院

山梨赤十字病院

#### (イ) 地域災害支援病院

県下29病院を指定

#### (2) 医療機関の整備

県及び病院開設者は、被災時にあって医療機能を維持するため、平時から燃料の確保をはじめとしたライフラインの維持機能の整備、応急用医療資材の備蓄、医療スタッフ等の研修に努める。

#### (3) 広域搬送拠点臨時医療施設（SCU）の整備

県は、被災時にあって、多数傷病者の発生により、県内で対応が困難な傷病者について、県外の後方支援機関に自衛隊機等を用いて搬送するための拠点となる SCU の整備に努める。

- ① 小瀬スポーツ公園補助競技場
- ② その他

### < 応急医療救護業務 >

災害時の応急医療救護業務は次のとおりとする。

#### (1) 医療救護班等

##### ア 医療救護班

- ① 傷病者の応急処置
- ② 後方医療機関への搬送の要否及び搬送順位の決定（トリアージ）
- ③ 軽症患者や転送困難な患者等の治療及び衛生指導
- ④ 助産救護
- ⑤ 死亡の確認及び遺体検案並びに遺体処理への協力

##### イ 歯科医療救護班

- ① 歯科医療を必要とする傷病者の応急処置及び衛生指導
- ② 軽症患者や転送困難な患者等の治療
- ③ 検視・検案に際しての協力

#### (2) 医療機関

- ① 被害情報の収集及び伝達
- ② 応需情報（診療可能状況）の報告
- ③ 傷病者の検査及びトリアージ
- ④ 重症患者の後方医療機関への搬送

- ⑤ 傷病者の処置及び治療
- ⑥ 助産救護
- ⑦ 医療救護班、医療スタッフの派遣
- ⑧ 死亡の確認及び遺体検案並びに遺体処理への協力

**(3) 応急医療救護活動の留意事項**

- ① 被災地内の医療機関は、消防機関等と連携して重症患者等の後方医療機関、被災地外医療機関への迅速な搬送に努める。
- ② 医薬品等の補給は、需給見通しに基づき早めに県救護本部に要請を行う。
- ③ 医療スタッフが不足する場合も同様とする。
- ④ 高齢者、心身障害者、妊産婦、小児慢性疾患患者、在宅難病患者、外国人などの要配慮者等の医療相談や保健指導にも留意する。
- ⑤ 地区救護本部、市町村対策本部、消防機関その他の関係機関との情報交換に努める。

**<特殊医療対策>**

医療救護活動においては、透析医療、挫滅症候群への対応、難病患者への対応、周産期医療、小児医療等の各分野について、関係機関の密接な連携に基づき円滑な救護活動の実施に努める。

特に、平常時から災害時要配慮者に係るデータの把握に努めるなど支援体制の確立に努める。

**<歯科医療対策>**

歯科医師会、歯科医療機関の協力を得て、救護所において、又は巡回診療によって歯科医療救護活動を行う。

**(1) 情報の収集・提供**

診療可能な歯科医療機関の情報、口腔保健センターの稼働状況を把握し、被災者及び関係機関へ積極的に診療情報を提供する。

**(2) 診療体制の確保**

必要に応じて、歯科医療救護班、巡回歯科診療車を派遣するほか、輸送機関等の協力を得て集団診療を実施する。

**(3) 歯科保健対策**

歯科医師会、歯科衛生士会、歯科技工士会等の協力を得て、避難所、又は被災地における歯科保健相談、指導等を行う。

**<精神保健医療対策>**

大規模災害時において、精神保健医療機能が一時的に低下し、更に災害ストレス等による新たな精神的問題が生じるなど、精神保健医療への需要が高まることから、被災地域のニーズに対応し継続した精神科医療の提供及び精神保健活動を行う。

**(1) 実施体制**

**ア 県医療救護対策本部(健康増進課)**

県災害対策本部との連絡及び調整を図るとともに、必要に応じて、D P A T調整本部を設置し、総合的な精神保健医療対策を講じる。被災者の状況に応じて、精神保健福祉士、保健師等によって構成され、精神科医師の指示を受けて活動するD P A T (※)を編制する。

※自然災害等の集団災害が発生した現場における精神科医療の提供及び精神保健活動を行う、トレーニングを受けたチーム。

**イ 心のケア救護センター(精神保健福祉センター)**

D P A Tの活動に必要な情報を提供するとともに、電話相談窓口を開設し運営す

る。

## (2) DPAT活動

- ア 被災した精神科医療機関や避難所、医療救護所等へ直接出向き、状況の把握に努める。
- イ 市町村や一般の医療チーム等に、心のケア相談窓口の連絡先や心のケア救護センター（県精神保健福祉センター）で開設した電話相談窓口を伝える。
- ウ 災害によって障害された精神科医療機関の外来・入院診療の補助や入院患者の搬送の補助等を行う。
- エ 症状の悪化や急性反応への対応、移動困難な在宅患者に訪問するなど、避難所、在宅の精神疾患を持つ被災者に対し、継続的で適切な精神科医療を提供する。
- オ 相談支援や心理教育など災害のストレスによって新たに生じた精神的問題を抱える一般住民への対応を行う。
- カ 被災地域のニーズに応じて、支援活動の助言や支援者自身に関する相談やカウンセリング等を行う。

## <地域保健対策>

市町村災害対策本部は、被災状況や避難所の医療ニーズに応じて、各保健医療救護活動を行う各チームの派遣要請を地区保健医療救護対策本部を通して県保健医療救護対策本部に要請する。

### (1) 歯科医師会救護班

山梨県歯科医師会や日本歯科医師会から派遣される歯科医師等により構成する。救護所及び避難所等における歯科医療活動や避難所等における口腔ケア指導等を行う。

### (2) 薬剤師チーム

山梨県薬剤師会や日本薬剤師会から派遣される薬剤師等により構成する。救護所及び避難所等における調剤や服薬に関する支援・指導、医薬品の集積場となる災害拠点病院や救護所における医薬品の管理及び確保支援を行う。

### (3) 災害支援ナース

日本看護協会や山梨県看護協会から派遣される看護師等により構成する。救護所及び避難所等における看護活動や疾病予防など、心と体に関する健康管理を行う。

### (4) 保健師チーム

県保健福祉事務所や本庁各課の保健師や各都道府県、保健所設置市の自治体職員で構成する。避難所等における健康相談や感染予防対策等の健康支援活動を行う。

### (5) 管理栄養士チーム

避難所等における栄養相談や食事に配慮の必要な被災者に対する配食支援、特定給食施設等の状況把握と支援を行う。

### (6) 災害時リハビリテーション支援チーム（JRAT）

山梨県災害リハビリテーション支援関連団体協議会から派遣される医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、介護支援専門員により構成する。

避難所等における高齢者などの要配慮者を対象としたリハビリテーション支援を行う。

## <被災者の心のケア対策>

災害による被災者のストレスケア等のため、必要に応じて災害派遣精神医療チーム（DPAT）を編成する。

## <応急医療における被災傷病者等の搬送体制の確保>

### (1) 緊急搬送の対象

- ① 緊急搬送を必要とする被災傷病者

- ② 被災地へ搬送する医療救護班(医療資器材、医薬品、食糧等を含む)
- ③ 医療救護のために必要な医薬品等

## (2) 搬送体制

搬送対象、搬送経路、搬送手段、搬送主体によって、最も効果的かつ実現性の高い方法で搬送する。

### ア 搬送手段

担架その他身近な手段、一般自動車(交通規制地域外)、救急車、患者輸送車(緊急車両)、ヘリコプター、公用車両(緊急車両)、血液運搬車、医薬品業者及び指定薬局の社有車両(事前登録緊急車両)、日赤ボランティアによる二輪車、一般ボランティア車両(緊急登録車両)

### イ 搬送主体

住民(自主防災組織)、消防機関、医療機関、日赤、赤十字血液センター、県、市町村、自衛隊、広域応援機関、医薬品卸売業者、指定薬局、県薬剤師会、指定地方公共機関、ボランティア

### ウ 搬送要請及び搬送経路

山梨県大規模災害時保健医療救護マニュアルによる。

## (3) 搬送体制の整備

- ア 医療救護班、傷病者、応急用医療資器材等を搬送するための緊急車両、担架等を計画的に保健所に整備する。
- イ 災害拠点病院の患者輸送車のうち、老朽化したものについて逐次更新する。
- ウ 災害拠点病院の敷地内にヘリポート設置を推進する。
- エ 民間協力団体、業者車両の緊急通行車両登録を事前に推進する。
- オ ドクターヘリ及びドクターカーの整備を推進する。
- カ 広域後方医療機関への傷病者等の搬送のための輸送拠点及び整備について検討する。

## <災害医療情報等の収集・伝達>

医療救護活動を迅速かつ効果的に実施するため、初動期において次の情報について収集・伝達を行う。

### (1) 情報項目

- ① 震度その他自然災害の規模、地域性及び広域性
- ② 死傷病者の発生状況
- ③ 住民の避難状況(場所、人数等)
- ④ 医療機関の被害、診療・収容能力
- ⑤ 医薬品卸売業者、指定薬局等の被災状況、供給能力
- ⑥ 被災地域の通信、交通、水道、電気、ガス等の被害状況
- ⑦ 出動可能な医療救護班の数、配置
- ⑧ 関係機関との連絡先・連絡方法の確認
- ⑨ 周辺都県の状況
- ⑩ 医療機関の医薬品の需給状況
- ⑪ 医療機関における受診状況
- ⑫ 活動医療救護班等の派遣機関、派遣先、派遣班数、巡回診療の状況
- ⑬ 避難所等の生活、保健、医療情報

### (2) 通信手段

次により通信体制を確保する。

- ① 山梨県広域災害・救急医療情報システム
- ② 防災行政無線(国、県、市町村、指定地方公共機関の一部)
- ③ 電話回線(医療機関等の優先回線の設置や衛星携帯電話の設置を促進する)
- ④ インターネット

⑤ その他

**(3) 情報伝達ルート**

山梨県大規模災害時保健医療救護マニュアルによる。

**<医薬品等の備蓄供給体制の確保>**

**(1) 医薬品等の保管・備蓄場所(特定備蓄医薬品)**

- ① 救急医薬品等保管場所(日赤県支部で別途備蓄)  
県内 11 箇所(県下 10 医師会及び県立防災安全センター)
- ② ガスえそウマ抗毒素保管場所  
県内 3 箇所(指定薬局等)
- ③ 災害用医薬品等備蓄場所  
県内 6 箇所(山梨県医薬品卸協同組合)

**(2) 医薬品の調達段階**

- ① 一次対応 各医療機関の備蓄からの応急調達
- ② 二次対応 県内医薬品保管業者からの調達(上記(1)の②、③)
- ③ 三次対応 厚生労働省、他の都道府県に要請し応急調達
- ④ その他 山梨県薬剤師会を通じて会員薬局から応急調達

**(3) 医薬品の被災地への供給手順**

各供給元による搬送を基本とし、消防機関等の協力を得て搬送する。

**(4) 輸血用血液の確保**

輸血製剤等輸血用血液の供給は、保存期間が短いことを考慮し、山梨県赤十字血液センターによる搬送を基本とする。この場合において、血液センターへの発注が確実にできるよう、無線等の連絡方法を確保する。

**(5) 医療機器、医療用ガス及び臨床検査薬等の確保**

医療機器等については山梨県医療機器販売業協会の協力を得て、医療用ガスについては日本産業医療ガス協会山梨県支部の協力を得て、臨床検査薬等については関東甲信越臨床検査薬卸連合会の協力を得て、供給に努める。

**<災害医療情報の提供>**

(1) 医療情報を県民や消防機関に提供するとともに、必要に応じて報道機関等に情報提供(報道)を要請する。

**ア 診療可能な医療機関の情報**

名称、所在地、電話番号、診療科、診療日・診療時間、診療機能に関する制約等

**イ 医療救護所等に関する情報**

医療救護所の所在地、連絡方法、診療時間、特定科診療日、巡回医療救護班の活動地域・診療時間、健康相談・保健指導窓口の開設日時、歯科医療救護班や精神科救護所の開設場所・診療時間等

**ウ 保健予防に関する情報**

(2) 医療機関は、次の情報を関係機関に提供するとともに、家族等からの照会に対し、回答する。

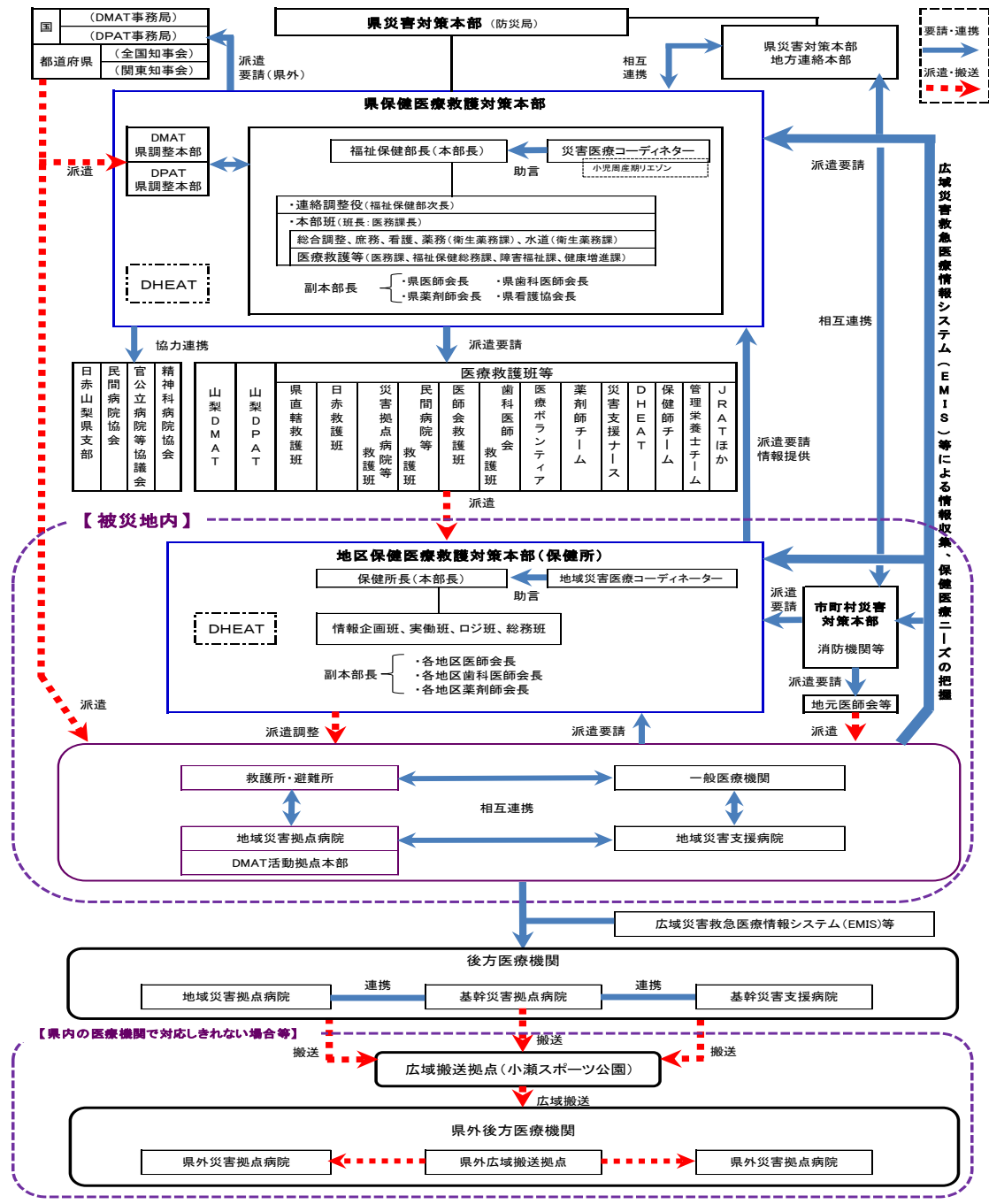
- ① 被災入院患者の氏名
- ② 搬送患者の転送先、入院患者の転院先・退院先
- ③ 診療機能に関する情報全般

**<訓練の実施>**

県は、大規模災害発生時に、DMAT 等の連携を図り、SCU を使用した広域医療搬送を円滑に遂行するため、実践的な訓練を実施する。消防機関等は可能な限りこれに協力するものとする。

## 大規模災害時保健医療救護体制

- 震度6弱以上の地震が発生した場合や、県本部を設置した又はすることとなった場合  
 その他必要に応じて、直ちに県救護本部を設置のうえ災害時保健医療救護体制に入り、  
 被災地医療機関の被災状況に応じて派遣される医療救護班及び被災地域内外の災害拠点  
 病院等において、応急医療救護活動及び後方医療救護活動を行う。
- 短時間に多数の被災傷病者に対処するため、特に被災地内の医療機関は後方医療機関  
 への迅速な搬送に努める必要があり、このため、県保健医療救護対策本部は、特に被災  
 傷病者等の緊急搬送体制の確保に万全を期す。



■ 災害拠点病院等医療機関一覧

◇ 基幹災害拠点病院

病院名等	一般病 床数(床)	電話 防災電話 衛星携帯電話	FAX	E-mail
県立中央病院 甲府市富士見1-1-1	622			

◇ 基幹災害支援病院

病院名等	一般病 床数(床)	電話 防災電話 衛星携帯電話	FAX	E-mail
山梨赤十字病院 富士河口湖町船津6663-1	224			

◇ 地域災害拠点病院

病院名等	一般病 床数(床)	電話 (防災電話)	FAX	E-mail
中 北	市立甲府病院 甲府市増坪町366	393		
	白根徳洲会病院 南アルプス市西野2294-2	145		
	韮崎市立病院 韮崎市本町3-5-3	137		
	山梨大学医学部附属病院 中央市下河東1110	578		
峡 東	山梨厚生病院 山梨市落合860	293		
	笛吹中央病院 笛吹市石和町四日市場47-1	150		
峡 南	峡南医療センター企業団 富士川病院 富士川町鱒沢340-1	154		
富 士 ・ 東 部	富士吉田市立病院 富士吉田市上吉田6530	256		
	大月市立中央病院 大月市大月町花咲1225	151		
	都留市立病院 都留市つる5-1-55	140		

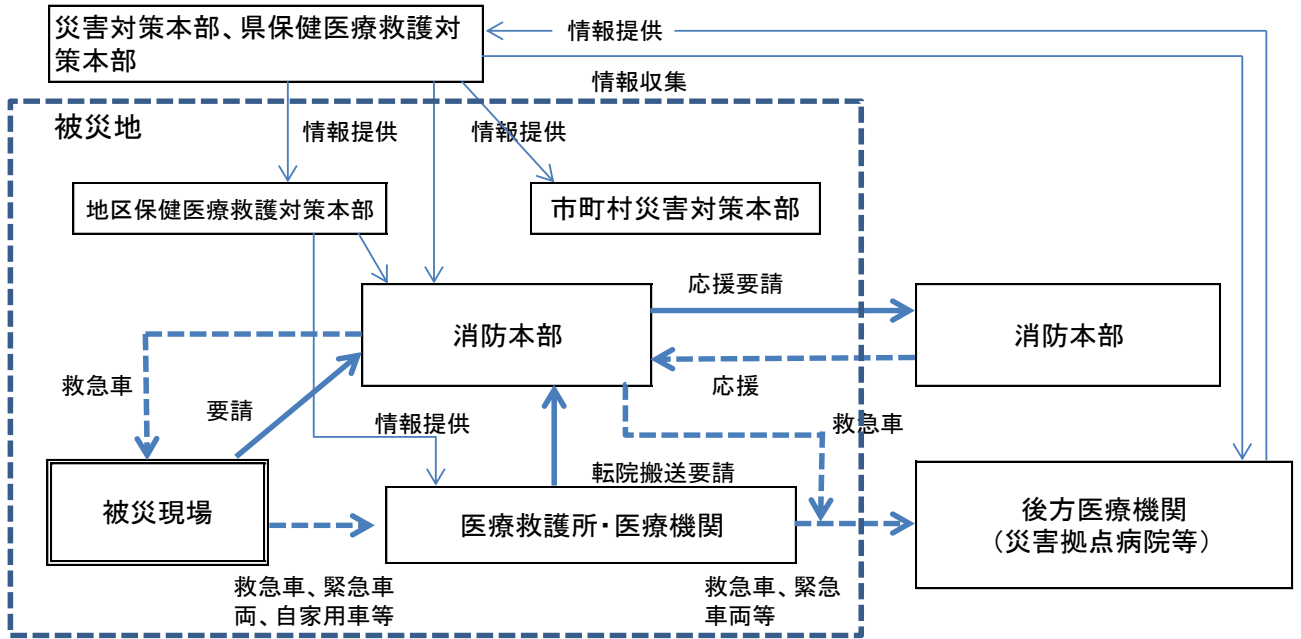
※ この外地域災害拠点病院を補完する病院として地域災害支援病院を複数指定している。

## ◇ 地域災害支援病院

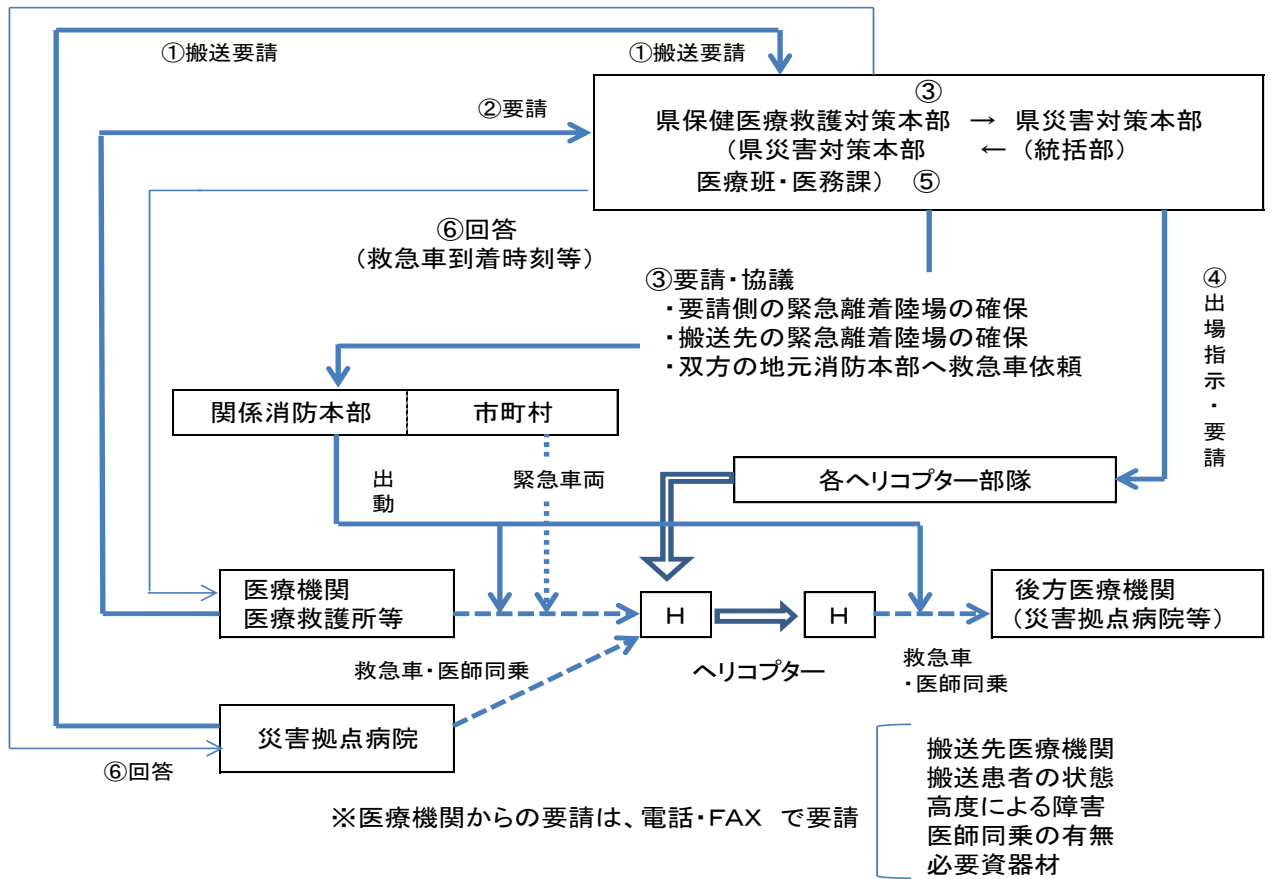
病院名等		電話 衛星携帯電話	FAX
甲府	独立行政法人国立病院機構 甲府病院	甲府市天神町11-35	
	独立行政法人地域医療機能推進機構 山梨病院	甲府市朝日3-8-31	
	甲府共立病院	甲府市宝	
	貢川整形外科病院	甲府市新田町10-26	
中北	武川病院	昭和町飯喰1227	
	三枝病院	甲斐市竜王新町1440	
	赤坂台病院	甲斐市竜王新町2150	
	竜王リハビリテーション病院	甲斐市万才287	
	高原病院	南アルプス市荊沢255	
	巨摩共立病院	南アルプス市桃園340	
	宮川病院	南アルプス市上今諏訪1750	
	北杜市立塩川病院	北杜市須玉町藤田773	
	北杜市立甲陽病院	北杜市長坂町大八田3954	
	恵信葦崎病院	葦崎市一ツ谷1865-1	
峡東	加納岩総合病院	山梨市上神内川1309	
	塩山市民病院	甲州市塩山西広門田433-1	
	甲州市立勝沼病院	甲州市勝沼町勝沼950	
	山梨市立牧丘病院	山梨市牧丘町窪平302-2	
	富士温泉病院	笛吹市春日居町小松1177	
	甲州リハビリテーション病院	笛吹市石和町四日市場2031	
	石和温泉病院	笛吹市石和町八田330-5	
	石和共立病院	笛吹市石和町広瀬623	
	一宮温泉病院	笛吹市一宮町坪井1745	
峡南	飯富病院	身延町飯富1628	
	身延山病院	身延町梅平2483	
	峡南病院	富士川町鯉沢1806	
	しもべ病院	身延町下部1063	
東富士	上野原市立病院	上野原市上野原3504-3	

救急搬送体制(1)・・・被災傷病者、医療救護班

■救急車両による傷病者搬送フロー

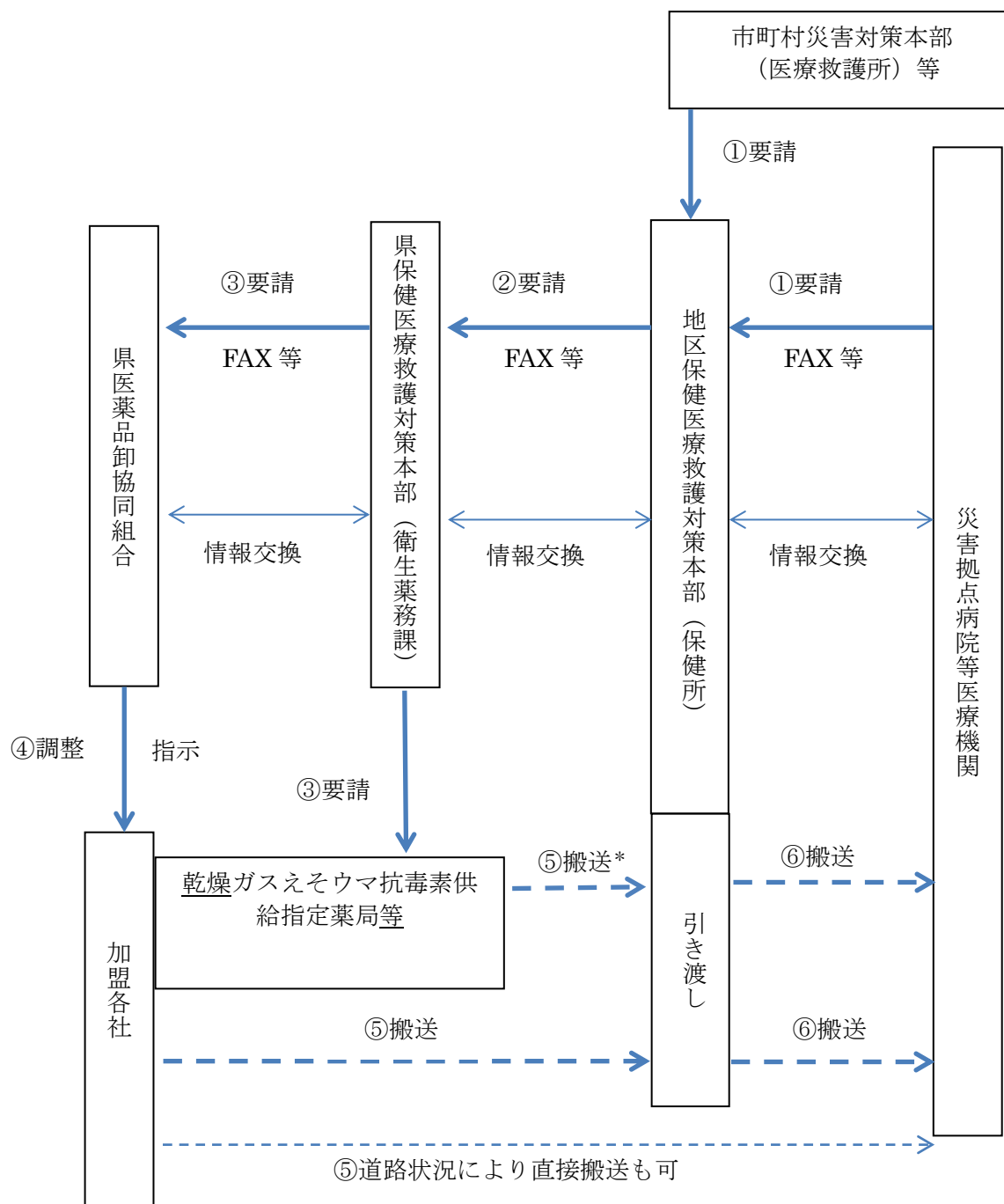


■ヘリコプターによる傷病者搬送フロー



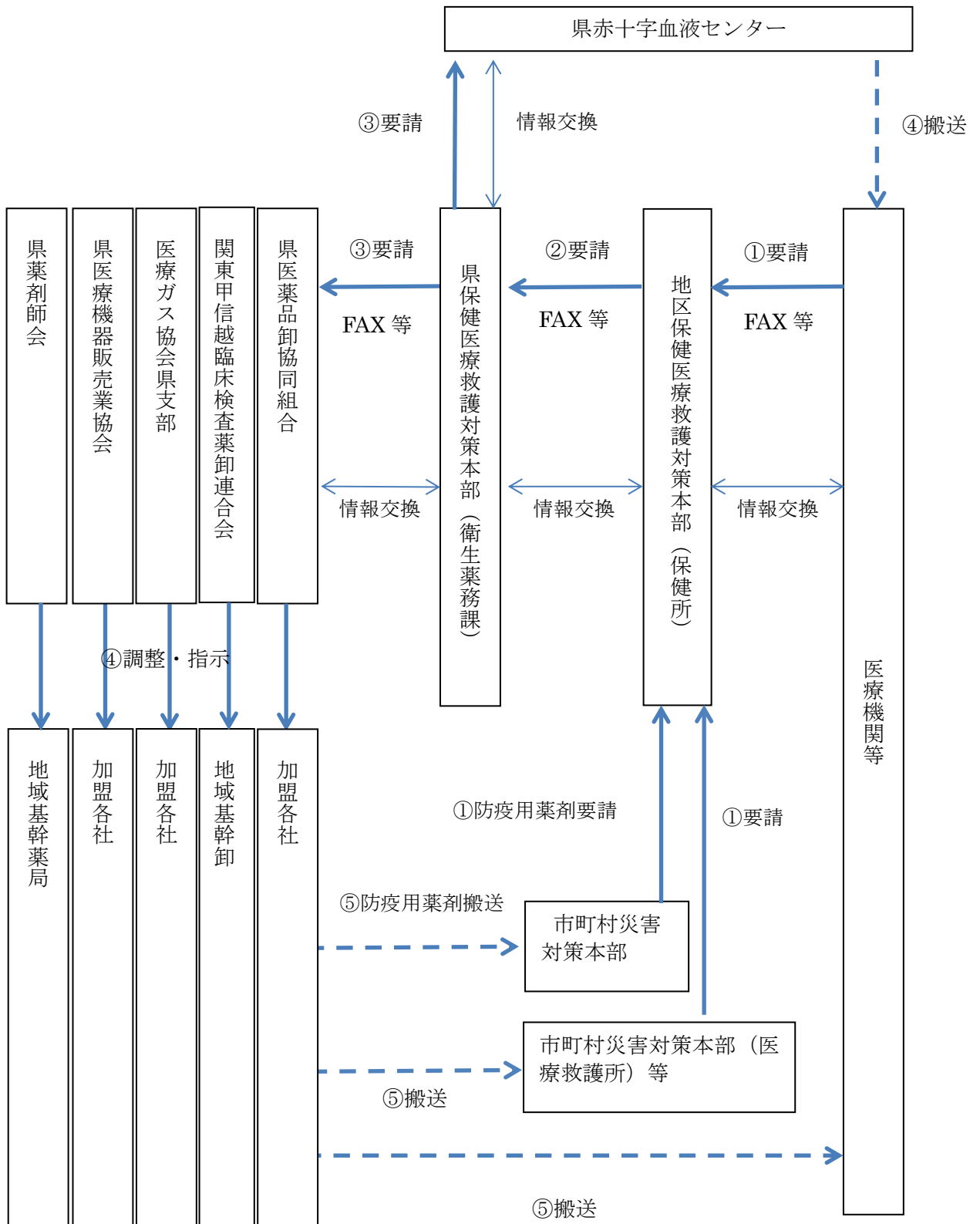
## 救急輸送体制(2)・・・医薬品等

### ■ 県備蓄医薬品等の供給フロー

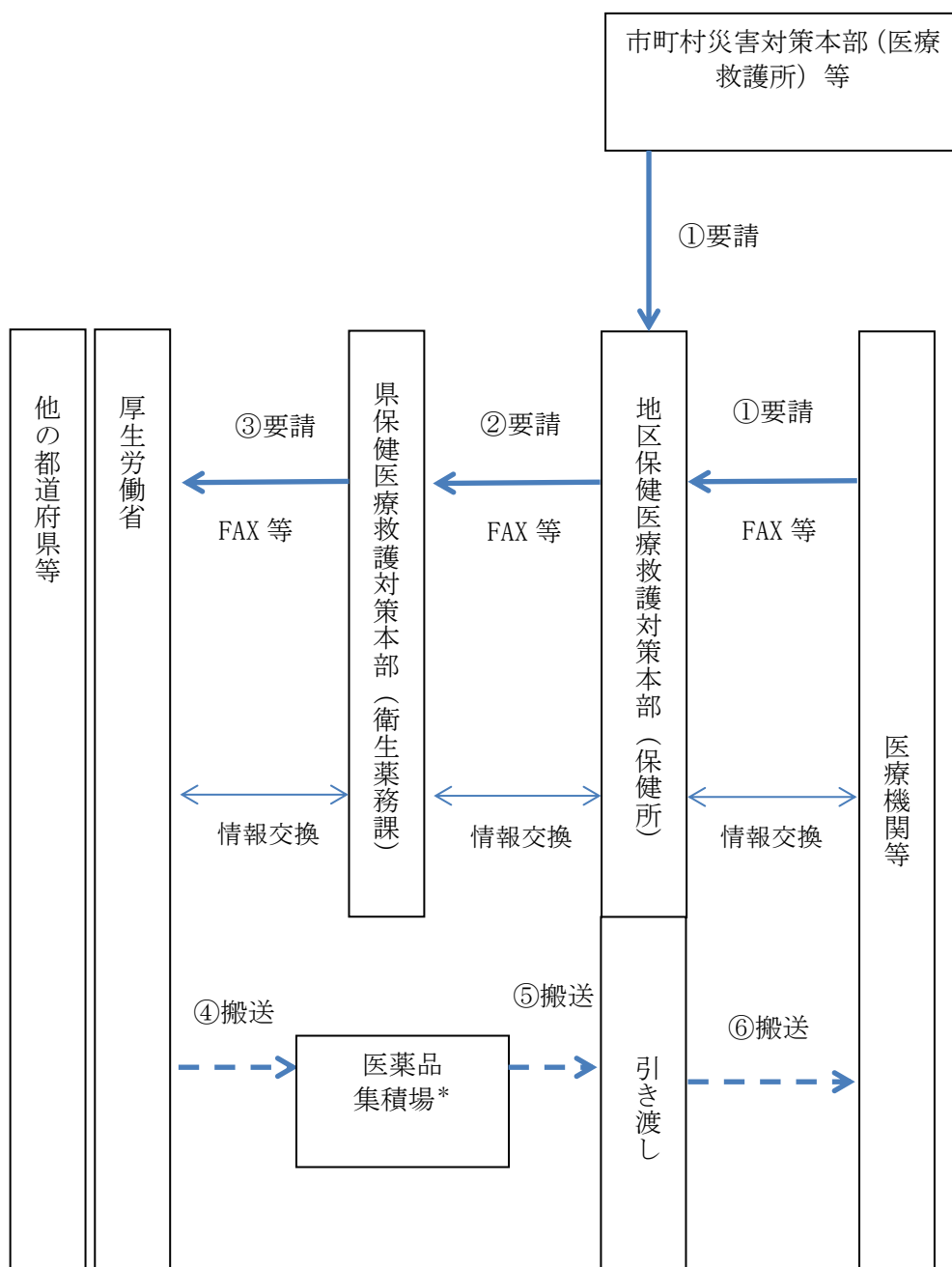


\* 指定薬局が卸販売業でない場合には地区対策本部が受取に行くものとする。

■ 応急供給医薬品等及び防疫用薬剤の供給フロー



■緊急調達医薬品等の供給フロー



\*集積場は発災後、県本部において設置場所を決定するものとする。

## 4 防疫対策

### (1) 実施機関

被災地における防疫は、市町村長が実施するものとする。

### (2) 防疫活動

#### ア 市町村における措置

- ① 市町村の防疫活動は、被災地の状況を勘案しながら災害防疫対策本部又は防疫組織を設け、防疫対策の企画、推進にあたるものとする。
- ② 知事の指示に基づく防疫活動を迅速に実施する。
- ③ 避難所の衛生状態を良好に保つため、防疫活動、衛生指導等を実施する。

#### イ 県における措置

- ① 保健所を中心に医師、保健師等をもって検病調査のために必要な班編成を行う。  
検病調査は、滞水地域及び集団避難所を重点とし、市町村、地区内の衛生組織等の関係機関の協力を得て的確な情報の把握に努める。
- ② 検病調査の結果、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(以下「法」という。)による一類感染症、二類感染症、三類感染症又は新型インフルエンザ等感染症のまん延を防止するため必要があると認めるときは、法第 17 条により健康診断を受けさせるべきことを勧告又は行わせることができる。
- ③ 被災地において、一類感染症等のまん延を防止するため必要があると認めるときは、法第 19 条又は法第 26 条により当該感染症の患者に対し感染症指定医療機関に入院し、又はその保護者に対し当該患者を入院させるべきを勧告又は入院させることができる。  
ただし、緊急、その他やむを得ない理由があるときには、感染症指定医療機関以外の病院若しくは診療所であって知事が適当と認めるものに入院し、又は当該患者を入院させるべきことを勧告又は入院させることができる。
- ④ 被害激甚な市町村に対しては、必要に応じて職員を現地に派遣し、その実情を調査するとともに適切な防疫活動についての指導を行う。
- ⑤ 感染症の発生を予防し、又はまん延を防止するために必要があると認めるときは、市町村(又は市町村長)に対して、その範囲及び期間を定めて次に掲げる事項の指示を速やかに行う。  
(ア)法第 27 条第 2 項の規定による感染症の病原体に汚染された場所の消毒に関する指示  
(イ)法第 28 条第 2 項の規定によるねずみ族、昆虫等の駆除に関する指示  
(ウ)法第 29 条第 2 項の規定による物件の消毒に関する指示  
(エ)法第 31 条第 2 項の規定による生活の用に供される水の供給に関する指示  
(オ)予防接種法第 6 条の規定による臨時予防接種に関する指示(市町村長をして実施させることが適当な場合に限る。)
- ⑥ 法第 29 条第 2 項の規定により、職員をして物件の廃棄その他感染症の発生を予防し、若しくはそのまん延を防ぐため必要な措置をとらせることができる。
- ⑦ 予防接種法第 2 条第 2 項各号に掲げる疾病のうち厚生労働大臣が定めるもののまん延予防上の緊急の必要があると認めるときは、その対象者及びその期日又は期間を指定して、予防接種法第 6 条の臨時の予防接種を実施する。実施にあたっては、ワクチンの確保等を迅速に行い時期を失わないよう措置する。

#### ウ 県民の役割

- ① 飲食物等の衛生に注意し、感染症に関する正しい知識を持ち、その予防に注意を払うよう努める。
- ② 県及び市町村が実施する措置に従うとともに、県及び市町村等が行う防疫活動に協力するよう努める。

### (3) その他

- ア 法及び予防接種法並びにこれらの法の施行令、施行規則等の規定に従って措置するとともに災害防疫実施要綱(昭和40年5月10日付け衛発第302号厚生省公衆衛生局長通知)により防疫措置に万全を期す。
- イ 食中毒の発生を防止するために必要があると認められるときは、食品衛生関係団体等と連携し飲食物の衛生確保のための指導を実施する。
- ウ 県は、市町村が被災した場合に備え、消毒用資材等の確保のため、民間企業等との協定締結に努める。

## 5 食糧供給対策

### (1) 実施機関

被災者及び災害応急業務の従事者への食糧の確保と炊き出し、その他食品の提供は市町村長が実施するものとする。ただし、災害救助法が適用されたときは、知事が市町村長の補助を得て行い、あるいは知事が市町村長に委任して市町村長が行うものとする。

### (2) 災害時における応急米穀の供給通知等（「米穀の買入・販売等に関する基本要領」総合食料局長通知）

- ア 市町村長は、災害時に必要な米穀の調達が不可能なときは、給食として必要とする応急用米穀の数量等を知事に通知するものとする。
- イ 通知を受けた知事は、必要と認めるときは、農林水産省農産局長に通知する。
- ウ 通知を受けた農林水産省農産局長は、受託事業者に対し、知事又は知事の指定を受けた者（市町村長）に災害救助用米穀を引き渡すよう指示する。

### (3) その他の細部事項

本項に関する細部事項は、「災害時における食糧供給対策実施要領」による。

## 6 生活必需物資等救援対策

被災者の生活の維持のため必要な食料、飲料水、燃料、毛布等の生活必需品等を効率的に調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行えるよう、県、市町村及び関係機関は、その備蓄する物資・資機材の供給や物資の調達・輸送に関し、新物資システム（B-P L o）等を活用し情報共有を図り、相互に協力するよう努める。

なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。また、避難所における冷暖房器具、感染症拡大防止に必要な物資、燃料、家庭動物の飼養に関する資材等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮するものとする。

### (1) 実施機関

- ア 被災者に対する医療、生活必需品、燃料その他の物資の供給は、市町村長が行うものとする。  
ただし、災害救助法が適用されたときは、知事が市町村長の協力を得て行う。
- イ 知事は市町村長が実施する生活必需物資の供給について特に必要があるときは、他市町村に応援を指示する。
- ウ 県は、小売業者等との「生活必需物資の調達に関する協定」等に基づき、生活必需物資の流通在庫の数量を把握するとともに、必要量の確保に努める。また、必要に応じて、新たな協定締結にも努める。
- エ 市町村は、地域内で調達できる生活必需物資の状況を把握するとともに、小売業者等との供給協定を締結し、必要量の確保に努める。
- オ 県は、燃料等県内における必要量の確保が困難な物資については、国に安定的な供給を要請する。

カ 市町村は、避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、快適なトイレ環境確保のための携帯トイレ、簡易トイレ、食料、飲料水、適温の食事のための炊き出し用具やキッチン資機材、安眠確保のための段ボールベッド・エアベッド等の簡易ベッド、毛布、プライバシー確保のためのパーティション、衛生促進のための入浴設備、洗濯設備、乳児用粉ミルク又は乳児用液体ミルク、乳児・小児用おむつ、大人用おむつ、トイレトーパー、生理用品のほか、マスクや消毒液等の感染症対策に必要な物資等の避難生活に必要な物資を備蓄するものとし、これらの物資の備蓄状況については、年に1回、広く住民に公表するものとする。この際、避難生活に必要な物資の備蓄については、想定し得る最大規模の災害における想定避難者数と、それに対して必要となる備蓄量（最低3日間、推奨1週間）を推計し、推計した必要備蓄量の確保を目指すよう努めるものとする。また、備蓄品の調達に当たっては、要配慮者、女性、こどもにも配慮するものとする。

キ 県は、避難生活に必要な物資について、大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平時のように実施できないという認識に立って、市町村が推計した想定し得る最大規模の災害における想定避難者数に対して必要となる備蓄量（最低3日間、推奨1週間）と市町村により備蓄される量とを勘案し不足が懸念される物資や、市町村の区域を越えた利用が想定される物資を備蓄するよう努めるものとし、その備蓄状況については、年に1回、広く住民に公表するものとする。

ク 県及び市町村は、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件や過去の災害等を踏まえ、必要とされる物資についてあらかじめ備蓄するとともに、災害時における調達・輸送体制を整備し、それら必要な物資の供給のための計画を定めておくよう努めるものとする。特に、交通の途絶等により地域が孤立した場合でも食料・飲料水・医薬品等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう、無人航空機等の輸送手段の確保に努める。

ケ 県及び市町村は、新物資システム（B-P L o）を活用し、施設（備蓄倉庫・物資拠点・避難所）ごとの備蓄物資の品目・数量や施設概要等の情報を定期的に更新するなど、最新の状況を把握するものとする。

コ 県及び市町村は、物資の性格に応じ、集中備蓄又は指定避難所の位置を勘案した分散備蓄を行うなどの観点に対しても配慮するとともに、備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努めるものとする。

サ 県及び市町村は、平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。

## (2) 物資等の供給の要請等

ア 知事は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合、備蓄する物資等が不足し、必要な災害応急対策の実施が困難と認めるときは、国（本県区域に係る指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長）に対し、必要な物資の供給等を要請する。

イ 市町村長は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合、備蓄する物資等が不足し、必要な災害応急対策の実施が困難と認めるときは、知事に対し、必要な物資の供給等を求めるものとする。

ウ 市町村長は、事態の緊急性等に照らし必要な場合には、国に物資等の供給等を直接依頼するものとする。

エ 国は、備蓄する物資等について、その事態に照らして緊急を要すると認められるときは、知事又は市町村長からの要請等を待たずに、物資の供給等について必要な措置を講ずるものとする。

オ 知事は、備蓄する物資等について、その事態に照らして緊急を要すると認められるときは、市町村長からの要請等を待たずに、物資の供給等について必要な措置を

講ずるものとする。

カ 国、県、市町村及びその他防災関係機関等は所掌事務又は業務について、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合、備蓄物資等の供給に関し、相互に協力するよう努める。

キ 県及び市町村は、物資の供給、輸送については、被災地のニーズを把握し、優先すべき案件を整理し、輸送ルートの確保、配送、分配を適切に行う。

ク 県は広域物資輸送拠点を、市町村は地域内輸送拠点を速やかに開設するとともに、民間事業者との災害時連携協定に基づいて輸送拠点での物資の受入れ、車両の手配、輸送等を行う体制を速やかに整え、避難所までの輸送体制を確保するものとする。

### (3) 「山梨県小災害内規」による給与

ア 災害救助法の適用を受けるほどでない一定基準以上の災害については、「山梨県小災害内規」により、生活必需品を給与及び見舞金等の支給を行う。

イ 「山梨県小災害内規」を適用した市町村の区域外の被災者に対して、必要な場合は、当該内規により見舞金等を支給する。

## 7 飲料水等確保対策

### (1) 実施機関

被災者に対する飲料水供給の実施は、市町村長が行うものとする。

ただし、災害状況に応じ、別紙フローによる飲料水の応急給水や災害復旧活動に対しての相互支援に関する連絡調整及び指導は、県が行う。

### (2) 給水活動

水道事業者は、断水が発生した場合、速やかに、断水状況を把握した上で応急給水計画を策定するとともに、応急給水に必要な人員、給水車及び資機材を確保して、応急給水の実施に努めるものとする。給水活動は、概ね次の要領で実施する。

#### ア 水の確保方法

- ① 配水池等構造物 … 拠点構造物に対する緊急遮断弁の設置等
- ② 震災対策用貯水タンク… 耐震性貯水槽等、防災部局と連携して整備
- ③ 予備水源 … 地下水や湧水の確保等(含む民間水源等)
- ④ 住民の備蓄

#### イ 応急給水方法

- ① 給水車、給水タンク車を用いた「運搬給水」  
被災者救護所、救急病院、給食提供所、その他本部より指示された場所
- ② 指定避難所等での「拠点給水方式」
- ③ 仮設給水栓、仮設配水管による給水方式
- ④ ろ水器による給水

#### ウ 応急給水資機材

- ① 給水車、タンクとセットした給水タンク車(タンクによってはポンプも用意)
- ② 小型発電機
- ③ 応急給水用ポリタンク、ポリ袋
- ④ ろ水器

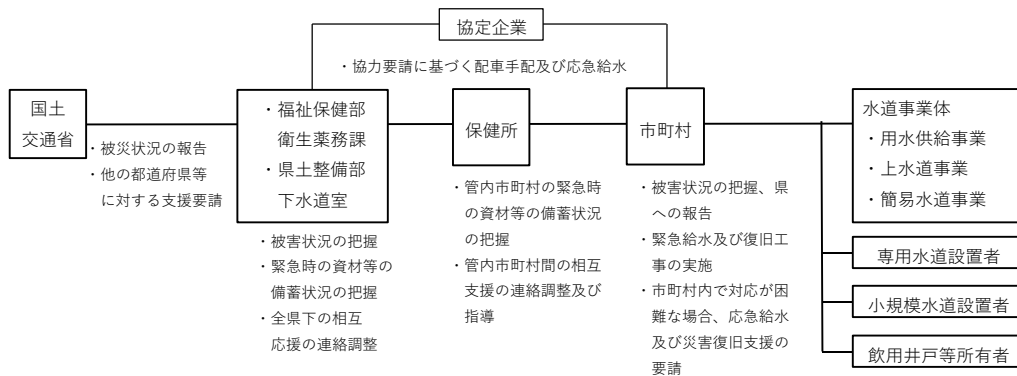
#### エ 応急給水要員

班体制の編成方法等について事前に十分検討のこと

#### オ 広報体制

次の状況について、わかりやすく間違いのないよう広報する。

- ・断水区域の状況
- ・給水拠点場所
- ・応急給水方法
- ・水質についての注意事項



### (3) 代替水源の確保

市町村は、地域住民や企業が所有する井戸や湧水を災害用井戸・湧水として活用するための登録制度や、防災拠点施設・指定避難所等における公共井戸の整備等により、代替水源の確保に努めるものとする。

## 8 応急教育対策

### (1) 実施機関

応急教育は、公立学校等当該学校の設置者が、私立学校等は当該学校長が実施する。災害救助法が適用されたときは、市町村長の協力を得て知事が行う。ただし、知事から委任されたときは、知事の補助機関として市町村が当該教育委員会及び学校長等の協力を得て実施する。

### (2) 応急教育の実施予定場所

ア 県立学校長、市町村等教育委員会及び私立学校長は、災害の程度に応じ、概ね次のような方法で予め応急教育実施の予定場所を選定する。

a 学校の一部が被災したとき

- ① 特別教室、空き教室、体育館等の使用 ② 二部授業の実施

b 学校の全部が被災したとき

- ① 公民館、公共施設等の使用 ② 近隣学校の校舎の利用

c 特定の地区全体又は県内の大部分が被災したとき

- ① 避難先の最寄りの学校・公共施設等の使用 ② 応急仮校舎の建築

イ 県本部は市町村から応急教育実施の予定場所について協力斡旋の要請があったときは、直ちにこれらの処理にあたりるとともに市町村間の連絡調整にあたる。

### (3) 応急教育の方法

ア 速やかに被災教職員数を把握し、教育活動への支障を最小限にする体制の確立を図る。

イ 欠員者が多数で授業(保育)の実施が困難なときは補充措置をとり、なお不足のときは教職員の臨時採用等の措置をとり、重点配置する。

ウ 被災地域の幼児、児童生徒が転入学を希望するときは、関係機関の指示に基づき、可能な限り弾力的に取り扱い、受け入れ及び許可等を速やかに行う。

### (4) 学校給食の措置

ア 緊急所要物資を把握し、その調達について関係者に協力する。

イ 被害施設及び物資を把握し、処分方法について指示するとともに、施設等の復旧について指導する。

## 9 遺体の処理及び埋葬対策

### (1) 実施機関

遺体は火葬を原則とし、市町村長が行うものとする。

#### (2) 遺体の保存、資機材の確保等

市町村長は、災害時に速やかに遺体を火葬することが困難な場合を考慮し、平時から災害時の遺体安置所、遺体保存のための資機材の調達及び作業要員の確保等に努める。

#### (3) 広域火葬に係る連絡体制、応援要請

市町村長は、大規模災害により、平時に使用している火葬場の火葬能力だけでは、当該市町村の遺体の火葬を行うことが不可能となった場合、また、火葬場が被災して稼働できなくなった場合は、広域火葬について、速やかに県に応援を要請する。

県は、市町村長の要請により広域火葬が必要であると判断した場合は、県内の火葬場設置者や、必要に応じて近隣都県に協力を依頼するなど、連絡調整等を図る。

### 1 0 石綿飛散防止対策

山梨県災害時における石綿飛散防止に係る対応マニュアルに基づき、県は、建築物等の解体等による石綿の飛散を防止するため、必要に応じて、事業者等に対し、大気汚染防止法に基づき適切に解体等を行うよう指導・助言するとともに、環境モニタリングを行う。

#### 1 1 J R 貨物運賃割引の適用

火災等の災害が発生し、災害救助法が適用されたときは、被災者に対する救助用寄贈品の災害割引を適用することができる。

#### 1 2 被災動物救護対策

県、市町村及び動物関係団体等は、協力・連携し、災害発生時における被災動物に対して次の項目について体制を整備する。

- (1) 避難所における飼育動物の適正管理
- (2) 飼料等の調達及び配布
- (3) 動物に関する相談の実施
- (4) 放浪又は飼育困難な動物の収容・一時保管
- (5) 動物収容施設の確保 等

## 第 1 2 節 廃棄物処理対策

### 1 基本的事項

#### (1) 災害廃棄物処理の考え方

- ・県及び市町村は、災害時に発生する災害廃棄物処理における基本方針を災害廃棄物処理計画として平時から定め、今後起こりうる大規模な災害に備えることとする。
- ・災害発生時は、災害廃棄物処理計画に基づき、次の考え方により、災害廃棄物を処理する。

- ① 災害廃棄物は一般廃棄物であり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 4 5 年法律第 1 3 7 号）（以下、「廃棄物処理法」という。）の規定により一般廃棄物は市町村が処理責任を有しているため、市町村が処理の主体となることを基本とする。

県は、市町村間及び他都道府県との広域支援体制の確立を図るとともに、市町村がその責務を十分果たせるよう、必要な助言・支援を行う。

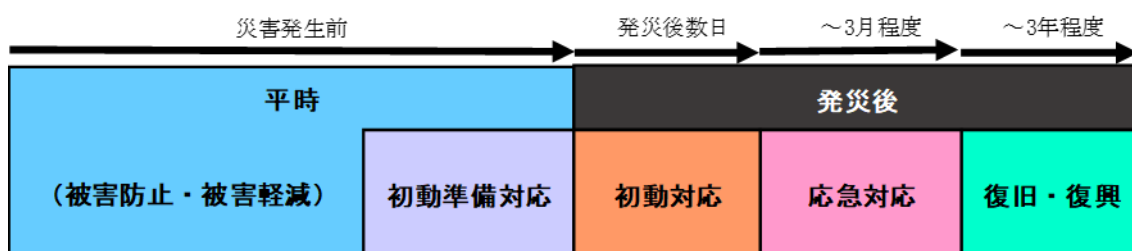
- ② 災害廃棄物の処理にあたっては、撤去段階から積極的に分別を行い、それぞれの特性に応じて適切に処理するとともに、再資源化が可能なものは極力再資源化し、最終処分量の削減等に努める。

③ 早期に復旧・復興を果たすため、可能な限り速やかに、最長でも3年（水害の場合は2年）で災害廃棄物の処理を終えることとする。

※ 県内の既存廃棄物処理施設を最大限活用しても目標処理期間内に処理することができないことが予想される場合、又は、公衆衛生の観点から緊急的な処理が必要な場合は、環境省に対して県域を越えた広域的な支援要請を行うとともに、仮設処理施設の設置等を行うことを検討する。

## （2）時期区分の考え方

・山梨県災害廃棄物処理計画では、県並びに市町村及び一部事務組合（以下、「市町村等」という。）が実施する災害廃棄物対策を平時、初動準備対応、初動対応、応急対応及び復旧・復興の5つの時系列で整理する。（時期区分の考え方は図1.1のとおり。）



平時 : 災害の発生に備える期間

初動準備対応 : 災害の発生が予見できる場合（風水害等）において初動対応を準備する期間

初動対応 : 人命救助が優先される期間

応急対応 : 避難所生活が本格化し、その後、人や物の流れが回復する期間

復旧・復興 : 災害廃棄物の処理が完了するまでの期間

※発災後の期間は目安であり、災害規模や内容によって異なる

図1.1 時期区分の考え方

### (3) 県及び市町村の役割

・災害廃棄物処理における県及び市町村等の行動内容を図1.2に、各主体の役割分担を表1.1に示す。

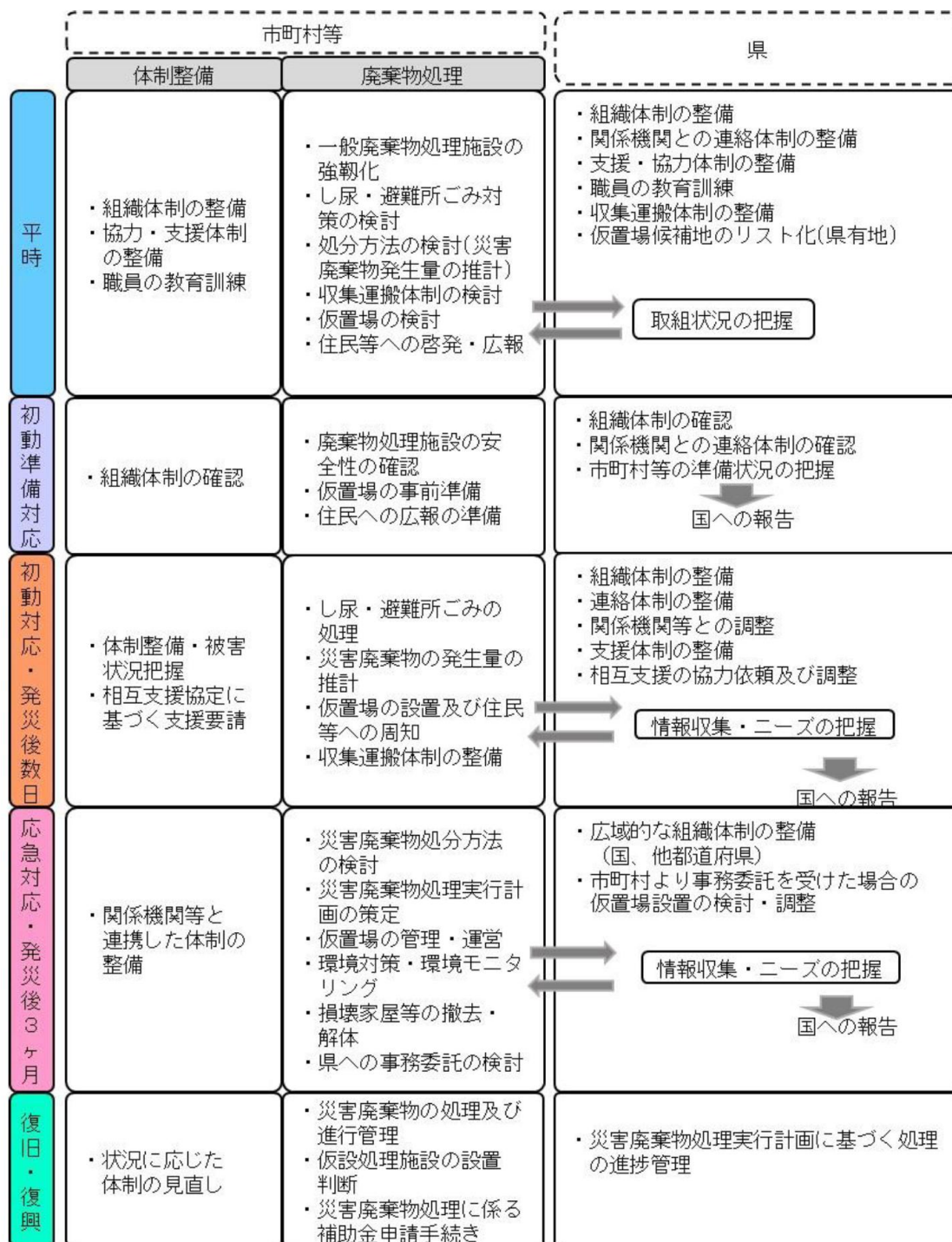


図1.2 各主体の行動内容

表 1.1 災害廃棄物処理における役割分担

●市町村等の役割	・災害廃棄物は、自然災害に起因して発生する一般廃棄物であるため、主体となり処理を実施
●県の役割	・被災市町村等に対する災害廃棄物の処理に係る技術的支援 ・県内における処理全体の進捗管理 ・市町村単独での処理が困難な場合、地方自治法に基づく事務委託を受けて災害廃棄物を処理

#### (4) 対象とする災害廃棄物

本計画で対象とする災害廃棄物は、被災者や避難者の生活に伴い発生する廃棄物及び災害廃棄物とする。(詳細な区分は表 1.2 及び表 1.3 のとおり。)

表 1.2 災害時に発生する廃棄物

種 類	内 容
生活ごみ	家庭から排出される生活ごみ
避難所ごみ	避難所から排出されるごみ
し尿	仮設トイレ等からの汲み取りし尿、災害に伴って便槽に流入した汚水
災害廃棄物	住民が自宅内にある被災したものを片付ける際に排出される片付けごみと、損壊家屋の撤去等に伴い排出される廃棄物

出典：「災害廃棄物対策指針」

表 1.3 災害廃棄物の種類

種 類	内 容
可燃物/可燃系混合物	繊維類、紙、木くず、プラスチック等が混在した可燃系廃棄物
木くず	柱・はり・壁材などの廃木材
畳・布団	被災家屋から排出される畳・布団であり、被害を受け使用できなくなったもの
不燃物/不燃系混合物	分別することができない細かなコンクリートや木くず、プラスチック、ガラス、土砂などが混在し、概ね不燃性の廃棄物
コンクリートがら等	コンクリート片やコンクリートブロック、アスファルトくずなど
金属くず	鉄骨や鉄筋、アルミ材等
廃家電	被災家屋から排出される家電 4 品目（テレビ、洗濯機・衣類乾燥機、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫）で、災害により被害を受け使用できなくなったもの ※ リサイクル可能なものは家電リサイクル法により再資源化する。
小型家電/その他家電	被災家屋から排出される家電 4 品目以外の家電製品で、災害により被害を受け使用できなくなったもの
腐敗性廃棄物	被災冷蔵庫等から排出される水産物、食品、水産加工場や飼肥料工場等から発生する原料及び製品など

有害廃棄物/危険物	石綿含有廃棄物、P C B、感染性廃棄物、化学物質、フロン類・CCA（クロム銅砒素系木材保存材使用廃棄物）・テトラクロロエチレン等の有害物質、医薬品類及び農薬類の有害廃棄物。太陽光パネル、蓄電池、消火器、ボンベ類などの危険物等
廃自動車等	自然災害により被害を受け使用できなくなった自動車、自動二輪、原付自動車 ※リサイクル可能なものは自動車リサイクル法により再資源化を行う。 ※処理するためには所有者の意思確認が必要となる。仮置き場等での保管方法や期間については警察等と協議する。
その他適正処理困難物	ピアノ、マットレスなどの地方公共団体の施設では処理が困難なもの、石こうボード、廃船舶など

出典：「災害廃棄物対策指針」

## 2 平時の廃棄物処理対策

### (1) 組織体制の整備

・県は、発災時には、山梨県地域防災計画で定める県災害対策本部にて、次の体制を整備し災害廃棄物処理に係る事務を行う。

- ① 統括部 建築物・廃棄物対策班  
国、市町村及び災害対策本部内の情報収集・連絡調整に関すること
- ② 森林環境部 環境整備班  
廃棄物処理対策に関すること
- ③ 地方連絡本部 林務環境事務所  
管内における廃棄物処理対策に関すること

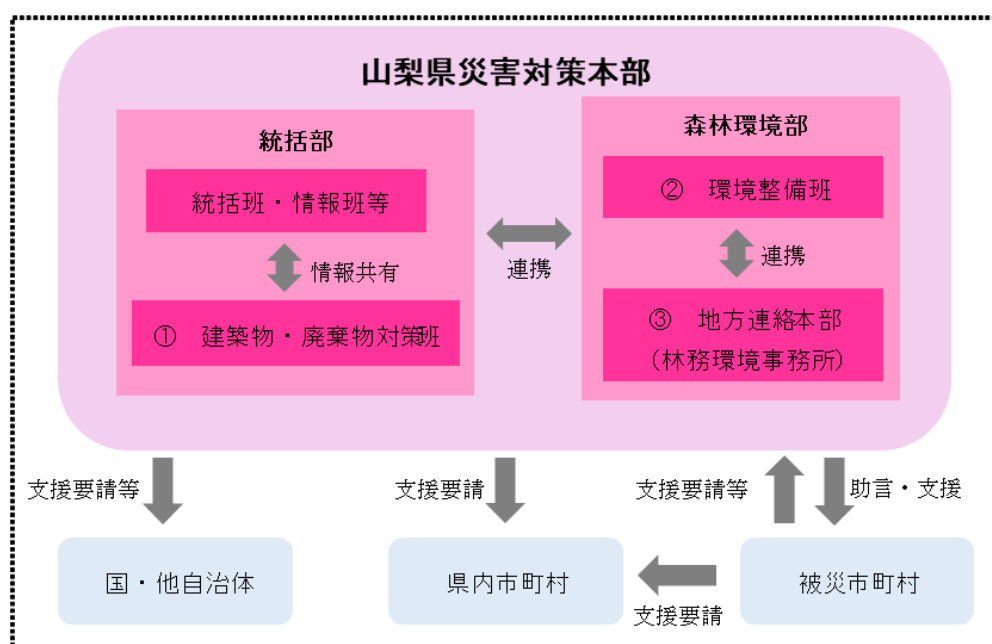


図2. 1 山梨県災害対策本部組織体制関連図（災害廃棄物関連）

### (2) 支援・協力体制の整備

・県及び市町村等は、災害廃棄物の処理について、県内における支援・協力体制を整

備するとともに、大規模な災害が発生した時には、県域を越えた広域的な支援要請も想定されるため、平時から広域的な支援・協力体制を整備する必要がある。

ア 災害廃棄物処理計画改定等に対する支援

市町村は、平時から、近隣市町村等と廃棄物の処理に関する災害支援協定の締結に努める。

県は、平時から、市町村等の災害廃棄物処理計画の内容を把握し、県の災害廃棄物処理計画と整合が図られるよう助言・支援するとともに、市町村等が行う災害廃棄物処理対策に対する技術的な支援を行う。

イ 県内における相互支援体制

市町村等は、山梨県災害廃棄物等の処理に関する相互支援協定に基づき、区域内の災害廃棄物渡欧の適正処理が困難になった市町村等に対して、県及びその他の市町村等は、その円滑な処理を確保するために相互支援を行う。また、県及び市町村等は相互支援が円滑に行われるよう、訓練等を通じて連携強化を図る。

ウ 民間事業者との協力体制

県及び市町村等は、発災時の迅速な災害廃棄物処理に繋げるため、平時から民間事業者団体等と協定を締結し、協力体制を整備する。現在、県が災害廃棄物の処理及び障害物の除去について、関係団体と締結している協定における協力体制を図2.2に示す。

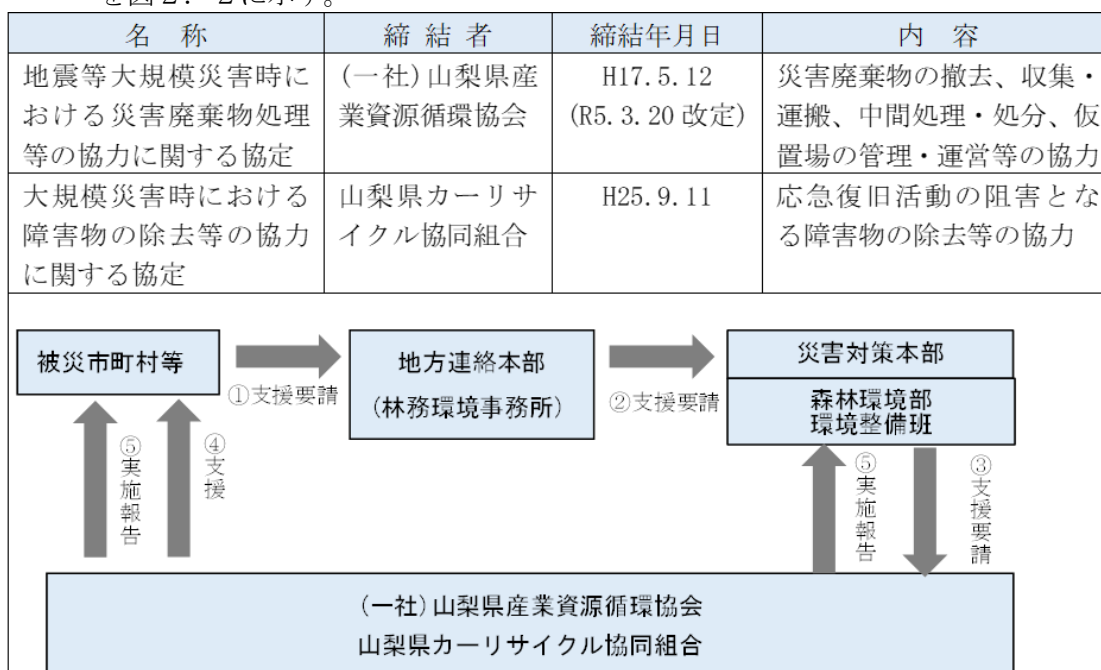


図2.2 協定締結団体との協力体制

エ 広域的な相互協力体制

- ・市町村は、平時から県域を越えた広域的な支援要請の流れを把握し整理する。
- ・また、被災時に他自治体から人的・物的支援を受ける場合の体制を検討する。
- ・県は、広域的な支援体制について、平時から次の組織との連携を行い、発災時の体制確保に努める。
- ・大規模災害時廃棄物対策関東ブロック協議会
- ・災害廃棄物処理支援ネットワーク（「D.Waste-Net」）
- ・災害廃棄物処理支援員制度（人材バンク制度）

- ・関東地方知事会及び全国知事会
- ・中央日本四県の災害時の相互応援等に関する協定

オ 研修、訓練の実施等

県及び市町村等は、それぞれの役割に応じ、定期的に災害廃棄物処理に関する研修、訓練を実施するとともに、必要に応じて、災害廃棄物処理計画の見直しを行い、計画の実効性の向上に努めるものとする。

**(3) 一般廃棄物処理施設の強靱化等**

- ・市町村等は、一般廃棄物処理施設が地震や水害によって稼働不能とならないよう、平時から施設の強靱性の確保や補修体制整備を実施する。
- ・また、平時から一般廃棄物処理に係る災害時のBCP（事業継続計画）を策定し、施設の緊急停止、点検、補修、再稼働に係るマニュアルの作成に努める。

**(4) 災害廃棄物発生量の推計**

- ・市町村は、次の事項を踏まえ、次に示す災害種別ごとの災害廃棄物の推計方法（地震は表2.1、水害は表2.2）を基に災害廃棄物発生量を把握し、処分方法を検討する。

表2.1 災害廃棄物の発生量の推計方法【全体量】

災害廃棄物 全体量Y (t)	$Y(t) = Y1(t) + Y2(t)$ <p>Y1：建物解体に伴い発生する災害廃棄物量（解体廃棄物発生量）  Y2：建物解体以外に発生する災害廃棄物量（片付けごみ発生量）  ※ Y2については、状況に応じて、「表2.9」の推計方法を活用することを検討する。</p>
解体廃棄物 発生量Y1 (t)	$Y1(t) = (X1 + X2) \times a \times b1 + (X3 + X4) \times a \times b2$ <p>被害棟数（棟） X1、X2、X3、X4  添え字 1：住家全壊、2：非住家全壊、3：住家半壊、4：非住家半壊  a：解体災害廃棄物発生原単位（t/棟）  <math>a = A1 \times a1 \times r1 + A2 \times a2 \times r2</math>  A1：木造床面積（m<sup>2</sup>/棟） 98.0  A2：非木造床面積（m<sup>2</sup>/棟） 204.6  a1：木造建物発生原単位（t/m<sup>2</sup>） 0.5  a2：非木造建物発生原単位（t/m<sup>2</sup>） 1.2  r1：解体棟数の構造割合（木造）（－） 90.3(%)  r2：解体棟数の構造割合（非木造）（－） 9.7(%)  b1：全壊建物解体率（－） 地震0.75、水害及び土砂災害0.5  b2：半壊建物解体率（－） 地震0.25、水害及び土砂災害0.1  ※ A1、A2、r1及びr2の右端の値は、山梨県における数値を掲載。  ※ 市町村が半壊建物の解体廃棄物を処理しない場合は、半壊建物解体率をゼロに設定するなど実態に合わせて半壊建物解体率を修正することとする。</p>
片付けごみ 発生量Y2 (t)	$Y2(t) = (X1 + X2) \times CP$ <p>CP：片付けごみ及び公物量等発生原単位（t/棟）  地震53.5、水害30.3、土砂災害164</p>

参考：「災害廃棄物対策指針 第3編 資料編 技術資料14-2」

表2.2 災害廃棄物の発生量の推計方法【片付けごみ発生量のみ】

片付けごみ 発生量C (t)	<p>【地震】</p> $C(t) = (X1 + X2 + X3 + X4 + X5) \times c$ <p>【水害】</p> $C(t) = (X1 + X2 + X3 + X4 + X5 + X6 + X7) \times c$ <p>被害棟数（棟） X1、X2、X3、X4、X5、X6、X7  添え字 1：住家全壊、2：非住家全壊、3：住家半壊、4：非住家半壊  5：住家一部破損、6：床上浸水、7：床下浸水  c：片付けごみ発生原単位（t/棟） 地震2.5、水害及び土砂災害1.7</p>
----------------------	---

参考：「災害廃棄物対策指針 第3編 資料編 技術資料14-2」

(5) し尿・避難所ごみ・生活ごみの処理

- 市町村は、災害廃棄物処理だけでなく、し尿や避難所ごみ、生活ごみの処理が継続的かつ確実に実施されるよう、次の表2.3及び表2.4に示す推計方法により発

生量を把握し、し尿や避難所ごみ等の処理を事前に検討する。

表 2. 3 災害廃棄物（し尿）収集必要量の推計方法

し尿収集必要量 (L)	①災害時におけるし尿収集必要人数×②1日1人平均排出量	
①災害時におけるし尿収集必要人数	③仮設トイレ必要人数+④非水洗区域し尿収集人口	
②1日1人平均排出量	1.7L/人・日	
③仮設トイレ必要人数	避難所避難者数+⑤断水による仮設トイレ必要人数	
④非水洗区域し尿収集人口	汲取人口-避難者数×(汲取人口/総人口)	
	汲取人口	⑥計画収集人口
⑤断水による仮設トイレ必要人数	〔水洗化人口-避難者数×(水洗化人口/総人口)〕× 上水道支障率×1/2	
	⑦水洗化人口	平時に水洗トイレを使用する住民数 (下水道人口、コミュニティプラント人口、 農業集落排水人口、浄化槽人口)
	⑧総人口	水洗化人口+非水洗化人口
	上水道支障率	地震による上水道の被害率
	1/2	断水により仮設トイレを利用する住民は、上水道が支障する世帯の約1/2の住民と仮定
⑥計画収集人口	「一般廃棄物処理事業実態調査」(環境省)の山梨県の直近年度の値を用いる	
⑦水洗化人口		
⑧総人口		

出典:「災害廃棄物対策指針 第3編 資料編 技術資料14-3」

表 2.4 災害廃棄物（避難所ごみ）発生量の推計方法

避難所ごみ発生量	避難者数（人）×収集実績に基づいた発生原単位（g/人・日）
収集実績に基づいた発生原単位	「一般廃棄物処理事業実態調査」（環境省）の過去10年間の山梨県1人1日当たりに家庭から排出する生活ごみの量（※）の平均値（※※）を用いる。 ※ 生活ごみの量＝家庭系ごみ搬入量／人口／日数 ※※ 平均値＝681g/人・日（H21～H30）

出典：「災害廃棄物対策指針 第3編 資料編 技術資料14-3」  
 「災害廃棄物処理行政事務の手引き」

### （6）収集運搬体制の整備

- ・市町村は、平時から収集運搬体制整備に必要な次の表2.5に掲げる項目を事前に整理する。

表 2.5 収集運搬体制整備に係る事前検討項目

項目	内容
優先的に回収する災害廃棄物の種類	生活ごみ（生ごみ等の腐敗性廃棄物）や有害廃棄物・危険物等を優先的に回収する。
収集運搬方法	生活ごみ、避難所ごみなど、種類ごとの車両の選定の実施をする。また、片づけごみの回収戦略を事前に想定しておく。
収集ルート	地域住民への生活環境への影響や交通渋滞の発生防止など総合的な観点から収集運搬ルートを決める。また、水害を想定し、洪水ハザードマップを参考に、発災後に運行可能なルートを検討しておく。
資機材	収集運搬車両、重機（燃料を含む）の確保を行う。
連絡体制	一般廃棄物収集運搬事業者と事前に協力体制及び連絡体制を確保しておくとともに、一般廃棄物収集運搬業者等が所有する収集運搬車両のリストを事前に作成しておく等により体制の整備に努める。

参考：「災害廃棄物対策指針」

### （7）仮置場

- ・仮置場は、災害廃棄物を一時的に集積し、分別・保管しておく場所である。
- ・市町村は、災害発生時に円滑な災害廃棄物処理が行えるよう、あらかじめ、災害廃棄物の仮置場の候補地を選定し、リスト化する。
- ・そして、平時から、仮置場の運営において必要な資機材を一定数備蓄するとともに、重機や人員等、発災後に調達・調整が必要な事項について調達方法等について検討を行う。
- ・また、災害時には市町村指定の仮置場へ災害廃棄物を持ち込むことについて、平時から住民へ周知する。

### （8）初動準備対応

- ・風水害の場合は、一般的に台風の接近、前線の停滞等の予兆があるため、発災前に災害廃棄物処理に係る事前対応が可能な事項がある。
  - ・そのため、大雨等により災害発生が予想される場合において、発災前に可能な対応を「初動準備対応」と位置づけ、必要な事前準備対応を行う。
  - ・特別警報の発表等により、県内への風水害が予測される場合、市町村等は主に次の①～④の事項を実施し、県はその対策状況の確認を行う。
- ① 組織体制の確認

- ② 廃棄物処理施設の安全性の確認
- ③ 仮置場の事前準備
- ④ 災害廃棄物発生に備えた広報の準備

### 3 発災後の災害廃棄物対応（初動対応）

#### （1）組織体制の確立

- ・県及び市町村等は職員の安否情報、参集（見込）状況を踏まえ、平時に定めた組織体制、指揮命令系統、情報収集、連絡体制を確立する。
- ・県は、県災害対策本部にて廃棄物処理に係る体制（「統括部 建築物・廃棄物対策班」、「森林環境部環境整備班」、「地方連絡本部 林務環境事務所」）を整備する。

#### （2）被害状況等の情報収集

- ・被災市町村等は、被害状況の把握を行うため、次の表3.2の情報を関係者から収集し、随時、県へ報告する。

表3.2 発災直後に収集する情報一覧

No	情報内容	情報収集先
<b>◆被災状況</b>		
①	庁舎、一般廃棄物処理施設（焼却施設、リサイクル関連施設、最終処分場）の被害状況	市町村庁舎管理部門 一部事務組合
②	①の各施設・拠点の電力、ガス、水道の供給状況	市町村庁舎管理部門 一部事務組合
③	避難所数、避難者数及び仮設トイレの必要数	市町村防災部門
<b>◆収集運搬体制に関する情報</b>		
④	道路その他通行に要する橋梁等の被害状況	市町村建設部門
⑤	収集運搬車両・機材の被害状況	一部事務組合、委託業者
<b>◆発生量を推計するための情報</b>		
⑥	全半壊の損壊家屋数と撤去（必要に応じて解体）を要する損壊家屋数	市町村防災部門
⑦	水害の浸水範囲（床上、床下戸数）	市町村防災部門

- ・県は、被害状況の把握のため、市町村等から情報収集を行う。
- ・また、県との協定締結団体への連絡体制の確認を行う。

#### （3）協力・支援の要請

- ・被災市町村は、被害状況を踏まえ、自衛隊・警察・消防、国等、未被災市町村、民間事業者等及びボランティアへの協力要請を検討する。
- ・県は、被災市町村からの要請や被害状況を踏まえ、自衛隊、国等、県の協定締結団体へ支援を要請する。

#### （4）災害廃棄物の処理

- ・被災市町村は、災害廃棄物処理計画において平時に検討した内容に基づき、次の対応を行う。

- ①し尿・避難所ごみ・生活ごみ
  - ・仮設トイレ及びし尿処理体制の整備を行う。
  - ・避難所ごみの推計及び処理体制の整備を行う。
- ②災害廃棄物の発生量の推計
  - ・仮置場の必要面積の把握や災害廃棄物処理実行計画の策定のため、推計を行う。
- ③仮置場
  - ・被害状況を反映した災害廃棄物の推計発生量をもとに一次仮置場の必要面積を算出し仮置場を開設する。
- ④収集運搬
  - ・平時に検討した内容をもとに災害廃棄物の収集運搬体制を整備する（人員、車両、ルート）。
- ⑤住民等への周知
  - ・仮置場について、期間、場所、受入可能（禁止）品目、分別等を明確にしたうえで、住民等への周知を行う。

#### 4 発災後の災害廃棄物対応（応急対応）

##### （1）災害廃棄物の処理方法

- ・災害廃棄物は、種類や性状に応じて、破碎、選別、焼却等の中間処理を行い、再生利用及び最終処分を行う。
- ・被災市町村は、災害廃棄物の処理はスピード（処理期間）と費用、リサイクルのバランスに留意し、総合的に処理方法を検討する。

##### （2）災害廃棄物処理実行計画の策定

- ・被災市町村は、必要に応じて、平時に作成した災害廃棄物処理計画を基に、廃棄物の発生量と処理施設の被害状況を把握したうえで、災害廃棄物処理実行計画を策定する。

##### （3）環境対策・モニタリング

- ・被災市町村は、地域住民の生活環境への影響を防止するために、大気、騒音、振動、臭気、水質等のモニタリングを行い、被災後の状況を確認し、住民等へ情報の提供を行う。

##### （4）損壊家屋等の撤去・解体

- ・損壊家屋等の撤去・解体は、原則として、所有者が行う。一方で、被災市町村は、災害の規模に応じ公費解体の実施の要否を判断する。

#### 5 発災後の災害廃棄物対応（復旧・復興）

- ・被災市町村は、災害廃棄物処理実行計画に基づき災害廃棄物の処理が適正かつ円滑に進むよう、随時、進行管理を行う。
- ・また、災害廃棄物処理実行計画に定めた処理スケジュールに照らして、次の事項を検討する。
  - ・被災した一般廃棄物処理施設の復旧に向けた国庫補助金制度の活用
  - ・災害廃棄物処理実行計画の見直し
  - ・仮設処理施設設置の要否

市町村等一般廃棄物処理施設一覧表

設置主体	施設名	施設所在地	構成市町村 ※( )は処理委託市町村	施設規模 (t/日)	燃焼形式	炉型式	炉数	排ガス処理方式	運転開始年月	余熱利用		備考
										温水	発電	
1 富士吉田市	環境美化センター ごみ処理施設	富士吉田市小見 三丁目11番32号	富士吉田市(西桂町)(忍野村) (富士河口湖町) 1市(2町1村)	170	全連続	ストーカ 灰溶融	2	BF	H14.12	○	○	-
2 上野原市	クリーンセンター	上野原市上野原 8344	上野原市(小香村)(丹波山村) 1市(2村)	40	機械化 バッチ	ストーカ	2	BF	H9.10	○	-	-
3 山中湖村	クリーンセンター	南都留郡山中湖 村 平野506-507	山中湖村 1村	45	機械化 バッチ	ストーカ	2	EP	H3.4	-	-	-
4 中巨摩地区広域事務組合	清掃センター	中央市一町畑 1189	南アルプス市 甲斐市 中央市 昭和町 富士川町 市川三郷町 3市3町	270	全連続	ストーカ	3	BF	H9.2	○	-	-
5 峡北広域行政事務組合	峡北広域 環境衛生センター	葦崎市龍岡町 下條南割1895	葦崎市 北北市 甲斐市 3市	160	全連続	キルン式 ガス化 溶融炉	2	BF	H14.12	○	○	-
6 峡南衛生組合	ごみ焼却場	西八代郡市川三郷 町鶴狩津向1387	市川三郷町 早川町 身延町 南都町 4町	30	機械化 バッチ	ストーカ	2	BF	H8.4	-	-	-
7 大月都留広域事務組合	クリーンセンター	大月市初狩町 中初狩3274	都留市 大月市(道志村) 2市(1村)	104	全連続	ストーカ 灰溶融	2	BF	H14.12	○	-	-
8 甲府・峡東地域ごみ処理 施設事務組合	クリーンセンター	笛吹市埴川町寺尾 字前村1440-1	甲府市、山梨市、笛吹市、甲州市 4市	369	全連続	流動床	3	BF	H28.10	○	○	-

※ 中央市の一部と鳴沢村は県外の民間焼却施設での処理

粗大ごみ処理施設一覧表

令和6年5月現在

設置主体	施設所在地	構成市町村 ※( )は処理委託市町村	施設規模 (t/日)	処理方式	選別数	運転開始年月	備考
1 富士河口湖町	南都留郡富士河口湖町 河口385	富士河口湖町 1町	5	併用	4	S63.4	-
2 中巨摩地区広域事務組合	中央市一町畑1189	南アルプス市 甲斐市 中央市 昭和町 富士川町 市川三郷町 3市3町	40	破碎	4	S62.1	-

埋立処分施設一覧表

令和6年5月現在

設置主体名	施設所在地	構成市町村 ※( )は処理委託市町村	処理能力		処理方式		埋立開始年月	埋立終了年月	備考
			埋立容量 (埋立面積)	浸出水 処理施設	埋立構造	浸出水 処理方式			
1 甲府市	甲府市小曲町 948-1	甲府市 1市	95,400m <sup>3</sup> (14,400m <sup>2</sup> )	50m <sup>3</sup> /日	準好気性埋立	接触ぼっ気法	S61.9	H7.3	-
2 甲府市	甲府市増坪町 710-3	甲府市(笛吹市(旧石和町)) 1市(1市)	47,900m <sup>3</sup> (12,870m <sup>2</sup> )	40m <sup>3</sup> /日	準好気性埋立	回転円板	H7.9	H13.5	-
3 甲府市	甲府市西高樺町 383	甲府市 1市	58,800m <sup>3</sup> (13,300m <sup>2</sup> )	35m <sup>3</sup> /日	準好気性埋立	高度処理 (活性炭吸着、 キレート吸着)	H15.5	H22.3	-
4 山梨県市町村総合事務 組合	笛吹市埴川町寺尾 1246番1	県内全市町村	302,000m <sup>3</sup> (28,570m <sup>2</sup> )	120m <sup>3</sup> /日	準好気性埋立	アルカリ凝集 沈殿法	H30.12	-	-

## 資源化等を行う施設一覧表

令和6年5月現在

設置主体	施設所在地	構 成 市 町 村 ※( )は処理委託市町村	施設規模 (t/日)	選別数	稼働開始 年月	備考
1 富士吉田市	富士吉田市小明見三丁目11番32号	富士吉田市(西桂町)(忍野村) 1市(1町1村)	30	8	H15.4	びん類を手選別後、破砕し選別
2 上野原市	上野原市上野原8344	上野原市(丹波山村)(小菅村) 1市(2村)	5	5	H20.4	びん類を手選別後、破砕し選別
3 山中湖村	南都留郡山中湖村平野506・507	山中湖村 1村	9	5	H7.4	びん類を手選別後、破砕し選別
4 峡北広域行政事務組合	韭崎市龍岡町下條南割1895	韭崎市 北杜市 甲斐市 3市	15	4	H18.4	不燃物を破砕し選別
5 青木が原ごみ処理組合	南都留郡富士河口湖町精進青木ヶ原514	笛吹市 中央市 富士河口湖町 鳴沢村 2市1町1村	10	5	S50.4	びん類を手選別後、破砕し選別 アルミ・鉄を選別し圧縮
6 大月都留広域事務組合	大月市初狩町中初狩3274	都留市 大月市(道志村) 2市(1村)	31	7	H15.4	びん類を含め、破砕し選別
7 甲府・峡東地域ごみ処理施設事務組合	笛吹市境川町寺尾字前付1440-1	甲府市、山梨市、笛吹市、甲州市 4市	30.6	2	H29.4	不燃ごみ、不燃性粗大ごみを破砕し選別
8 甲府・峡東地域ごみ処理施設事務組合	笛吹市境川町寺尾字前付1440-1	甲府市、山梨市、笛吹市、甲州市 4市	6.4	1	H29.4	プラスチック製容器包装を圧縮梱包
9 甲府・峡東地域ごみ処理施設事務組合	笛吹市境川町寺尾字前付1440-1	甲府市、山梨市、笛吹市、甲州市 4市	10	1	H29.4	紙製容器包装、ミックスペーパーの圧縮梱包
10 中央市	中央市浅利192	中央市 1市	9	1	R1.10	汚泥・生ごみを堆肥化

## し尿処理施設一覧表

令和6年5月現在

設置主体	施設名	施設所在地	構成市町村 ※( )は処理委託市町村	処理規模 (kg/日)	処理方式	運転開始 年月	汚泥の処理	備考
1 富士吉田市	環境美化センター し尿処理施設	富士吉田市小見見三 丁目11番32号	富士吉田市(西桂町)(忍野村)(山中湖 村) 1市(1町2村)	90	膜分離	H4.4	焼却	-
2 山梨市	環境センター し尿処理場	山梨市南2160	山梨市 1市	45	二段活性	S58.4	焼却	-
3 北杜市	北部ふるさと公苑	北杜市長坂町中丸 916	北杜市 1市	46	標準脱窒	H4.4	焼却	-
4 笛吹市	クリーンセンター	笛吹市石和町砂原 936-2	笛吹市 1市	40	嫌気性消 化	S52.3	脱水	-
5 上野原市	クリーンセンター	上野原市上野原 8344	上野原市 1市	40	好気性	S54.4	焼却	-
6 甲州市	環境センター し尿処理場	甲州市塩山千野 3136	甲州市 1市	20	標準脱窒	H15.4	堆肥化 (生ごみ50 kg/日)	汚泥再生処理センター
7 峡南衛生組合	し尿処理場 南部支所	南巨摩郡南部町万沢 5979-3	南部町 1町	19	標準脱窒 + 高度処理	H18.4	堆肥化 (生ごみ50 kg/日)	汚泥再生処理センター
8 中巨摩地区広域事務組合	衛生センター	中央市乙黒1083-3	南アルプス市 甲斐市 中央市 昭和町 (甲府市) 3市1町(1市)	85	高負荷	H5.10	焼却	-
9 峡北広域行政事務組合	峡北南部衛生 センター	韮崎市栄2-5-48	甲州市 北杜市 甲斐市 3市	72	好気性	S51.3	脱水	-
10 峡南衛生組合	し尿処理施設	西八代郡市川三郷町 驕狩津向1387	市川三郷町 早川町 身延町 3町	40	膜分離 + 高度処理	H1.4	焼却+堆肥化 (生ごみ300kg /日)	-
11 三郡衛生組合	三郡クリーン センター	南アルプス市東南湖 1080	南アルプス市 市川三郷町 富士川町 1市2町	61	膜分離 + 高度処理	H12.4	脱水	-
12 青木ヶ原衛生センター	衛生センター	南都留郡富士河口湖 町 精進青木ヶ原514	富士河口湖町 鳴沢村(甲州市) (中央市)(道志村) 1町1村(2市1村)	50	嫌気性	S46.12	脱水	-
13 大月都留広域事務組合	し尿処理場	都留市田野倉1130	都留市 大月市(道志村) 2市(1村)	92	二段活性	S61.12	焼却	-

## コミュニティプラント一覧表

令和6年5月現在

設置主体	施設名称	処理方式	計画1日最大 汚水量 (m <sup>3</sup> /日)	運転開始 年月	運転管理体制	備考
1 甲斐市	松島団地地域し尿処理施設	長時間ばっき	363	S56	委託	-
2 甲斐市	双葉登美団地地域し尿処理場	長時間ばっき	298	S63.3	委託	-
3 中央市	よし原処理センター	標準活性汚泥	2,500	S52.4	委託	-
4 富士河口湖町	本栖地区地域し尿処理施設	長時間ばっき	160	S60.4	委託	-
5 富士河口湖町	本栖地区地域し尿処理施設	膜分離活性汚泥	50	H27.9	委託	-

## 第13節 生活関連事業等の応急対策

県は、大規模停電発生時に電源車の配備等、関係省庁、電気事業者等から円滑な支援を受けられるよう、あらかじめ、病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常用電源の設置状況、最大燃料備蓄量等を収集・整理し、リスト化を行うよう努めるものとする。

県及び電気事業者は、倒木等により電力供給網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、相互の連携の拡大に努めるものとする。なお、事前伐採等の実施に当たっては、市町村との協力を努めるものとする。

### 1 電力事業施設応急対策(東京電力パワーグリッド株式会社山梨総支社)

#### (1) 防災体制

##### ア 非常態勢の区分

非常態勢の区分	非常態勢の条件
第1非常態勢	・被害の発生が予想される場合 ・被害が発生した場合
第2非常態勢	・大規模な被害が発生した場合 (大規模な被害の発生が予想される場合を含む) ・東海地震注意情報が発表された場合
第3非常態勢	・大規模な被害が発生し、停電復旧に長期化が予想される場合 ・警戒宣言が発せられた場合 ・県内並びに首都圏で震度6弱以上の地震が発生した場合

##### イ 災害対策組織

災害が発生したとき、災害対策本部および支部を設置する。

#### (2) 応急復旧対策

##### ア 応急対策要員、資機材の確保

応急対策に従事可能な人員を予め調査、把握しておき、定められたルートによって、速やかに対応する。

また、工具、車両、発電車、変圧器車等を整備して応急出動に備えるとともに、手持ち資機材の確保に努める。

##### イ 設備の予防強化

① 洪水等の被害を受けるおそれのある発電所においては、諸施設の災害予防について応急施設を講ずる。

② 工事実施中のものは、速やかに工事を中止し、あるいは補強又は応急措置を講ずる。

##### ウ 災害時における危険予防措置

災害時においても原則として送電を継続するが、災害の拡大にともない円滑な防災活動のため、警察・消防機関から送電停止の要請があった場合には、適切な危険防止措置を構じる。

##### エ 災害時における広報

次の事項について、テレビ・ラジオ・新聞等の報道機関に要請して広報を行うとともに、広報車及び自治体の防災行政無線による活用等により直接当該地域に周知する。

① 感電事故及び漏電による出火の防止

② 電力施設の被害状況、復旧予定等

##### オ 被害状況の収集

あらゆる方法を通じて全般的被害状況の早期把握に努め、復旧計画を樹立する。

## 2 電気通信事業施設応急対策（NTT東日本株式会社山梨支店、株式会社NTTドコモ山梨支店）

### (1) 防災体制

#### ア 非常態勢の区分

災害が発生する恐れがある場合、又は発生した場合（以下「非常事態」という）は、次に定める態勢により対処する。

	非常態勢の区分	非常事態の情勢
準備	警戒態勢	・災害等の発生が予想される場合
アクション	災害復旧体制 (注)	・災害等（被災支社・支店等が単独で対応でき、対策組織の一部の班の対応のみで対応が可能な規模の災害等）が発生した場合 ・被災支社・支店等が支援を必要とするが災害対策機器類の支援（機器の運搬・運用作業を含む）等に留まる場合（広域応援体制に至らないと判断する場合）
	第1非常態勢	・激甚災害（国に緊急災害対策本部が設置される規模の災害）が発生した場合 ・南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合
	第2非常態勢	・大規模な災害等（国に非常災害対策本部が設置される規模の災害又は各会社が単独で対応できず支援が必要な規模の災害）が発生した場合 ・警戒宣言が発せられた場合
	第3非常態勢	・中規模な災害等（各会社が単独で対応できる規模の災害）が発生した場合 ・東海地震注意情報が発表された場合 ・南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合

(注) ドコモのみ

#### イ 災害対策組織

NTT東日本株式会社（山梨支店）、株式会社NTTドコモ（山梨支店）は非常態勢に対応する災害対策組織をあらかじめ編成しておく。

対策組織	機能
情報連絡室	・非常災害の発生に備えた対策活動及び情報級活動の実施 ・非常災害の発生時の対策活動及び情報共有活動の実施
支援本部	・非常災害対策活動の支援
地震災害警戒本部	・東海地震の発生に備えた対策活動の実施
災害対策本部	・非常災害対策活動の実施
緊急災害対策本部	・緊急災害対策活動の実施

#### ウ 災害対策組織

NTT東日本株式会社（山梨支店）及び株式会社NTTドコモ（山梨支店）の長は、非常態勢が発令された場合は、速やかに対策組織を設置する。

### (2) 災害応急対策

#### ア 被災地特設公衆電話の設置

「災害救助法」が適用された場合等には避難場所に、り災者が利用する特設公衆電

話の設置に努める。

#### イ 携帯電話の貸出し

ドコモは、「災害救助法」が適用された場合等には避難場所、現地災害対策本機関等への携帯電話の貸出し及び避難所での充電サービスに努める。

#### ウ 災害用伝言ダイヤル等の提供

地震等の災害発生により著しく通信ふくそうが発生した場合は、安否等の情報を円滑に伝達できる災害用伝言ダイヤル等を速やかに提供する。

### (3) 災害時における広報

ア 災害の発生が予想される場合、又は発生した場合に、通信のそ通及び利用制限の措置状況および被災した電気通信設備等の復旧状況等の広報を行い、通信ができないことによる社会不安の解消に努める。

イ テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて広報を行うほか、必要に応じてホームページや支店等前掲示板等により直接当該被災地に周知する。

ウ 災害用伝言ダイヤル等を提供した場合、交換機よりのふくそうトーチ案内、避難所等での利用案内を実施する他、必要に応じて報道機関、自治体との協力体制により、テレビ、ラジオ、防災無線等で利用案内を実施する。

### (4) 設備の応急復旧

災害に伴う電気通信設備等の応急復旧は、恒久的復旧工事との関連並びに情勢の緊急度を勘案して、迅速・適切に実施する。

ア 被災した電気通信設備等の復旧は、サービス回復を第一義として速やかに実施する。

イ 必要と認めるときは、災害復旧に直接関係のない工事に優先して、復旧工事に要する要員・資材及び輸送の手当てを行う。

ウ 復旧にあたっては、行政機関、ライフライン事象者と提携し、早期復旧に努める。

## 3 一般ガス導管事業施設応急保安対策

### (1) 一般ガス導管事業者の名称、所在地、供給区域等

	東京ガス山梨株式会社	吉田ガス株式会社
(1) 所在地 事務所 工場	甲府市北口三丁目 1-12	富士吉田市下吉田 6-5-1
(2) 施設種別	天然ガスのパイプライン接続供給	天然ガスのパイプライン接続供給
(3) 貯蔵設備 所在地 設備の種類及 び 最大貯蔵量		
(4) 施設の状況 及び供給状況	甲府市、中央市、甲斐市、南アルプス市及び昭和町の供給域内 30,000 戸へ導管により供給	富士吉田市の市街地及び富士河口湖町の一部、忍野村の一部 7,000 戸へ導管により供給
(5) 修理機材名 及び数量	修理資材は当面必要な数量について常に備蓄しており、さらに日本ガス協会を通じて全国のガス会社、資機材メーカーとの応援態勢ができてい る。	

※ 防災体制 : 非常災害(地震)対策要領による

## (2) 予備施設及び貯蔵原材料

	東京ガス山梨株式会社	吉田ガス株式会社
(1) 予備動力	①55KVAディーゼル発電機 44KW ②27KVAディーゼル発電機 29.1KW	①6.5KVAディーゼル発電機 5.2KW ②26.0KVAディーゼル発電機 20.8KW ③50.0KVAガス発電機 40.0KW
(2) 貯蔵原材料	①軽油950 L 72時間分 ②軽油200 L 27時間分	①軽油86 L 43時間 ②軽油195 L 48時間 ③都市ガス (13A)

## (3) 発災時の措置

	東京ガス山梨株式会社	吉田ガス株式会社
(1) 停電時の措置	災害により停電が発生した際においても、ガスの送出、整圧については電気設備に依存していないため供給継続が可能。計装機器についても無停電電源装置及び非常用発電設備と連携しているため継続運用が可能。	予備動力を使用し、平時の供給又は保安供給を行う。
(2) 交通途絶時の措置	パイプライン接続供給方式のため措置は不要	パイプライン接続供給方式のため措置は不要
(3) 生産設備被災時の措置	主要な受入設備が被災しない限り供給可能	主要な受入設備が被災しない限り供給可能
(4) 供給設備被災時の措置	修理資材をもって応急処理を行い極力供給の確保に努めるが、やむを得ないときは地域的にガスの送出を停止し、速やかに応急処置を行う。全供給区域被災のときは、一時ガスの送出を停止する。 災害の状況により日本ガス協会の応援態勢がある。	本社の応援態勢を除いて同左
(5) 貯蔵設備被災時の措置	—	一部被災の場合は能力の範囲において限定供給を続ける
(6) 大規模災害時の措置	被害が大きく単独では復旧に日数を要するときは、日本ガス協会の定める「地震洪水等非常事態における救援措置要綱」及び関東中央部会(関東経済産業局管内)の定める「ガス事業者災害事故対策要領」に基づき協会又は部会の応援を受けて復旧の迅速化を図る。	

## 4 ガス小売事業（旧簡易ガス）施設応急保安対策

### (1) 特定製造所

ア 特定製造所に異常を認めたととき

- ① 特定製造所のガス発生設備及び調整装置の外観及び漏洩検査を行う。
- ② 異常を認めたとときは速やかに応急修理を行う。
- ③ 調査の結果応急修理不可能なときは仮設による供給を行う。

イ 特に周囲の被災が大きいと判断されるときは、供給を停止し以後の状況把握に努め状況を監視する。

### (2) 導 管

ア 本支管及び供給管

- ① 不等沈下、地割れ、陥没等地盤に異常を認めたとときは、供給継続のままボーリングによるガス漏れ検査を行う。
- ② 特に周囲の被災状況が大きく、濁流その他により土砂の流出等地層に変異が認められたときは、供給を中断しガス圧による漏洩検査を行う。

イ 屋外管・屋内管

- ① 災害による異常の有無が判別しがたいときは、ガス検知器及びボーリングによるガス漏れ検査を行う。
- ② 特に周囲の被災状況が大きく、窓、壁その他建造物に損壊等の異常が認められるときは、供給を中断しガス圧による漏洩検査を行う。

ウ 導管の調査の結果異常を認めたとときは、速やかに復旧の作業を行う。

### (3) 復旧体制

上記の応急対策を円滑に遂行するため、事業所内に特別組織を編成し、それぞれの状況に応じて出動し対処する。

## 5 液化石油ガス応急保安対策

### (1) 災害対策組織

発災後、山梨県に「災害対策本部」が設置された場合、（一社）山梨県 LP ガス協会に「災害対策本部」を設置する。

### (2) 応急対策

- ・関係機関との連絡
- ・一般消費者向け広報
- ・応急復旧資機材の調達
- ・復旧要員の派遣

## 6 危険物等応急保安対策

### (1) 火薬類の応急対策

ア 保管又は貯蔵中の火薬類を安全地帯に移す余裕のあるときはこれを速やかに移し、その周囲に適当な境界柵及び「立入禁止」等の警戒札を設け見張り人をつける。

イ 運搬道路が危険なとき又は搬送の余裕がないときには、火薬類を付近の水中に沈める等の安全上の措置を講ずる。

ウ 前記の措置によらないときは、火薬庫又は貯蔵所の入口、窓等を目塗土等で安全に密閉し、防火の措置を講じ、必要に応じて付近の住民に避難するよう警告する。

エ 運搬中火薬類が爆発又はそのおそれのあるときには、災害防止の応急措置を講じるとともに警察官、消防吏員に通報する。

### (2) 高圧ガスの応急対策

ア 製造施設等においては、災害の状況に応じ、作業を直ちに中止するなど、ガスの特性に応じた措置を講ずるとともに、作業に必要な者以外は退避させる。

イ 充填容器が危険な状態となったときは、不燃性ガス以外のガスは、極力ガスの放

出を避け、ガスの特性に応じた救急措置、安全な場所への移動、警察官等の協力を得て行う付近住民の避難等を実施する。

ウ 輸送中において災害が発生したときは、車両等の運転手等は消防機関、警察及び荷受人等へ通報する。なお緊急、やむを得ないときは付近の高圧ガス地域防災協議会防災事業所へも通報し、防災要員の応援を得て災害の拡大防止活動を行う。

エ 事業所、消費先等において応急措置に応援を要するときは、関係事務所の協力を得て行う。

### (3) 危険物の応急対策

ア 危険物施設の管理者等は、施設内の火気の使用を停止するとともに、状況に応じ保安回路を除く施設内の電源を切断する。

イ 危険物施設の管理者等は、危険物の取扱いを中止し、移動搬出の準備、石油類の流出防止、防油堤の補強等の措置を講じる。

ウ 危険物施設の管理者等は、必要に応じて相互応援協定に基づく応援を要請する。

エ 危険物運搬車両等の運転手等は、輸送中に危険物が漏れる等の災害が発生したときは、消防機関、警察等に速やかに通報する。

オ 県及び市町村は、引火、爆発又はそのおそれがあるときは、施設関係者及び関係機関と緊密な連絡をとり、警戒区域を設定するとともに付近住民に対し、避難等の指示又は勧告をする。

カ 山梨県内の高速道路等における危険物運搬車両の事故防止等については、「山梨県高速自動車国道等における危険物運搬車両事故防止等対策協議会」による連絡体制の強化を図るとともに、事故等の発生した場合に迅速かつ効果的に現場処理対策の確立を図る。

### (4) 毒物劇物の応急対策

毒物劇物の管理者等は、保健所、警察署、消防署等関係機関の協力を得て次の措置を講じる。

ア 毒物劇物による汚染区域の拡大防止のため、危険区域を設定して関係者以外の立ち入りを禁止する。

イ 状況に応じて交通遮断、緊急避難等、一般住民に対する広報活動を行う。

ウ 中和剤、吸収剤等を使用して毒物劇物の危険除去を行う。

エ 飲料水が汚染したとき又はそのおそれがあるときは、下流の水道管理者、井戸水使用者等に通報する。

### (5) 放射性物質の応急対策

放射性物質の管理者等は、警察署、消防署等関係機関の協力を得て次の措置を講じる。

ア 放射線障害の危険のある地区内に所在している者に対して避難するよう警告する。

イ 放射線障害を受けた者又はそのおそれがある者は、速やかに救出し医療施設へ収容する。

ウ 放射性同位元素による汚染が生じたときは、直ちに汚染の拡大防止、放射性同位元素の除去等の措置を講ずる。

エ 放射性同位元素を他の場所へ移す余裕があるときは、必要に応じてこれを安全な場所に移し、その場所の周囲に柵、標識等を設置し、見張人において関係者以外の立ち入りを禁止する。

オ 事故発生時、危険区域内に所在していた者に対し、医師による診断等必要な措置を講じる。

## 7 日本郵政グループの災害時特別取扱内容

### (1) 郵便事業関係（被災者が差し出す郵便物の料金免除及び郵便葉書等の無償交付）

安否の報告や避難先の連絡に役立てるため、被災者が差し出す郵便物の料金を免

除するとともに、被災地の郵便局において被災世帯に対し、郵便葉書及び郵便書簡を郵便局窓口において無償交付する。

**(2) ゆうちょ銀行関係（通帳等を紛失した被災者への非常取扱い）**

通帳、証書、印章等をなくした場合であっても、本人確認ができる時には次の取扱いを実施する。

ア 通常貯金、定額貯金及び定期貯金の払戻し

イ 民営化前に預入した定額郵便貯金、定期郵便貯金及び積立郵便貯金等の払戻し

ウ 民営化前に預入した定額郵便貯金、定期郵便貯金及び積立郵便貯金を担保とした貸付

エ 払戻証書による払戻金及び返還金支払い通知書による返還金の払渡し

**(3) かんぽ生命保険関係（保険料払込猶予期間の延伸、保険金の非常即時払等の非常取扱い）**

保険料の支払いが困難な場合、保険料の払込猶予期間の延伸、保険金の非常即時払い等の非常取扱いを実施する。

## 8 下水道施設の応急対策

**(1) 応急体制の確立**

- ・下水道対策本部の立上げ
- ・現地対策本部の確立（流域下水道事務所、下水道公社）

**(2) 巡視及び被災状況の把握**

- ・緊急点検調査による二次災害発生のおそれや、重大な機能障害の把握（被害情報の収集、車両上からの目視調査）
- ・1次点検調査（目視調査、被害情報の収集、マンホール蓋を開けての調査）
- ・2次点検調査（マンホール蓋を開けての調査、管路内カメラ調査）

**(3) 応急措置**

- ・緊急輸送路等における交通機能確保（浮上マンホール等の切断除去）
- ・耐水対策（土のう設置、止水板設置）
- ・二次災害発生のおそれや、重大な機能障害への対応（溢水した下水を強力吸引車（バキューム車など）により排水処理、塩素減菌により消毒処理放流、マンホールトイレ設置）

**(4) 応急復旧**

- ・暫定的に揚水及び水処理機能を確保するための復旧（仮配管及び仮排水ポンプの設置、仮設沈殿池及び仮設塩素注入設備の設置、非常用電源による設備の機能確保、管渠内洗浄）

**(5) 広域応援の受援体制の構築**

- ・窓口を下水道室、連絡・調整を流域下水道事務所が中心に行う受援体制を構築

**(6) ライフライン事業による現地調整会議への参加**

- ・流域関連の上水、工業用水等の使用制限要請
- ・施設の同時利用再開の業者間への展開

## 第14節 警察警備計画

### 1 警備方針

警察の警備活動は、「山梨県警察災害警備計画」に基づき実施するものとする。

### 2 災害に備えての措置

警察本部等が平素災害の発生に備えて行う措置は、概ね次のとおりとする。

**(1) 警備体制の整備**

**(2) 情報収集、情報発信及び連絡体制の整備**

- (3) 情報通信の確保
- (4) 交通確保に関する体制及び施設の整備
- (5) 避難誘導の措置
- (6) 住民等の防災活動の促進
- (7) 危険箇所の調査
- (8) 重要施設の警戒
- (9) ボランティアの受入れのための環境の整備
- (10) 災害対処訓練の実施、大規模災害警備対策に関する調査及び研究

### 3 警備体制

警察は大規模災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は「本部長を長とする災害警備本部甲号」を設置して対応するものとする。

### 4 災害警戒本部等の設置

警察が、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときに行う警備活動は、概ね次のとおりとする。

- (1) 情報収集及び報告
- (2) 救出・救助活動
- (3) 避難誘導等
- (4) 身元確認等
- (5) 二次被害の防止
- (6) 社会秩序の維持
- (7) 緊急交通路の確保
- (8) 被災者への情報伝達活動
- (9) 報道対策
- (10) 情報システムに関する措置
- (11) 関係機関との相互連携
- (12) 自発的支援の受入れ

### 5 災害復旧・復興

警察が行う災害復旧・復興については概ね次のとおりとする。

- (1) 警察施設の復旧
- (2) 暴力団排除活動の徹底
- (3) 交通規制の実施

## 第15節 民生安定事業

### 1 被災者生活再建支援制度（被災者生活再建支援法）

#### (1) 要 旨

被災者生活再建支援法に基づき、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用し、被災者生活再建支援金を支給することにより被災者の自立した生活の開始を支援する制度

#### (2) 被災者生活再建支援法の適用要件

##### ①対象となる自然災害

ア 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市町村における自然災害

イ 10世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村における自然災害

- ウ 100世帯以上の住宅全壊被害が発生した都道府県における自然災害
- エ ア又はイの市町村を含む都道府県で、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）における自然災害
- オ ア～ウの区域に隣接し、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）における自然災害
- カ ア若しくはイの市町村を含む都道府県又はエの都道府県が2以上ある場合に、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）及び2世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口5万人未満に限る）における自然災害

※ エ～カの人口要件については、合併前の旧市町村単位でも適用可などの特例措置あり（合併した年と続く5年間の特例措置）

②対象となる被災世帯

- ア 住宅が全壊した世帯
- イ 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
- ウ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯
- エ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）

(3) 被災者生活再建支援金の支給条件

支援金支給の基準

対象世帯と支給額

支給額は、以下の2つの支援額の合計額となる。

ア 住宅の被害程度に応じて支給する支援金(基礎支援金)

住宅の被害程度	支給額	
	複数世帯	単数世帯
全壊世帯(法第2条第2号イ)	100万円	75万円
解体世帯(法第2条第2号ロ)	100万円	75万円
長期避難世帯(法第2条第2号ハ)	100万円	75万円
大規模半壊世帯(法第2条第2号ニ)	50万円	37.5万円

イ 住宅の再建方法に応じて支給する支援金(加算支援金)

住宅の再建方法	支給額	
	複数世帯	単数世帯
居住する住宅を建設し、又は購入する世帯 (法第3条第2項第1号)	200万円	150万円
居住する住宅を補修する世帯 (法第3条第2項第2号)	100万円	75万円
居住する住宅を賃借する世帯 (公営住宅を除く)(法第3条第2項第3号)	50万円	37.5万円

※ 住宅の再建方法が2以上に該当する場合の加算支援金の額は、そのうちの最も高いものとする。

2 山梨県・市町村被災者生活再建支援制度

(1) 要 旨

被災者生活再建支援法が適用されない自然災害の被災世帯に対し、県と市町村で連携して支援金を支給することにより、被災者の自立した生活の開始を支援する。

(2) 適用要件

①対象とする自然災害

県内で1世帯でも住宅全壊が生じた自然災害

②対象となる被災世帯  
被災者生活再建支援法と同一

(3) 支給条件  
被災者生活再建支援法と同一

### 3 中小企業金融対策

#### (1) 融資一覧表

実施機関及び金融機関名	資金名	融資対象	用途	限度額	利率	期間	担保等	備考
日本政策金融公庫 甲府支店 中小企業事業 (代理店) 山梨中央銀行 商工中金 各都市銀行 各信用金庫 各信用組合	災害復旧貸付	所災害救助法又は動接は間接の		既往貸付の残高に拘らず(直貸) 一般 15,000万円以内 組合 45,000万円以内(代理貸) 一般 7,500万円以内 組合 22,500万円以内	基準利率 但し、特定の激甚災害の場合は、その都度定める。	設備資金 15年以内 (2年以内の措置期間を含む。) 運転資金 10年以内 (2年以内の据置期間を含む。)	力的担保及び保証人の徴求に取り扱う	特別利率を適用する場合は市町村長その他相当の機関の発行する被害証明書又は特別被害証明書が必要。
日本政策金融公庫 甲府支店 国民生活事業 (代理店) 各信用金庫 各信用組合	災害貸付	のうち被害を被った金庫が特に指定した地域に		(1)各融資制度の融資限度額に1災害3,000万円を加えた額 (2) 特に異例の災害の場合、その都度定める (3) 代理店取扱1,500万円	各融資制度に定められた利率(代理貸付については基準利率)ただし、特定の激甚災害の場合はその都度定める。	普通貸付 10年以内 (2年以内の措置期間を含む) 特別貸付は各融資制度に定められた期間内		1 直接被害者は原則として市町村長その他相当の機関の発行する被害証明書又は特別被害証明書が必要。 2 災害の発生した日から6か月目の月末まで。
商工組合中央金庫 甲府支店 (代理店) 各信用組合	災害復旧貸付	に政令で指定する被災区域又は被災区域外に所在する直接又は間接に被害を被った中小企業者	事業資金	定めなし	商工中金所定の利率	設備資金 20年以内 運転資金 10年以内 (各3年以内の据置期間を含む。)		
山梨県 (取扱店) 各都市銀行 山梨中央銀行 各信用金庫 各信用組合 商工中金 JA山梨信連 各農協	経済変動対策(経済危機・災害復旧関係)	に政令で指定する被災区域又は被災区域外に所在する直接又は間接に被害を被った中小企業者	事業資金	設備資金 5,000万円 運転資金 5,000万円 (一企業限度額 5,000万円)	1.40%	設備資金 10年以内 (うち1年以内又は2年の据置期間を含む。) 運転資金 10年以内 (うち1年又は2年以内の据置期間を含む。)	金融機関又は信用保証協会の定めるところによる	直接被害者は原則として市町村長の発行する証明書が必要。

#### (2) 信用保証について

法令に基づき指定された被災地域に所在する直接又は間接に被害を被った中小企業者に対する災害関係保証の特例

ア 機関名 山梨県信用保証協会

イ 概要

a 災害関係保証に係る中小企業者 1人当りの保証限度額は、一般保証限度額と同額の別枠とする。

b 信用保証料の低減措置をとる。

#### 4 山梨県個人住宅災害緊急建設資金貸付制度(建築住宅課)

(1) 新築住宅 400 万円、18 年償還(内 3 年据置)

(2) 改修住宅 200 万円、11 年償還(内 1 年据置)

※ 住宅金融支援機構と併せ貸し

※ 融資受付時の支援機構の融資金利と同率

#### 5 農業災害関係金融対策

災害の程度、規模等によって異なるが、概ね次のとおりである。

##### (1) 山梨県農業災害対策資金

資金の目的	自然災害により被害を受けた農業者の経営の安定を図る。
貸付対象者	自然災害により被害を受けた農業者(法人を含む)で、市町村長が被害を認定し、市町村からの利子補給が確実な者
資金の使途	経営安定のための経費及び農業施設等の復旧にかかる経費
貸付限度額	500 万円以内(個人・法人とも)
貸付利率	無利子(県・市町村・融資機関が負担) ※保証料も融資機関が負担
据置期間	1 年以内(復旧資金は 3 年以内)
償還期限	5 年以内(復旧資金は 10 年以内)
資金源	農協

##### (2) 天災資金

貸付対象	天災融資法が発動された場合で、農作物減収量 30%以上で、その損失額が平年農業総収入の 10%以上の被害農業者及び林産物損失額 10%以上又は林産施設損失額 50%以上の被害林業者で市町村長の認定を受けた者及び、在庫に著しい被害を受けた農協、同連合会等
資金の使途	種苗、肥料、飼料、農薬、小農機具、家畜、家禽、薪炭原木及び椎茸ほだ木の購入資金、炭釜構築資金その他政令で定めるもの 被害組合の事業運営に必要な資金
貸付限度額	(被害農林業者の経営に必要な資金) 農林業者 個人 200 万円、法人 2,000 万円(政令で定める資金として貸し付けられる場合は 500 万円、政令で定める法人に貸し付けられる場合は 2,500 万円)の範囲内で政令で定める額か、損失額を基準として政令で定める額のどちらか低い額 激甚災害の場合、個人 250 万円、法人 2,000 万円(政令で定める資金として貸し付けられる場合は 600 万円、政令で定める法人に貸し付けられる場合は 2,500 万円)の範囲内で政令で定める額か、損失額を基準として政令で定める額のどちらか低い額 (被害組合の運営に必要な資金) 農協、同連合会等 農協 2,500 万円(連合会 5,000 万円) 激甚災害の場合、農協 5,000 万円(連合会 7,500 万円)
貸付利率	知事が告示する特別被害地域内の特別被害農林業者(損失額が平年総収入の 50%以上の者)に対しては年 3% 以内、他の者に対しては年 6.5%以

	内又は年 5.5%以内
据置期間	なし
償還期限	特別被害農林業者は 6 年以内、他は 5 年以内で政令で定める。 激甚災害の場合については 7 年以内
資金源	農協又は融資機関

(3) 農林漁業セーフティネット資金（日本政策金融公庫資金）（令和8年1月現在）

貸付対象	天災により農業用施設が流亡、滅失又は大破を被った農業者、認定農業者、認定新規就農者等
資金の用途	災害により被害を受けた経営の再建に必要なもの等
限度額	600万円 ただし、簿記記帳を行っている者については、年間経営費等の6/12に相当する額
貸付利率	年1.55～2.25%
据置期間	3年以内
償還期限	15年以内
資金源	国の財投資金を日本政策金融公庫が貸し付ける。

6 災害援護資金等貸与計画

区分	生活福祉資金	災害援護資金	母子及び父子並びに寡婦福祉資金
対象者	罹災低所得世帯（原則官公署の発行する被災証明書が必要）	災害救助法その他政令で定める災害により災害を受けた世帯（所得制限あり）	災害により住宅及び家財等に被害を受けた母子及び父子並びに寡婦世帯
貸付世帯数	予算の範囲内	制限なし	予算の範囲内
資金の種別	福祉資金・福祉費（災害を受けたことにより臨時に必要となる経費）		住宅資金、事業開始・継続資金
貸付限度額	150万円以内	350万円以内	住宅200万円以内 事業開始285万円 事業継続143万円
貸付期間	7年以内 (6月以内の据え置き)	10年以内 (うち3年据え置き)	住宅7年以内2年据置 開始7年以内2年据置 継続7年以内2年据置
償還方法	月賦等	年賦または半年賦	月賦等
貸付利率	年1.5%（保証人がいる場合は無利子）	年3%	年1.0%（保証人がいる場合は無利子）
その他	据置期間中は無利子	据置期間中は無利子	据置期間中は無利子
実施機関	山梨県社会福祉協議会	市町村（県は全額市町村に貸与、国はそのうち%を貸与する）	県

7 義援金品募集配分計画

(1) 実施団体

次の関係機関、団体等をもって配分委員会を構成して実施する。  
県・市町村・日本赤十字社県支部・共同募金会・報道機関その他

## (2) 募集及び配分

配分委員会において、被害の程度、範囲及び県内外別に応じてその方法等を協議し、それぞれ関係機関、団体の特色を生かしながら公平に実施する。

なお、平時から災害時に速やかな配分等ができるよう、その方法等について検討に努めるものとする。

## (3) 募集及び配分結果の公表

配分委員会は、決定した義援金品の募集及び配分結果を公表する。

# 8 労働力確保対策

## (1) 労働力の確保

ア 公共職業安定所は、労働力の確保を円滑に行うための次の措置をとる。

- ① 斡旋業務の円滑を期し、緊急計画を樹立する。
- ② 関係機関との緊密な連携をもって、所要労働力の募集についての求人広告に関する所要の措置をとる。
- ③ 必要により他の公共職業安定所へ求人連絡を行う。
- ④ 常時土木関係等災害関連職種に従事する求職者については、予め居住地、連絡先、連絡方法等を整備する。

イ 市町村長、公共職業安定所長の措置する労働力の確保について資料の提供及び連絡等について協力する。

## (2) 災害応急対策求人について

市町村長又は防災関係機関の長は、当該機関の所在地を管轄する公共職業安定所長に対し、次の事項を明らかにして文書又は口頭で申し込む。

- ・職種別所要求人の数
- ・作業場所及び作業内容
- ・作業時間、賃金等の労働条件
- ・その他必要な事項
- ・必要とする期間
- ・宿泊施設の状況

## (3) その他

ア 災害応急対策に公共職業安定所の斡旋により就労する者の賃金は、同一地域の同種業務及び技能について支払われる一般賃金水準を基とする。

イ 公共職業安定所長は、応募した就労希望者の配置については、緊急度、重要度等について所轄の地方連絡本部長と協議し、必要により適宜調整を行いながら実施する。

# 9 罹災証明書の交付等

- ・市町村は、被災者生活再建支援金の支給、各種減免措置その他の支援措置が早期に実施されるよう、発災後早期に罹災証明書の交付体制等を確立し、被災者に罹災証明書の交付等を行う。このため、平常時より、住家被害の調査の担当者の育成などを計画的に進めるなど、必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。また、県は市町村担当者の研修機会の拡充等に取り組むものとする。
- ・市町村は、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。
- ・市町村は、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局と応急危険度判定担当部局とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努めるものとする。

## 1 0 被災者台帳の作成

市町村は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。

また、県は、災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、被災者台帳を作成する市町村からの要請に応じて、被災者からの情報を提供するものとする。

## 1 1 各種行政サービスの実施体制の整備

避難の長期化などに対応するため、国、県及び市町村は、避難者の様々な行政手続きが一箇所で行える体制整備に向けて検討する。

## 1 2 特別行政相談活動の実施

関東管区行政評価局（山梨行政監視行政相談センター）は、被災者への生活支援情報の提供、専用電話を備えた相談窓口の開設、特別行政相談所の開設といった「特別行政相談活動」を行うものとし、県及び市町村は当該活動に協力するものとする。

# 第 1 6 節 災害ボランティア支援対策

## 1 災害ボランティアの受け入れ

県、市町村及び関係団体は、相互に協力し、ボランティアに対する被災地のニーズの把握に努めるとともに、ボランティアの受付、調整等その受け入れ体制を確保するよう努める。ボランティアの受け入れに際して、ボランティアの技能等が効果的に活かされるよう配慮するとともに、必要に応じてボランティアの活動拠点を提供する等ボランティアの活動の円滑な実施が図られるような支援に努めるものとする。

また、広域的なボランティアの受け入れ調整等について、速やかに実施できるよう、県、市町村及び関係団体の情報共有体制等の連携を強化する。

## 2 災害ボランティアの促進

県は、災害時におけるボランティア活動の調整等のため、山梨県社会福祉協議会が設置する山梨県災害ボランティア・福祉支援本部と連携する。

また、災害ボランティア活動の推進を図るため、県、山梨県社会福祉協議会、山梨県共同募金会、山梨県ボランティア協会、日本赤十字社山梨県支部、及び山梨県障害者福祉協会は、互いに協力するものとする。

さらに、県、市町村及び関係団体は、被災地入りしているNPO・ボランティア等と情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握し、連携の取れた支援活動を展開するよう努める。

## 第4章 災害復旧・復興対策

災害復旧は、災害発生後、被災した施設の原形復旧に併せ、再度災害の発生を防止するため必要な施設の新設、改良を行う等、将来の災害に備える観点から、災害応急対策に基づく応急復旧作業終了後、被害の程度を十分検討して事業計画を策定し行うものとする。国〔国土交通省〕及び県は、著しく異常かつ激甚な災害が発生し、緊急災害対策本部が設置された災害（以下「特定大規模災害」という。）等を受けた地方公共団体又はその団体の長から要請があり、かつ当該地方公共団体の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して円滑かつ迅速な復興のため必要があると認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲で、当該地方公共団体又はその団体の長に代わって工事を行うことができる権限代行制度により、被災地方公共団体に対する支援を行う。

国〔国土交通省〕は、工事が高度の技術を要する場合、高度の機械力を使用して実施することが適当であると認める場合又は都道府県の区域の境界に係る場合においては、都道府県に代わって自ら指定区間外の国道の災害復旧に関する工事を行うことができる権限代行制度により支援を行う。

国〔国土交通省〕は、都道府県道又は市町村道について、都道府県又は市町村から要請があり、かつ当該都道府県等又は市町村の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して、実施に高度な技術又は機械力を要する工事で当該都道府県又は市町村に代わって自らが行うことが適当であると認められるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、都道府県道又は市町村道の災害復旧に関する工事を行うことができる権限代行制度により、支援を行う。

県は、指定市以外の市町村が管理する指定区間外の国道、都道府県道又は自らが管理する道路と交通上密接である市町村道について、当該市町村から要請があり、かつ当該市町村の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して、当該市町村に代わって自らが災害復旧等に関する工事を行うことが適当であると認められるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、当該工事を行うことができる権限代行制度により、支援を行う。

国〔国土交通省〕及び独立行政法人水資源機構は、都道府県知事等が管理の一部を行う指定区間内の一級河川又は二級河川における河川の改良工事若しくは修繕又は災害復旧事業に関する工事について、都道府県知事等から要請があり、かつ当該都道府県等の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して、実施に高度な技術又は機械力を要する工事（独立行政法人水資源機構の場合は、これらに加え、水資源開発水系内の河川管理施設に係るものであって、当該水資源開発水系における水の安定的な供給の確保に資するものに限る。）を当該都道府県知事等に代わって行うことが適当と認められるとき（国にあっては、その事務の遂行に支障のない範囲である場合に限る。）は、当該都道府県知事等に代わって工事を行うことができる権限代行制度により、都道府県等に対する支援を行う。

国〔国土交通省〕は、市町村長が管理を行う、一級河川又は二級河川以外の河川で市町村長が指定したもの（以下「準用河川」という。）における河川の改良工事若しくは修繕又は災害復旧事業に関する工事について、市町村長から要請があり、かつ当該市町村の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して、実施に高度な技術又は機械力を要する工事を当該市町村長に代わって行うことが適当と認められるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、当該市町村長に代わって工事を行うことができる権限代行制度により、支援を行う。

国〔国土交通省〕は、災害が発生した場合において、都道府県知事等が管理の一部を行う指定区間内の一級河川若しくは二級河川又は市町村長が管理を行う準用河川に係る維持（河川の埋塞に係るものに限る。）について、当該都道府県知事又は市町村長から要請があり、かつ当該都道府県又は市町村における河川の維持の実施体制等の地域の実情を勘案して、実施に高度な技術又は機械力を要する維持を当該都道府県知事又は市町村長に代わって行うことが適当と認められるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、当該都道

府県知事又は市町村長に代わって維持を行うことができる権限代行制度により、支援を行う。

国〔林野庁〕は、特定大規模災害等を受けた都道府県における災害復旧事業等に関する工事について、当該都道府県の知事から要請があり、かつ当該都道府県の工事の実施体制等を勘案して、当該都道府県に代わって行うことが適当と認められるときは、当該都道府県に代わって工事を行うことができる制度により、支援を行う。

道路管理者及び上下水道、電力、通信等のインフラ事業者は、道路と生活インフラの連携した復旧が行えるよう、関係機関との連携体制の整備・強化を図るものとする。

県警察は、暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努めるとともに、関係行政機関、被災地方公共団体、業界団体等に必要な働きかけを行うなど、復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努めるものとする。

なお、平常時より民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ、関係機関は、民間事業者との間で協定を締結しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等を活用するものとする。

市町村は、被災後に早期かつ的確に復興まちづくりを行えるよう、事前復興まちづくり計画策定等の復興事前準備に努めるものとし、県はこれを支援するものとする。

都道府県及び市町村は、随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進するものとする。

国〔国土交通省〕、都道府県及び市町村は、災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組むものとする。

大規模な災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた災害においては、多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となることから、これを可及的速やかに実施するため、復興計画を作成し、関係機関の諸事業を調整しつつ、計画的に復興を進めるものとする。

なお、復興計画の作成にあたっては、男女共同参画の視点を活かしたものとする。

## 1 公共土木施設災害復旧事業計画

- (1) 河川災害復旧事業計画
- (2) 砂防設備災害復旧事業計画
- (3) 道路、橋梁災害復旧事業計画
- (4) 下水道災害復旧事業計画
- (5) 林地荒廃防止施設災害復旧事業計画

## 2 農林水産業施設災害復旧事業計画

- (1) 農地、農業用施設災害復旧事業計画
- (2) 林業用施設災害復旧事業計画
- (3) 漁業用施設災害復旧事業計画
- (4) 共同利用施設災害復旧事業計画

## 3 中小企業施設災害復旧事業計画

## 4 都市災害復旧事業計画

## 5 上水道等災害復旧事業計画

## 6 住宅災害復旧事業計画

## 7 社会福祉施設災害復旧事業計画

## 8 公立医療施設・病院等災害復旧事業計画

## 9 学校教育施設災害復旧事業計画

## 10 社会教育施設災害復旧事業計画

## 11 その他災害復旧事業計画